

ある百姓の
覚見えん書きた

ある百姓の覚え書



片倉領内で流布された 1848 年の大小曆
 (本文 111 ページ参照)

丁卯年八月廿五日

渡部武光

嘉永四年五月十四日

一 松本藩政所所仕者多被別

給國而通 備建修各

甲州支那寺以度々し

名跡國の古跡多様

其物之より修

渡部武光

嘉永四年十月

石八中

水

白地と表けし字長十四寸、之寸仕し幅

計

後叙十二位し全軍

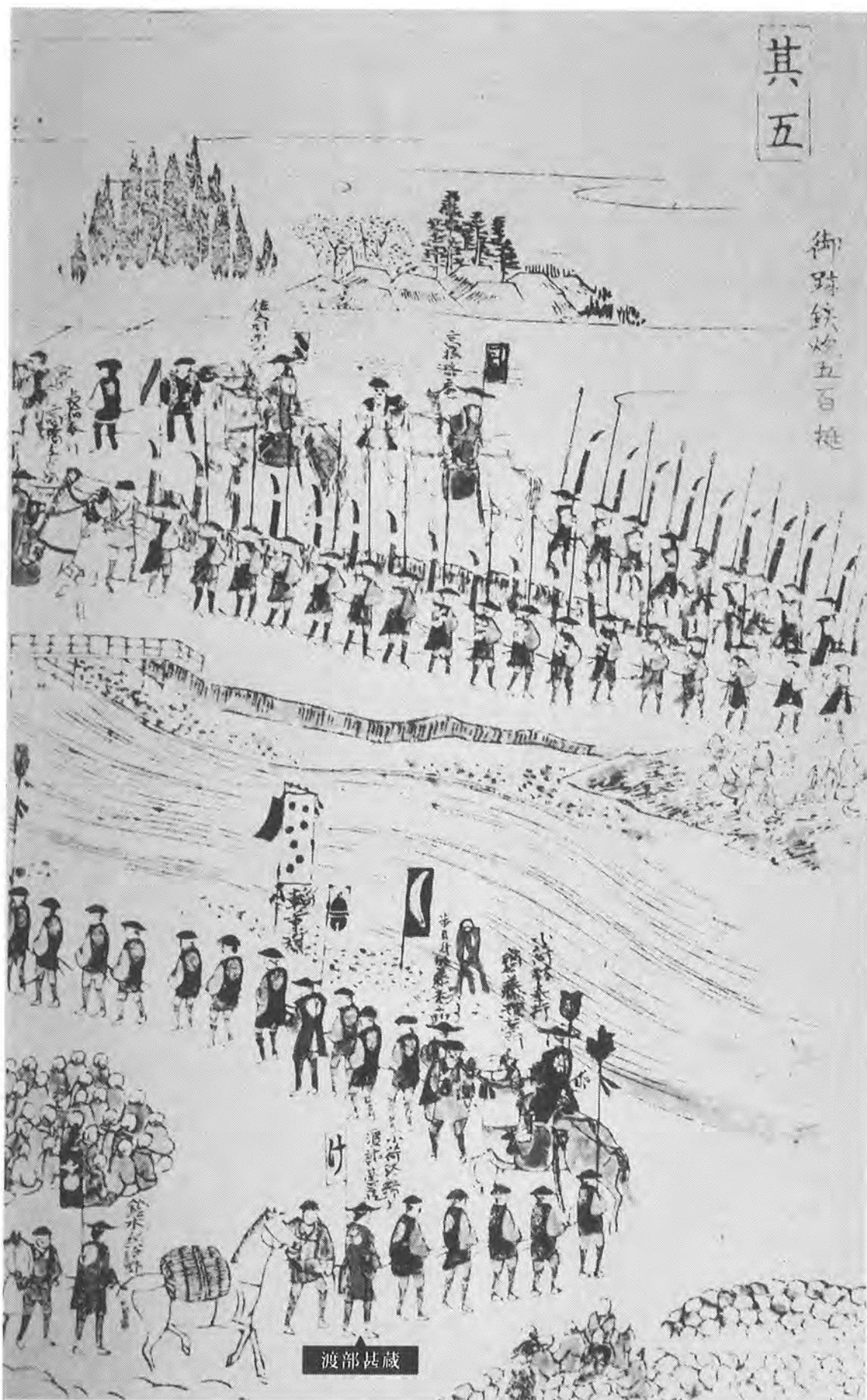
一 石之通形より度為十二月末

水地治印石海

原文見開き (本文 76 ページ参照)

其五

御跡鉄炮五百挺



渡部甚蔵

白石市文化財報告書第三集「白石城」練兵行軍之図より転写
(小荷駄締士渡部甚蔵)

発刊にあたって

この覚書は片倉領内白石中町に住し身分は百姓ながら商人として又、番外士格として享保時代より続いている渡辺家の七代甚蔵から九代義蔵まで、時代的には天保十年頃から明治九年頃までの幕末から明治初頭に掛けての約四十年間に亘る渡辺家が色々と体験した事象等を書き留めた記録であります。そして上梓に至った経緯は元白石市文化財保護委員長の中橋彰吾先生から渡辺さんでも読めそうと煽てられボンと背中を押された事に端を発するものです。実際解説を進めると仲々私には重荷となり中橋先生に校正と監修をお願いする事と成りました。そして先生が鬼籍に入られる半年程前の初春手元に届けて頂きました。従って先生の最後のお仕事に成ったのではないかと考えています。浅学な私でもこの覚書に接する事によって当時代の百姓商人達の苦勞がひしひしと伝わってくる思いが致します。藩政時代の特有な支配体制の仕組や片倉家の財政の厳しさも読み取れる好資料ではないかと思っております。又慶応四年八月領内の重立った商人達四名が越河の宿で四日間、一部の人達は八日間程軟禁された事実を故老達によって口伝として語り継がれて参りましたが其の顛末等がこの覚書に詳しく記されておりました。従って私の手元にそのまま埋もらせて置くのは惜しいと考えた次第です。更に一言付け加えれば当時代の歴史を鏡に映し出す時は様々な方向から光を当て映し捕える事が肝要かと思っております。今日までは片倉領内での支配階級の人達による資料が多く見受けられている一方で被支配階級の者達の資料が欠落していたのではないかと思われてなりません。そんな意味合いからも微かな一条の光となればと淡い期待をしております。それから注記として色々な語意については出来るだけ解る範囲で注釈を入れたり又、この覚書は私的な場面が多く見られ親戚縁者及領内の人達の名前が数多出てきますので私の知る限り後日の為と考え注記してみました。ついでに私なりに思い付いた愚見等も後書の所で述べさせて頂きますので私の知る限り後日の為と考え注記してみました。ついでに私なりに思い付いた愚見等も後書の所で述べさせて頂きます。度々思い拙い筆を取りました。中橋先生にはこの本をお見せ出来なかつた事は返す返すも無念でなりません。

合掌

平成二十五年

晩秋

渡辺 信男

目次

一、片倉領内で流布された一八四八年の大小畧曆	2
二、原文見開き	3
三、白石市文化財報告書第三集「白石城」練兵行軍之図より転写	4
四、発刊にあたって	6
五、凡例	7
六、本文	9
七、跋文（一〜五）	225
八、おわりに	242
九、付表	243
十、参考文献	248

凡例

- 一、覚書資料の中で「辺」の表記が「部」・「邊」と一定ではなく原文のままとしたが、他は現在使用されている「辺」に統一した。
- 一、翻刻文字の表記は原則として原文の通りとし変体仮名も原文のママとした。
- 一、異体字や古字は出来るだけそのままに、表記出来ないものは常用漢字に改めた。
- 一、意味不明や間違いと考えられる文字は改めず「ママ」と傍注を付けた。
- 一、解読できなかった文字は字数にしたがって□を付した。
- 一、本文中註記としたものは※印を付け下段にその註釈文を記した。一方符牒や註釈出来なかったものは不明と記した。
- 一、資料の引用文は「」でくくった。

渡辺家文書調査報告書『ある百姓の覚え書き』

【正誤表】(本文) ↓ (正)

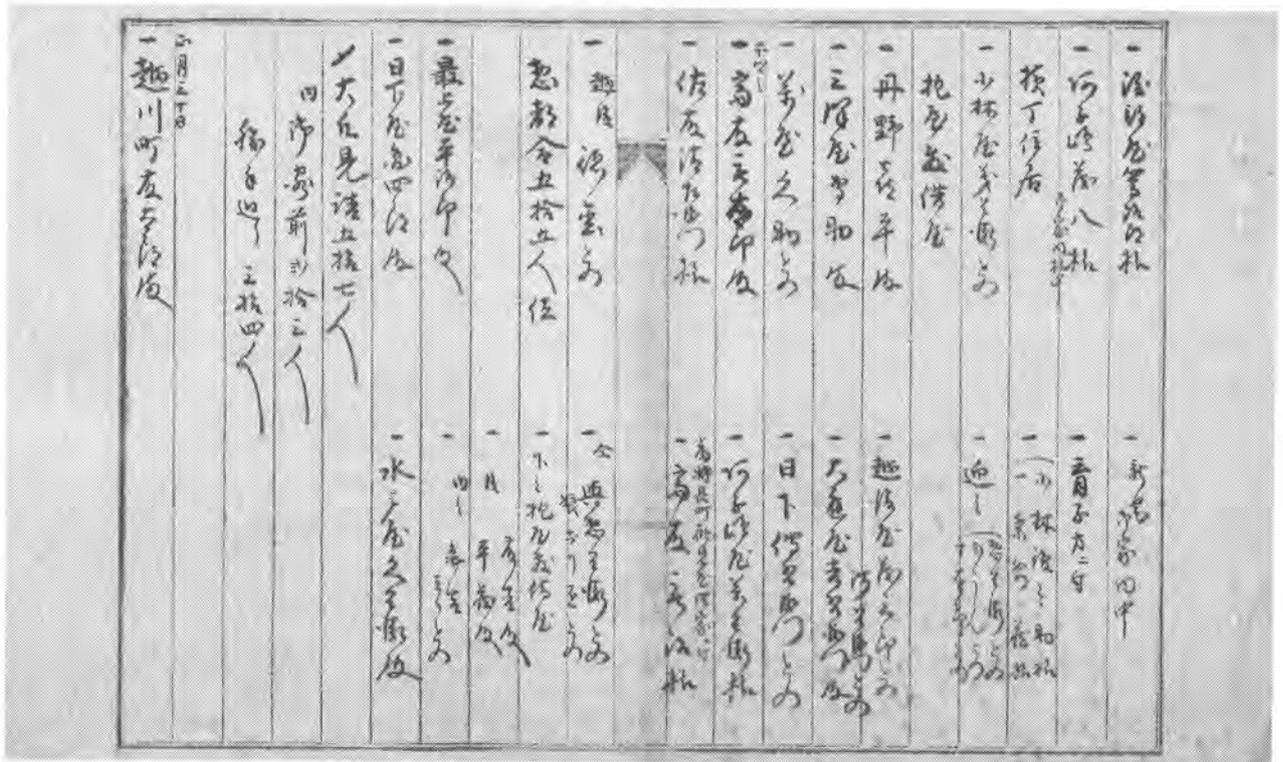
- ・ 10頁3行目 復之助様 ↓ 俊之助様
- ・ 12頁 註3 妻倉の舅 ↓ 妻倉の父
- ・ 14頁後ろから2行目 岩山操 ↓ 岩山操
- ・ 15頁1行目 復之助様 ↓ 俊之助様
- ・ 15頁後ろから5行目 借家 ↓ 借屋
- ・ 16頁4行目 復之助様 ↓ 俊之助様
- ・ 16頁9行目 清之丞殿 ↓ 清之丞殿
- ・ 17頁後ろから8行目 與兵衛殿佛 ↓ 與兵衛殿佛
- ・ 17頁後ろから4行目 貳貫九拾 ↓ 貳貫九百拾
- ・ 19頁2行目 代貳貫 ↓ 代貳貫
- ・ 23頁後ろから4行目 金二依テ ↓ 金二依テ
- ・ 25頁3行目 頼り ↓ 預り
- ・ 26頁後ろから1行目 其儀 ↓ 其義
- ・ 30頁後ろから2行目 成下渡度 ↓ 成下度
- ・ 31頁11行目 譯ケニテ ↓ 譯ケニテ
- ・ 33頁2行目 二年末 ↓ 二年末
- ・ 35頁8行目 其之數 ↓ 其上數
- ・ 35頁11行目 雨等 ↓ 雨もり等
- ・ 35頁14行目 二而ハ ↓ 二而者
- ・ 36頁1行目 置之通 ↓ 置候通
- ・ 36頁6行目 是茂末 ↓ 是茂末
- ・ 36頁13行目 二ハ ↓ 二者
- ・ 36頁15行目 勘定弁仕 ↓ 勘定仕
- ・ 37頁8行目 御屋敷類焼 ↓ 御屋敷御類焼
- ・ 39頁後ろから5行目 寄持 ↓ 寄持(ママ||特)
- ・ 42頁9行目 白石ニモ ↓ 白石町ニモ
- ・ 45頁1行目 下知相渡 ↓ 下知被相渡
- ・ 45頁8行目 候已上 ↓ 候已上
- ・ 46頁後ろから4行目 相佛勘定 ↓ 相佛勘定
- ・ 47頁2行目 鉄砲 ↓ 鉄炮
- ・ 47頁7行目 請佛 ↓ 請拂
- ・ 47頁8行目 隣郡 ↓ 臨郡
- ・ 49頁9行目 為置之 ↓ 為念之
- ・ 50頁12行目 儀兵殿 ↓ 儀兵衛
- ・ 50頁後ろから2行目 ものニ通り ↓ もの貳通り
- ・ 51頁4行目 廿五日 ↓ 廿五日吉
- ・ 51頁4行目 嫁之嫁 ↓ 嫁之嫁(ママ)
- ・ 52頁8行目 五十集卯平 ↓ 五十集屋卯平

- ・ 5 2 頁 1 3 行目 越後屋徳松 ↓ 越後 徳松
- ・ 5 4 頁 2 行目 来末 ↓ 来末
- ・ 5 7 頁 3 行目 弘化三年午 ↓ 弘化三年
- ・ 5 8 頁 1 行目 御屋敷普請 ↓ 御屋敷御普請
- ・ 6 1 頁 9 行目 御目見江 ↓ 御目見被
- ・ 6 2 頁 2 行目 鉄砲 ↓ 鉄砲
- ・ 6 5 頁 後ろから 4 行目 鉄砲 ↓ 鉄砲
- ・ 6 6 頁 2 行目 鉄砲 ↓ 鉄砲
- ・ 6 7 頁 9 行目 頼 ↓ 頼 (ママ || 預)
- ・ 7 9 頁 後ろから 5 行目 被下 ↓ 被成下
- ・ 8 3 頁 後ろから 6 行目 相済下候 ↓ 相済候ハ、
- ・ 8 3 頁 後ろから 6 行目 御用権 ↓ 御用捨
- ・ 8 4 頁 1 1 行目 同年 ↓ 同五年
- ・ 8 5 頁 6 行目 追々被罷成 ↓ 追々ニ罷成
- ・ 8 9 頁 1 行目 義蔵 ↓ 儀蔵
- ・ 8 9 頁 後ろから 7 行目 凋落 ↓ 調落 (ママ)
- ・ 9 0 頁 5 行目 三拾切二 ↓ 三拾切也
- ・ 9 0 頁 後ろから 6 行目 救構 ↓ 救構 (ママ)
- ・ 9 0 頁 後ろから 6 行目 二而 ↓ 二付
- ・ 9 2 頁 2 行目 取子 ↓ 取子 (ママ || 扇子)
- ・ 9 2 頁 5 行目 め拾三 ↓ め金拾三
- ・ 9 2 頁 後ろから 1 行目 取利 ↓ 取利 (ママ || 元利)
- ・ 9 4 頁 7 行目 罷せ板 ↓ 羅せ板
- ・ 9 4 頁 9 行目 子三月置 ↓ 子四月
- ・ 9 4 頁 9 行目 白罷せ板 ↓ 白羅せ板
- ・ 9 4 頁 1 1 行目 白罷せ板 ↓ 白羅せ板
- ・ 9 4 頁 1 1 行目 N孫吉 ↓ 孫吉
- ・ 9 4 頁 1 3 行目 二而 ↓ 二付
- ・ 9 4 頁 1 4 行目 白罷せ板 ↓ 白羅せ板
- ・ 9 4 頁 後ろから 1 行目 子四月 ↓ 子十月
- ・ 9 5 頁 1 0 行目 候様江 ↓ 候様被
- ・ 9 7 頁 8 行目 御地領 ↓ 御地領 (ママ || 御他領)
- ・ 9 7 頁 後ろから 1 行目 傳衛門 ↓ 傳右衛門
- ・ 9 8 頁 1 行目 頼 ↓ 頼 (ママ || 預)
- ・ 9 8 頁 3 行目 御頭 ↓ 御改
- ・ 9 8 頁 註 1 御頭 ↓ 御改
- ・ 9 8 頁 8 行目 傳衛門 ↓ 傳右衛門
- ・ 9 9 頁 1 1 行目 一圓 ↓ 〈一字下げる〉
- ・ 9 9 頁 後ろから 1 行目 仕下候穀物 ↓ 仕候ハ、穀物
- ・ 1 0 0 頁 9 行目 異議 ↓ 異義
- ・ 1 0 1 頁 1 行目 不及吟味方 ↓ 不及吟味二方

- ・ 102 頁 6 行目 折 ↓ 折 (ママ 新)
- ・ 106 頁 7 行目 且 ↓ 且
- ・ 107 頁 4 行目 彦助様方 ↓ 彦助方
- ・ 107 頁 10 行目 平治郎御寄合 ↓ 平治郎様御寄合
- ・ 107 頁 後ろから 2 行目 確ト ↓ 稔ト
- ・ 108 頁 2 行目 確ト ↓ 稔ト
- ・ 109 頁 3 行目 済切し ↓ 済切ニ
- ・ 109 頁 4 行目 通 ↓ 通り
- ・ 109 頁 後ろから 3 行目 別而傳言 ↓ 別而御傳言
- ・ 110 頁 9 行目 紙面有之 ↓ 紙面有リ
- ・ 111 頁 後ろから 1 行目 写曆用紙 ↓ 写曆御用紙
- ・ 113 頁 後ろから 1 行目 源次郎 ↓ 源治郎
- ・ 114 頁 2 行目 喜治郎 ↓ 善治郎
- ・ 115 頁 4 行目 喜治 ↓ 善治
- ・ 118 頁 6 行目 且 ↓ 且
- ・ 119 頁 3 行目 且 ↓ 且
- ・ 121 頁 9 行目 此未 ↓ 此未
- ・ 122 頁 13 行目 相成候成處 ↓ 相成候處
- ・ 125 頁 後ろから 5 行目 通り指支 ↓ 通り御指支
- ・ 132 頁 後ろから 2 行目 且 ↓ 且
- ・ 132 頁 後ろから 1 行目 借入 ↓ 借人
- ・ 133 頁 後ろから 2 行目 下候難成 ↓ 候ハ、難成
- ・ 136 頁 後ろから 4 行目 通勘定 ↓ 通り勘定
- ・ 139 頁 13 行目 先ニより ↓ 先々より
- ・ 146 頁 10 行目 願上 ↓ 願申上
- ・ 147 頁 5 行目 ござ番 ↓ こと (古登)
- ・ 149 頁 8 行目 被而も ↓ 候而も
- ・ 151 頁 後ろから 3 行目 割、ヅ ↓ 割トシテ
- ・ 153 頁 註 3 ここでは述べる「半高御取揚之義」の意味は、150 頁にある「半高被召上」のことを指している。
- ・ 153 頁 後ろから 5 行目 割合ヲ以指向 ↓ 御割合ヲ以御指向
- ・ 154 頁 9 行目 質物ニ相頼 ↓ 質物ニ被相頼
- ・ 154 頁 10 行目 手元江預リ ↓ 手元江御預リ
- ・ 155 頁 後ろから 1 行目 重金 ↓ 唐金
- ・ 160 頁 註 1 「御上地」 ↓ この解釈としては、家臣 (今泉) の領地を領主 (片倉家) が召しあげた土地のことか。
- ・ 161 頁 後ろから 1 行目 上ん ↓ 上ル
- ・ 162 頁 3 行目 上ん ↓ 上ル

- ・ 162 頁13 行目 且ツ ↓ 且ツ
- ・ 162 頁後ろから2 行目 賣鉢 ↓ 賣鉢(ママハ鉢)
- ・ 163 頁12 行目 此未 ↓ 此未
- ・ 163 頁14 行目 殿江 ↓ 殿被
- ・ 169 頁5 行目 仰渡二付 ↓ 仰渡候二付
- ・ 173 頁1 行目 子十二月土格 ↓ 子十二月
- ・ 174 頁後ろから2 行目 戈田塩 ↓ 才田塩
- ・ 174 頁註4 戈田塩 ↓ 才田塩
- ・ * 「才田塩」は、「斎田塩(さいだじお)」のことで、
阿波国撫養(むや、現徳島県鳴門市)で生産された
塩。
- ・ 177 頁6 行目 市蔵 ↓ 市蔵(ママ)
- ・ 178 頁10 行目 且 ↓ 且
- ・ 178 頁後ろから3 行目 且 ↓ 且
- ・ 180 頁4 行目 貸家 ↓ 借家
- ・ 183 頁4 行目 イ ↓ 異(ルビハイ)
- ・ 186 頁5 行目 吟味 ↓ 吟味(ママハ味噌)
- ・ 187 頁3 行目 御書役 ↓ 御出役
- ・ 188 頁註1 八代目善則 ↓ 八代目善則
- ・ 188 頁12 行目 老メ ↓ 老貫
- ・ 188 頁後ろから2 行目 三拾八才 ↓ 三拾八歳
- ・ 189 頁3 行目 廿九才 ↓ 廿九歳
- ・ 189 頁後ろから6 行目 候知行 ↓ 候御知行
- ・ 194 頁3 行目 渡邊屋 ↓ 渡部屋
- ・ 195 頁後ろから3 行目 御書役 ↓ 御出役
- ・ 196 頁12 行目 御本メ ↓ 御本メ
- ・ * 「本メ(もとじめ)」
- ・ 197 頁12 行目 渡邊 ↓ 渡部
- ・ 218 頁1 行目 可申候間 ↓ 可申上候間

ある百姓の覚え書



2

1

- 一 渡部屋篤治郎様
- 一 阿子嶋茂八様 御家内様中
- 横丁住居
- 一 小林屋義兵衛との抱屋敷借屋
- 一 丹野喜平殿
- 一 三澤屋専助殿
- 一 萬屋久助との 本郷之
- 一 齊藤庄太郎殿
- 一 佐藤清左衛門様
- 一 新宅御家内中
- 一 育子方二付
- 一 (一) 小林復之助様 一条要蔵様
- 一 迎え (抱兵衛との おこんどの 十太郎との)
- 一 越後屋茂三郎との 浅右衛門との
- 一 大庭屋吉右衛門殿
- 一 日下傳右衛門殿
- 一 阿子嶋屋萬兵衛様 註2 當時長町鶴見屋借家二付
- 一 齊藤庄治様
- 一 全 與惣兵衛との 娘おりをとの
- 一 下之抱屋敷借屋
- 一 後 藤吉殿 平蔵殿
- 一 内之 龜吉 はらとの
- 一 水戸屋久兵衛殿 註3
- 一 最上屋平治郎殿
- 一 日下屋圓四郎殿
- メ大凡見詰五拾七人
- 内御寄前式拾三人
- 勝手廻り三拾四人
- 正月三十日
- 一 越川町藤太郎殿

註1 『三澤屋専助』本町角阿子嶋九郎治(本陣)の南隣りに住し、後に旧国道(四号線)角に移り精肉店其の後齒科医業を経営した。新町三沢屋銀之丞の分家筋。

註2 『阿子嶋屋萬兵衛』中町米竹三次郎(檢断)の北隣りに住し染物業を営む。明治中期頃本町横町角に移り阿子萬商店として雜貨元物商を経営した。

註3 『水戸屋久兵衛』本町菅野屋の北隣り(現在高塾)に住し染物業を営む。昭和に入ってから本郷不澄ヶ池に移り大森製糸場を起業したが昭和年代の後期廃業した。(大森徳太郎・久徳)

一 御油五升入ニテ地拂夕才文伊達出し余慶致候節ニハ
 御役代手前持ニテ夕才文ニマテ満け遣ス筈
 一 當御町勘定ニ付役定
 一 居かかり屋敷壹軒ハ 年貢屋敷
 一 抱屋敷半軒ハ 下之傳右衛門殿雇
 同人方ニテ役相勤メ申筈諸入料ハ手前ヨリ
 相出シ申筈
 一 抱屋敷半軒ハ 當時小肝入方へ相頼
 役前月雇ニ致置候
 右正月晦日小肝入正兵衛殿へ直談之上
 相頼置候事
 天保拾年亥拾二月七日
 一 御家老 本澤平右衛門様
 一 出入司 矢内太郎左衛門様
 右御兩人様御登仙ニテ
 御城下大町檢斷青山五左衛門殿取持ヲ以
 京屋弥兵衛殿宮城屋新右衛門殿右兩人ヨリ
 一金五百兩借主米竹三治郎殿手前右兩人

4 3

一 當御町勘定ニ付役定
 一 居かかり屋敷壹軒ハ 年貢屋敷
 一 抱屋敷半軒ハ 下之傳右衛門殿雇
 同人方ニテ役相勤メ申筈諸入料ハ手前ヨリ
 相出シ申筈
 一 抱屋敷半軒ハ 當時小肝入方へ相頼
 役前月雇ニ致置候
 右正月晦日小肝入正兵衛殿へ直談之上
 相頼置候事
 天保拾年亥拾二月七日
 一 御家老 本澤平右衛門様
 一 出入司 矢内太郎左衛門様
 右御兩人様御登仙ニテ
 御城下大町檢斷青山五左衛門殿取持ヲ以
 京屋弥兵衛殿宮城屋新右衛門殿右兩人ヨリ
 一金五百兩借主米竹三治郎殿手前右兩人

註1 「夕才文」多載文、滿載の意か
 註2 「御役代」物品の通行税の様な雑税（役料）
 註3 「居かかり屋敷」（居懸り屋敷）現在そこに居住している屋敷（土地）
 註4 「年貢屋敷」屋敷等に関する全ての租税が課されている屋敷（土地）
 註5 「抱屋敷」他人の屋敷を譲り受け保有している屋敷（土地）
 註6 「小肝入」肝入の補佐役。一村中で地域の広さや地理的な条件で二人以上の肝入を必要とした場合各小区にこれを置き支配させた

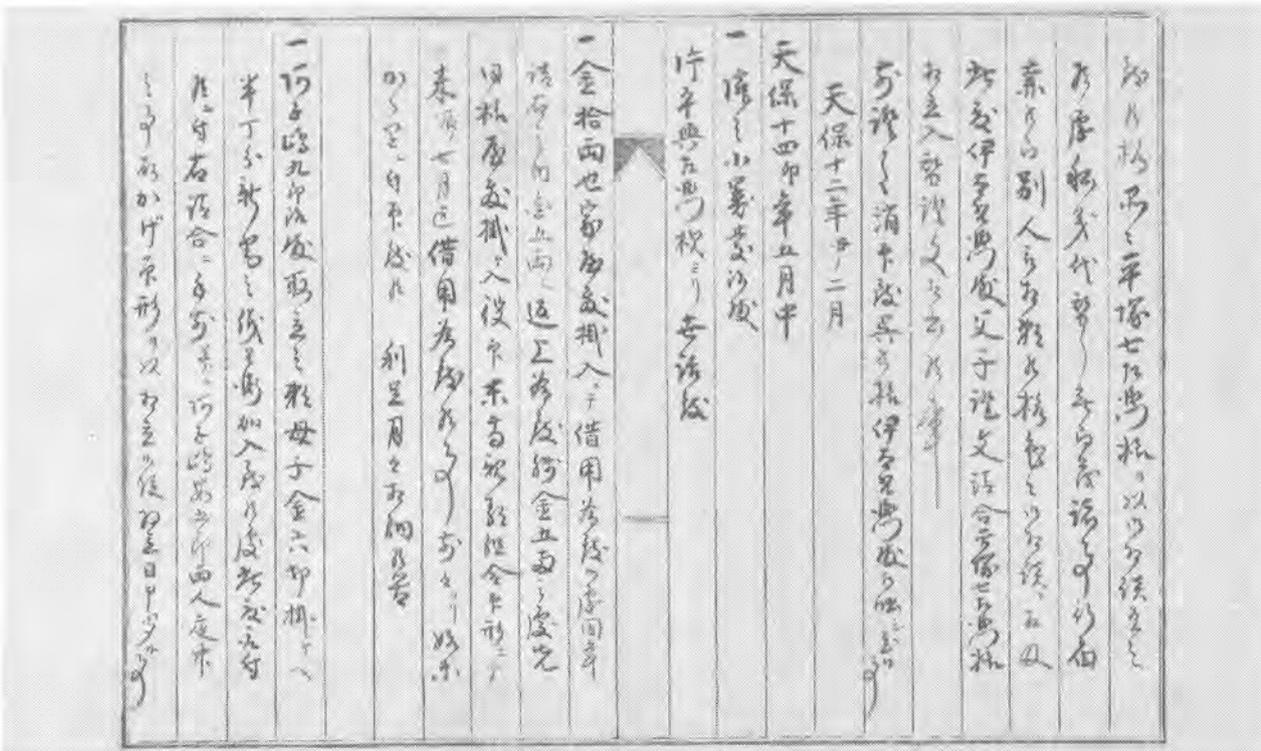
光阿明論善信士御佛様御代
 一 光阿明論善信士御佛様御代
 隣之本案伊太右衛門殿江口入ニテ古本町今泉
 玄祐様金子借用為致候由之處段々難波二
 相及其後年府相成居候由之處引統難波
 二テ此度相改証文入替為致度趣ニテ私口入
 被仰付直々登仙仕借請申候處翌子ノ四月
 廿五日米竹三治郎殿手前名代ニ上西良吉殿
 相頼兩人ニテ罷登リ勘定之上相渡シ申候證文
 請取消印之上三治郎殿ヲ以出入司
 片平與左衛門様へ指上申候事
 天保十一年子ノ四月廿八日
 天保十年亥春
 一 本案伊太右衛門殿五十集四分間屋江
 仰付候節
 常磐崎様ヨリ御手形式拾両拝借仕候節
 右請合宮佐藤清左衛門殿米竹三治郎殿
 相立候處右證人二人同人相頼候節頼證文
 清左衛門殿手前兩人ニテ遣置候事
 内御手形拾兩 亥詰上金仕候
 天保十一年四月廿八日
 天保十年亥春
 一 本案伊太右衛門殿五十集四分間屋江
 仰付候節
 常磐崎様ヨリ御手形式拾兩拝借仕候節
 右請合宮佐藤清左衛門殿米竹三治郎殿
 相立候處右證人二人同人相頼候節頼證文
 清左衛門殿手前兩人ニテ遣置候事
 内御手形拾兩 亥詰上金仕候

6

5

被仰付直々登仙仕借請申候處翌子ノ四月
 廿五日米竹三治郎殿手前名代ニ上西良吉殿
 相頼兩人ニテ罷登リ勘定之上相渡シ申候證文
 請取消印之上三治郎殿ヲ以出入司
 片平與左衛門様へ指上申候事
 天保十一年子ノ四月廿八日
 天保十年亥春
 一 本案伊太右衛門殿五十集四分間屋江
 仰付候節
 常磐崎様ヨリ御手形式拾兩拝借仕候節
 右請合宮佐藤清左衛門殿米竹三治郎殿
 相立候處右證人二人同人相頼候節頼證文
 清左衛門殿手前兩人ニテ遣置候事
 内御手形拾兩 亥詰上金仕候

註1 『五十集四分間屋』海産物一手販売免許のある問屋で四分一間屋は手数料を二割五分取る事が出来た。魚売商人は問屋、店売り、振り売り等があった。
 註2 『常磐崎』片倉家九代片倉十部景貞の隠居屋敷。お城の西北部にあったと云われている。
 註3 『佐藤清左衛門』渡辺家六代儀蔵善治の妻倉の舅、宮村(蔵王町)の肝入検断。
 註4 『米竹三治郎』中町の検断役、現在米竹米店として眞貨業も営む。
 註5 『詰上金』片倉家に対しての一種の上納金か。
 註6 『光阿明論善信士』六代目渡辺儀蔵善治(改め義左衛門)の戒名。四代義兵衛定友の嫡男。中興の祖、天保八年十月十四日卒。
 ※参考に渡辺氏家系図付表記載参照。
 註7 現在の本町通り西側、即ち旧四号線通り



8

7

致候様品々平塚七左衛門様ヲ以御相談有之候處私義代替り無而茂諸事行届

兼候而別人被相頼候様色々御相談二相及

此度伊太右衛門殿父子証文請合平塚七左衛門様相立入替証文相出候事

前證文消印致候様伊太右衛門殿相咄シ置候事

天保十二年丑ノ二月

天保十四卯年五月中

一隣之小関慶治殿

片平與左衛門様ヨリ世話致

一金拾両也家屋敷掛入ニテ借用為致候處同年

詰右之内金五両也返上為致殘金五両之處先

同様屋敷掛ケ入役印末書親類組合印形ニテ

来辰ノ七月迄借用為致候事前々ヨリ始末

か、里二付印致候 利足月々相納候筈

一阿子嶋九郎治殿取立之頼母子金六切掛ケヘ

半丁分新宅之儀兵衛加入致候處此度取付候

二付右請合ニ手前并二阿子嶋安五郎兩人夜中

之事故かけ印形ヲ以相立候段翌日申聞候事

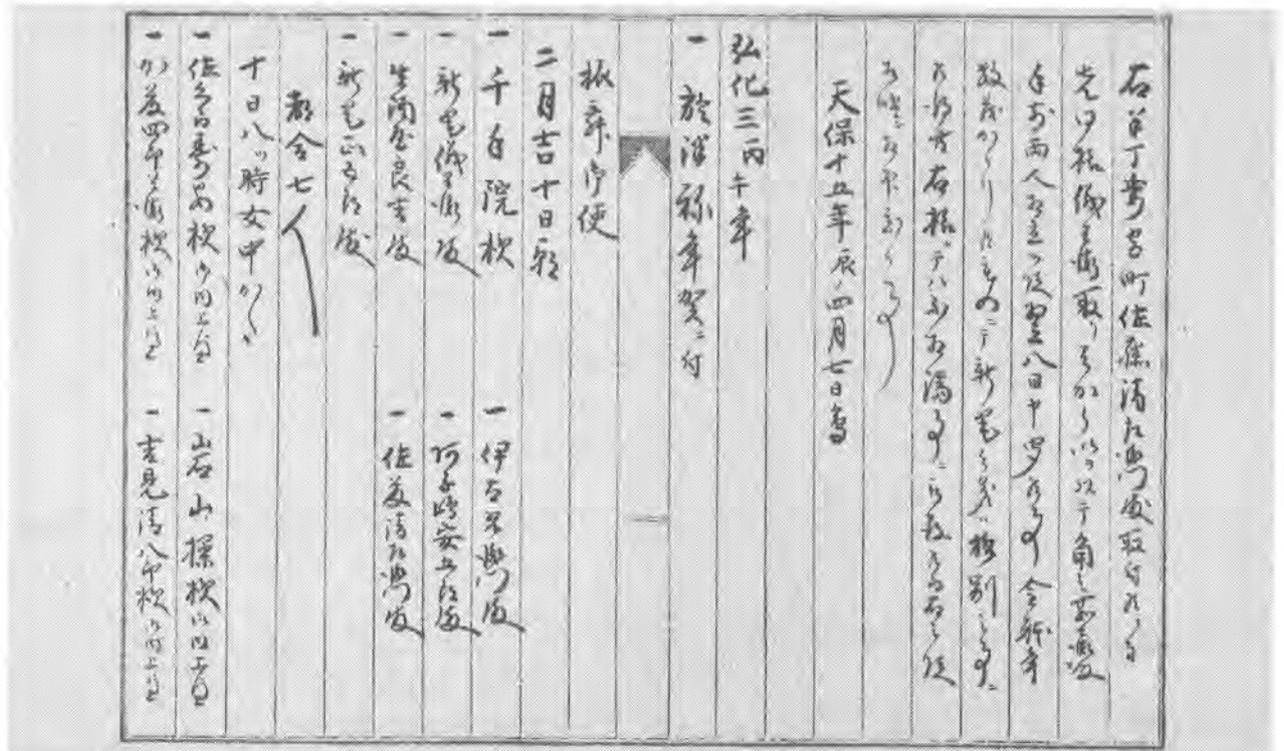
註1 「家屋敷掛入」家土地を抵当に
入れること。

註2 「阿子嶋九郎治」本町角にて代々
本陣として旅籠屋を営む。現在
實業を営む。

註3 「頼母子」金融を目的とする購
の一種。語源は「田の裏」又「頼
む」から出たと云われる。一定
の日に集まって一定の金銭を積
み立て入札等によって決まった
金額を受け取る事が出来る。一
度融通を受けた物は抽籤権を失
い積み立てする義務が残る仕組
み。段々庶民金融として発展し
た。

註4 「取付」入れ札が当たって金銭
を受け取れる事

註5 「かけ印形」裏印と同類語か？
表の文面を保証する為に署名捺
印する事。



10

9

右半丁步宮町佐藤清左衛門殿取付候二付
 先同様儀兵衛取りはからいヲ以テ角之甚兵衛殿
 手前兩人相立候段翌八日申聞候事全体年
 数茂か、り候ものニテ新宅之義ハ格別之事ニ
 候得共右様ニテハ不相濟事ニ被存候間右之段
 相咄シ相印置候事

天保十五年辰ノ四月七日会

弘化三丙午年

一於津祢年賀二付

振舞御使

二月吉十日朝

一千手院様

一新宅儀兵衛殿

一生酒屋良吉殿

一新宅正五郎殿

都合七人

十日八ツ時女中かた

一佐久間寿安様御内上さま

一加藤四郎兵衛様御内上さま

註1 『角之甚兵衛』高橋屋甚兵衛、中町角屋敷で平成まで書籍、文具を経営。跡地は現在「すまいる広場」となっている。通称高基本屋と呼ばれた。

註2 『原文』は、咄の異体字、話のこと。

註3 『於津祢』渡辺家七代甚蔵善伴の後妻。福島県梁川町八巻伴蔵の三女。時には「常」又は「つね」とも記す。

註4 『千手院』巨理町の巨理家の古い呼称。慶長七年十二月片倉小十郎の白石移封に従い白石に移り白石城の鬼門に当る現在の地に巨理山千手院（聖護院派修験場）を開いた。現在歯科医院を開業している。

註5 『伊太右衛門』渡辺甚蔵の隣りで渡辺の本家。中町の組頭。渡辺伊太右衛門。

註6 『新宅儀兵衛』文化八年（一八一一年）渡辺家四代義兵衛定友長女寿久に村田山田専助次男輝如（初代佐吉）を迎え、中町筋向いに分家しその嫡男。所謂二代目佐吉儀兵衛善言。

註7 『阿子嶋安五郎』六代渡辺儀善治の三男敬美（幼名安五郎）が長町の阿子嶋彦太郎知義の聲雙子となる。所謂、阿子嶋家五代彦助。

註8 『酒屋良吉』本町にて紙の中搦商等を営む。上西家一族。六代渡辺儀善治の三女利恵が良吉の息子良孝に嫁す。

註9 『新宅正五郎』六代渡辺儀善の五男善成の幼名である。正五郎は中町新宅二代目佐吉善言の養子になる。所謂三代目佐吉善成。

註10 『佐久間寿安』白石城下御免町に町医者として住居。二代渡辺甚蔵定光の娘、常が嫁す。

一岩山様御内上さま

一吉見清八郎様御内上さま

一 佐藤伊右衛門殿 御内上さま
 一 一条要藏様 御内上さま
 此両家ハ育子方ニ付
 一 生酒屋良吉殿 御袋さま
 一 米竹三治郎殿 御袋さま
 一 阿子嶋茂八殿 御内上
 一 佐藤栄助殿 御内上
 一 関谷喜兵衛殿 御内上
 〆拾九人
 全吉十一日八ッ時
 一 生酒屋安右衛門殿 御内上
 一 高橋屋甚兵衛殿 免以
 一 隣之卯兵衛殿 嫁
 一 米竹三治郎殿 御内上
 一 本家平八殿 御内上御
 一 鈴木惣右衛門殿 御袋さま
 一 迎之十太郎殿 御内義
 一 信濃屋正兵衛殿 御内義
 一 佐藤彦三郎殿 御内上
 一 茂三郎殿 御内上
 一 小林復之助様 ばばさま
 一 高橋屋甚兵衛殿 御内上
 一 本家伊太右門殿 御内上
 一 阿子嶋兵四郎殿 御内上
 一 佐藤栄治殿 御内上
 一 新宅茂三郎殿 御内上
 一 同苗龜吉殿 御内上
 一 隣之貞右門殿 御嫁
 一 小関屋慶治殿 御内上
 一 阿子嶋萬兵衛殿 御内上
 一 山田屋銀藏殿 御内上
 一 借家十四郎殿 御袋
 一 佐竹屋惣兵衛殿 病氣ニ付控
 一 渡辺屋篤治郎殿 御内上
 一 大庭屋正治郎殿 御内上
 一 鶴見屋喜八郎殿 御内上

一 佐藤伊右衛門殿 御内上さま
 一 一条要藏様 御内上さま
 此両家ハ育子方ニ付
 一 生酒屋良吉殿 御袋さま
 一 米竹三治郎殿 御袋さま
 一 阿子嶋茂八殿 御内上
 一 佐藤栄助殿 御内上
 一 関谷喜兵衛殿 御内上
 〆拾九人
 同吉十一日八ッ時
 一 生酒屋安右衛門殿 御内上
 一 高橋屋甚兵衛殿 免以
 一 隣之卯兵衛殿 嫁
 一 米竹三治郎殿 御内上
 一 本家平八殿 御内上御
 一 鈴木惣右衛門殿 御袋さま
 一 迎之十太郎殿 御内義
 一 信濃屋正兵衛殿 御内義
 一 佐藤彦三郎殿 御内上
 一 茂三郎殿 御内上
 一 小林復之助様 ばばさま
 一 高橋屋甚兵衛殿 御内上
 一 本家伊太右門殿 御内上
 一 阿子嶋兵四郎殿 御内上
 一 佐藤栄治殿 御内上
 一 新宅茂三郎殿 御内上
 一 同苗龜吉殿 御内上
 一 隣之貞右門殿 御嫁
 一 小関屋慶治殿 御内上
 一 阿子嶋萬兵衛殿 御内上
 一 山田屋銀藏殿 御内上
 一 借家十四郎殿 御袋
 一 佐竹屋惣兵衛殿 病氣ニ付控
 一 渡辺屋篤治郎殿 御内上
 一 大庭屋正治郎殿 御内上
 一 鶴見屋喜八郎殿 御内上

註1 「関谷喜兵衛」中町で旅館屋を営み現在は薬店を営んでいる。

註2 「新宅茂三郎」関谷喜兵衛の分家筋、隣の屋敷に住居す。

註3 「生酒屋安右衛門」本町にて上西家の宗家として代々安右衛門を襲名している。

註4 「隣之卯兵衛」五十集屋卯兵衛として中町渡辺屋甚蔵の二軒南隣りで魚店を営業していた。

註5 「小関屋慶治」中町渡辺屋の南隣に住居す。絵師雲洋（小関多利三郎）の生家。

註6 「鈴木惣右衛門」中町に明治時代金物、荒物商として大惣と呼ばれた。跡地は旧八百忠本店の駐車場周辺。

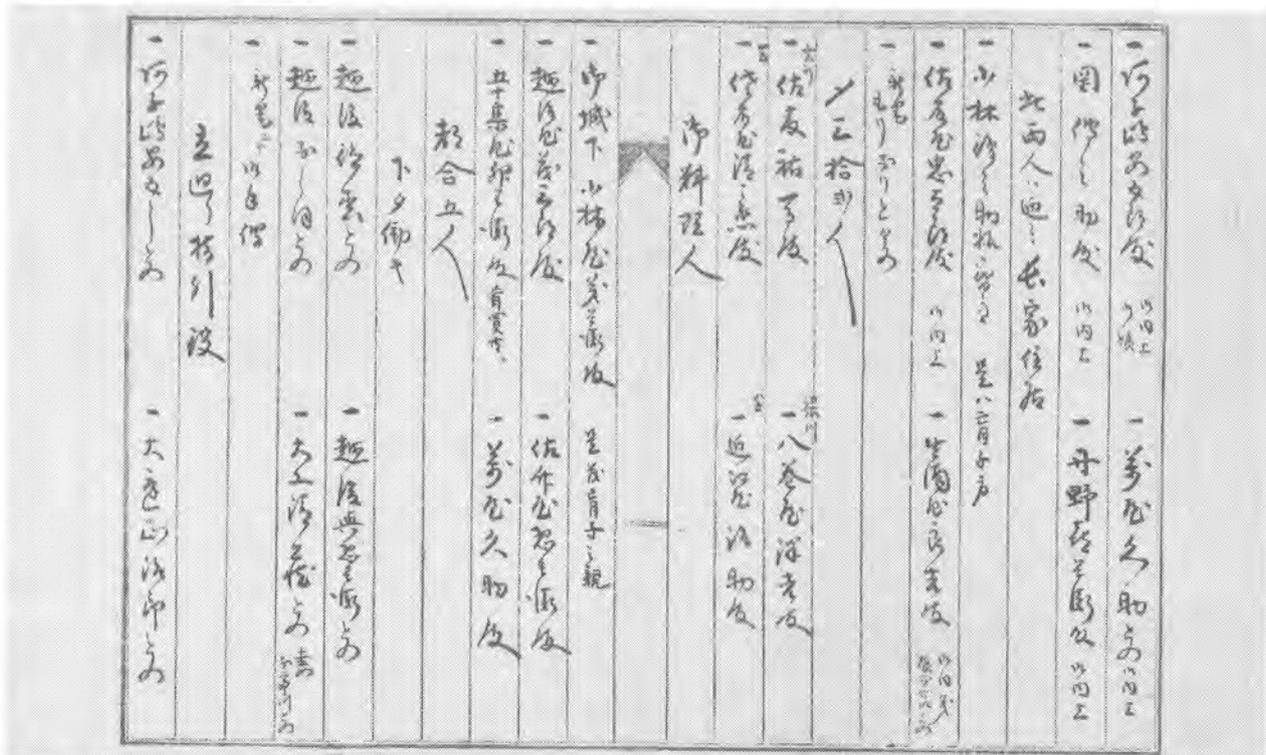
註7 「佐竹屋惣兵衛」中町渡辺屋の斜め向いに住居し料理を生り業としていた。所謂白石城下の料理人。

註8 「信濃屋正兵衛」中町から昭和初期本町に移転し現在瀬戸物商を営んでいる。

註9 「佐藤彦三郎」中町にて昭和年代まで履物業を営業していた。

註10 「大庭屋正治郎」中町にて米穀商を営み、現在屋敷裏にてスポーツ用品店を営んでいる。表屋敷は七十七銀行白石支店舖。

註11 「鶴見屋喜八郎」長町彦助横丁角にて昭和中期頃まで小間物商を営業していた。彦助横丁角鶴見屋は現在鈴木ミシン器店となっている。



- 一阿子嶋安五郎殿 御内上 御娘
- 一岡傳之助殿御内上
- 一丹野喜兵衛殿御内上
- 一小林復之助様御袋さま
- 一佐藤屋忠太郎殿御内上
- 一新宅もりおりととの
- 一桑折佐藤祐馬殿
- 一宮佐藤屋清之蒸殿
- 料理人
- 一御城下小林屋義兵衛殿
- 一越後屋茂三郎殿
- 一五十集屋卯兵衛殿着買共二
- 都合五人
- 下夕働キ
- 一越後徳松との
- 一越後おし保との
- 一新宅ニテ御手傳
- 立廻り指引役
- 一阿子嶋安五郎との
- 一萬屋久助との御内上
- 一丹野喜兵衛殿御内上
- 一萬屋久助との御内上
- 一丹野喜兵衛殿御内上
- 一小林復之助様御袋さま
- 是ハ育子方
- 一生酒屋良吉殿 御内義 娘おせいとの
- 一梁川八巻屋澤吉殿
- 一宮近江屋治助殿
- 料理人
- 一御城下小林屋義兵衛殿
- 是茂育子之親
- 一越後屋茂三郎殿
- 一佐竹屋惣兵衛殿
- 一萬屋久助殿
- 都合五人
- 下夕働キ
- 一越後徳松との
- 一越後與惣兵衛との
- 一大工清藏との 妻 お幸川との
- 一阿子嶋安五郎との
- 一大庭正治郎との

註1 「原文」は、袋の異体字、即ち母の尊敬語。
 註2 「佐藤屋忠太郎」中町にて太物呉服店を営む。現在跡地は旧フレンジ社電機店となっている。
 註3 「佐藤祐馬」福島県桑折町の本陣。
 註4 「八巻屋澤吉」渡辺家七代甚蔵の後妻於津弥の実家（福島県梁川町）
 註5 「佐藤屋清之蒸」宮村（蔵王町）の肝入検断佐藤清左衛門の親戚。

一新宅正五郎との
 一 大工銀 花との
 一 三澤屋専助との
 一 拾人
 一 一家内拾五人
 此度之肴買ニ肴屋卯兵衛殿相頼
 二月吉六日九日二帰リ右買方左ニ
 一 御手形五拾巻切ト代百七拾文
 右ハ御城下木町小林屋三藏殿拂
 別紙仕切書在リ
 一 御手形五切式朱ト代拾五文
 一 代百文
 以己多け
 一 代九拾文
 右三口川原町八百屋與兵衛殿佛
 別紙仕切書在リ
 一 代貳貫百八拾八文
 右者御役駄ちんメ高
 但シ眞高貳貫九拾七文巻駄ニテカ、利ヲ
 卯兵衛殿保まち肴有之四ツ割三ツ手前ヨリ
 出し巻ツハ同人方ヨリ相出シ候ニ付如斯し
 一 御手形巻切ト代百文

一御手形巻切ト代百文

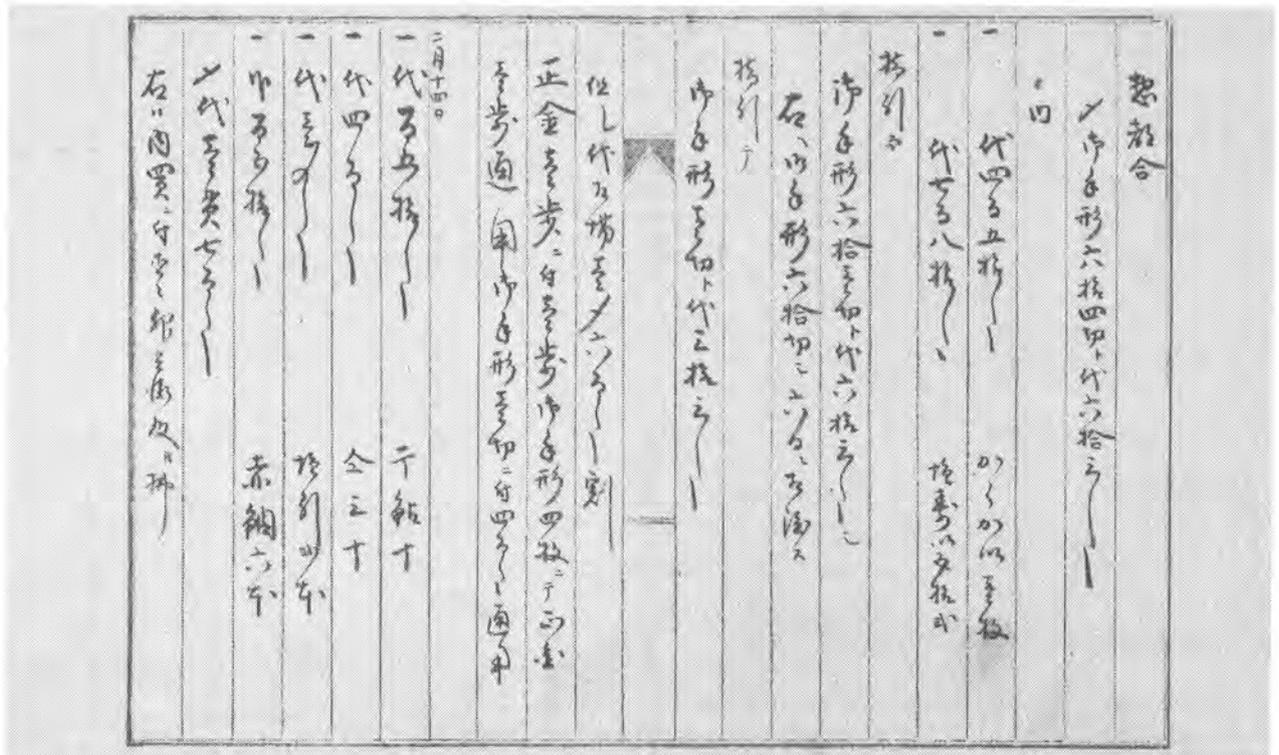
（者多古尔達大凡之見詰
但シ式夜分

一新宅正五郎との
 一 大工銀藏との
 一 三澤屋専助との
 一 拾人
 一 一家内拾五人
 此度之肴買ニ肴屋卯兵衛殿相頼
 二月吉六日九日二帰リ右買方左ニ
 一 御手形五拾巻切ト代百七拾文
 右ハ御城下木町小林屋三藏殿拂
 別紙仕切書在リ
 一 御手形五切式朱ト代拾五文

註1 「大工銀藏」山田屋銀藏、中町
 渡辺屋より北方へ三四軒先鈴
 木惣右衛門の隣に住居する。
 職業は大工。

一 御手形五切式朱ト代拾五文
 一 代百文
 以己多け
 一 代九拾文

註2 「以己多け」岩茸、深山の岩面
 に生じ扁平な葉状円形で干して
 貯え食用とする。
 註3 「赤か祢能小飛」
 やくし巻ツ
 註4 「赤か祢能小飛」
 さな約文字。
 註5 「者多古」はたご、旅籠。



18

17

惣都合

御手形六拾四切ト代六拾三文

内

一 代四百五拾文 から^甲か以巻枚

一 代七百八拾文 塩^{註2}壽以五拾式

指引而

御手形六拾巻切ト代六拾三文也

右へ御手形六拾切也六日二相渡ス

指引テ

御手形巻切ト代三拾三文

但し代相場巻貫六百文割

正金壹歩二付壹歩御手形四枚ニテ正金

壹歩通用御手形巻切二付四百文通用

二月十四日

一代百五拾文 千點十

一代四百文 同三十

一代壹貫文 塩引式本

一代百五拾文 赤鯛六本

代壹貫七百文

右ハ内買二付直々卯兵衛殿江拂

註1 「からか以」不詳
註2 「塩壽以」塩仕立のお吸い物か

二月十六日

一代抄多之白抄抄り
 一 代抄抄り
 一 代三拾文
 一 代式貫三百八拾壹文
 石ハ八百屋もの代ノ高
 一 代五百九拾式文
 石ハ別紙書出し在リ
 石御振舞申手傳申請候謝禮左ニ
 一 二月吉六日立九日帰り肴買九日夕ヨリ十日十日夕
 十一日十一日夕
 惣都合七日半 但し晩ハ半日見詰
 此謝禮御手形巻両歩ト手拭巻本
 石肴屋卯兵衛殿へ
 一九日夕ヨリ十日十日夕十一日十一日夕
 十二日跡かた付外手傳
 外 二十五日伊勢講寄合
 都合五日見詰

二月十六日

一代二貫三百式拾九文 書出シメ高

一代式拾式文 玉子式ツ

一代三拾文 註トふ婦五丁

右式口ハ付おちニ付通より出ス

一代式貫三百八拾壹文

右ハ八百屋もの代ノ高

列而書出し在リ 八百屋圓四郎殿拂

一代五百九拾式文

右同断別紙書出し在リ八百屋忠吉殿拂

右御振舞申手傳申請候謝禮左ニ

一 二月吉六日立九日帰り肴買九日夕ヨリ十日十日夕

ナ一日十一日夕

惣都合七日半 但し晩ハ半日見詰

此謝禮御手形巻両歩ト手拭巻本

右肴屋卯兵衛殿へ

一九日夕ヨリ十日十日夕十一日十一日夕

十二日跡かた付外手傳

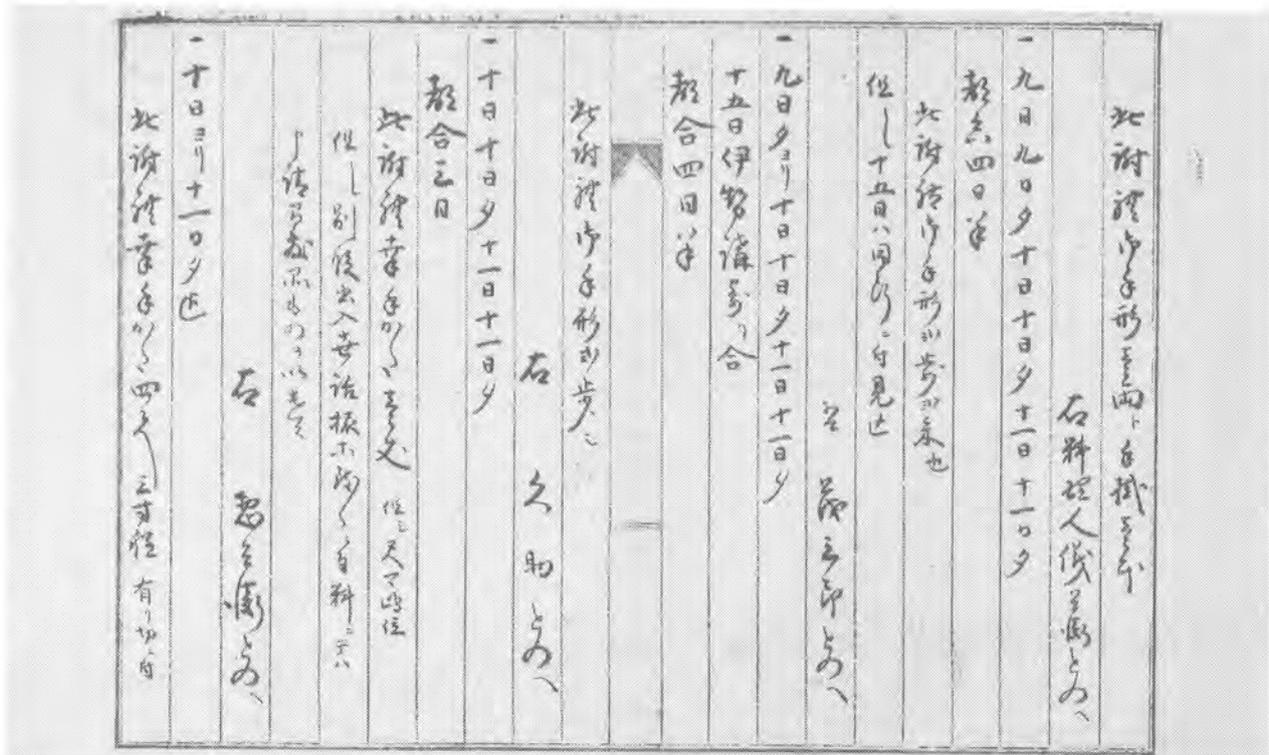
外 二十五日伊勢講寄合

都合五日見詰

註1 「とふ婦」とつふ、豆腐。

註2 「八百屋忠吉」佐藤屋忠吉、中町にて漬物問屋、後に乾物荒物雜貨の問屋経営、昭和中期よりスーパ―八百屋商店を創業。

註3 「伊勢講」江戸時代後期伊勢神宮に対する信仰が盛んになりお伊勢参の盛況は講の結成も導き各地に伊勢講が組まれた。記載の講はある程度財力のある仲間て組まれた講であると思われる。



此謝禮御手形巻両ト手拭巻本

右料理人儀兵衛とのへ

一九日九日夕十日十日夕十一日十一日夕

都合四日半

此謝禮御手形式歩式朱也

但し十五日ハ同断ニ付見込

右 茂三郎とのへ

一九日夕ヨリ十日十日夕十一日十一日夕

十五日伊勢講寄り合

都合四日半

此謝禮御手形式歩也

右 久助とのへ

二十日十日夕十一日十一日夕

都合三日

此謝禮幸手かた巻丈 但シ尺マ嶋位

但し列段出入世話振等致候ニ付料ニテハ

申請間敷品ものヲ以遣ス

右 惣兵衛とのへ

二十日ヨリ十一日夕迄

此謝禮幸手かた四尺三寸程有り切二付

註1 「幸手かた」

反物の模様か(幸彘或は綾形)

註2 「尺マ嶋位」不詳

註3 「迄」迄は迄の異体字。

是ハ近シ振致手傳等致具レ候ニ付
 右 不町専助とのへ
 二十日ヨリ十一日夕
 十五日
 此謝禮御手形壺歩也
 越後おばおし保との
 二十日ヨリ十一日夕迄
 夜番等迄致具候ニ付
 此謝禮幸手かた七尺五寸程
 越後 徳松との
 越後屋茂三郎殿
 御手形三両式歩式朱ト
 代壺貫四百拾文程
 二月吉十五日
 伊勢参宮同断振舞御客使
 一手拭壺本申請候
 菊地正兵衛殿
 一山本山御茶戈^{註1}ノ文位
 菊地十郎兵衛殿
 大己^{註3}と飛壺本両口申請候
 一手拭壺本申受候
 上西甚之助殿
 一具己^{註4}以三拾申受候
 越後屋茂三郎殿

是ハ近シ振致手傳等致具レ候ニ付

右本町専助とのへ

二十日より十一日夕

十五日

此謝禮御手形壺歩也

越後おばおし保との

二十日ヨリ十一日夕迄

夜番等迄致具候ニ付

此謝禮幸手かた七尺五寸程

越後 徳松との

此謝禮

御手形三両式歩式朱ト

代壺貫四百拾文程

二月吉十五日

伊勢参宮同断振舞御客使

一手拭壺本申請候

菊地正兵衛殿

一山本山御茶戈^{註1}ノ文位

菊地十郎兵衛殿

大己^{註3}と飛壺本両口申請候

一手拭壺本申受候

上西甚之助殿

一具己^{註4}以三拾申受候

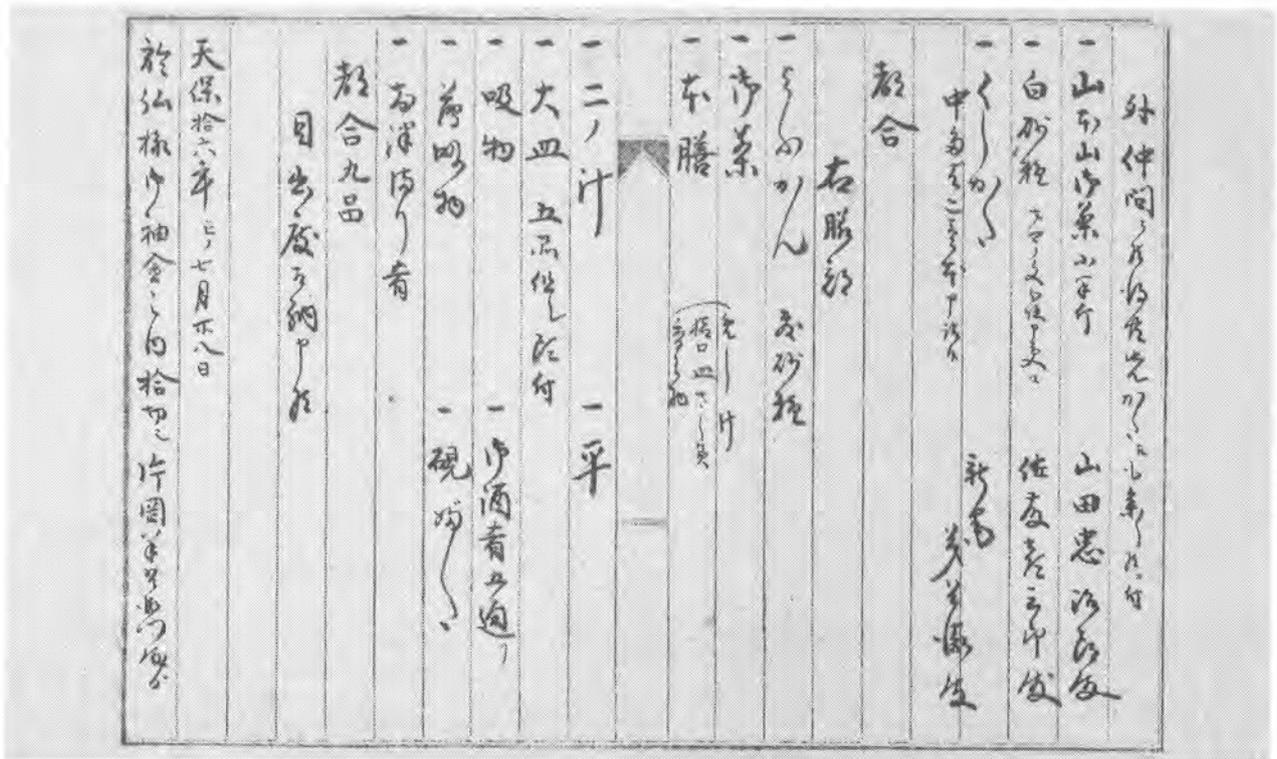
越後屋茂三郎殿

註1 「戈ノ文位」不詳

註2 「菊地十郎兵衛」巨理町石津屋、九代十郎兵衛久成。加えて菊地正兵衛・上西甚之助・越後屋茂三郎・渡辺喜伴の以上五名が天保十年（一八三九）七月に伊勢参詣。そして喜伴が「伊勢参宮祝儀請納帳」「道中記」を書き残す。

註3 「大己と飛」大山葵、大きいわさび、根茎は円柱状で辛味あり。

註4 「具己以」慈姑、くわい、オモダカ科の多年生草木、水田に栽培する。秋に白色の花咲く。地下茎は球状で食用。



26

天保拾六年己ノ七月廿八日
 於弘様御袖金之内拾切也片岡半右衛門殿より

- 一 目出度相納申候
- 都合九品
- 一 お津満り肴
- 一 薄吸物
- 一 吸物
- 一 大皿 五品但し頭付
- 一 二ノ汁
- 一 一平
- 一 御酒肴五通り
- 一 硯婦多

註4 「硯婦多」硯蓋、花、くだもの、さかな等お祝いの席で口取りを盛る蓋、又は盛った口取りざかな。
 註5 「お津満り肴」一定の料理が終了後ありあわせの物で間に合せの料理。
 註6 「於弘様」不詳
 註7 「御袖金」お城への上納金か。

25

- 外仲間二候得共先かた江も参り候二付
- 一 山本山御茶小半斤
- 一 山田忠治郎殿
- 一 白砂糖戈マノ文分位申受候
- 一 佐藤彦三郎殿
- 一 くしかた
- 新宅
- 中多ばこ巻本申請候
- 義兵衛殿
- 都合
- 右膳部
- 一 よふかん 敷砂糖
- 一 御茶
- 一本膳
- (免し汁註5 猪口皿註5 香之物)

註1 「くしかた」櫛形の事で、半月形の様な入物か。
 註2 「多ばこ」煙草、タバコ。
 註3 「さし美」刺身料理。

本家伊太右衛門殿ヲ以被相廻候二付請取

右金拾切也八月九日鈴木清之助殿へ渡又請取書

在り使十之助

辰ノ三月中金三拾切八分也御袖金片岡半右衛門殿へ渡又

出入司奥寺助太夫様見届印形付請取有之候處

此度御勘定壹宇相濟候二付右両口之請取書

式枚片岡半右衛門殿へ渡又

弘化二年二月十九日 使十之助

根元右御袖金私御用前二付手形無しニテ

御預り申上置候二付請取書戻又御元金式拾八切へ

式切八分之御利足ニテ三拾切八分となる

右金三拾切八分

辰ノ正月二月御頼り申上置候二付其御利足

此度御勘定申上候二付調高左ニ

但し信合金二付如是し

一金六分壹厘六毛

右ハ辰ノ正月二月分之御利足金ニ依テ辰年分

無利足

己ノ正月ヨリ十二月迄

此利金七厘四毛

本家伊太右衛門殿ヲ以被相廻候二付請取

右金拾切也八月九日鈴木清之助殿へ渡又請取書

在り使十之助

辰ノ三月中金三拾切八分也御袖金片岡半右衛門殿へ渡又

出入司奥寺助太夫様見届印形付請取有之候處

此度御勘定壹宇相濟候二付右両口之請取書

式枚片岡半右衛門殿へ渡又

弘化二年二月十九日 使十之助

根元右御袖金私御用前二付手形無しニテ

御預り申上置候二付請取書戻又御元金式拾八切へ

式切八分之御利足ニテ三拾切八分となる

右金三拾切八分

辰ノ正月二月御頼り申上置候二付其御利足

此度御勘定申上候二付調高左ニ

但し信合金二付如是し

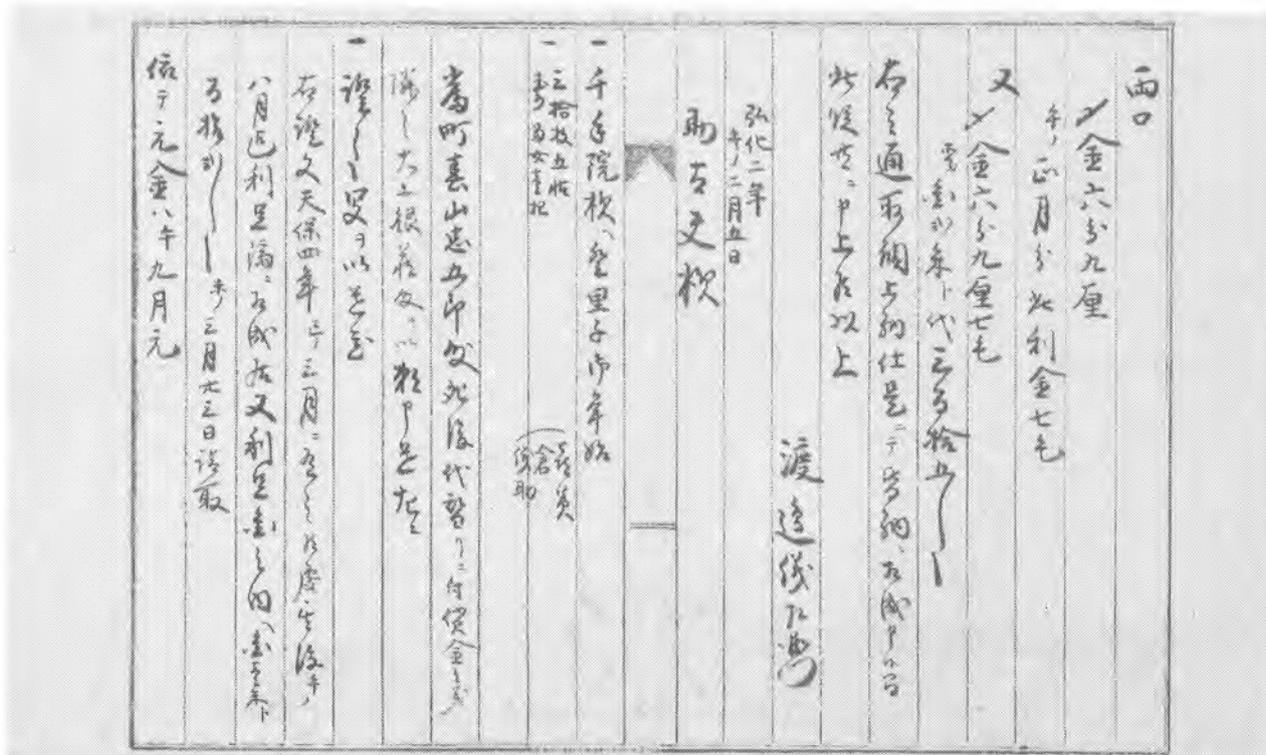
一金六分壹厘六毛

右ハ辰ノ正月二月分之御利足金ニ依テ辰年分

無利足

己ノ正月ヨリ十二月迄

此利金七厘四毛



両口

メ金六分九厘

午ノ正月分此利金七毛

又メ金六分九厘七毛

直々金貳朱卜代三百拾五文

右之通取調上納仕是ニテ皆納ニ相成申候間

此段共ニ申上候以上

渡邊儀左衛門

弘化二年

午ノ二月五日

助太夫様

註1 「渡邊儀左衛門」渡辺家七代甚蔵善伴、弘化四年二月五日卒四十一才。

千手院様へ登里子御年始

一 三拾枚五帖
非留女巻祀

喜美 註3
倉助 註4
儀助 註5

當町春山忠五郎殿死後代替リニ付貸金之義

隣之大工銀藏殿ヲ以頼申遣左ニ

一 證文写ヲ以遣置

右證文天保四年己ノ三月ニ有之候處其後午ノ

八月迄利足濟ニ相成居又利足金之内へ金壹朱卜

百拾貳文未ノ三月廿三日請取

依テ元金八午九月元

註2 「非留女」婿するめ、鳥賊をさいて内蔵を除きほしたるもの。

註3 「喜美」七代甚蔵善伴の娘、當時七才。後に桑折町佐藤右衛門へ嫁す。

註4 「倉」七代甚蔵善伴の娘、當時六才。後に中町安藤栄次郎へ嫁す。

註5 「儀助」七代甚蔵善伴の二男、當時五才。文久二年十七才で卒。

天保五年五月十八日

一金拾壹兩 貸シ

右ハ四国阿以式儀頼リ置候

右品ハ天保七年申三月十四日類焼之節

焼失以多し候

右ハ根元四国阿以式儀へ金八兩ツツ壹俵金

四兩ツ、之割合御用立居候處此度梁川表へ

拂金ニ指支申候間長クハ不仕候間過分之處

ハ御見詰當座ニ御用立候様御相談ニ付右金

御用立申候處御死後槽價貸事故

今更彼是御相談可仕己け茂無之候得共

前書之通り過金御用立候處も有之候一応ハ

御咄シ被下先様御心持次第程能御都合

被下候様此段共ニ御頼申上候以上

午ノ三月十二日 儀藏

銀藏様

午ノ三月二日為登

一注文之品

三月十二日出以先か多ニテ弋料相頼

31

天保五年午五月十八日

一金拾壹兩 貸シ

右ハ四国阿以式儀頼リ置候

右品ハ天保七年申三月十四日類焼之節

焼失以多し候

右ハ根元四国阿以式儀へ金八兩ツツ壹俵金

四兩ツ、之割合御用立居候處此度梁川表へ

拂金ニ指支申候間長クハ不仕候間過分之處

ハ御見詰當座ニ御用立候様御相談ニ付右金

御用立申候處御死後槽價貸事故

今更彼是御相談可仕己け茂無之候得共

前書之通り過金御用立候處も有之候一応ハ

御咄シ被下先様御心持次第程能御都合

被下候様此段共ニ御頼申上候以上

午ノ三月十二日 儀藏

銀藏様

午ノ三月二日為登

一注文之品

三月十二日出以先か多ニテ弋料相頼

註「四国阿以」四国徳島産の阿波藍染料。

32

天保五年午五月十八日
一金拾壹兩 貸シ
右ハ四国阿以式儀頼リ置候
右品ハ天保七年申三月十四日類焼之節
焼失以多し候
右ハ根元四国阿以式儀へ金八兩ツツ壹俵金
四兩ツ、之割合御用立居候處此度梁川表へ
拂金ニ指支申候間長クハ不仕候間過分之處
ハ御見詰當座ニ御用立候様御相談ニ付右金
御用立申候處御死後槽價貸事故
今更彼是御相談可仕己け茂無之候得共
前書之通り過金御用立候處も有之候一応ハ
御咄シ被下先様御心持次第程能御都合
被下候様此段共ニ御頼申上候以上
午ノ三月十二日 儀藏
銀藏様
午ノ三月二日為登
一注文之品
三月十二日出以先か多ニテ弋料相頼

福嶋舟問屋兵吉殿迄相送り吳候様
 長谷川源右衛門殿為申登候事
 一 弘化三年午三月十二日
 御家中並五人組於
 御城御月番小嶋久左衛門様より
 五人組左二
 米竹三治郎
 渡部儀兵衛
 安藤徳四郎
 今井傅右衛門

福嶋舟問屋兵吉殿迄相送り吳候様
 長谷川源右衛門殿為申登候事

一 弘化三年午三月十二日

御家中並五人組於

御城御月番小嶋久左衛門様より

五人組左二

米竹三治郎

渡部儀兵衛

安藤徳四郎

今井傅右衛門

一 其方儀五人組頭被仰付候段首尾傳へ

以多し候様被仰渡候旨御物書渡部吉助殿

親類役致吳御請印以多し候段

橋元寛左衛門様御宅ニテ御傳二御座候

一 阿子嶋万兵衛殿世話ニテ巷丁前日ニ代式百

文掛取立ニ相成居候處此度本家伊太右衛門殿

一 丁前加入致候處取付候由翌日請合ニ相頼

候趣申聞候處當年切ニテ過キ上候間其儀ト

註1 「五人組」村々の百姓、町々の地主家主等を武士（役人）に命じて作らせた隣保組織。近隣の

数字を一組とし火災盗賊又、婚姻、相続、出願、貸借等の立合と連印の義務、納税、犯罪の連帯責任を負わせたもの。

註2 「米竹三治郎」中町角にて代々

検断役を務める。現在不動産賃貸業及食料品店経営。

註3 「渡部儀兵衛」渡辺家より中町へ分家した二代目佐吉（陣如の嫡子）喜言。

註4 「安藤徳四郎」安藤屋、中町にて同替商、質屋等を営む。屋敷跡は旧オリエンタル工業所。

註5 「今井傅右衛門」鶴見屋

註6 「巷丁前」一口の単位、又は一人分の単位。

承知以多し遺事

弘化三年丙午二月晦日會

一此度佐藤彦三郎殿世話ニテ金式步掛ケ

伊勢講取立候處新宅儀兵衛殿取付是

以口入相頼候趣申聞候事

同年三月廿日會

一此度太物仲間當番前二付午ノ四月八日

山田屋忠治郎殿ヨリ當番箱遜リ相請候事

但し諸割合之帳冊ハ後ヨリ遺候様申遣候事

一阿以玉高直ニ付染直上リ仕呉候様桜田権右

衛門殿大和屋源助殿兩人相越候ニ付仲間評

義之上直揚申遣候

一寸甫 是迄八反半之處半反揚八反

一紺 是迄六反之處三分揚五反七分

一浅黄 是迄拾八反之處半反揚拾七反五分

一黒 是迄九反之處半反揚八反半

承知以多し遺事

弘化三年丙午二月晦日會

一此度佐藤彦三郎殿世話ニテ金式步掛ケ

伊勢講取立候處新宅儀兵衛殿取付是

以口入相頼候趣申聞候事

同年三月廿日會

一此度太物仲間當番前二付午ノ四月八日

山田屋忠治郎殿ヨリ當番箱遜リ相請候事

但し諸割合之帳冊ハ後ヨリ遺候様申遣候事

一阿以玉高直ニ付染直上リ仕呉候様桜田権右

衛門殿大和屋源助殿兩人相越候ニ付仲間評

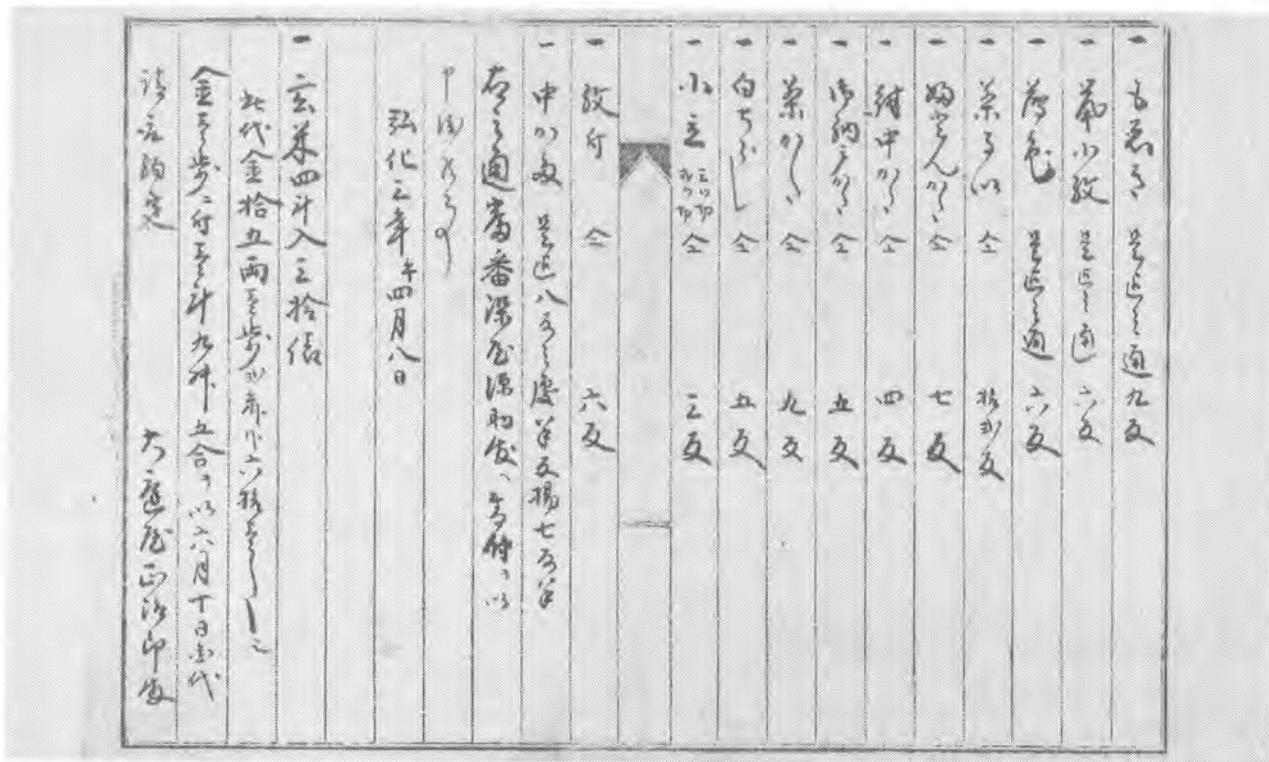
義之上直揚申遣候

一寸甫 是迄八反半之處半反揚八反

一紺 是迄六反之處三分揚五反七分

一浅黄 是迄拾八反之處半反揚拾七反五分

一黒 是迄九反之處半反揚八反半



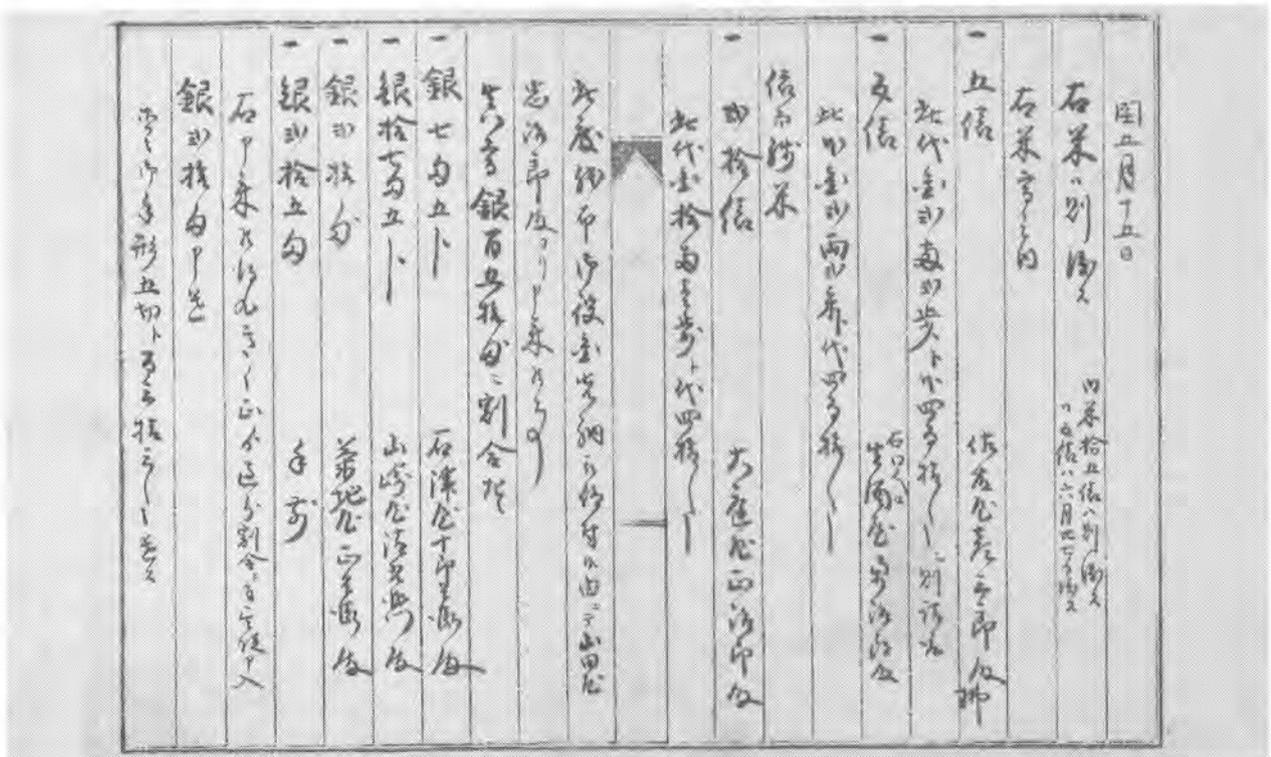
38

37

- 一もゑき 是迄之通 九反
- 一鼠小紋 是迄之通 六反
- 一薄色 是迄之通 六反
- 一茶る以 同 拾二反
- 一婦登んか多 同 七反
- 一紺中か多 同 四反
- 一御納戸か多 同 五反
- 一茶か多 同 九反
- 一白ちらし 同 五反
- 一小立 三ツ切 式ツ切 同 三反

註「婦登ん」布圍。ふとん。

- 一紋付 同 六反
- 一中か多 是迄八反之處半反揚七反半
- 右之通當番染屋源助殿へ書付ヲ以
申渡候事
- 弘化三年午四月八日
- 一玄米四斗入三拾俵
- 此代金拾五兩壹步貳朱卜代六拾壹文也
- 金壹步二付壹斗九升五合ヲ以六月十日金代
請取約定
- 大庭屋正治郎殿



閏五月十五日

右米八則渡又

内米拾五俵八則渡又
同五俵八六月廿七日渡又

右米高之内

一五俵

佐藤屋彦三郎殿拂

此代金貳兩貳式步ト代四百拾文也則請取

一五俵

右同人江
生酒屋萬治郎殿

此代金貳兩貳式步ト代四百拾文

依而残米

一貳拾俵

大庭屋正治郎殿

此代金拾兩壹步ト代四拾文

此度紙布御役金先納被仰付候由ニテ山田屋

忠治郎殿ヨリ申来候事

眞高銀百五拾匁ニ割合左二

一銀七匁五分

石津屋十郎兵衛殿

一銀拾七匁五分

山崎屋清右衛門殿

一銀貳拾匁

菊地屋正兵衛殿

一銀貳拾五匁

手前

右申来候得共きく正より過分割合ニ付其段申入

銀貳拾匁申遣

直々御手形五切ト百三拾三文遣又

註1 「紙布」紙布織は藩制時代片倉家にとつての白石特産品。経糸に絹、緯糸に紙糸で織り上げたもので高級な品種は藩主や將軍家、近衛家等に贈呈された。

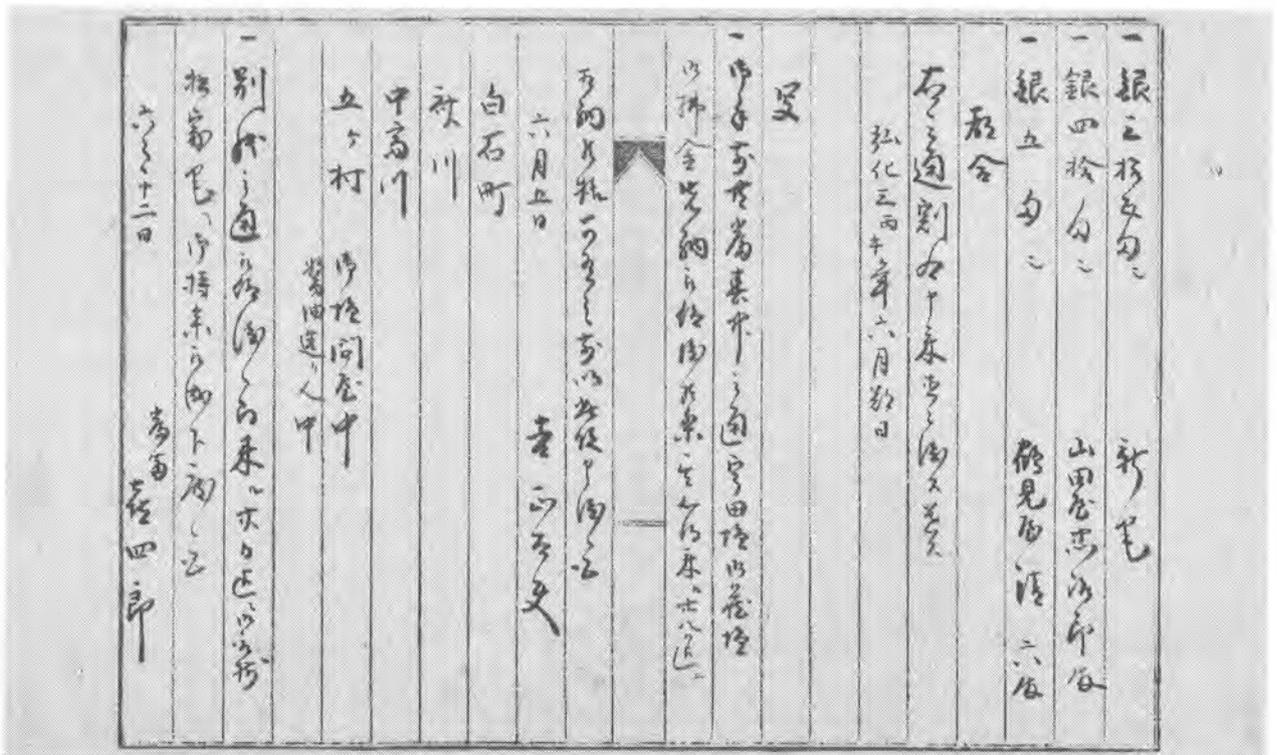
註2 「紙布御役金」紙布取引に対して課せられる運上金。

註3 「石津屋十郎兵衛」巨理町にて穀物問屋、醤油醸造業として片倉家台所御用達等を務めた豪商。九代目十郎兵衛久成。

註4 「山崎屋清右衛門」長町にて木物商賣屋等の商いを営む。片倉城下一の豪商。現在跡地は川井分店。

註5 「菊地屋正兵衛」巨理町石津屋十郎左衛門から長町に分家し兵衛小間物類を商う。(庄兵衛)

註6 「手前」渡辺屋七代甚蔵喜伴。



42

41

一 銀三拾五匁也 新宅
 一 銀四拾匁也 山田屋忠治郎殿
 一 銀五匁也 鶴見屋清六殿
 都合
 右之通割合申来直々渡又遣又
 弘化三丙午年六月朔日
 写
 一 御手前共當春中之通宇田塩御藏塩
 御拂金先納被仰渡候条其心得来ル廿八日迄二
 相納候様可有之前以此段申渡候以上
 六月五日 吉 正太夫
 白石町
 齋川
 中齋川
 五ヶ村 御塩問屋中
 醤油造り人中
 一 別紙之通被仰渡候間来ル廿日迄二御取揃
 拙家宅へ御持参被成下渡度候以上
 六月十二日 當番喜四郎

註1 「宇田塩」相馬市新地から産出される塩。宇田郡は藩制時代は仙台藩に属していた。
 註2 「御拂金」塩取引に対し課せられる運上金。

石先納先以御分領一統被相控候段被仰渡候
 由兩塩場肝入良藏殿清吉殿御越此度ハ
 現金買被仰渡候趣関谷喜六殿止宿ニテ
 御塩問屋中寄り合色々被相談候處
 拙者義ハ是迄ハ何時も仰之通申請候處
 當時持合之残り塩三百俵も有之其上
 春中先納申上置候分も只今二不申請
 置候仕合下夕程ニ以多し候分兩三年ニ茂相成
 餘リニ痛勝ニ相成候間此度ハ御除キ被成下
 候様御塩問屋三治郎殿ヲ以申入無餘義
 譯ケニテ被相除候事
 弘化三年午ノ七月三日
 大工銀藏殿貸金三口合テ金五兩三歩ニ
 相成候處右利足月々勘定仕候間右利足
 金壹朱ニまけ具候様尤右金之内
 一金壹兩 當詰勘定申合候事
 一金貳歩也 利足之不足
 右ハ當詰迄ニ細工ものニテ指引請取筈
 右之通直々申合候其以前二九郎治殿

右先納先以御分領一統被相控候段被仰渡候

由兩塩場肝入良藏殿清吉殿御越此度ハ

現金買被仰渡候趣関谷喜六殿止宿ニテ

御塩問屋中寄り合色々被相談候處

拙者義ハ是迄ハ何時も仰之通申請候處

當時持合之残り塩三百俵も有之其上

春中先納申上置候分も只今二不申請

置候仕合下夕程ニ以多し候分兩三年ニ茂相成

餘リニ痛勝ニ相成候間此度ハ御除キ被成下

候様御塩問屋三治郎殿ヲ以申入無餘義

譯ケニテ被相除候事

弘化三年午ノ七月三日

大工銀藏殿貸金三口合テ金五兩三歩ニ

相成候處右利足月々勘定仕候間右利足

金壹朱ニまけ具候様尤右金之内

一金壹兩 當詰勘定申合候事

一金貳歩也 利足之不足

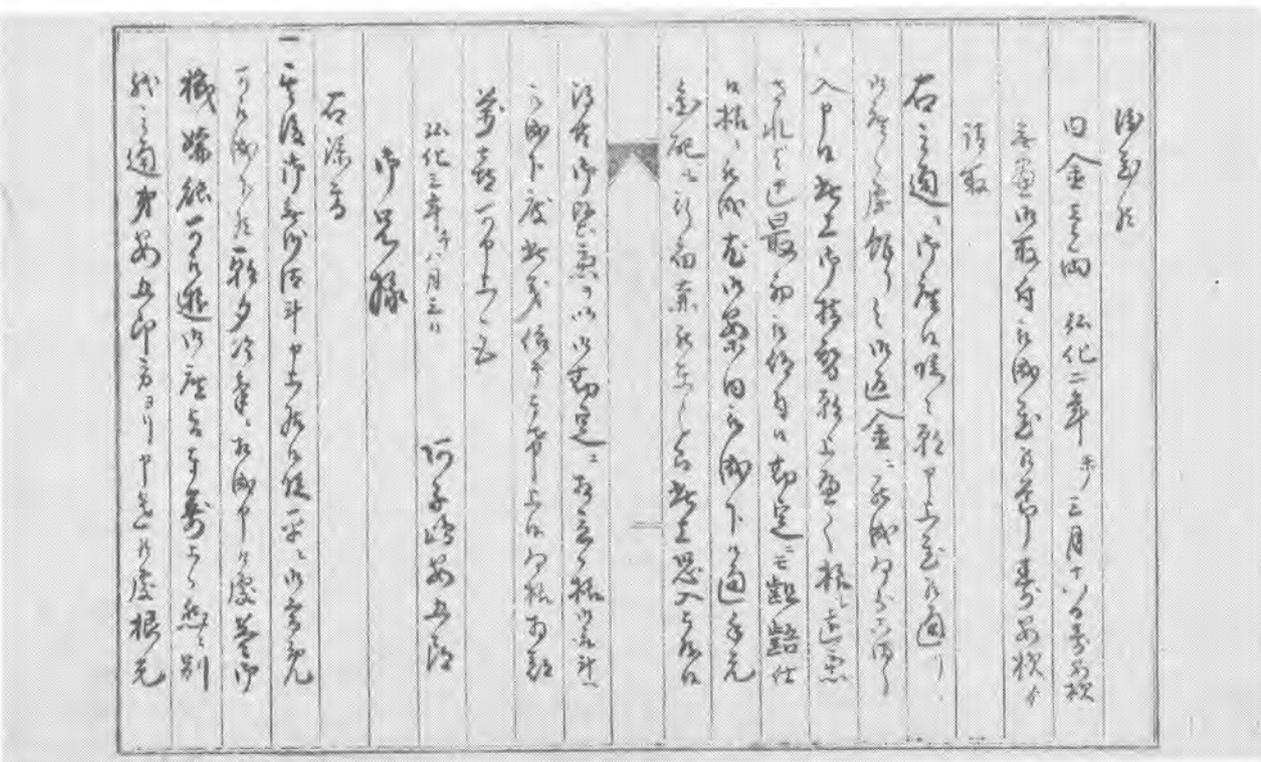
右ハ當詰迄ニ細工ものニテ指引請取筈

右之通直々申合候其以前二九郎治殿

註1 「関谷喜六殿止宿」中町の関谷家（現在薬局経営）が経営する旅籠屋を指定宿とすること。

註2 「御塩問屋三治郎」中町検断米竹三治郎の事。

頼母子相當候ハ、右金五兩三步之半金
 返済以多し筈申合候事
 午ノ七月七日
 當賀目出度申納候
 一 佐久間寿安様前借り請も有之葉種御借受
 相成か祢拙者方も格別之御取引も有之候得
 共余事も違早速御迷惑之處も勘弁仕請合二
 相立長町阿子嶋安五郎方より葉種御用立二
 相成申候處世上不景氣之被仰立尤御下り後
 引續候二而御返金二相成此度同人方
 ヲリ調ヲ以左ニ申聞候事
 覺
 一金拾七兩壹歩ノ内三厘返リ
 右ハ天保九年ヨリ戊亥兩年分葉種代金ノ高
 内金拾兩也天保十年亥七月中御指替ヲ以申
 請候分
 右ハ根元請合ニ相立候事ニ御座候得ハ兄弟
 等ハ別而之事ニ有之故右金手元指替



渡置候

内金壺両 弘化二年末ノ三月十八日寿安様

無尽御取付被成置候節寿安様より

請取

右之通ニ御座候段々願申上置候通りニ

御座候處餘リ之御返金ニ罷成何分古満リ

入申候此上御指替願上遍く様も遠慮

され者速最初被仰付候勘定ニモ齟齬仕

候様ニ罷成尤御案内被成下候通手元

金配も行届兼罷在申候間此上恐入奉存候

得共御堅慮ヲ以御勘定ニ相立候様御取計へ

被成下度此義依テ奉希上候何様拝顔

萬喜可申上候以上

弘化三年午八月三日 阿子嶋安五郎

御兄様

右添書

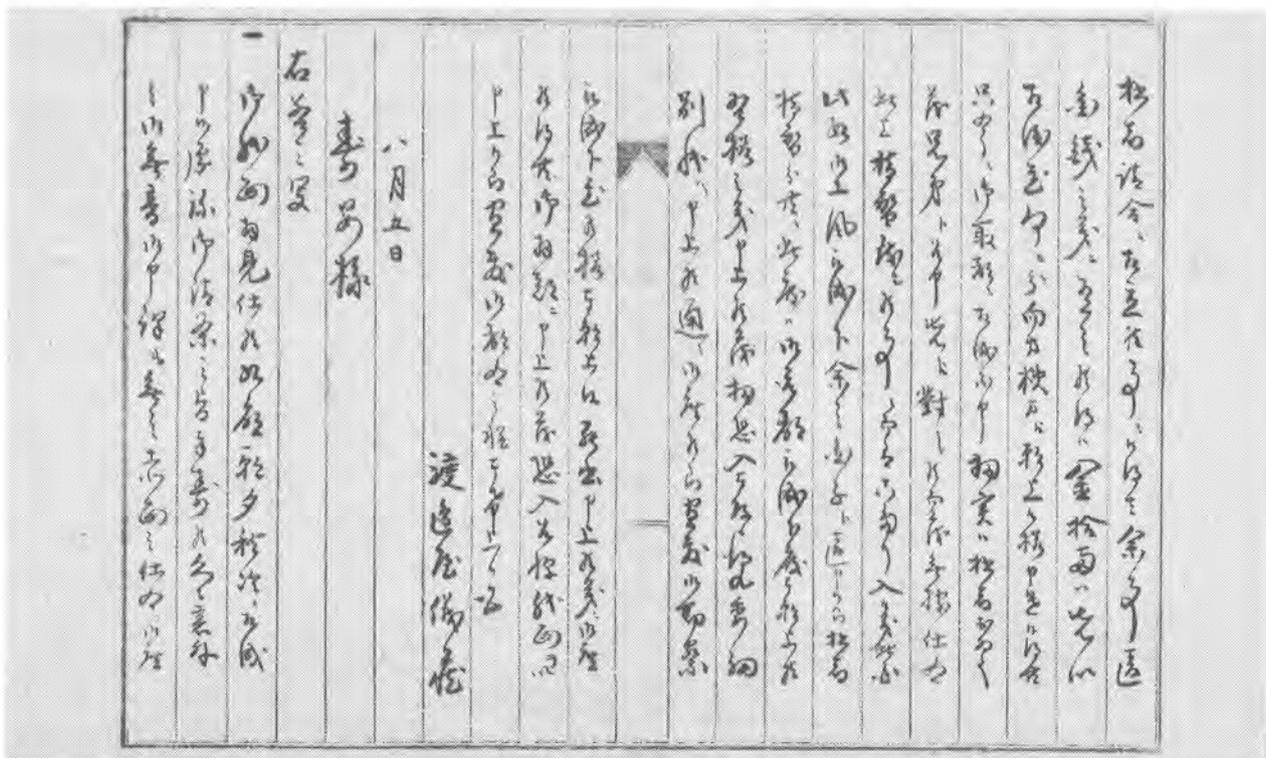
一其後御無沙汰斗申上居候段平ニ御高免

可被成下候朝夕冷氣ニ相成申候處益御

機嫌能可被遊御座旨奉寿上候然二列

紙之通弟安五郎方ヨリ申遣候處根元

註1 「御堅慮」御賢慮、かしこい考え。
 註2 「御兄様」渡辺家七代甚盛喜伴、
 後改め儀蔵、弘化四年二月五日
 卒。



拙者請合ニ相立候事ニ候得者余事違

金錢之義ニ有之候得ハ金拾両ハ先以

相渡置何ニ分向方様方江願上候様申遣候得共

只今ニ御取都ニ相成不申扱実ハ拙者おるて

茂兄弟ト申先江対し候而茂無扱仕合

此上指替致シ候事ニ而者古満リ入候義此金

此如御工風被成下余之金子ト違申候間拙者

指替分共ニ此度ハ御取都被成下度奉願上候

右様之義申上候茂扱恐入奉存候得共委細

別紙へ申上候通ニ御座候間宜敷御勘察

被成下置候様奉願上候罷出申上候義ニ御座

候得共御拝顔ニ申上候茂扱恐入乍憚紙面ヲ以

申上候間宜敷御都合之程奉希上候以上

渡邊屋儀藏

八月五日

寿安様

右答之写

一御紙面拝見仕候如期朝夕秋冷ニ相成

申候處弥御清榮之旨奉寿候久々意外

之御無音御申訳も無之赤面之仕合ニ御座

此日又安五郎殿方ヨリ之御紙面并御文
 面拝讀仕候處至極御尤様之義ト奉存候
 実者疾ク茂御勘定可仕之處御案内
 之通何時茂世上不景氣故ニモ手元
 取都至而無然夫故延金ニ相成假令^申不得
 御貴付候而茂御勘定相立度昼夜忘却
 仕候義ハ聊茂無之心配仕居候得共前文之
 次第其之數度之登仙此方ニ而者日勤
 同様ニ相勤遠方病家等江者極稀々ニ相出
 候義且又御案内之通り數年居宅住
 阿らし候義ニテ一兩年此方兩等
 外ニ手入近年大風ニテ大破ニ相成右ニ七
 手入等以非常之縁合ヲ手入仕候得者
 外見ニ而ハ手元宜數候而手入等相加候様
 思召之義千萬氣之毒之至リ右ニテモ
 御勘定不仕様御思案有之ト茂無據
 仕合且又此頃中米澤藥店ヨリ取引
 仕居候處是茂段々下リ相出當寒中
 去年分之不足之處江與左衛門方ヨリ借候而
 去年分斗取都當年分ハ一圓不動定ニ

註一 「假令」たとえ。又は仮令。

其御座仕合猶段々申置之通り数度之
 登仙且又世上之不景氣等ニテ如何共
 金配相出兼候段能々御思案被下度
 奉存候尚又去年中安五郎殿御越
 被下年々卷両ツ、勘定仕候様御約定仕
 候事ニ御座候處是茂末御不勘定併
 是ハ不違壺兩者御勘定仕候勘弁ニテ罷
 在申候彼是申達候茂無據氣之毒
 之至リニ御座候得共不得止事如斯ニ御座
 候猶以參御申譯仕候事ニ御座候得共
 實者御面談仕候茂耻^耻ケ數乍略義以紙面
 如斯御座候幾重ニ茂殘金等有之御不
 勘定仕候事ニハ聊も無之候間此義御勘
 弁被下度奉存候々連者連他借仕候而茂
 御勘定弁仕候事ニ御座候得共不通用之世
 之中貧家之習^マ中他借等茂相出兼候間
 重々御免倒ニ相成兼候得共今少シ之處
 御救へ被下度失面非ヲ如是御座候乍繰
 事安五郎殿江茂宜敷御頼仕候以上
 八月十一日

相成居候仕合猶段々申置之通り数度之
 登仙且又世上之不景氣等ニテ如何共
 金配相出兼候段能々御思案被下度
 奉存候尚又去年中安五郎殿御越
 被下年々卷両ツ、勘定仕候様御約定仕
 候事ニ御座候處是茂末御不勘定併
 是ハ不違壺兩者御勘定仕候勘弁ニテ罷
 在申候彼是申達候茂無據氣之毒
 之至リニ御座候得共不得止事如斯ニ御座
 候猶以參御申譯仕候事ニ御座候得共
 實者御面談仕候茂耻^耻ケ數乍略義以紙面
 如斯御座候幾重ニ茂殘金等有之御不
 勘定仕候事ニハ聊も無之候間此義御勘
 弁被下度奉存候々連者連他借仕候而茂
 御勘定弁仕候事ニ御座候得共不通用之世
 之中貧家之習^マ中他借等茂相出兼候間
 重々御免倒ニ相成兼候得共今少シ之處
 御救へ被下度失面非ヲ如是御座候乍繰
 事安五郎殿江茂宜敷御頼仕候以上
 八月十一日

註一 「耻ケ數」耻は恥の異体字、は
 ずかしく。

渡邊儀藏様 佐久間寿安

一齋川駅

観音様 江當来式ケ年

月献膳指上候筈病氣平癒之多免月参り

致度事

弘化三丙午年八月吉十八日

一此度仙臺

御屋敷類焼之段承知仕奉驚入候依テ

別紙面附之通り御普請方御入用金之

端二茂被成下候様 献上仕度奉存候間

右之趣宜敷様御家老衆中江被仰上可被下候以上

弘化三年九月十九日

渡邊儀兵衛 印

鈴木清之助 印

米竹三治郎 印

渡邊儀左衛門 印

菊地十郎兵衛 印

片平與左衛門殿

註3 片平與左衛門殿

菊地正兵衛 印

菊地十郎兵衛 印

渡邊儀左衛門 印

米竹三治郎 印

鈴木清之助 印

渡邊儀兵衛 印

弘化三年九月十九日

別紙面附之通り御普請方御入用金之

端二茂被成下候様 献上仕度奉存候間

右之趣宜敷様御家老衆中江被仰上可被下候以上

註3 「片平與左衛門」片倉家出入司。

渡邊儀藏様 佐久間寿安

一齋川駅

観音様 江當来式ケ年

月献膳指上候筈病氣平癒之多免月参り

致度事

弘化三丙午年八月吉十八日

一此度仙臺

御屋敷類焼之段承知仕奉驚入候依テ

註2 「平癒」病気が良くなる事。

註1 「観音様」越河小坂入の観音堂、「龜山千手観音菩薩」か。

覺

一金六拾切也 渡邊儀左衛門 印
 一金六拾切也 米竹三治郎 印
 一金五拾切也 菊地正兵衛 印
 一金四拾切也 菊地十郎兵衛 印
 一金四拾切也 鈴木清之助 印
 一金四拾切也 渡邊儀兵衛 印
 一金四拾切也 印
 金貳百九拾切也 印
 猶御町奉行紺野九郎左衛門様江茂写ヲ以テ
 御届ケ申上置候事

九月廿日御指紙ニテ

御城へ罷出候處系図係り齊藤利左衛門様より
 系図并御恩高共二書上候様御首尾二罷成
 申候處根元御百姓之義同書上申候左二
 拙者義此度系図書上候様被仰渡奉承知
 候當時身列御恩共々頂戴罷在申候得共
 根元御百姓之義ニテ人別之義者是迄茂
 御郡方書上居候間御用多恐入奉存候得共
 右之段奉伺上候間御指図被成下度奉存候以上

弘化三年九月 渡邊儀左衛門

58

57

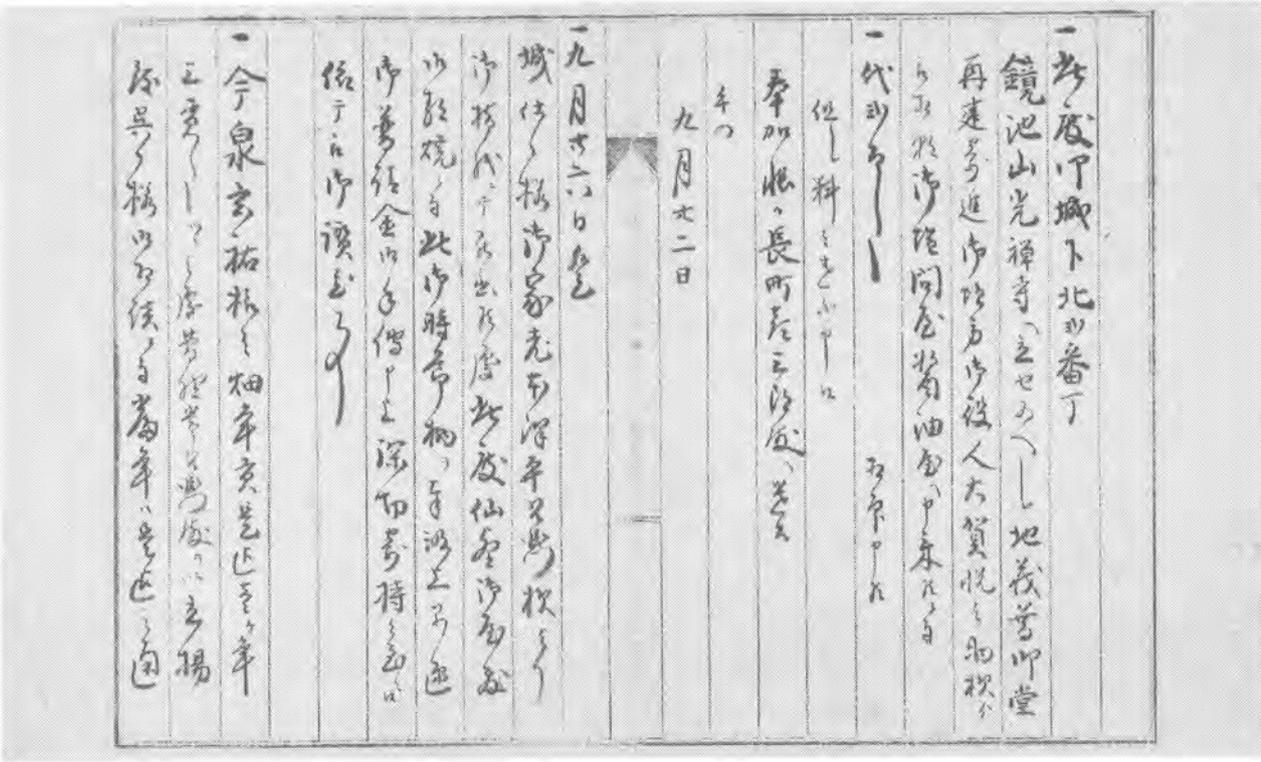
九月廿日御指紙ニテ

御城へ罷出候處系図係り齊藤利左衛門様より
 系図并御恩高共二書上候様御首尾二罷成
 申候處根元御百姓之義同書上申候左二
 拙者義此度系図書上候様被仰渡奉承知
 候當時身列御恩共々頂戴罷在申候得共
 根元御百姓之義ニテ人別之義者是迄茂
 御郡方書上居候間御用多恐入奉存候得共
 右之段奉伺上候間御指図被成下度奉存候以上

弘化三年九月 渡邊儀左衛門

覺

一金六拾切也 渡邊儀左衛門 印
 一金六拾切也 米竹三治郎 印
 一金五拾切也 菊地正兵衛 印
 一金四拾切也 菊地十郎兵衛 印
 一金四拾切也 鈴木清之助 印
 一金四拾切也 渡邊儀兵衛 印
 金貳百九拾切也 印
 猶御町奉行紺野九郎左衛門様江茂写ヲ以テ
 御届ケ申上置候事



一此度御城下北式番丁

鏡池山光禪寺へ立セ給へし地蔵尊御堂

再建寄進御塩方御役人大賀悦之助様より

被相頼御塩問屋醬油屋へ申来候二付

一代式百文 相印申候

但し料者遣不申候

奉加帳ハ長町彦三郎殿へ遣ス

午の
九月廿二日

一九月廿六日登

城仕候様御家老本澤平右衛門様より

御指紙ニテ罷出候處此度仙臺御屋敷

御類焼二付此御時節柄ヲ奉汲上早速

御普請金御手傳申上深切寄持之至二候

依テ被御贖置事

一今泉玄祐様之畑年貢是迄卷ケ年

三貫文ツ、之處菅野常右衛門殿ヲ以立揚

致呉候様御相談ニ付當年ハ是迄之通

一今泉玄祐様之畑年貢是迄卷ケ年

三貫文ツ、之處菅野常右衛門殿ヲ以立揚

致呉候様御相談ニ付當年ハ是迄之通

来年よりハ三貫五百文ニ仕遍く御相談ニ
 仕若御不満なら御戻シ可申上譯紙面ヲ
 以御断ニ相及置候事
 午ノ秋中
 然し麦ヲ仕付候ニ付来夏分ハ手前自由之
 譯ニ申遣置候事
 質屋方願之覺
 乍恐質屋渡世御免被成下度奉願上候御事
 一川田郡白石町之義者町数六町ニ相分居中町の
 外五町ノ質屋屋有之融通罷成居候處
 同町之義者質屋無御座不融通ニテ小味の
 者共賣道江茂取立可申様無御座諸事
 不自由ニ御座候間町内評義茂仕候處同町
 御百姓儀藏義株式相応之者ニも御座候間
 同人へ質屋渡世御免被成下度奉願上候如
 願之御免被成下候ハハ金錢通用も宜敷
 自然行立ニ茂可罷成哉ト奉存候御掟相
 守リ取引可仕候間右之趣宜敷様被仰
 上被下置度連名ヲ以此段奉願上候以上

62

61

来年よりハ三貫五百文ニ仕遍く御相談ニ
 仕若御不満なら御戻シ可申上譯紙面ヲ
 以御断ニ相及置候事
 午ノ秋中
 然し麦ヲ仕付候ニ付来夏分ハ手前自由之
 譯ニ申遣置候事
 質屋方願之覺
 乍恐質屋渡世御免被成下度奉願上候御事
 一川田郡白石町之義者町数六町ニ相分居中町の
 外五町二者質屋有之融通罷成居候處
 同町之義者質屋無御座不融通ニテ小味の
 者共賣道江茂取立可申様無御座諸事
 不自由ニ御座候間町内評義茂仕候處同町
 御百姓儀藏義株式相応之者ニも御座候間
 同人へ質屋渡世御免被成下度奉願上候如
 願之御免被成下候ハハ金錢通用も宜敷
 自然行立ニ茂可罷成哉ト奉存候御掟相
 守リ取引可仕候間右之趣宜敷様被仰
 上被下置度連名ヲ以此段奉願上候以上

註一「小味」こまえ、下層階級の人
 貧民、小作人。

川田郡白石町御百姓

儀藏

弘化三年八月 同 同組頭

伊太右衛門

同 同檢斷

三治郎

同 同 肝入

八郎治

大肝入

阿部傳右衛門殿

註一 阿部傳右衛門 川田郡宮村出身にして川田郡の大肝入、天保弘化から安政年間まで在任。文久元年（一八六一）卒。

川田郡白石町御百姓
 儀藏
 弘化三年八月 同日檢断
 伊太右衛門
 同日檢断
 三治郎
 同日肝入
 八郎治
 大肝入
 阿部傳右衛門殿
 右之通願申出質屋無御座不融通ニテ
 小味之者共不自由仕候由委細前書申出候
 通ニ御座候間右儀藏義質屋渡世御免
 被成下候様如願之御吟味被成下度御掟
 相守取引可為仕株式相応之者ニも相見
 得申候間如斯申上候以上
 川田郡大肝入
 阿部傳右衛門
 同年同月
 九兵衛様

右之通願申出質屋無御座不融通ニテ
 小味之者共不自由仕候由委細前書申出候
 通ニ御座候間右儀藏義質屋渡世御免
 被成下候様如願之御吟味被成下度御掟
 相守取引可為仕株式相応之者ニも相見
 得申候間如斯申上候以上

川田郡大肝入

阿部傳右衛門印

同年同月

九兵衛様

右之通大肝入一ノ少者白少保少保少保
成下此段相達申候以上

九月十九日

安久津九兵衛

覺

一川田郡白石町儀藏質屋渡世被相免度由
願出列紙如未書之申聞候處同町質屋
何軒可有之哉尤郡中取合候而ハ何軒
之高ニ可有之哉白石ニモ是迄右渡世之

者先年より禿候者も無之哉早速吟味可
被御申聞候事

白 源右衛門

十一月二日

御代官衆

如斯御郡奉行衆被仰聞候条早速吟味
可被申聞候以上

安 九兵衛

十一月三日

右之通大肝入申聞候間御吟味御指図被
成下此段相達申候以上

九月十九日

安久津九兵衛

覺

一川田郡白石町儀藏質屋渡世被相免度由
願出列紙如未書之申聞候處同町質屋
何軒可有之哉尤郡中取合候而ハ何軒
之高ニ可有之哉白石ニモ是迄右渡世之

者先年より禿候者も無之哉早速吟味可
被御申聞候事

白 源右衛門印

十一月二日

御代官衆

如斯御郡奉行衆被仰聞候条早速吟味
可被申聞候以上

安 九兵衛

十一月三日

大肝入
阿部傳右衛門殿

一川田郡白石町儀藏義質屋渡世被相免
度由願申出申上候處同町質屋何軒可有之
哉尤郡中取合候而者何程之高ニ可有之哉
白石町ニ是迄右渡世之者先年より禿候者も
無之哉早速吟味可申上旨被仰渡承知仕
吟味仕候處白石町ニ右質屋先年ハ五軒御
座候處右之内三軒禿ニ罷成残り式軒ニテ
當世罷在候處同町并向寄御村町迄取
合候テ軒數不足ニテ不融通ニテ少シ川田郡
中取のれを三五軒と言ひ、少座候處拾ヶ宿以
上町場多し少軒柄不融通ニテ少シ川田郡
中取のれを三五軒と言ひ、少座候處拾ヶ宿以
上町場多し少軒柄不融通ニテ少シ川田郡
中取のれを三五軒と言ひ、少座候處拾ヶ宿以
上町場多し少軒柄不融通ニテ少シ川田郡

川田郡大肝入

阿部傳右衛門殿

十一月六日

九兵衛様

大肝入

阿部傳右衛門殿

一川田郡白石町儀藏義質屋渡世被相免
度由願申出申上候處同町質屋何軒可有之
哉尤郡中取合候而者何程之高ニ可有之哉
白石町ニ是迄右渡世之者先年より禿候者も
無之哉早速吟味可申上旨被仰渡承知仕
吟味仕候處白石町ニ右質屋先年ハ五軒御
座候處右之内三軒禿ニ罷成残り式軒ニテ
當世罷在候處同町并向寄御村町迄取

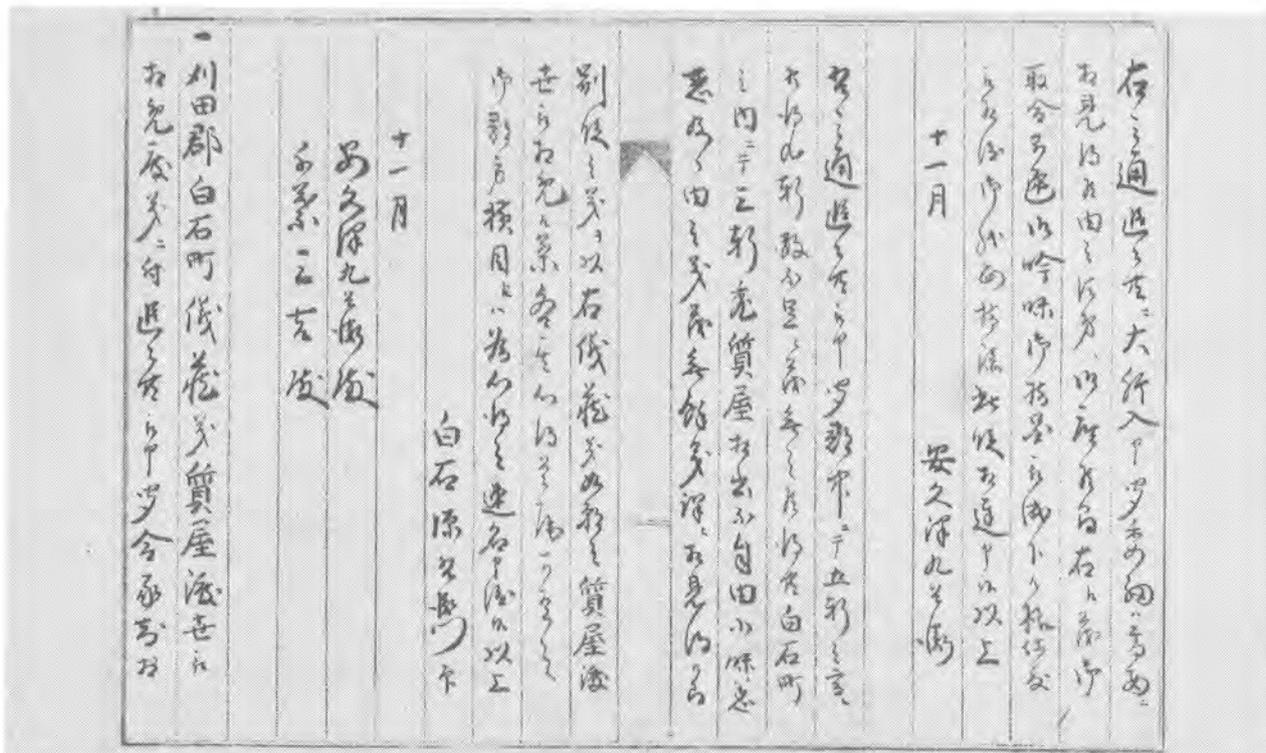
合候テ軒數不足ニテ不融通ニ相聞得川田郡
中取合候而者五軒之高ニ御座候處拾ヶ宿以
上町場多之御郡柄不融通之事ニ相聞得
申候間旁御取合吟味被成下度被仰渡
一卷相添此段共ニ申上候以上

川田郡大肝入

阿部傳右衛門印

十一月六日

九兵衛様



70

69

右之通追々共二大肝入申聞委細ハ書面ニ
相見得候由之次第二御座候間右江茂御
取合早速御吟味御指図被成下候様仕度
被相渡御紙面指添此段相達申候以上

十一月

安久津九兵衛

右之通追々共二大肝入申聞委細ハ書面ニ
相見得候由之次第二御座候間右江茂御
取合早速御吟味御指図被成下候様仕度
被相渡御紙面指添此段相達申候以上

別段之義ヲ以右儀藏義如願之質屋渡
世被相免候条各其心得首尾可有之
御郡方横目江ハ為心得之連名申渡候以上

十一月

白石源右衛門

安久津九兵衛殿
千葉三吉殿

一川田郡白石町儀藏義質屋渡世被
相免度義二付追々共被申聞令承知相

右之通追々共二大肝入申聞委細ハ書面ニ

相見得候由之次第二御座候間右江茂御

取合早速御吟味御指図被成下候様仕度

被相渡御紙面指添此段相達申候以上

十一月

安久津九兵衛

右之通追々共被申聞郡中ニテ五軒之高ニ

候得共軒数不足ニ茂無之候共白石町

之内ニテ三軒禿質屋相出不自由小味迷

惑及候由之義茂無餘義譯ニ相見得候間

別段之義ヲ以右儀藏義如願之質屋渡

世被相免候条各其心得首尾可有之

御郡方横目江ハ為心得之連名申渡候以上

白石源右衛門印

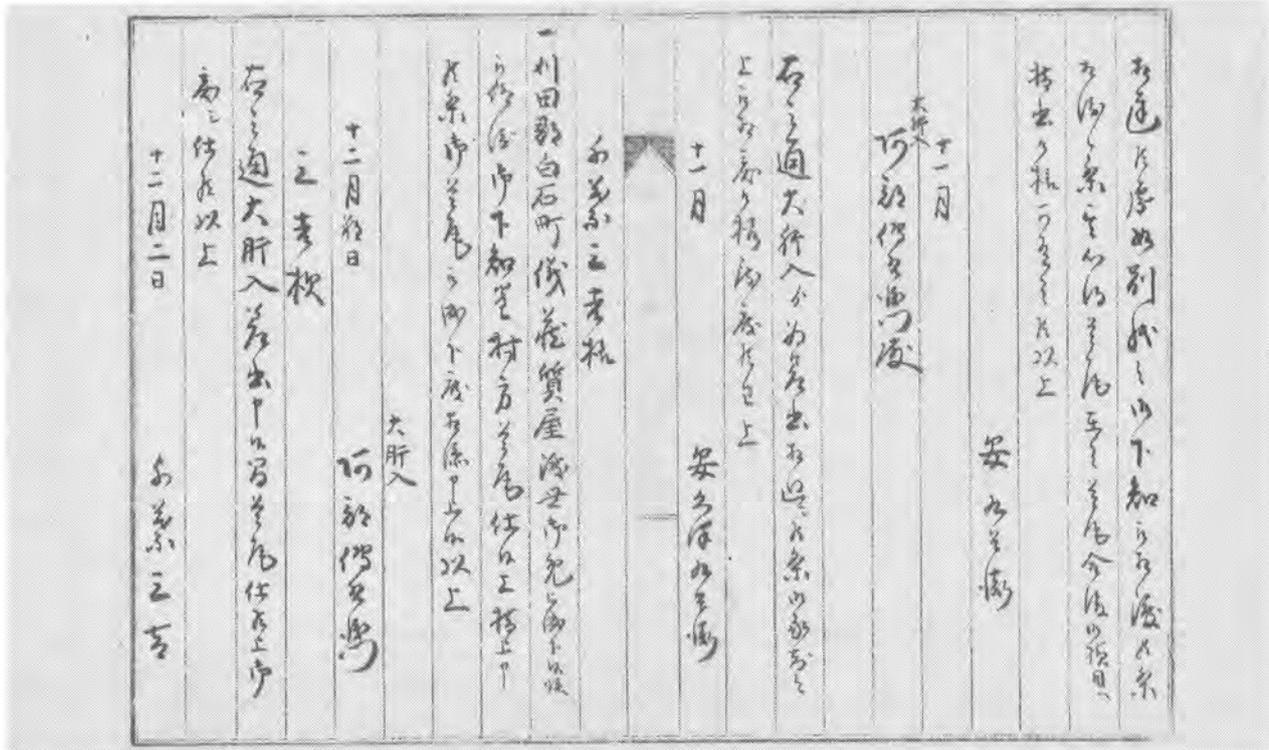
十一月

安久津九兵衛殿

千葉三吉殿

一川田郡白石町儀藏義質屋渡世被

相免度義二付追々共被申聞令承知相



相違候處如別紙之御下知相渡候条

相渡候条其心得首尾在之首尾合後御横目へ

指出候様可有之候以上

安 九兵衛

十一月

大肝入

阿部傳右衛門殿

右之通大肝入より為差出相廻シ候条御承知之

上被相戻候様致度候己上

十一月

安久津九兵衛

千葉三吉様

一川田郡白石町儀藏質屋渡世御免被成下候段

被仰渡御下知卷村方首尾仕候上指上申

候条御首尾被成下度相添申上候以上

大肝入

十二月朔日

阿部傳右衛門

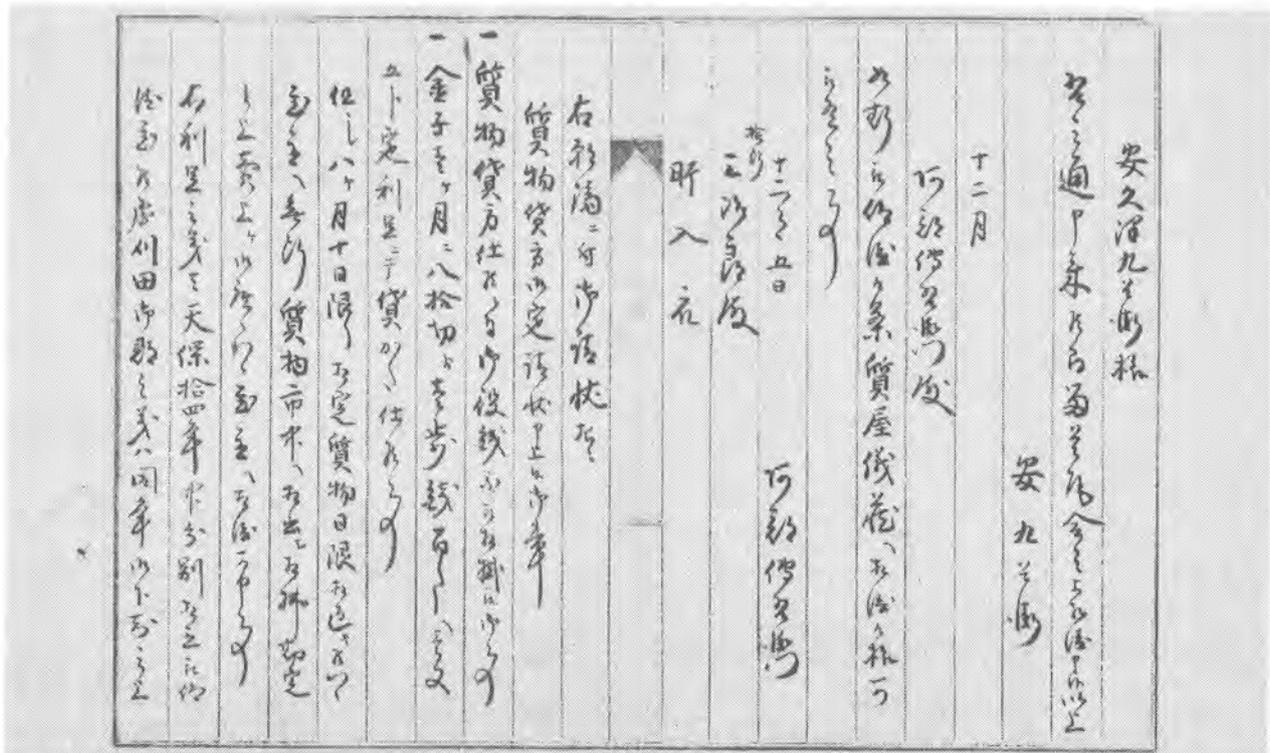
三吉様

右之通大肝入差出申候間首尾仕候上御

戻シ仕候以上

十二月二日

千葉三吉



74

73

安久津九兵衛様

右之通申来候間留首尾合之上相渡申候以上

安 九兵衛

十二月

阿部傳右衛門殿

如斯被仰渡候条質屋儀藏へ相渡候様可

被有之事

十二月五日

阿部傳右衛門

檢断
三治郎殿

肝入衆

右願濟二付御請状左二

質物貸方御定請状申上候御事

一 質物貸方仕候二付御役錢不被相掛候御事

一金子巻ケ月二八拾切江巻步錢百文へ巻文

五分定利足ニテ貸か多仕候事

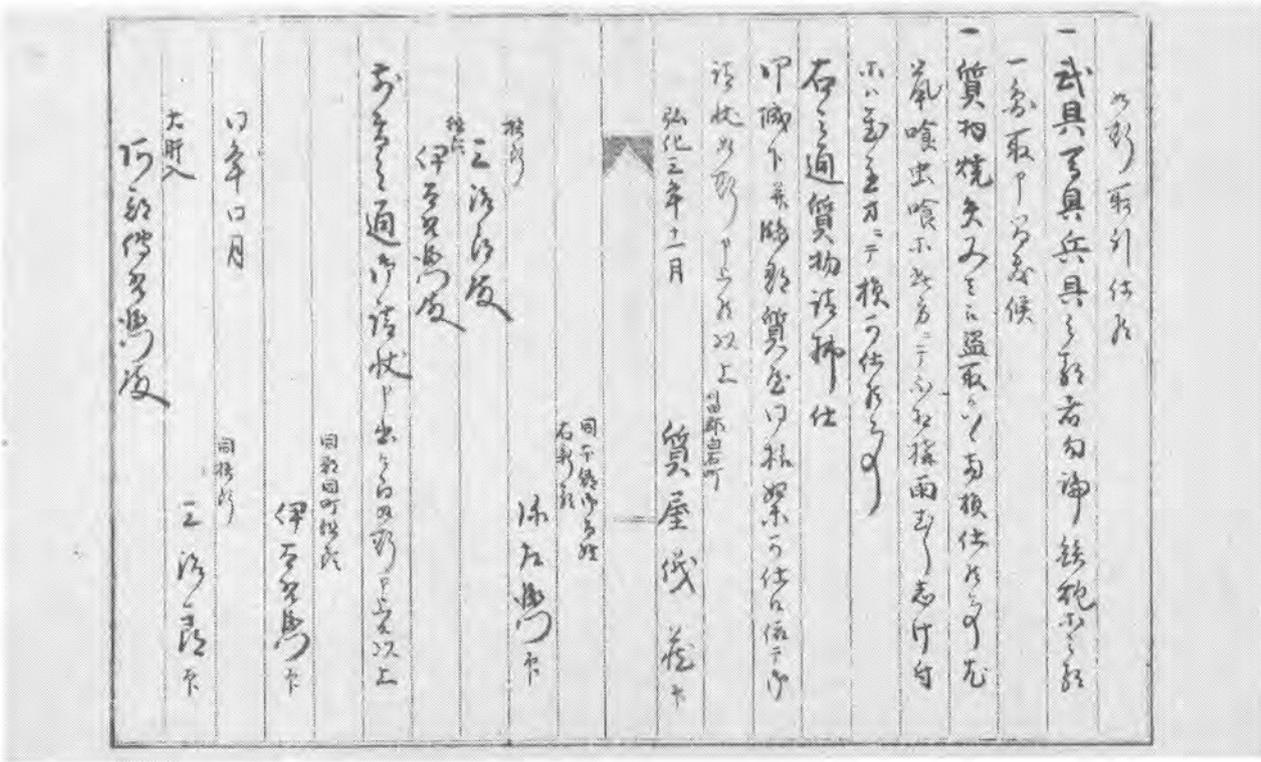
但し八ケ月十日限り相定質物日限相過キ候ハ、

置主へ無断質物市中へ相出シ相佛勘定

之上賣上ケ御座候ハ、置主へ相渡可申事

右利足之義者天保拾四年中分別相立被仰

渡置候處川田御郡之義ハ同年御下知之上



如斯取引仕候

一 武具馬具兵具之類者勿論鉄砲等之類

一 圓取申間敷候

一 質物焼失又者被盜取候ハ、両損仕候事尤

鼠喰虫喰等此方ニテ不相構雨むり志け付

等ハ置主方ニテ損可仕候事

右之通質物請佛仕

御城下并隣郡質屋同様始末可仕候依テ御

請状如斯申上候以上 刈田郡白石町

弘化三年十一月 質屋 儀藏印

同本郷御百姓
右新寫類

弥左衛門印

検断三治郎殿

組頭伊太右衛門殿

前書之通御請状申出候間如斯申上候以上

同郡同町組頭

伊太右衛門印

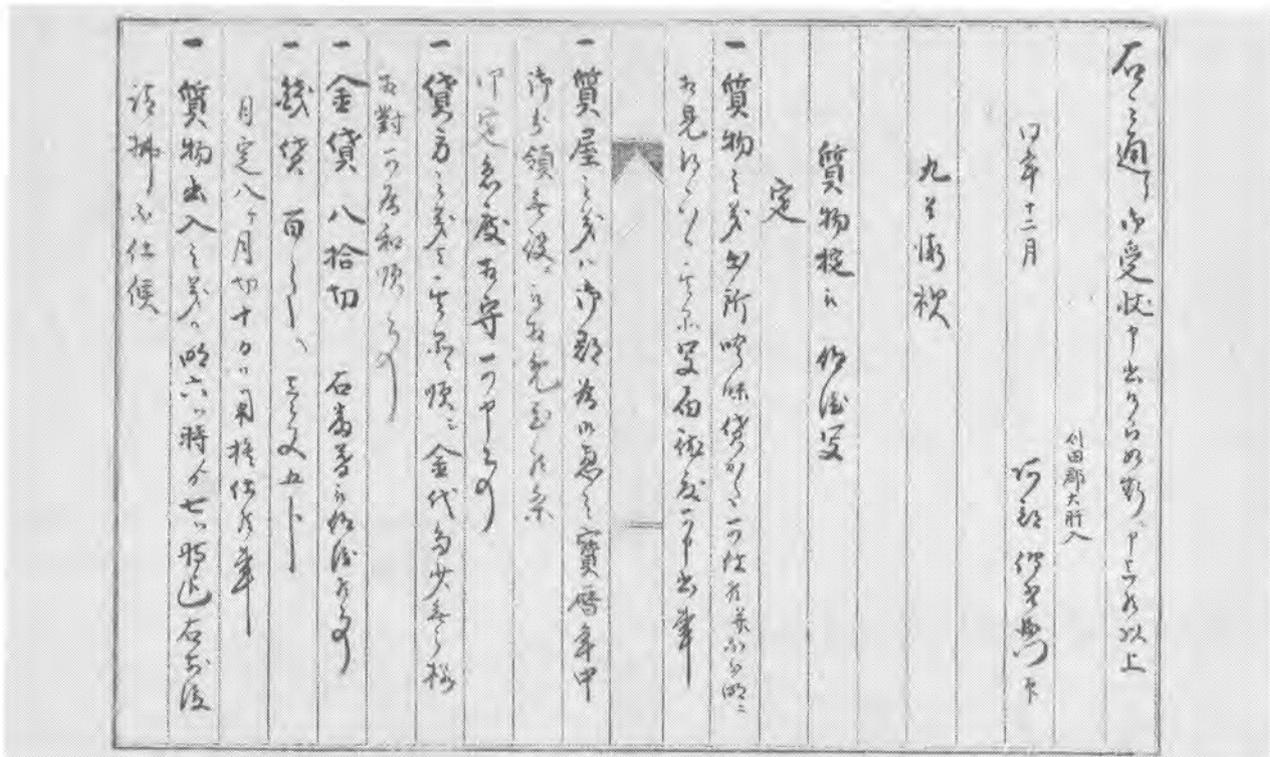
同年同月

同検断
三治郎印

大肝入

阿部傳右衛門殿

註一「組頭伊太右衛門殿」中町の組頭、渡辺屋儀藏の本家。



77

右之通り御受状申出候間如斯ニ申上候以上

川田郡大肝入

同年十二月

阿部傳右衛門印

九兵衛様

質物掟被 仰渡写

定

一質物之義出所吟味貸か多可仕候并不分明ニ

相見得候ハ、其品写届屹度可申出事

一質屋之義ハ御郡為御惠之宝曆年中

御分領無役ニ被相免置候条

御定急度相守可申事

一貸方之義者其品二順シ金代多少無之様

相對可為和順事

一金貸 八拾切 右當幕被仰渡候事

一錢貸 百文へ 壹文五分

月定八ヶ月切十日ハ用捨仕候事

一質物出入之義ハ明六ツ時より七ツ時迄右前後

請拂不仕候

78

一 武具馬具之類兵具之具等貸方不仕候
右之通被仰渡貸渡仕候事

一 御公義様御法度之義者不申及御国定

少シ茂相背キ申間敷候

右之通堅く相守可申事

御質物所

文政八年八月

一 質物之義ハ此度より相改メ御定之通り始月

限日ニ相及候ハ、無断拂ニ相立申二日為置之

御断仕候以上

志ち屋

仲間中

一 木綿店當番

三月ヨリ引請候處十月廿七日先當番山田屋

忠治郎殿より帳并ニ

金貳步貳朱ト代百貳拾三文

殘金代遜り請此度後當番鶴田屋清六殿

方へ右金代直々相遜り申候以上

註1 「山田屋忠治郎」長町と巨理町との角屋敷で木綿問屋を經營（朝日生命から学生塾となった所）

註2 「鶴田屋清六」短ヶ町にて木綿店經營、六代目伊藤清六、明治時代雜貨店を営む。

一 御具馬具之類兵具之具不貸方仕候

右之通被仰渡貸渡仕候事

一 御公義様御法度之義者不申及御国定

少シ茂相背キ申間敷候

右之通堅く相守可申事

御質物所

文政八年八月

一 質物之義ハ此度より相改メ御定之通り始月

限日ニ相及候ハ、無断拂ニ相立申二日為置之

御断仕候以上

志ち屋

仲間中

一 木綿店當番

三月ヨリ引請候處十月廿七日先當番山田屋

忠治郎殿より帳并ニ

金貳步貳朱ト代百貳拾三文

殘金代遜り請此度後當番鶴田屋清六殿

方へ右金代直々相遜り申候以上

弘化三年丙午十一月廿六日

右當番遊り振舞座料

金式朱ツ、之申定ニテ相過シ申候

菊地屋正兵衛殿

石津屋十郎兵衛殿

同 兵藏殿

谷津屋半兵衛殿

鶴田屋清六殿

山田屋忠治郎殿

鶴田屋平十郎殿

山崎屋清右衛門殿

渡部屋儀兵殿

手前

都合拾人

此寄金五切也

前書相印通り金式朱ツ、之持寄何連ハ随分

相応之振舞ニテ本膳式之膳附ニテ相過シ申候

老入前ツ、茶菓子相出シ終テ御吸もの二通り

茶わんも能相出御肴九種ニテ随分過キ候程

82

81

弘化三年丙午年十一月廿六日

右當番遊り振舞座料

金式朱ツ、之申定ニテ相過シ申候

菊地屋正兵衛殿

石津屋十郎兵衛殿

同 兵藏殿

谷津屋半兵衛殿

鶴田屋清六殿

山田屋忠治郎殿

鶴田屋平十郎殿

山崎屋清右衛門殿

渡部屋儀兵殿

手前

都合拾人

此寄金五切也

前書相印通り金式朱ツ、之持寄何連ハ随分

相応之振舞ニテ本膳式之膳附ニテ相過シ申候

老入前ツ、茶菓子相出シ終テ御吸もの二通り

茶わんも能相出御肴九種ニテ随分過キ候程

茶わんも能相出御肴九種ニテ随分過キ候程

註「山崎屋清右衛門」長町、米竹
清右衛門。

之事二御座候

一廿六日 右仲間寄合

一廿四日 質株願濟ニテ御役振舞

一廿五日 嫁之嫁定振舞

十一月吉廿四日八ツ時

一大肝入阿部傳右衛門殿

一本郷肝入八郎治殿

一同組頭伊太右門殿

一右御招番新宅

是以質株願濟之骨折振舞な連者太物

一御手代運七殿

一當町檢断三治郎殿

一長町檢断兵四郎殿

仲間寄合同様相応之振舞也

同廿五日縁定之御使

一御仲人

一生酒屋良吉殿

一渡部屋伊太右門殿

一佐藤伊右衛門殿

一高橋屋甚兵衛殿

一小閑慶治殿

佐藤祐一殿

一米竹三治郎殿

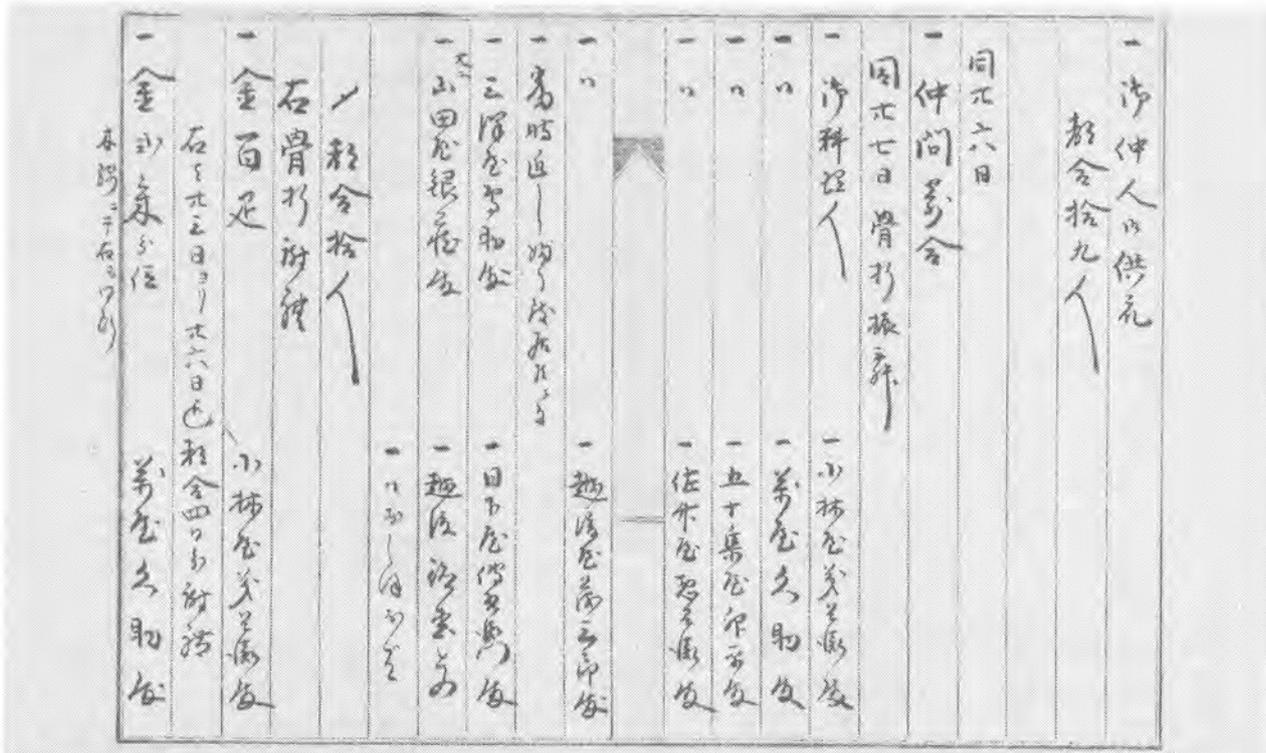
一新宅家中

一佐藤清左衛門殿

一阿子嶋兵四郎殿

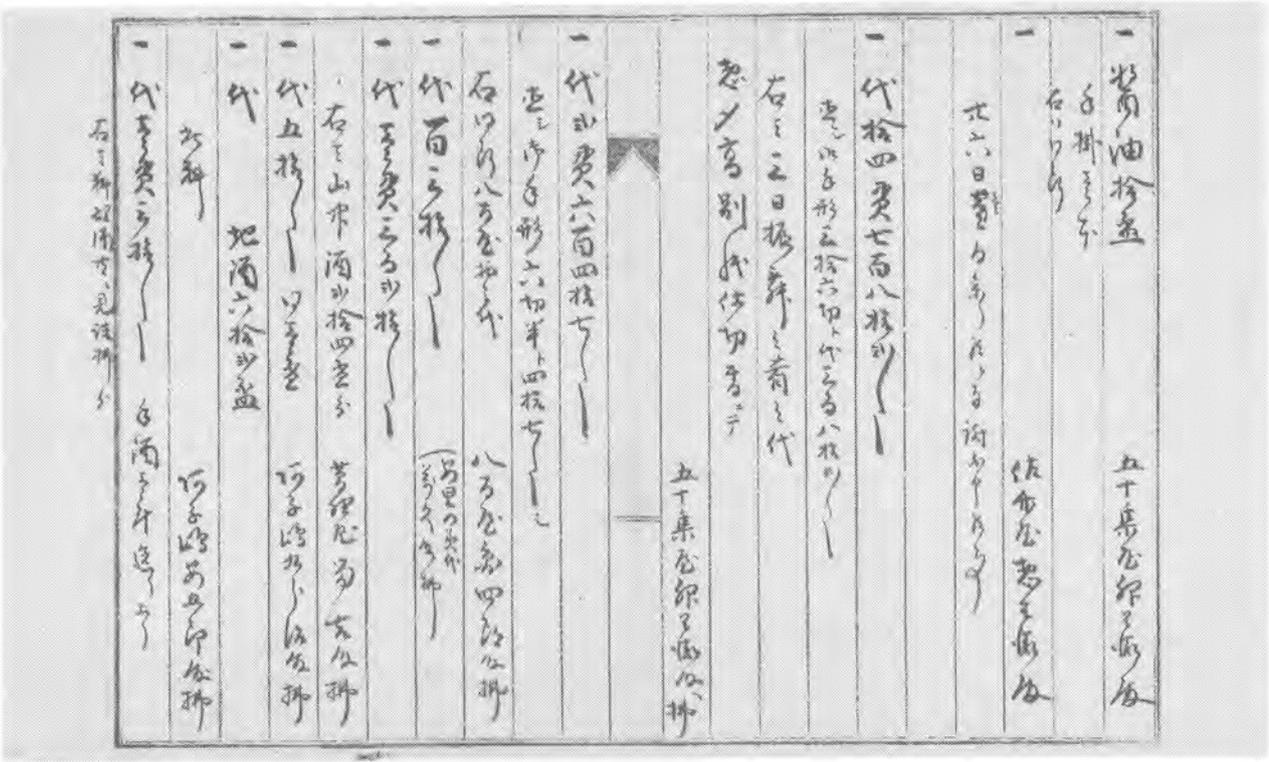
一条要藏殿

是ハ儀助養育之母ナリ



- 一 御仲人御供衆
- 一 都合拾九人
- 一 同廿六日
- 一 仲間寄合
- 一 同廿七日骨折振舞
- 一 御料理人
- 一 同
- 一 同
- 一 同
- 一 小林屋義兵衛殿
- 一 万屋久助殿
- 一 五十集卯平殿
- 一 佐竹屋惣兵衛殿
- 一 同
- 一 越後屋茂三郎殿
- 一 當時近し婦り致居候二付
- 一 三澤屋専助殿
- 一 山田屋銀藏殿
- 一 都合拾人
- 一 右骨折謝禮
- 一 金百足 小林屋義兵衛殿
- 一 右者廿三日ヨリ廿六日迄都合四日分謝禮
- 一 金貳朱分位 万屋久助殿
- 一 木綿ニテ右モ同断

註一 越後屋茂三郎 新町西北に住し白石城下の料理人。家族中で渡辺家を手伝ってくれた。又渡辺喜伴一行とお伊勢参りにも同道した。



一 醬油拾盃
五十集屋卯兵衛殿

手掛壺本

右八同断

佐竹屋惣兵衛殿

一 廿六日壺日参り候二付謝不申候事

一 代拾四貫七百八拾貳文

直シ御手形三拾六切ト代三百八拾貳文

右者三日振舞之肴之代

惣ノ高別紙仕切書ニテ

五十集屋卯兵衛殿へ拂

一 代貳貫六百四拾七文

直シ御手形六切半ト四拾七文也

右同断八百屋物之代 八百屋圓四郎殿拂

一 代百三拾文

一 代壹貫三百貳拾文

右者山中酒式拾四盃分 菅野屋留吉殿拂

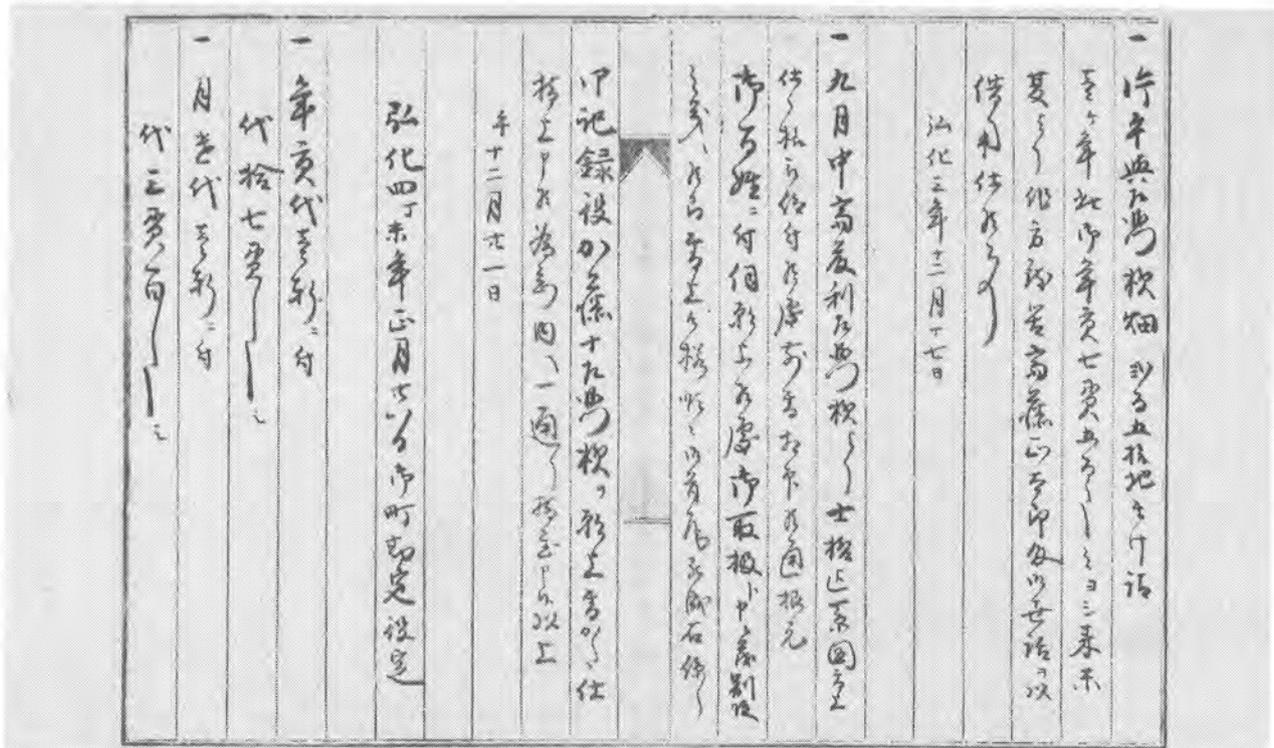
一 代五拾文 同 壹盃 阿子嶋九郎治殿拂

一 代 地酒六拾貳盃

此料 阿子嶋安五郎殿拂

一 代壹貫三拾文 手酒壺斗造り上り

右者料理酒共二見詰拂分



90

89

一片平與左衛門様畑式百五拾地まけ請

卷々年此御年貢七貫五百文之ヨシ来末

夏より作方致答齋藤正太郎殿御世話ヲ以

借用仕候事

弘化三年十二月十七日

一九月中齋藤利左衛門様より士格迄系図書上

仕候様被仰付候處前書相印候通根元

御百姓二付伺願上候處御取扱ト申二茂列段

之義二候間書上候様順々御首尾罷成右係り

註下「月遣代」不詳

御記録役加藤十左衛門様ヲ願上書か多仕

指上申候為念内へ一通り指置申候以上

午十二月廿一日

弘化四丁未年正月廿八日御町勘定役定

一年貢代巻軒二付

代拾七貫文也

一月遣代^{註下}巻軒二付

代三貫百文也

一 役前入料代々軒二付
 代四百文ツ、月々
 一 居か、里屋敷
 年貢
 一 抱屋敷半軒十四郎居候処
 年貢
 一 下之抱屋敷ハ役屋敷 傳右衛門殿相雇
 是ハ去年之通り代方ハ手前より相出申筈
 當年者代遣役相勤申候
 小肝入 正兵衛
 一 當末ノ正月より月々来酉ノ年迄
 千手院不動尊院へ献膳指上申筈
 此料代式百文ツ、
 但し當年より三ヶ年夫過キ候ハ、見合
 正五九月と仕候方与路しく候哉以津連
 其時見合可然候
 月々廿八日
 一天保七年申ノ三月中金子御用立具足并二
 懐劔御預リ仕置候處去年御男子御出生二付

91

一 役前入料代々軒二付

代四百文ツ、月々

一 居か、里屋敷

年貢

一 抱屋敷半軒十四郎居候処

年貢

一 下之抱屋敷ハ役屋敷 傳右衛門殿相雇

是ハ去年之通り代方ハ手前より相出申筈

當年者代遣役相勤申候

小肝入 正兵衛

一 當末ノ正月より月々来酉ノ年迄

千手院不動尊院へ献膳指上申筈

此料代式百文ツ、

但し當年より三ヶ年夫過キ候ハ、見合

正五九月と仕候方与路しく候哉以津連

其時見合可然候

月々廿八日

一天保七年申ノ三月中金子御用立具足并二

懐劔御預リ仕置候處去年御男子御出生二付

註1 「役前入料代」不詳

註2 「与路しく」よろしく、宜しく。

註3 「以津連」いづれ、何れ。

92

明日之卯の日二貸呉候様御紙面ヲ以被仰
 遣候二付御使御弟子へ渡シ御用立
 未ノ正月晦日
 佐久間寿安様方
 未ノ四月五日御弟子御出亦以御預り申上候
 追々御用立置申候
 弘化四未年二月五日
 親大病之節末期願左二
 一 渡部儀左衛門義當四拾巻才二罷成申候処今五日
 即中風之症相煩本郷道碩佐久間寿安得
 療治薬用相尽シ申候得共薬給茂無之
 九死一生最早存命難計段申義二御座候處
 御知行高式貫百六拾式文頂戴罷在申
 候処嫡子豊吉當五才二罷成至而幼少之者二
 御座候間弟同氏甚藏義當拾八才二罷成申候ヲ養
 家督二被仰付被下置度乍憚連名ヲ以奉願候
 右之趣御家老衆中江宜敷様被仰上可被下候以上
 弘化四年二月五日
 渡邊儀左衛門印
 大病二付据判不仕候
 名乗書判

94

93

明日之卯の日二貸呉候様御紙面ヲ以被仰
 遣候二付御使御弟子へ渡シ御用立

未ノ正月晦日

佐久間寿安様方

未ノ四月五日御弟子御出亦以御預り申上候

追々御用立置申候

弘化四未年二月五日

親大病之節末期願左二

一 渡部儀左衛門義當四拾巻才二罷成申候処今五日

即中風之症相煩本郷道碩佐久間寿安得

療治薬用相尽シ申候得共薬給茂無之

九死一生最早存命難計段申義二御座候處

御知行高式貫百六拾式文頂戴罷在申

候処嫡子豊吉當五才二罷成至而幼少之者二

御座候間弟同氏甚藏義當拾八才二罷成申候ヲ養

家督二被仰付被下置度乍憚連名ヲ以奉願候

右之趣御家老衆中江宜敷様被仰上可被下候以上

弘化四年二月五日

渡邊儀左衛門印

大病二付据判不仕候
名乗書判

註1 「親大病之節末期願」渡邊家七代義左衛門(喜世)が瀕死の爲弟甚藏の相続と家業の繼承並びに家の安堵の願い書。

註2 「嫡子豊吉」七代義左衛門の嗣子(九代豊吉喜光甚藏)

註3 「弟同氏甚藏」六代儀藏喜治の末子(八代又四郎喜則甚藏)

夫内左衛門殿
丹野源八殿

一弘化三年ノ四月登仙之節なら屋より左之通
紙布類石田八郎平様へ相渡シ金拾両餘請取
呉候様被相頼候度々御同家江御相談申上
候得共出金之御見詰無之由再度被仰下候二付
其段仙台へ申遣候處然らハ品物戻シ呉候様
申来候二付此度相戻シ申候左二
一白縮 式拾式反

一縞縮 七反
一綾杉 五反
一紬地 貳反
一古し帯 三本
一白薄地九反 此代八拾壹匁也
右者石田様江御相談申上手前ニテ買調金代
直々此度遣又申候

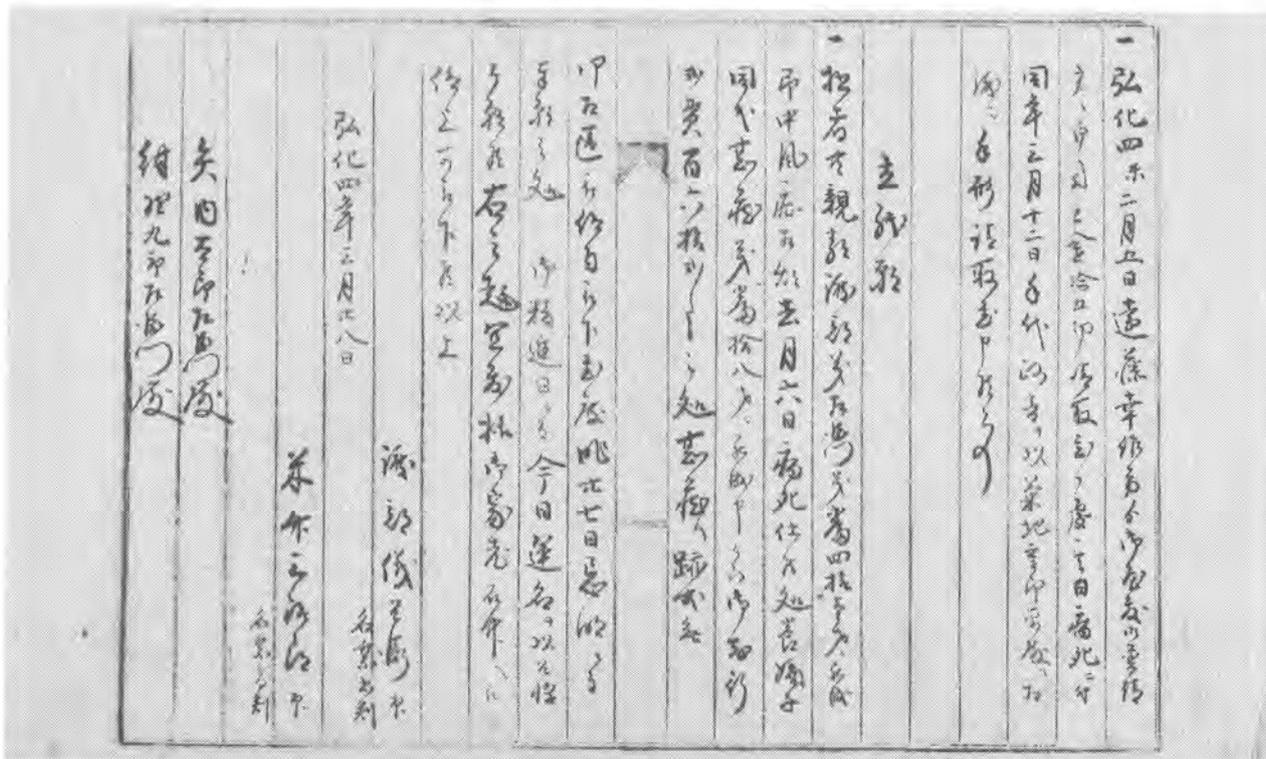
右金代共々此度隣之善五郎殿ヲ以相送り申候
弘化四年未ノ二月十九日

矢内太郎左衛門殿
丹野源八殿

一弘化三年午ノ四月登仙之節なら屋より左之通
紙布類石田八郎平様へ相渡シ金拾両餘請取
呉候様被相頼候度々御同家江御相談申上
候得共出金之御見詰無之由再度被仰下候二付
其段仙台へ申遣候處然らハ品物戻シ呉候様
申来候二付此度相戻シ申候左二
一白縮 式拾式反

一縞縮 七反
一綾杉 五反
一紬地 貳反
一古し帯 三本
一白薄地九反 此代八拾壹匁也
右者石田様江御相談申上手前ニテ買調金代
直々此度遣又申候

弘化四年未ノ二月十九日



一弘化四年二月五日遠藤幸作方より御屋敷普請
方へ御用立金拾五切請取置候處其日病死二付
同年三月十二日手代政吉ヲ以菊地重郎平殿へ相
渡シ手形請取置申候事

立紙願

一拙者共親類渡部義左衛門義當四拾壹才二罷成
即中風症相煩去月六日病死仕候処養嫡子
同氏甚藏義當拾八才二罷成申候間御知行
式貫百六拾貳文之処甚藏へ跡式無

甲五區分修白り下置度昨廿七日忌明二付
奉願之処 御精進日二付今日運名ヲ以乍憚
奉願候右之趣宜敷様御家老衆中へ被
仰上可被下候以上

弘化四年三月廿八日

渡部儀兵衛印

米竹三治郎印

矢内太郎左衛門殿
紺野九郎左衛門殿

一弘化四年未二月五日遠藤幸作方より御屋敷普請
方へ御用立金拾五切請取置候處其日病死二付
同年三月十二日手代政吉ヲ以菊地重郎平殿へ相
渡シ手形請取置申候事

立紙願

一拙者共親類渡部義左衛門義當四拾壹才二罷成
即中風症相煩去月六日病死仕候処養嫡子
同氏甚藏義當拾八才二罷成申候間御知行
式貫百六拾貳文之処甚藏へ跡式無

御相違被仰付被下置度昨廿七日忌明二付
奉願之処 御精進日二付今日運名ヲ以乍憚
奉願候右之趣宜敷様御家老衆中へ被
仰上可被下候以上

弘化四年三月廿八日

渡部儀兵衛印

米竹三治郎印

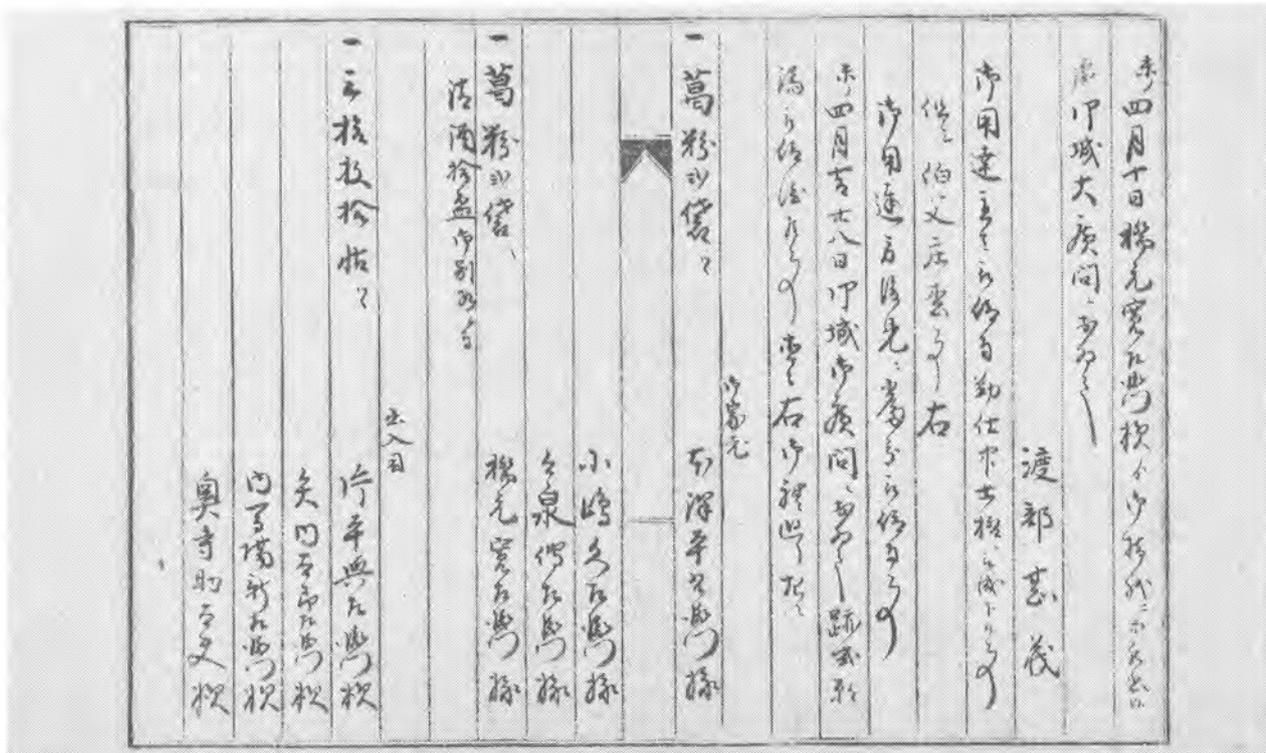
矢内太郎左衛門殿

紺野九郎左衛門殿

註1 「渡部儀兵衛」中町渡辺家新宅
二代目佐吉書。

註2 「矢内太郎左衛門」片倉家出入
司。

註3 「紺野九郎左衛門」片倉家町奉
行。



未ノ四月十日橋元寛左衛門様より御指紙ニ而罷出候
處御城大廣間ニおゐて

渡部甚藏

御用達主立被仰付勤仕中士格ニ被成下候事

但シ伯父庄^庄恣事右

御用達方後見ニ當分被仰付事

未ノ四月吉廿八日御城御廣間ニおゐて跡式願
濟被仰渡候事直々右御禮廻り左ニ

一葛粉式袋ツ、

即家老
本澤平右衛門様

小嶋久左衛門様

今泉傳左衛門様

橋元寛左衛門様

一葛粉式袋へ

清酒拾盃御列段二付

一三拾枚拾帖ツ、

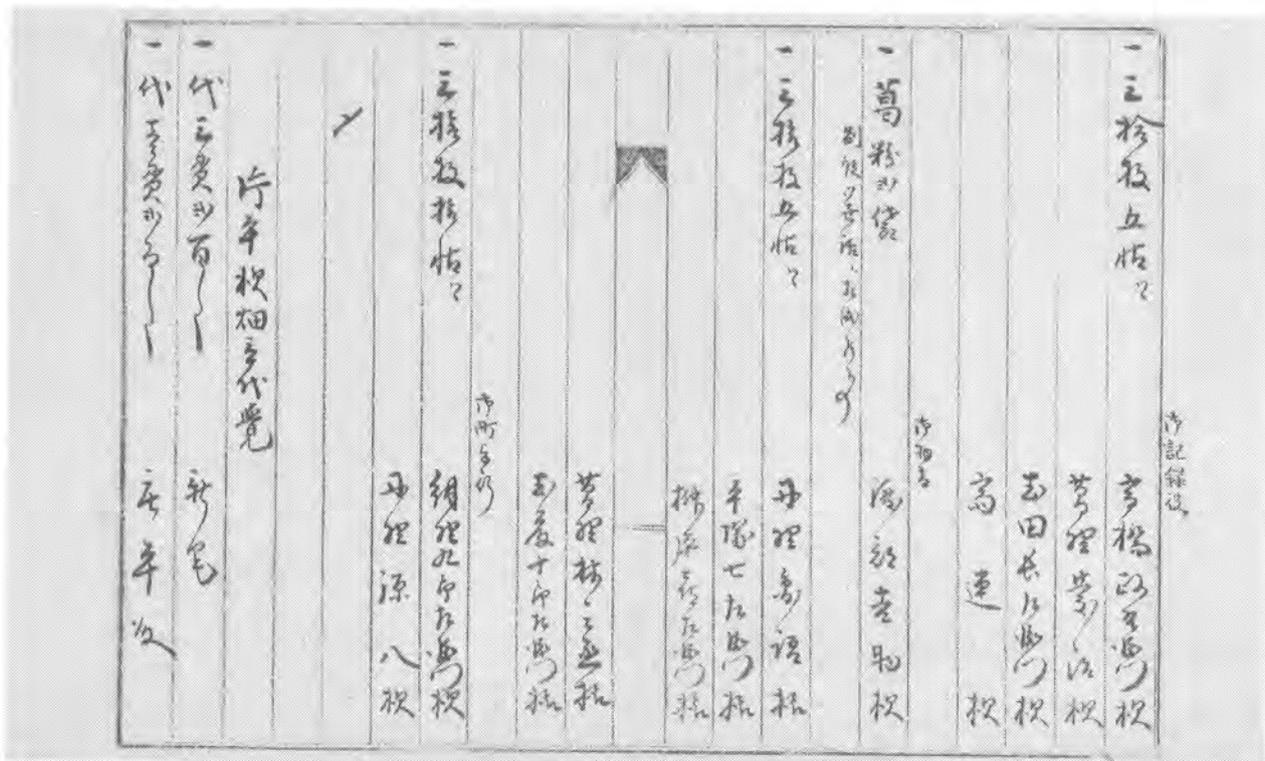
出入司
片平與左衛門様

矢内太郎左衛門様

内馬場新左衛門様

奥寺助太夫様

註一 庄恣、恣は松の異体字。



102

101

一代三貫式百文
 一代壹貫式百文
 庄平殿

片平様畑立代覚

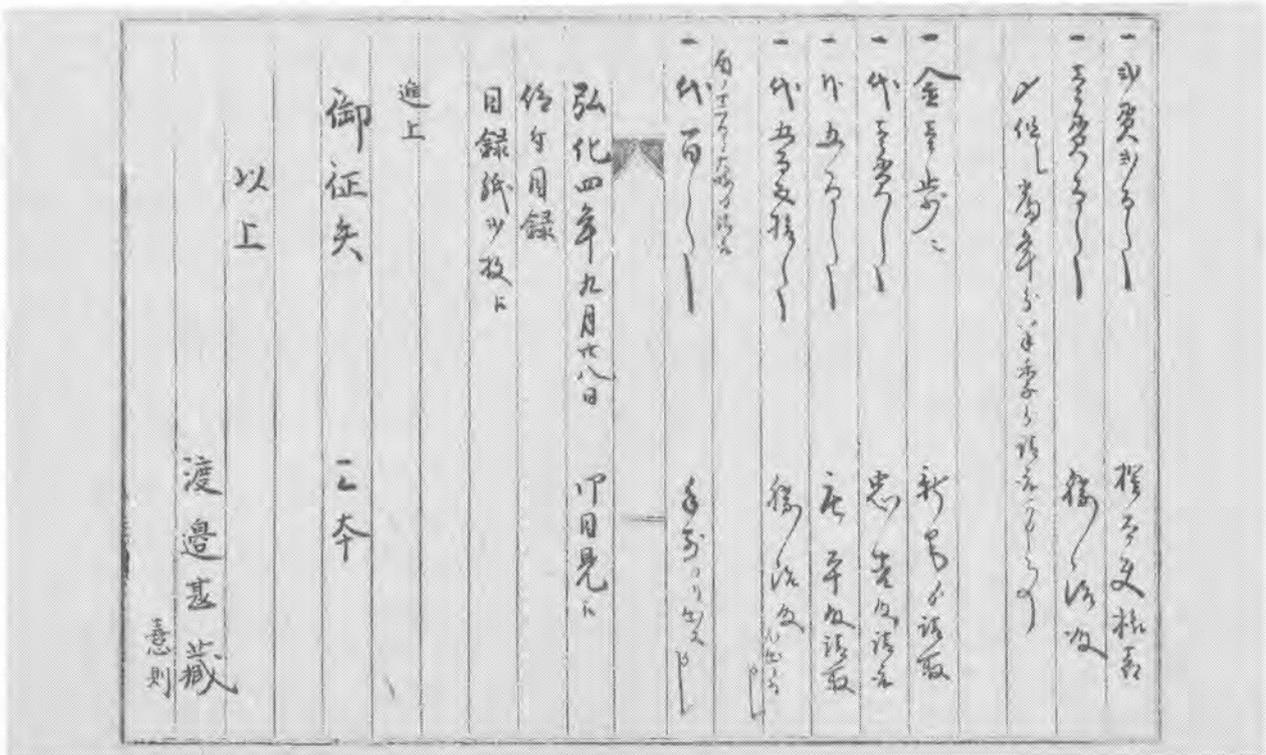
新宅

一三拾枚拾帖ツ、
御町奉行
 紺野九郎左衛門様
 丹野源八様

菅野林之丞様
 武藤十郎左衛門様

一葛粉式袋 御物書 渡部吉助様
 別段御世話二相成候事
 一三拾枚五帖ツ、 丹野圓語様
 平塚七左衛門様
 榑原喜左衛門様

一三拾枚五帖ツ、 御記録役
 高橋政右衛門様
 菅野慶治様
 武田長左衛門様
 斎連様



103

一 貳貫貳百文

權太夫様表

一 壹貫百文

勝治殿

ノ但し当年分半季分請取可申事

一金壹歩也

新宅より請取

一代壹貫文

忠吉殿請取

一代五百文

庄平殿請取

一代五百五拾文

勝治殿 不出二付申候

西ノ十二月大晦日請取
一代百文

手前ヨリ出ス申候

104

弘化四年九月廿八日 甲申見下
仰付目録
目録紙式枚下
進上

御征矢

二本

以上

渡邊甚藏

意則

進上

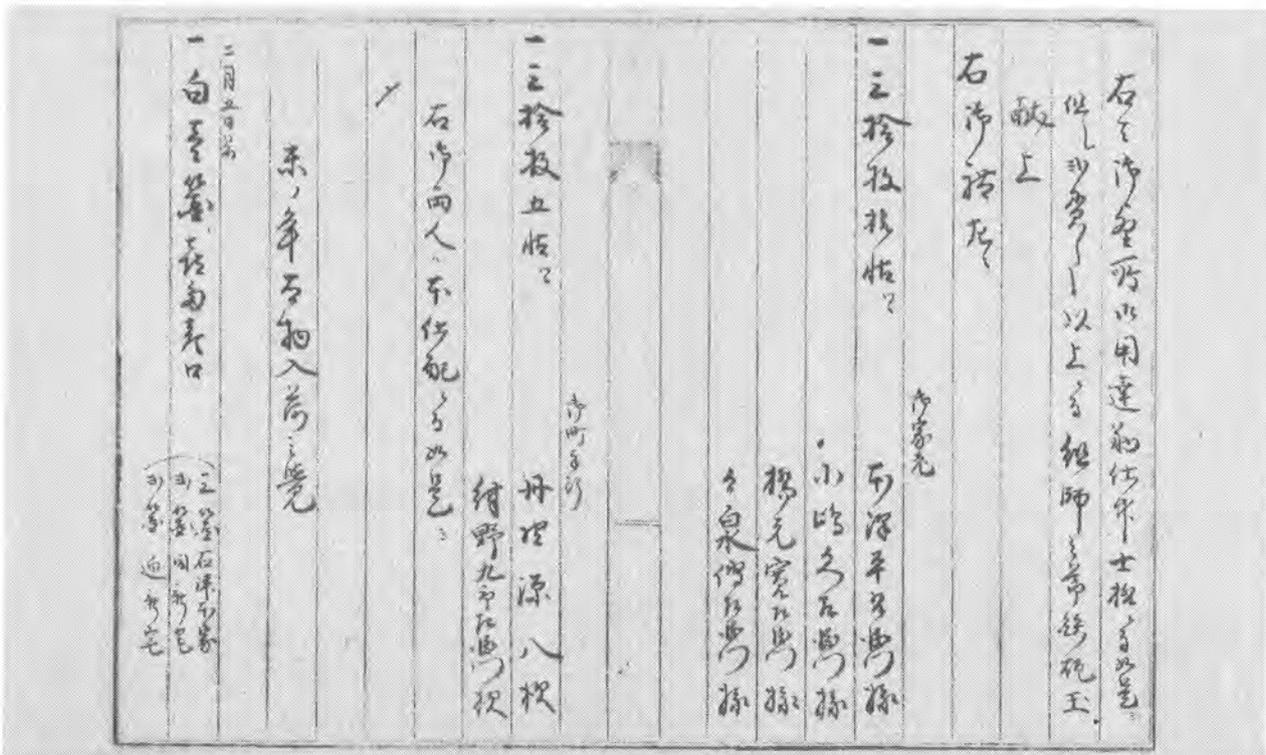
御征矢

二本

以上

渡邊甚藏

意則



106

105

右者御台所御用達勤仕中士格二付如是シ
但し式貫文以上二付組師之節鉄砲玉

献上

右御禮左二

一三拾枚拾帖ツ、

御家老

本澤平右衛門様

小嶋久左衛門様

橋元寛左衛門様

今泉傳左衛門様

一三拾枚拾帖ツ、

御家老

本澤平右衛門様

小嶋久左衛門様

橋元寛左衛門様

今泉傳左衛門様

一三拾枚五帖ツ、

御町奉行

丹理源八様

紺野九郎左衛門様

右御兩人ハ本仕配ニ付如是シ

未ノ年太物入荷之覺

未ノ年太物入荷之覺

二月五日着

一白巻筒喜多産口

三箇石津本家
式箇同新宅
式箇迎新宅

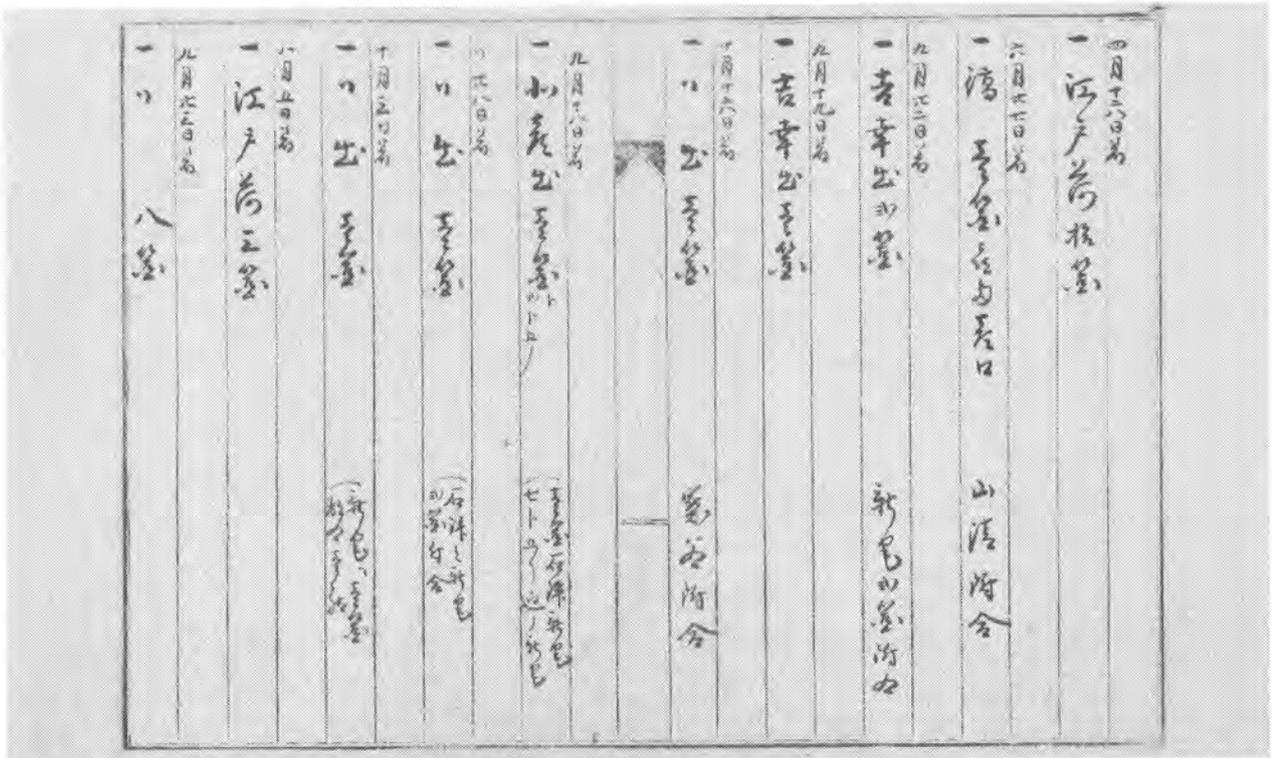
註1 「御台所」台所とは役目や職名を
表わす言葉で台所衆や男衆を
意味し台所等の物資の調達や雑
用、荷物の運搬等の仕事をする
係。

註2 「士格」武士の資格。

註3 「組師」大番士の下の武士、又
は士分以外の下級家臣。

註4 「太物」絹織物を呉服と云うに
対し綿織物や麻織物を総称した
もの。

註5 「石津」巨理町菊地十郎左衛門
(石津屋)



108

- 四月十六日着
- 一 江戸荷拾箇
- 六月廿七日着
- 一 竊 老箇喜多産口
- 九月廿二日着
- 一 吉幸出式箇
- 九月十九日着
- 一 吉幸出老箇
- 十月十六日
- 一同 出老箇
- 九月十八日着
- 一 北産出老箇
- 同 廿八日着
- 一同 出老箇
- 十月三日着
- 一同 出老箇
- 八月五日着
- 一 江戸荷三箇
- 九月廿三日着
- 一同 八箇

(新宅へ老箇
都合老箇)

(石津之新宅
式箇付合)

(卜式分五里 老箇石津新宅
七分五里迎ノ新宅)

107

- 四月十六日着
- 一 江戸荷拾箇
- 六月廿七日着
- 一 竊 老箇喜多産口
- 九月廿二日着
- 一 吉幸出式箇
- 九月十九日着
- 一 吉幸出老箇
- 十月十六日
- 一同 出老箇
- 九月十八日着
- 一 北産出老箇
- 同 廿八日着
- 一同 出老箇
- 十月三日着
- 一同 出老箇
- 八月五日着
- 一 江戸荷三箇
- 九月廿三日着
- 一同 八箇

註¹
山清附合

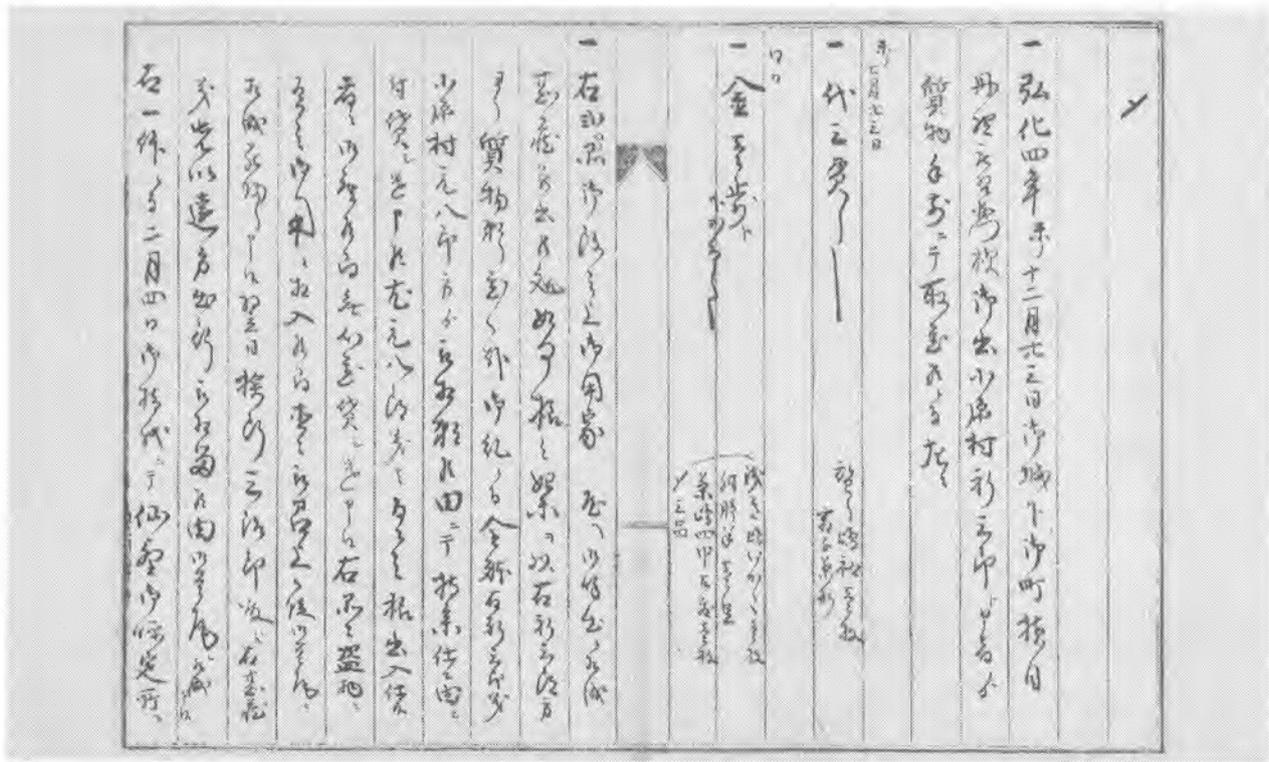
註²
新宅式箇附合

註³
関谷附合

註¹ 「山清」長町山崎屋清右衛門

註² 「新宅」中町渡部儀兵衛喜言三
代目

註³ 「関谷」中町旅籠屋関谷喜六



一弘化四年未ノ十二月廿三日御城下御町横目

丹野庄右衛門様御出小原村新三郎ト申者より

質物手前ニテ取置候二付左ニ

未ノ七月廿三日

一三代三貫文

替り鳩拾壹枚
裏子茶形

同日

一金壹歩ト

淡き端巾かた巻枚
註2
（紺脚半巻足
茶端巾中古敷巻枚
ノ三品

代式百文

一右式口ノ品御改之上御用家 屋へ御呼出ニ相成

甚藏罷出候処如何様之始末ヲ以右新三郎方

ヨリ質物預リ置候哉御糺ニ付全体右新三郎義

小原村元八郎方より被相頼候由ニテ持参仕候由ニ

付貸シ遣申候尤元八郎義者日々之様出入仕候

者ニ御座候間無心置貸シ遣申候右品々盗物ニ

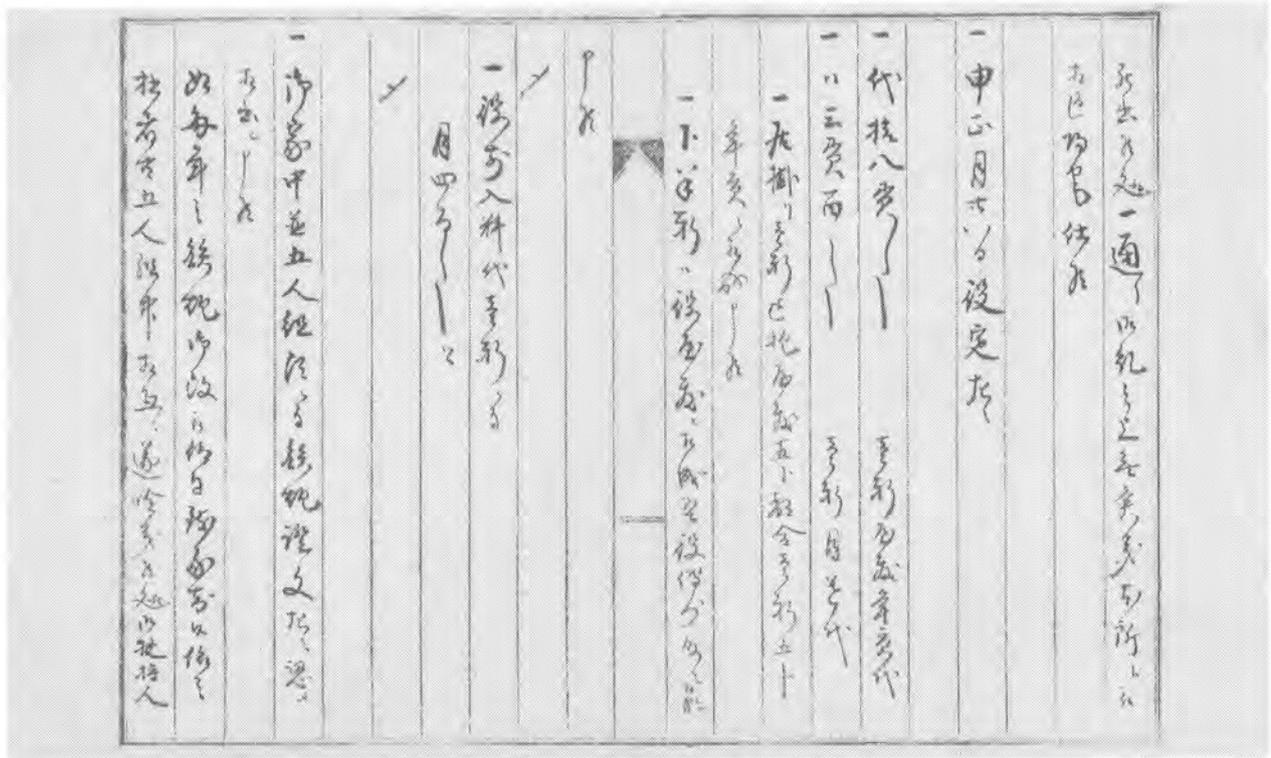
有之御用ニ相入候間直々被召上候段御首尾ニ

相成罷歸リ申候翌日検断三治郎殿江右甚藏

義先以遠方出行被相留候由御首尾ニ相成申候

右一件ニ付二月四日御指紙ニテ仙台御評定所へ

註1 「拾」 あわせ、裏をつけた衣服。
註2 「脚半」 きやはん、すねにまとい付ける細長い布（ゲートル）。



112

一御家中並五人組頭二付鉄砲證文左二認メ
 相出シ申候
 如毎年之鉄炮御改被仰付致承知候依之
 拙者共五人組中相互二遂詮義候処御扶持人

111

罷出候処一通り御糺之上無異義本所江被
 相返帰宅仕候

一申正月廿八日役定左二

一代拾八貫文 壺軒屋敷年貢代

一回三貫百文 壺軒月遣代

一居掛り壺軒迄抱屋敷五分都合壺軒五分

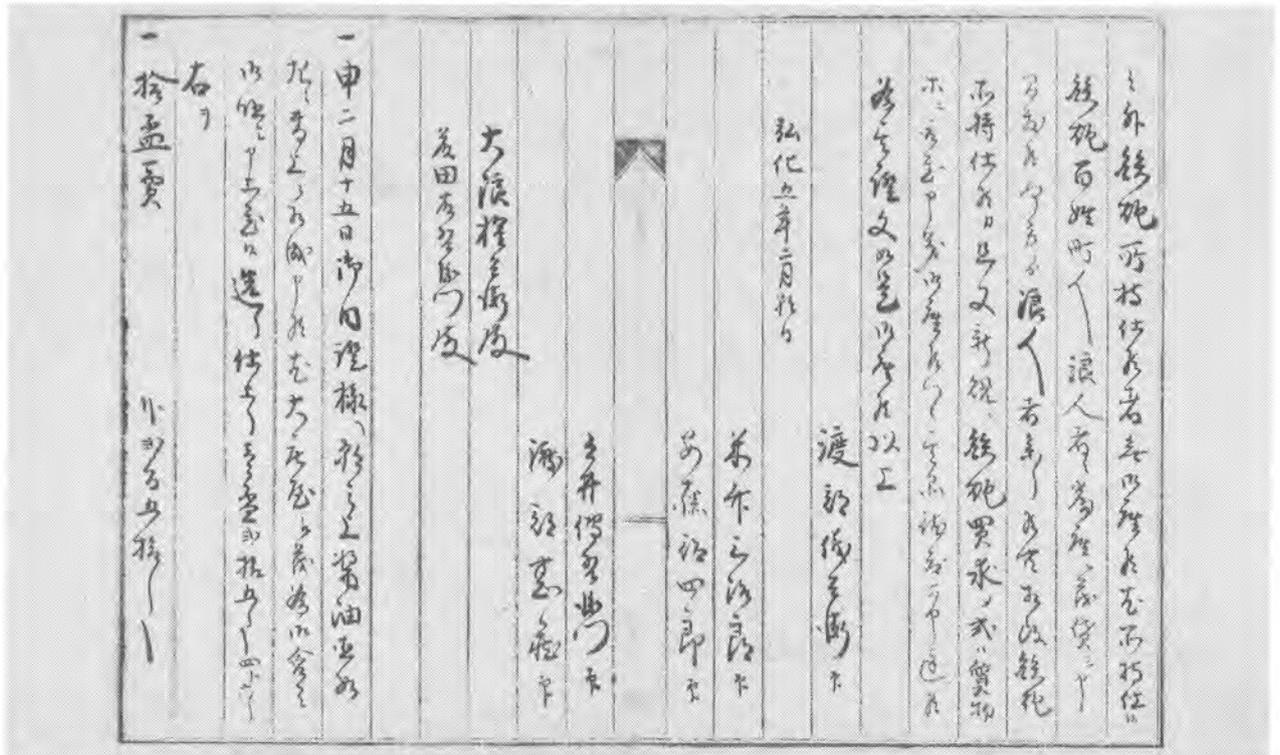
年貢二相成申候

一下半軒八役屋敷二相成右役傳右衛門殿二相頼

申候

一役前入料代壺軒二付

月四百文ツ、



114

113

之外鉄炮所持仕候者無御座候尤所持仕候
鉄砲百姓町人浪人者二當座二茂貸シ申
間敷候何方より浪人者参り候共相改鉄炮
所持仕候力且又新規二鉄炮買求メ或ハ質物
等二取置申義御座候ハ、其品屹度可申達候
為其證文如是御座候以上

渡部儀兵衛印

弘化五年二月朔日

米竹三治郎印

安藤徳四郎印

今井傳右衛門印

渡部甚藏印

大浪権兵衛殿

藤田藤右衛門殿

一 申二月十五日御内證様へ願之上醤油直段

左 二書上二相成申候尤大庄屋江茂為御舎之

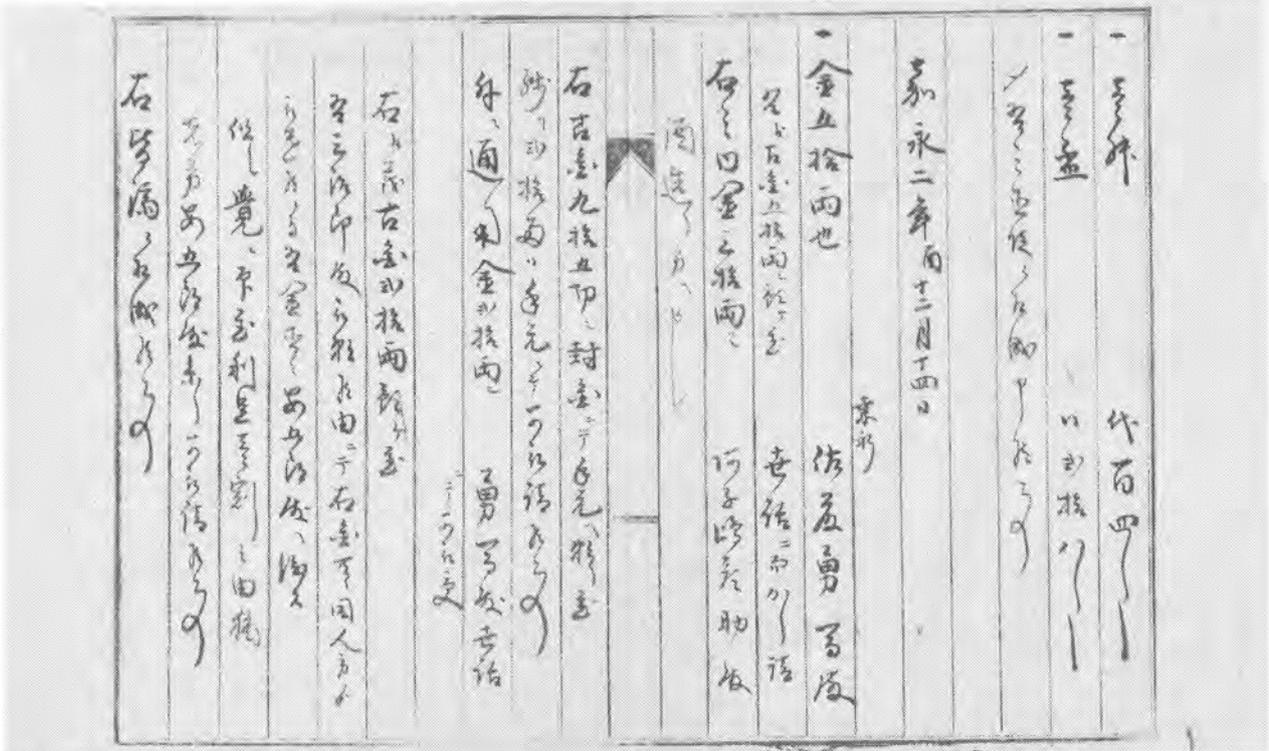
御咄シ申上置候造り仕上り壺盃式拾五文四分六厘

右 一

拾盃賣

代式百五拾文

註 1 「御内證様」白石では片倉家に
おいては当主を指す。十代片倉
小十郎宗景。

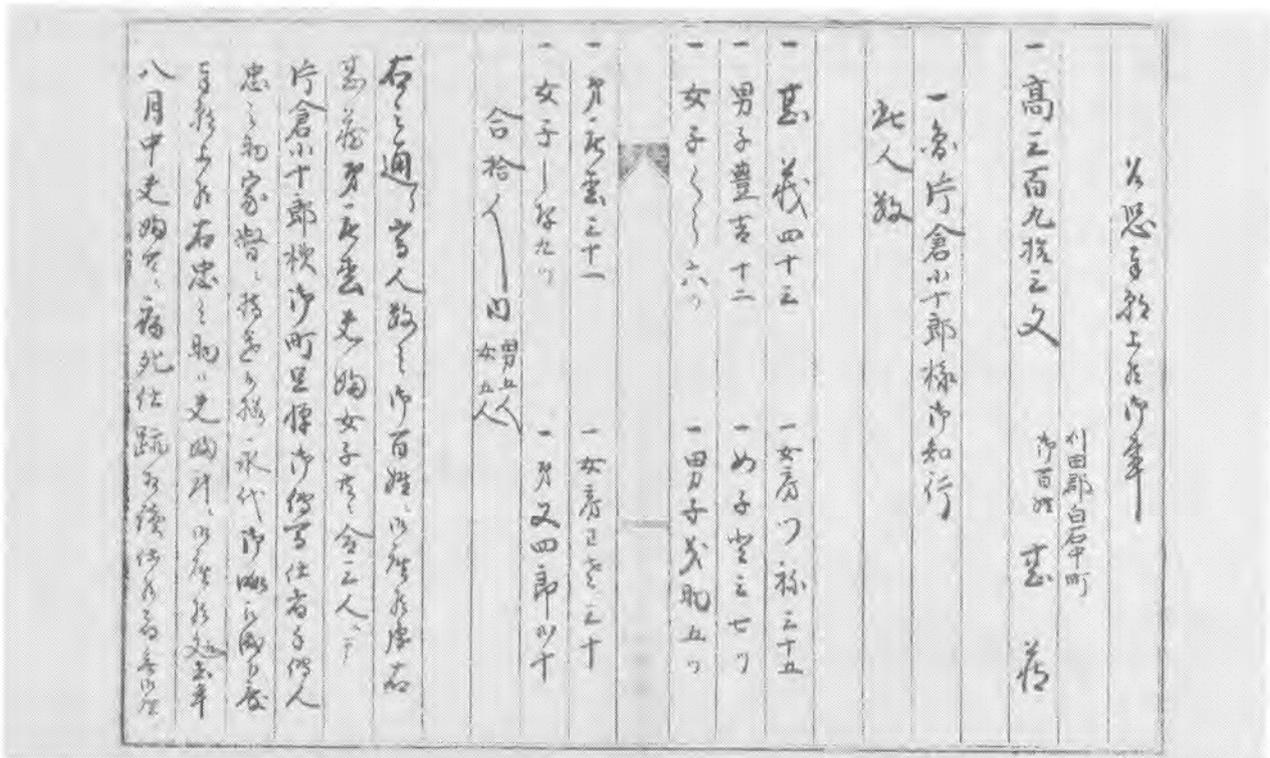


右古金九拾五切也封金ニテ手元へ頼り置
 残り式拾兩八手元ニテ可被請候事
 外二通用金式拾兩也 勇馬殿世話
 ニテ可被受
 右江茂古金式拾兩預ケ置
 右三治郎殿被頼候由ニテ右金共二同人方より
 被遣候ニ付右金直々安五郎殿へ渡ス
 但し覺ニ印置利足卷割之由猶
 先方安五郎殿参リ可被請候事
 右皆濟ニ相成候事

註2 「安五郎」阿子嶋安五郎。渡辺家より阿子嶋家に養子となつた阿子嶋彦助。

一壺升 代百四文
 一壺盃 同式拾八文
 右之直段ニ相成申候事
 嘉永二年酉十二月十四日
 一金五拾兩也 桑折 佐藤勇馬殿
 右江古金五拾兩也預ケ置 世話ニ而かり請
 右之内金三拾兩也 阿子嶋彦助殿
 酒造り方へ申候

註1 「古金」元文時代の金貨か。



118

117

乍恐奉願上候御事

川田郡白石中町

一高三百九拾三文 御百姓 甚藏

一圓片倉小十郎様御知行

此人数

一甚藏^{註1}四十三 一女房つ祢三十五

一男子豊吉^{註2}十二 一女子登ミ七ツ

一女子くら六ツ 一男子義助五ツ

一弟庄^{註3}泰三十一 一女房己左三十

一女子しな九ツ 一弟又四郎^{註4}式十

合拾人内 男五人 女五人

右之通り高人数之御百姓二御座候處右

甚藏弟庄泰夫婦女子共二合三人ニテ

片倉小十郎様御足輕御傳馬仕者手傳人

忠之助家督二指遣候様永代御暇被成下度

奉願上候右忠之助ハ夫婦斗二御座候処去年

八月中夫婦共二病死仕跡相續仕候者無御座

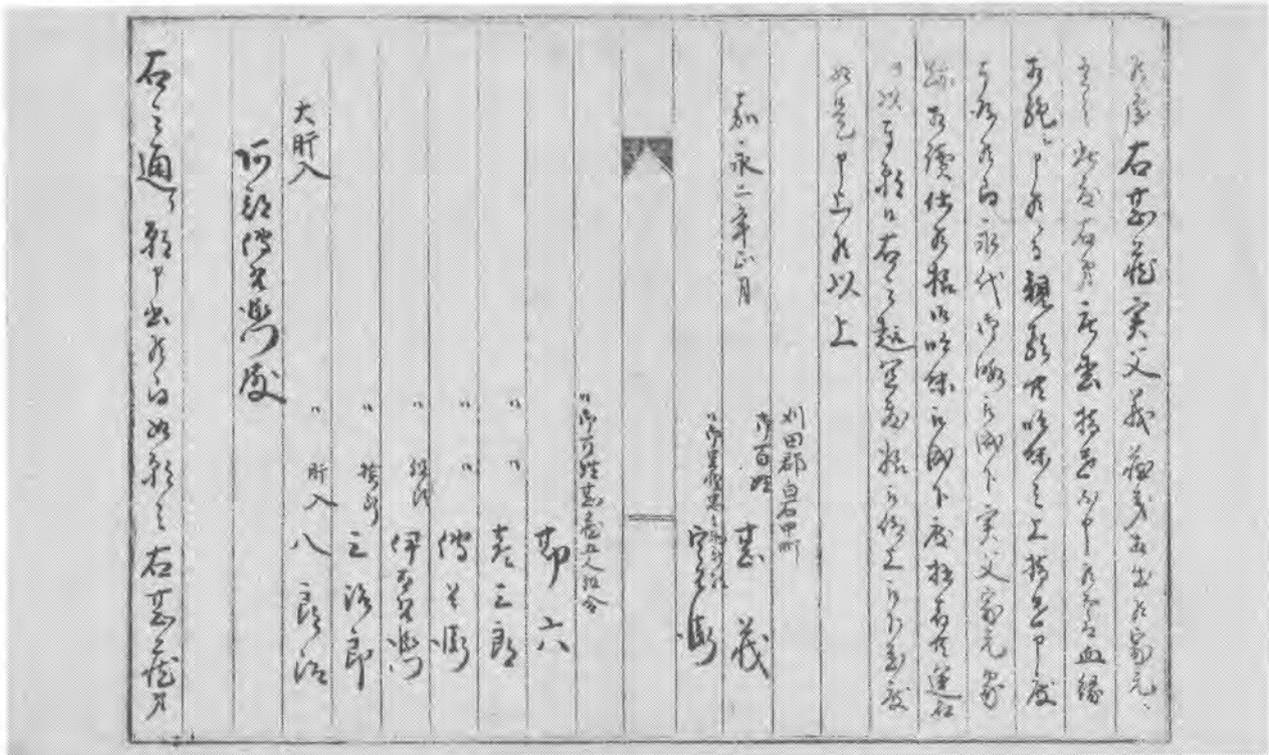
註1 「甚藏」既に弘化四年二月五日、四十一才で七代目甚藏は死して居るが、願い書を届ける関係上生きて居る事にして四十三才としたのであるうか。

註2 「豊吉」七代目渡辺甚藏喜伴の長男で九代目豊吉喜光改め儀藏の事。

註3 「庄泰」渡辺家八代儀藏喜治の次男。七代目甚藏喜伴の末弟又四郎喜則が式十才と成つた為養子として八代目になつたので叔父庄泰は又四郎の後見人となる。後に嘉永六年中町へ分家し、九角商店の始祖となつた。

註4 「又四郎」渡辺家八代目となり喜則改め儀藏として明治十五年四十八才卒。

註5 「御傳馬仕者」宿場内に居住し傳馬役を負担する者。傳馬とは公的な官史の施行や物資の輸送に馬を提供しそれに伴う労役に従事する課役。



120

119

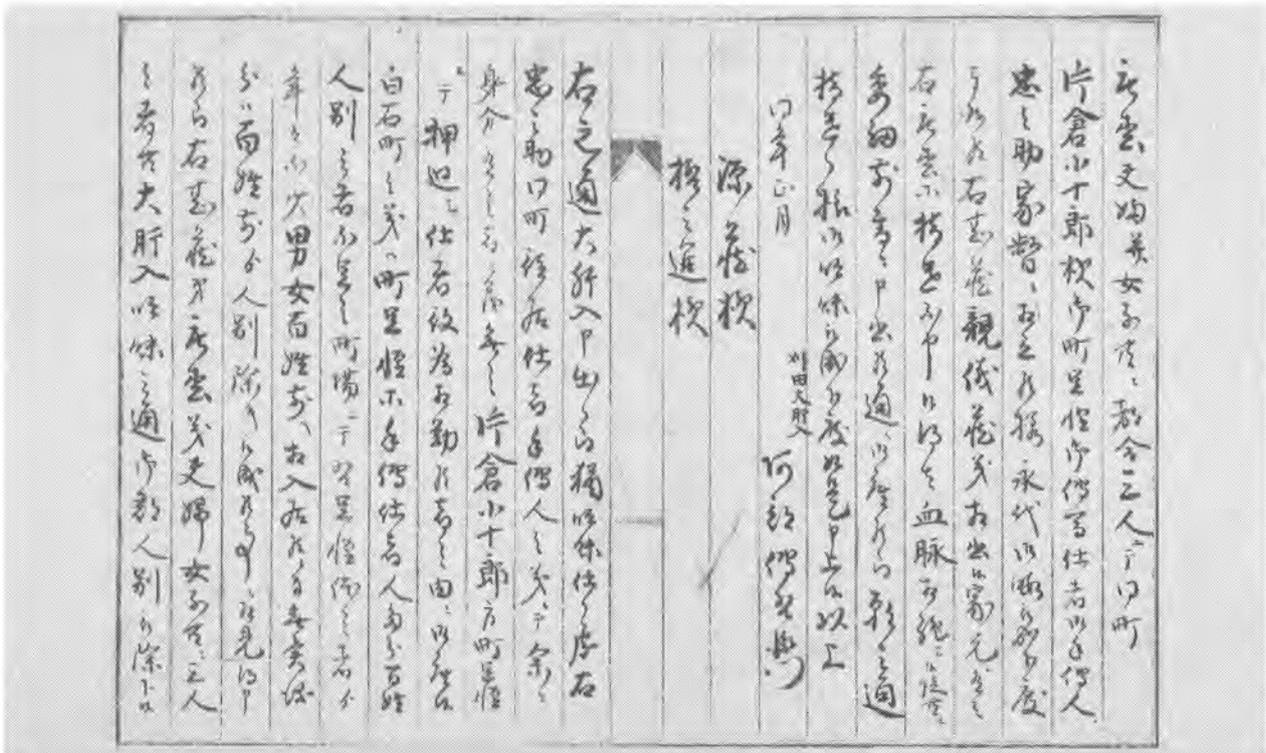
候處右甚藏実父義藏義相出候家元二
 有之此度右弟庄忝指遣不申候而者血縁
 相絶シ申候ニ付親類共吟味之上指遣申度
 奉存候間永代御暇被成下実父家元家
 跡相續仕候様御吟味被成下度拙者共連名
 ヲ以奉願候右之趣宜敷様被仰上被下置度
 如是申上候以上

川田郡白石中町
 御百姓 甚藏

同御足輕忠之助新類
 宇兵衛

同御百姓甚藏五人組合
 勤六
 同 彦三郎
 同 傅兵衛
 同 組頭伊太右衛門
 同 検断三治郎
 同 肝入八郎治
 大肝入
 阿部傅右衛門殿

右之通り願申出候間如願之右甚藏弟



122

121

庄奈夫婦并女子共二都合三人ニテ同町

片倉小十郎様御町足輕御傳馬仕者御手傳人

忠之助家督二相立候様永代御暇被成下度

奉存候右甚藏親儀藏義相出家元二有之

右庄奈等指遣不申候得者血脉相絶シ候段共二

委細前書ニ申出候通二御座候間願之通

指遣候様御吟味被成下度如是申上候以上

同年正月
川田大肝入
 阿部傳右衛門

源藏様

格之進様

右之通大肝入申出候間猶吟味仕候處右

忠之助同町住居仕者手傳人之義ニテ余二

身分有之者ニ茂無之片倉小十郎方町足輕

ニテ押廻シ仕者役為相勤候者之由ニ御座候

白石町之義ハ町足輕等手傳仕者人多分百姓

人別^{註2}之者不足之町場ニテ右足輕体之者より

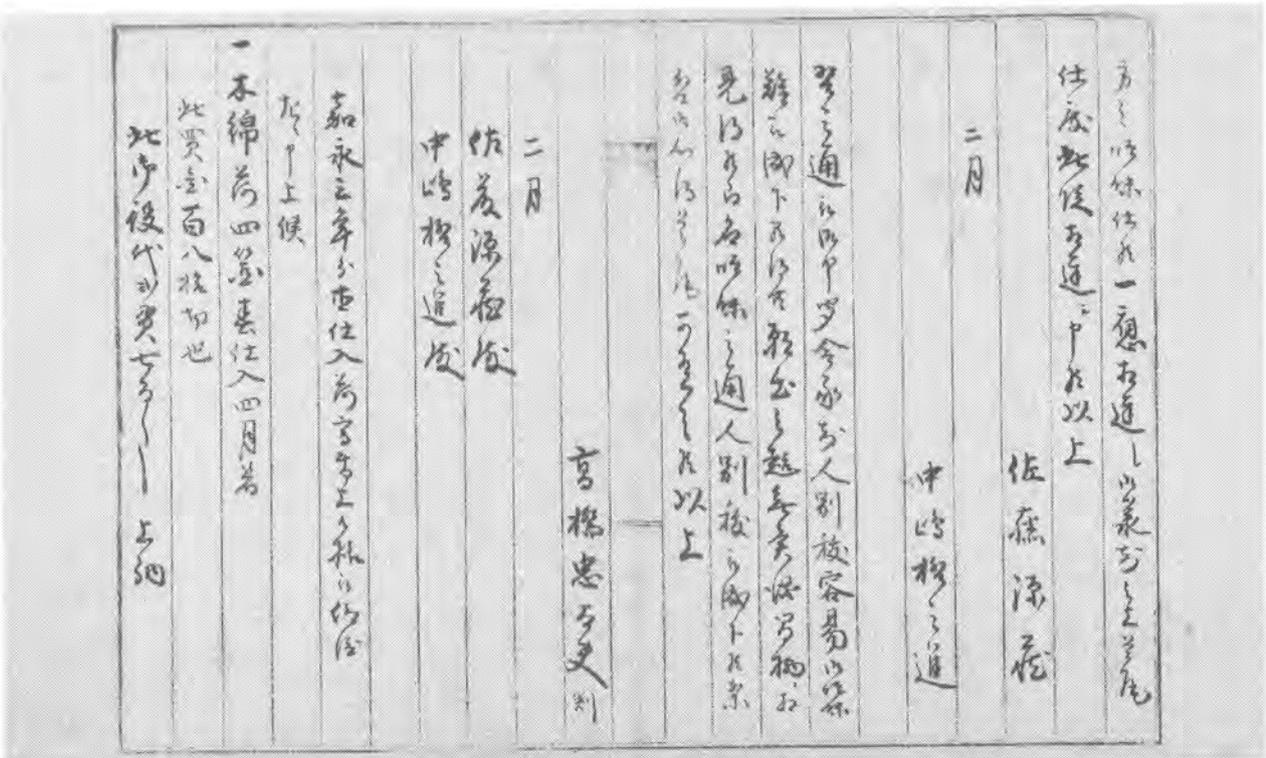
年々不少男女百姓前へ相入居候ニ付無異儀

分ハ百姓前より人別除キ被成候事ニ相見得申

候間右甚藏弟庄奈義夫婦女子共二三
 人
 之者共大肝入吟味之通御郡人別被除下候

註1 「血脉」脈は脈の異体字。即ち血脉はちすじの意。

註2 「人別」人毎に一人々々に身分を分けて扱う事。現在の戸籍の様なもの。



124

方之吟味仕候一応相達し御承知之上首尾
 仕度此段相達シ申候以上
 二月
 佐藤源藏
 中嶋格之進
 高橋忠才判
 二月
 佐藤源藏殿
 中嶋格之進殿
 嘉永三年分直仕入荷高書上候様被仰渡
 左二申上候
 一木綿荷四箇春仕入四月着
 此買金百八拾切也
 此御役代貳貫七百文 上納

123

右之通被御申聞令承知人別拔容易御吟味
 難被成下候得共願出之趣無異儀間柄二相
 見得候間名吟味之通人別拔被成下候条
 右御心得首尾可有之候以上

註一 「人別拔」百姓と云う身分の人別(白籍)を除籍する事。

右之通書上仕候以上

嘉永三年七月 白石中町 義藏

嘉永四年亥ノ三月吉廿七日於己左年賀

廿七日期

一 佐藤山城様 一 渡部伊太右衛門様

一 渡部義平様 一 阿子嶋彦助様

一 佐藤清左衛門様 一 上西良吉様

同日八ツ時

一 佐久間寿安様御内上さま 一 岩山忠藏様御袋さま

一 加藤孫助様御袋さま 一 吉見清八郎様御内上さま

一 佐藤直人様御女義さま中 一 上西武平様御内上

一 上西良吉様御家内中 一 米竹三治郎様御女義さま中

一 高橋屋甚平様御内上 一 日下屋重吉様御袋

一 小関屋宇平様御内上 一 小関慶治様御内上

一 渡部伊太右衛門様御家内中 一 阿子嶋万平様御内上

一 丹野喜平様 同 一 山田銀藏様 同

126

125

右之通書上仕候以上

白石中町

嘉永三年七月 義藏

右者三治郎殿へ書上仕候事

嘉永四年亥ノ三月吉廿七日於己左年賀

廿七日期

一 佐藤山城様

一 渡部義平様

一 佐藤清左衛門様

當時長町住居候二付

一 渡部伊太右衛門様

一 阿子嶋彦助様

一 上西良吉様

メ六人

同日八ツ時

一 佐久間寿安様御内上さま

一 加藤孫助様御袋さま

一 佐藤直人様御女義さま中

一 上西良吉様御家内中

一 高橋屋甚平様御内上

一 小関屋宇平様御内上

一 渡部伊太右衛門様御家内中

一 丹野喜平様 同

一 岩山忠藏様御袋さま

一 吉見清八郎様御内上さま

一 上西武平様御内上

一 米竹三治郎様御女義さま中

一 日下屋重吉様御袋

一 小関慶治様御内上

一 阿子嶋万平様御内上

一 山田銀藏様 同

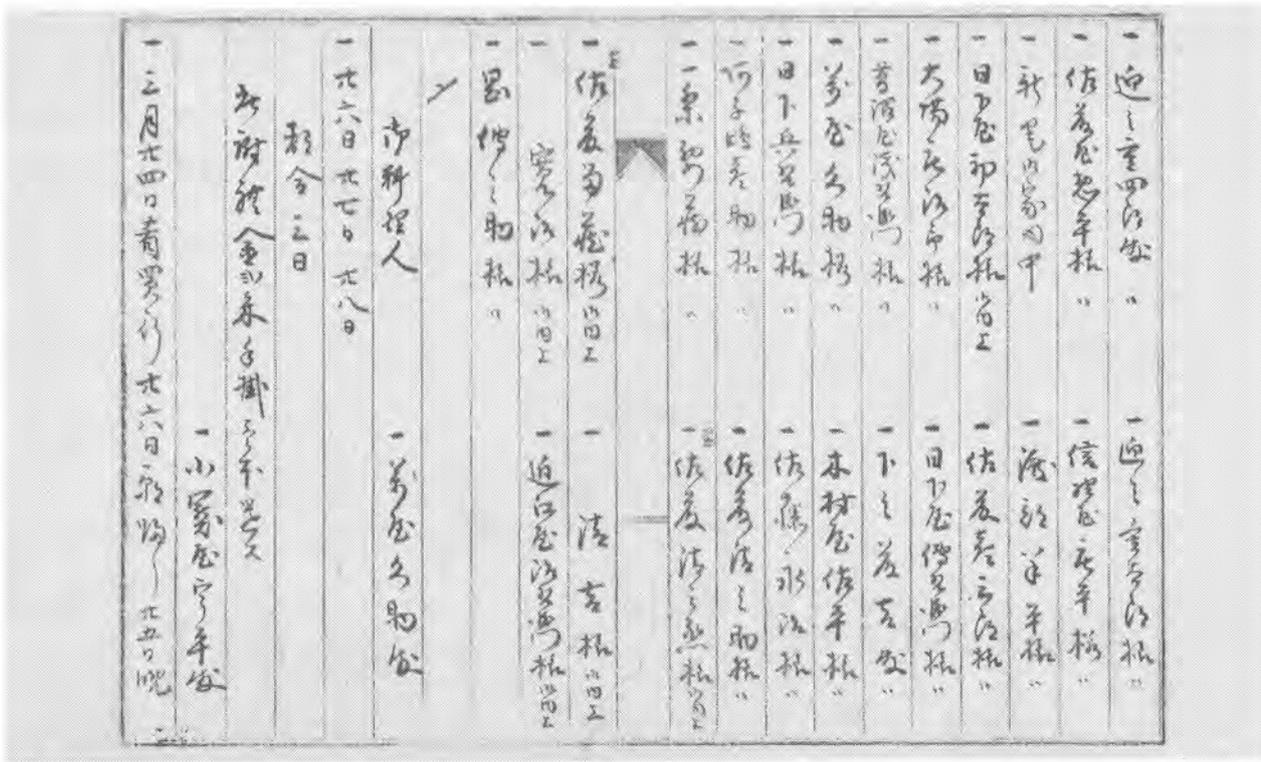
註1 「於己左」己左は庄妻の妻。宮村(蔵王町)佐藤和蔵の四女。

註2 「佐藤山城様」長町(白石本郷)の左近商店の裏横町に所在、明治三十二年大火により焼失し、後白石城跡に移る。安永風土記(安永六年)によると神明御飯宮(社名)佐藤甚太夫(神主)とある。

註3 「渡部義平」渡辺備兵衛、新宅二代目佐吉喜言。陣如の嫡子。

註4 「佐藤清左衛門」宮村(蔵王町)の検断。渡辺家五代奥左衛門好直の妻と六代義左衛門喜治の妻の実家。白石城下長町にも屋敷を持ち居住していた。明治・大正期頃まで当所で(佐藤清左衛門商店として乾物、温麺、食料品等を商う。(引き札参照)又、当家には初代佐吉(陣如)の姉が嫁している。屋敷跡は東北進学ゼミナール周辺と思われる。

註5 「上西武平」本町宗本家上西家は代々武兵衛を名乗り改め安衛門となっていた。



一 三月廿四日着買行廿六日朝帰り廿五日晚

一 小関屋宇平殿

此謝禮金式朱手掛壺本遣又

都合三日

一 廿六日廿七日廿八日

御料理人 一万屋久助殿

一 岡傳之助様 同

一 寛治様御内上

一 一岡傳之助様 同

一 佐藤留藏様御内上

一 清吉様御内上

一 近江屋治右衛門様御内上

一 一条要藏様 同

一 阿子嶋彦助様 同

一 日下兵右衛門様同

一 万屋久助様 同

一 菅沼屋浅右衛門様同

一 大場庄治郎様 同

一 日下屋初太郎様御内上

一 新宅御家中

一 佐藤屋惣平様同

一 迎之重四郎殿同

一 佐藤清之丞様御内上

一 佐藤清之助様同

一 佐藤永治様 同

一 木村屋佐平様同

一 下之藤吉殿 同

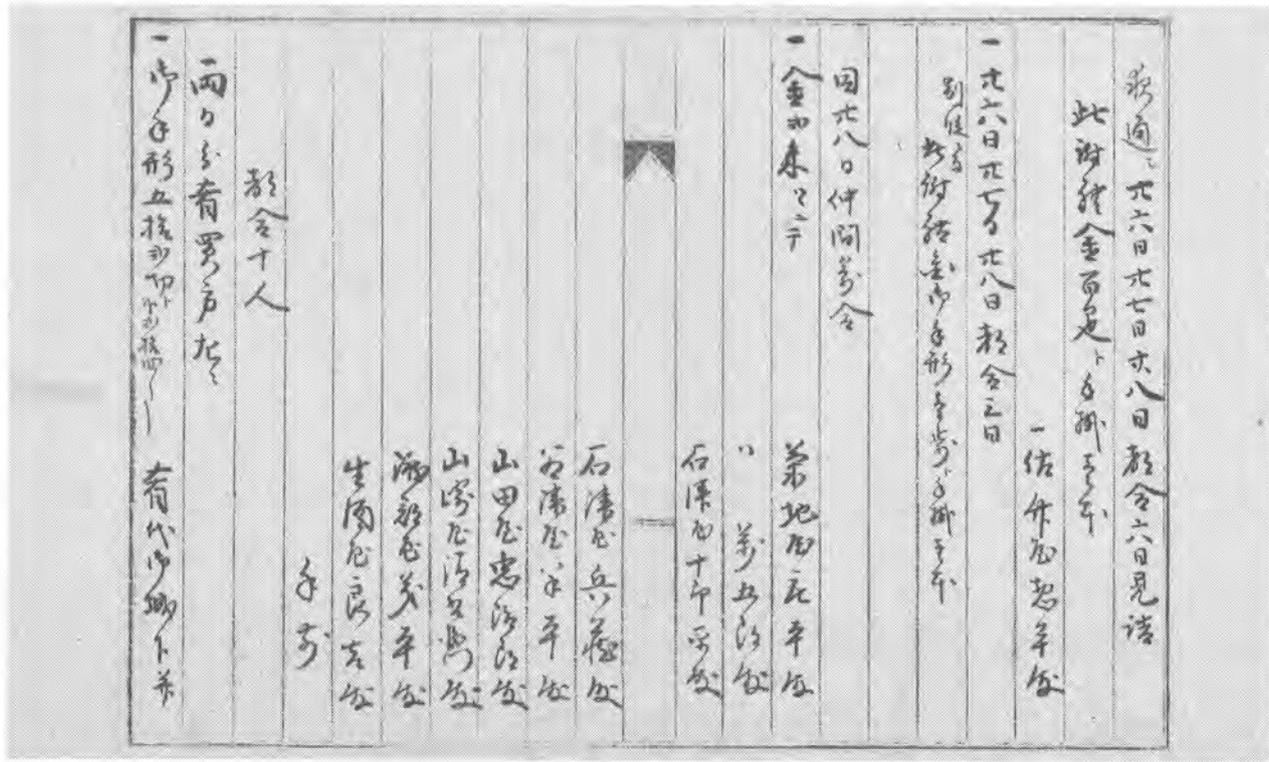
一 日下屋傳右衛門様同

一 佐藤彦三郎様同

一 渡部半平様 同

一 信野屋庄平様同

一 迎之重太郎様同



130

129

夜通シ廿六日廿七日廿八日都合六日見詰

此謝禮金百足ト手掛巻本

一 佐竹屋惣平殿

一 廿六日廿七日廿八日都合三日

別段ニ付 此謝禮金御手形巻歩ト手掛巻本

同廿八日仲間寄合

一金貳朱ツ、ニテ 菊地屋庄平殿

同万五郎殿

石津屋十郎平殿

石津屋兵藏殿

谷津屋半平殿

山田屋忠治郎殿

山崎屋清右衛門殿

渡部屋義平殿

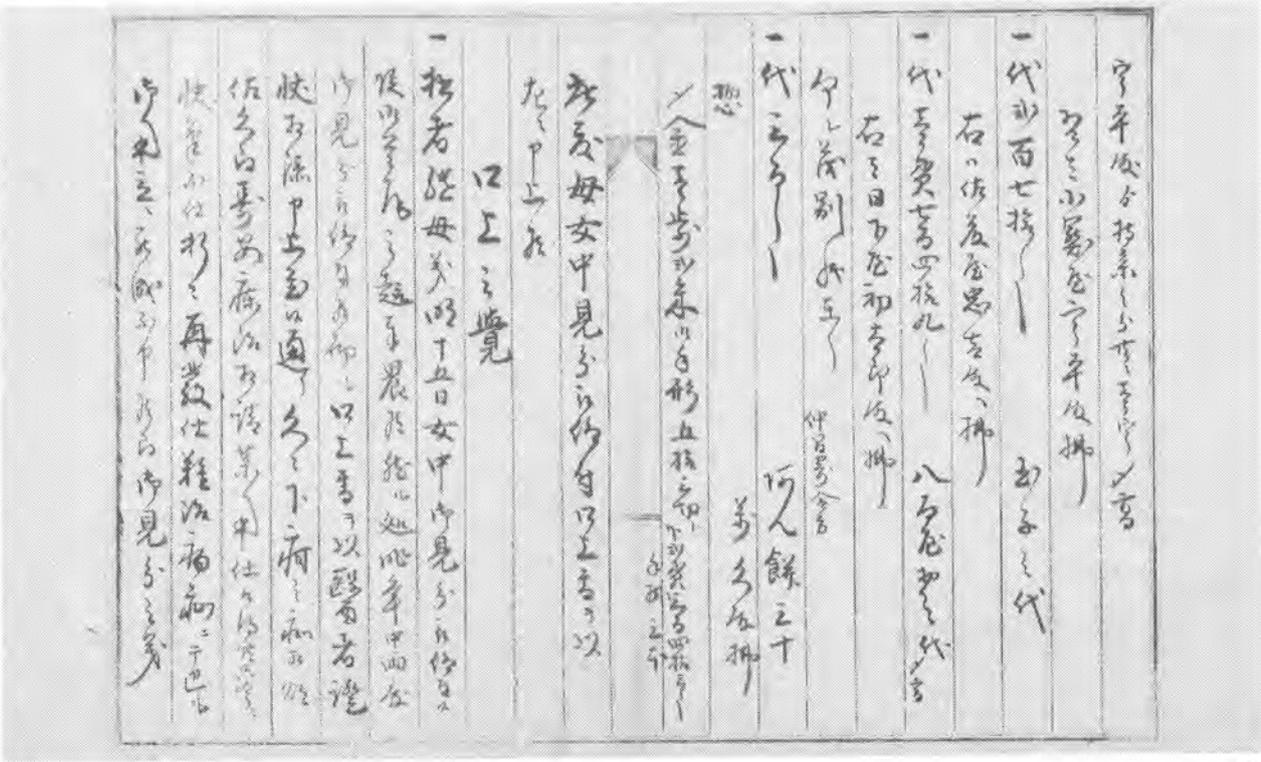
生酒屋良吉殿

手前

都合十人

両日分肴買方左二

一 御手形五拾式切ト代貳拾四文肴代御城下并



宇平殿より持参之分共二巻字ノ高

右者小関屋宇平殿拂

一代式百七拾文 玉子之代

右ハ佐藤屋忠吉殿へ拂

一代巻貫七百四拾九文 八百屋物之代ノ高

右ハ日下屋初太郎殿へ拂

何レ茂別紙在リ 仲間寄合方

一代三百文 阿ん餅三十

惣 萬久殿拂

ノ金壹歩式朱御手形五拾三切ト

代式貫三百四拾三文
手掛二本

此度母女中見分被仰付口上書ヲ以

左二申上候

口上之覺

一拙者繼母義明十五日女中御見分被仰付候

段御首尾之趣奉畏候然ル処昨年中兩度

御見分被仰付候砌も口上書ヲ以医者證

状相添申上置候通り久々下疳^{註3}之症相煩

佐久間寿安療治相請業用仕候得共只今二

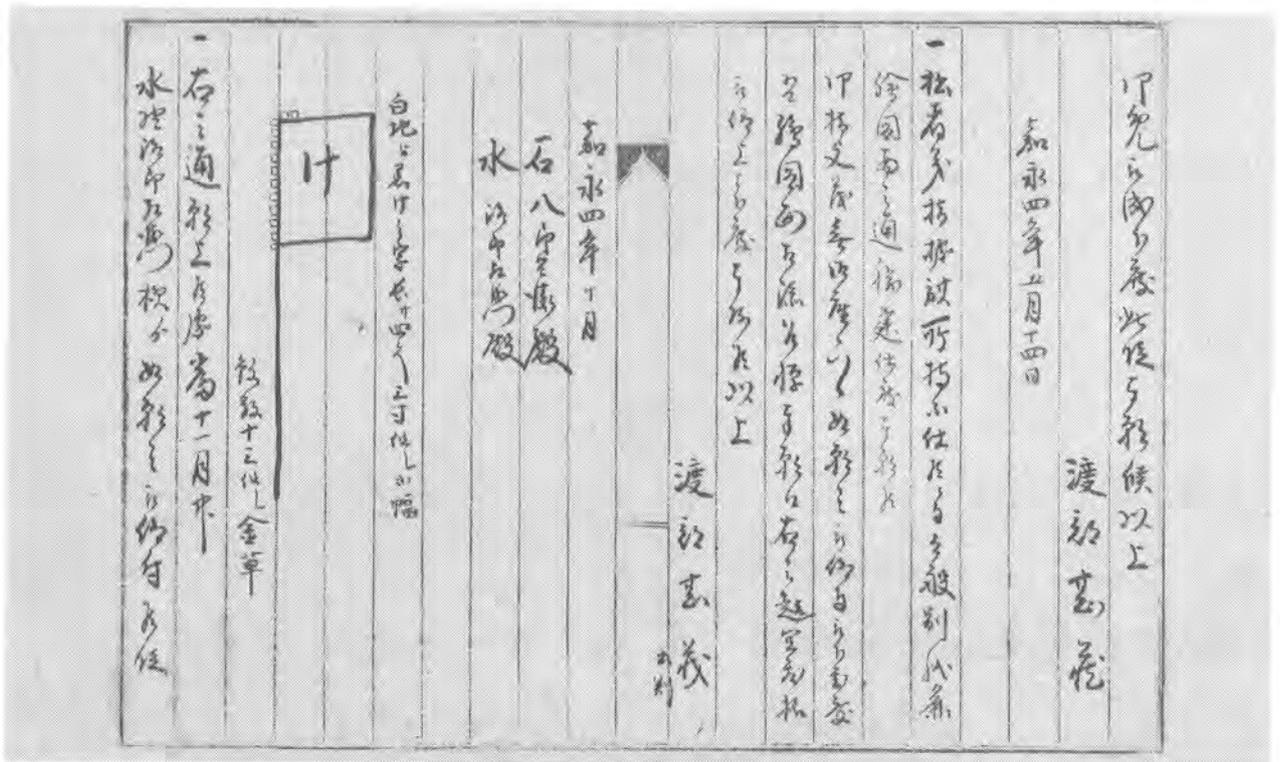
快氣不仕折々再発仕難治病症ニテ迎も

御用立二罷成不申候間御見分之義

註1 「阿ん餅」 あん(餠)ころ餅。

註2 「女中御見分」 婦女子が各家々で人別帳通り実在しているか役人又は検断が毎年調査点検する事か。

註3 「下疳之症」 婦人科の病名。



134

133

御免被成下度此段奉願候以上

渡部甚藏

嘉永四年五月十四日

一拙者義指據旗所持不仕候二付今般別紙麿^{註2}

繪図面之通勝建仕度奉願候

御指支茂無御座候ハハ如願之被仰付被下置度

右繪図面相添乍憚奉願候右之趣宜敷様

被仰上被下度奉存候以上

渡部甚藏

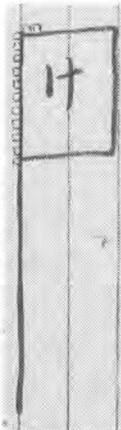
書判

嘉永四年十月

石八郎兵衛殿^{註3}

水野治郎左衛門殿

白地江黒け之字長サ四尺三寸但し式幅



鉸数十三但し金草

一右之通願上候處當十一月中

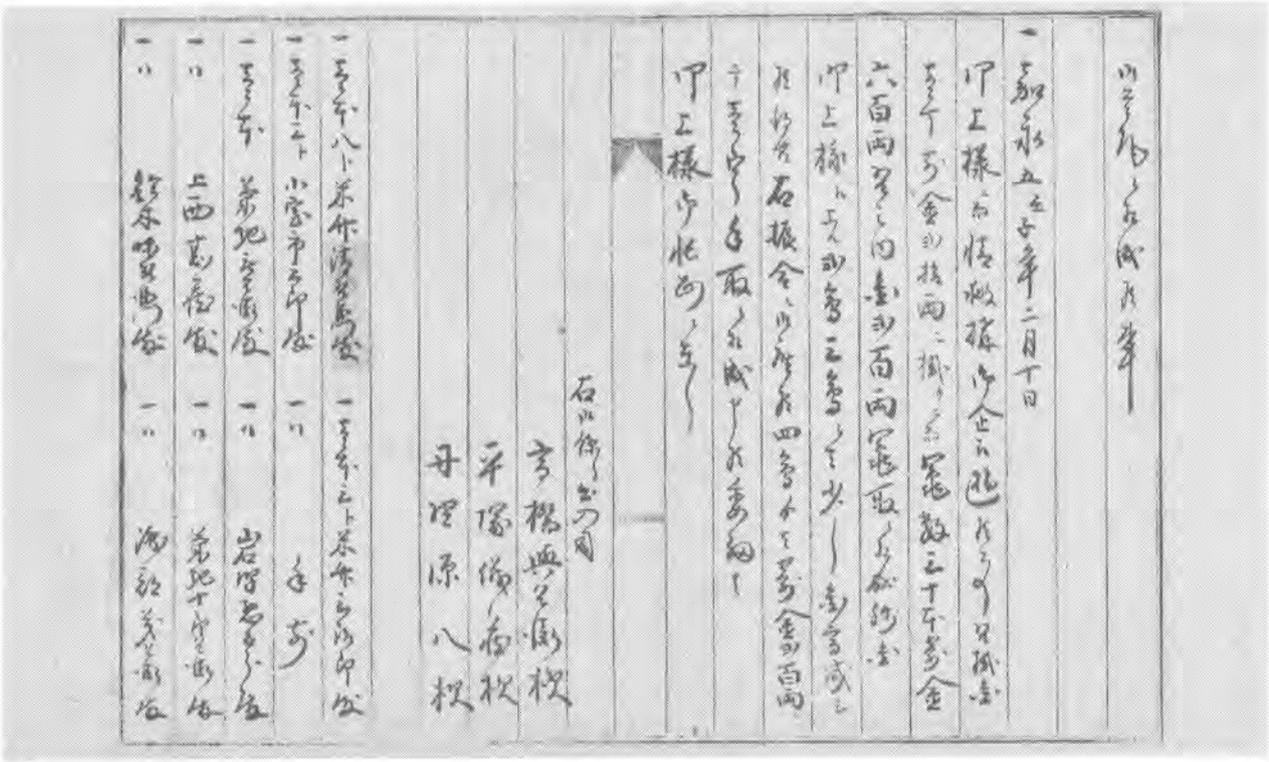
水野治郎左衛門様より如願之被仰付候段^{註4}

註1 「指據旗」鎧の背に指し標識とした小さな旗。

註2 「繪図面」粗略な図面。

註3 「石八郎兵衛」片倉家御町奉行石田八郎兵衛。

註4 「水野治郎左衛門」片倉家御町奉行水野治郎左衛門。



- 一 壹本八分米竹清右衛門殿
- 一 壹本三分米竹三治郎殿
- 一 壹本菊地庄兵衛殿
- 一 壹本岩澤惣五郎殿
- 一 同 手前
- 一 同 上西甚藏殿
- 一 同 菊地十郎兵衛殿
- 一 同 鈴木味右衛門殿
- 一 同 渡部義兵衛殿

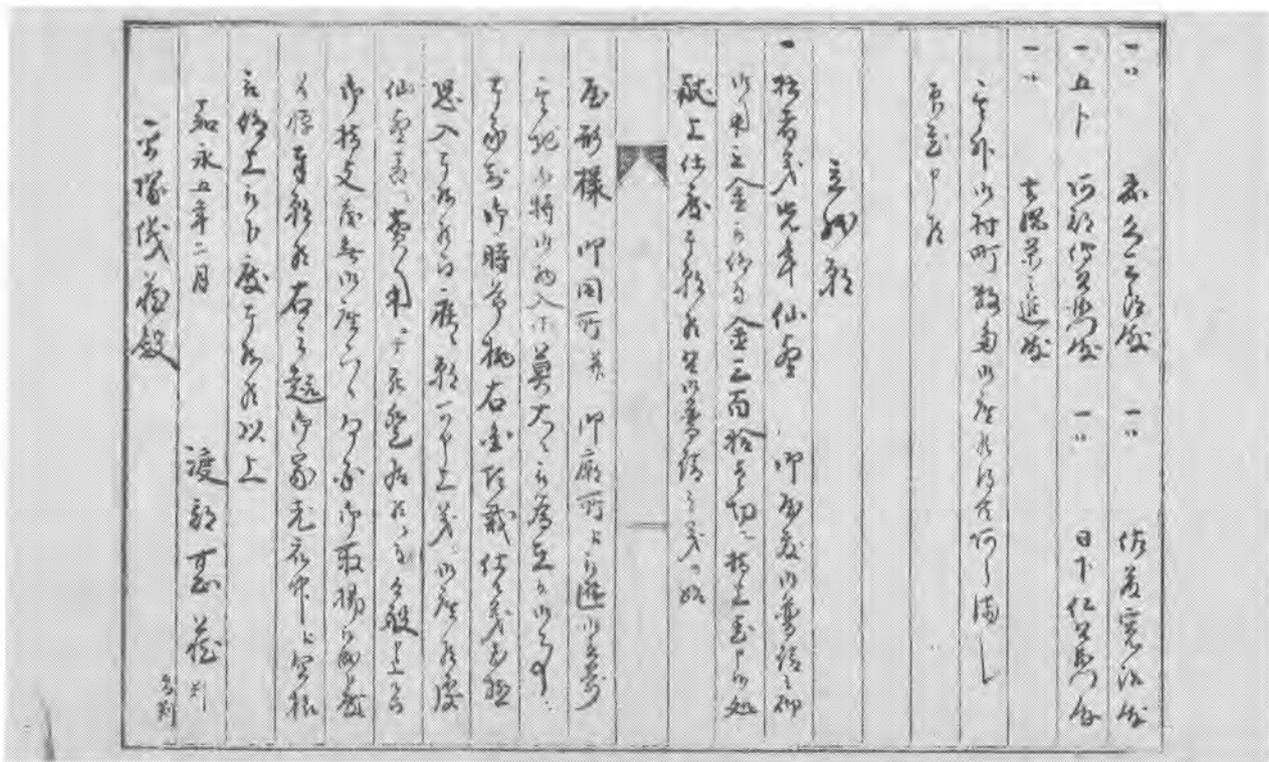
註 5 「鈴木味右衛門」短ヶ町にて延宝二年（一六七四年）より商いを始め三代味右衛門が元文四年（一七三二）御用温箱を製造する。他に紙中揚商、醤油醸造業、質屋等を営み明治期には銀行業郵便局等も手がけた。屋号は大味。現在跡地は消防署。

- 右御係り出入司
- 高橋與兵衛様
- 平塚儀藏様
- 丹野源八様

註 3 「手前」渡辺家八代又四郎喜則。
 註 4 「上西甚藏」上西家の宗本家である藤左衛門の六代目から分家となった上西甚藏と思われる。代々甚藏を襲名している。

- 御首尾二相成候事
- 一 嘉永五壬子年二月十日
- 御上様二而情救構御企被遊候事右掛金
- 壹丁前金式拾両也掛ケ二而籤数三十本寄金
- 六百両右之内金式百両籤取二相成殘金
- 御上様江上ル式会三會二者少し金高減シ
- 候得共右振合二御座候四會より者寄金式百両二
- テ壹宇手取二相成申候委細者
- 御上様御帳面二在リ

註 1 「情救構」頼母子講と同意思語的なもの。一般庶民の講とは異なり片倉家の財政に係る様な規模即ち領内の富商達を介在させた大掛りな救済講と思われるものである。
 註 2 「籤数」情救構の口数。



138

137

- 一同 森久三郎殿
- 一同 佐藤寛治殿
- 一五分阿部傳右衛門殿
- 一同 日下仁右衛門殿
- 一同 高橋栄之進殿

其外御村町数多御座候得共阿ら満し
印置申候

立紙願

- 一拙者義先年仙台 御屋敷御普請之砌
- 御用立金被仰付金三百拾壹切也指上置申候処
- 献上仕度奉願候右御普請之義ヲ始

註2 屋形様 御同所并御廟所江被遊御立寄

其地不時御物入等莫大二被為在候御事ニ
奉承知御時節柄右金頂戴仕候義至極
恐入奉存候間疾二願可申上義ニ御座候處
仙台表へ費用ニテ罷登居候ニ付今般申上候間
御指支茂無御座候ハ、何卒御取揚被成下度
乍憚奉願候右之趣御家老衆中江宜様
被仰上被下度奉存候以上

嘉永五年二月 渡部甚藏判

平塚儀藏殿

註1 「日下仁右衛門」本町の商家、菅野屋向いに住いし、紙の中揚商仲間、昭和初期頃まで呉服商を営む。

註2 「屋形様」伊達藩の殿様、十三代伊達慶邦。

右金此節柄献上仕候節柄二者無御座候

得共一統献上二相成候由ニテ無余義献上

仕候但し無主願ニテ願上申候

同年同月廿五日

一 同年壬二月十日御月番小嶋源十郎様より御指紙

二 而御城御廣間へ罷出候處

渡部甚藏

七ヶ年前仙台

御屋敷御再營之砌金三百拾壹切指上置

候処 屋形様仙台并藏本御廟所

御立寄旦つ御練兵等被仰出引續莫大

之御物入共被為在候義ヲ奉勘弁右金ヲ

献上仕度願申出不少之金子令献上

深切之心懸ケ一段之事二候依而為

御賞永々御番外士格二被下近山揚山

伐跡之内ニテ五千九百坪被下置事

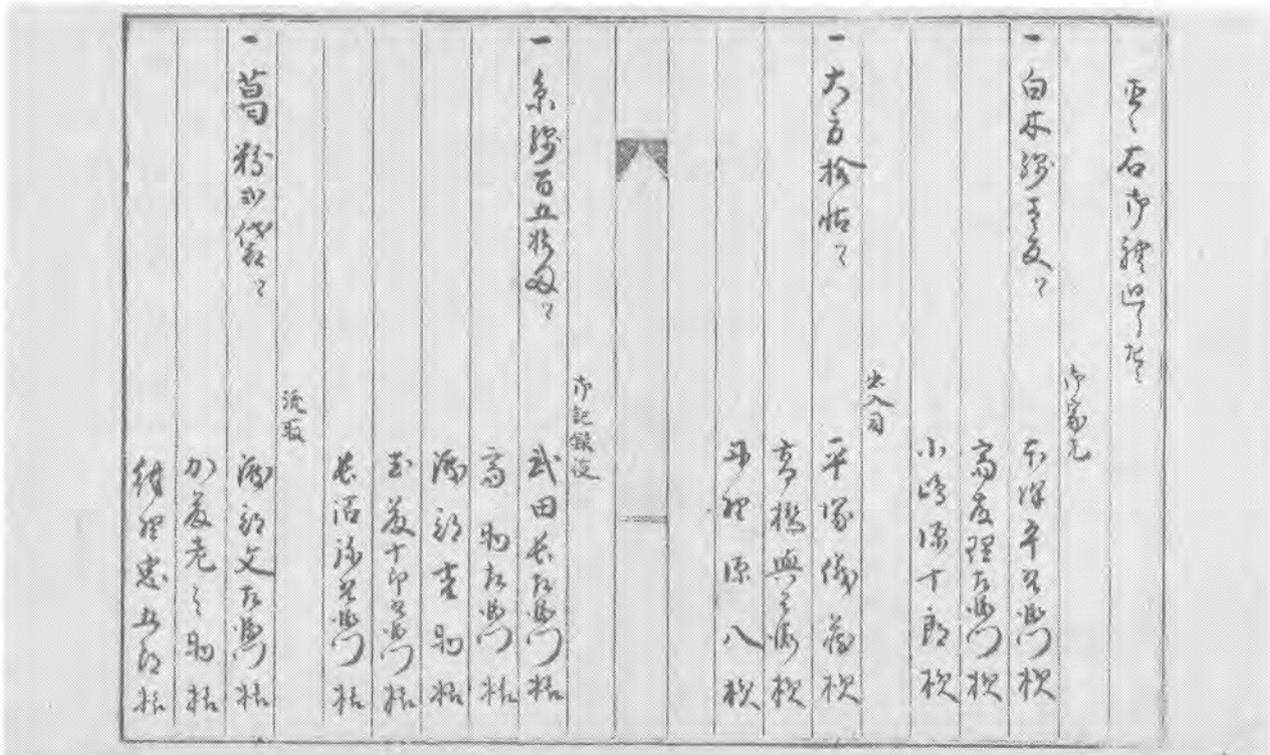
附町奉行支配卜可相心得事

右之通平右衛門殿理左衛門殿御列座

依御月番源十郎殿被仰渡候事

註1 「御廟所」片倉家歴代の墓をお祭りしている場所（白石市福岡蔵本）。白石市指定中跡。

註2 「御月番」一ヶ月交代して役宅で職務を執行する当番制の事。



142

141

直々右御禮廻り左二

一白木綿壹反ツ、
御家老 本澤平右衛門様

斎藤理左衛門様

小嶋源十郎様

一大方拾帖ツ、
出入司 平塚儀藏様

高橋與兵衛様

丹野源八様

一系綿百五拾又ツ、
御記録役 武田長左衛門様

斎 助左衛門様

渡部吉助様

武藤十郎右衛門様

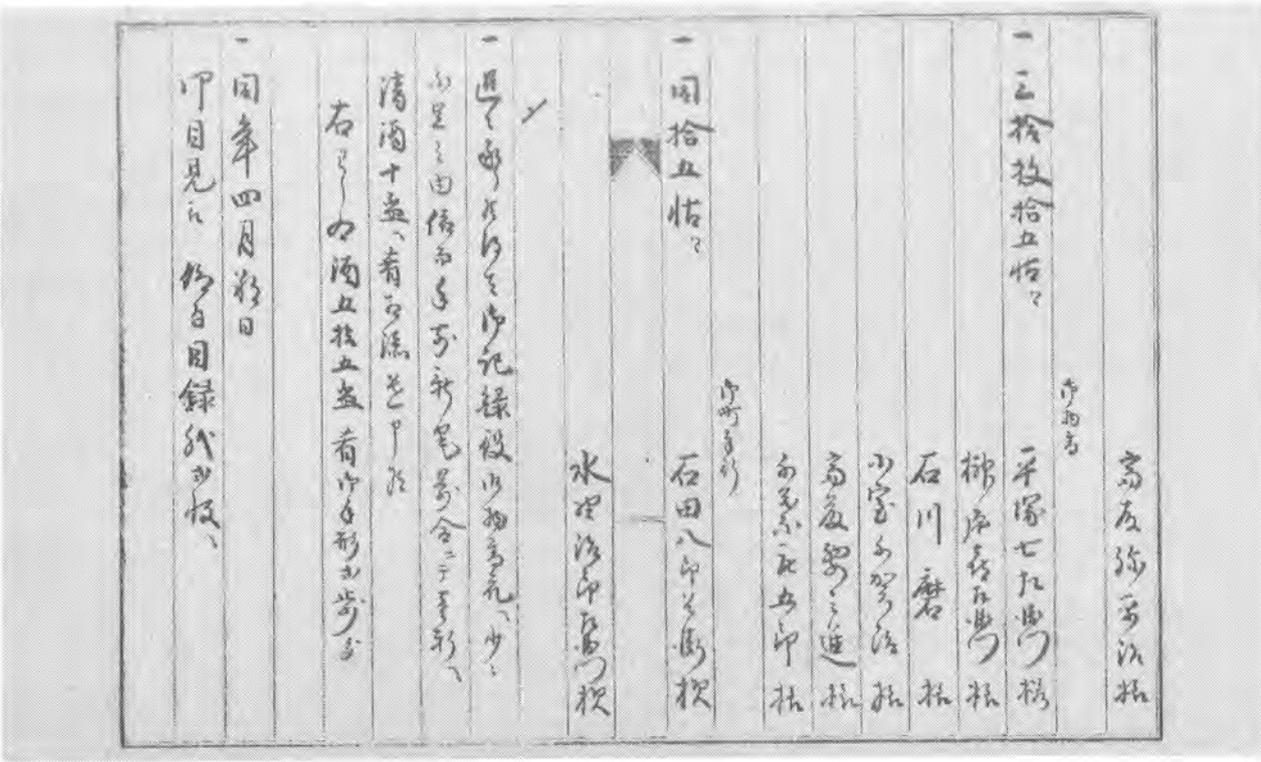
長沼弥右衛門様

一葛粉式袋ツ、
流取 渡部文左衛門様

加藤老之助様

紺野忠五郎様

註「大方」和紙の種類、上大方、
下大方等もあり帳紙や判紙に使
用された。



斎藤弥平治様

御物書

一三拾枚拾五帖ツ、平塚七左衛門様

神原喜左衛門様

石川 磨 様

小室千賀治様

斎藤要之進様

千葉庄五郎様

御町奉行

一同拾五帖ツ、石田八郎兵衛様

水野治郎左衛門様

ノ

一追々承り候得者御記録役御物書衆へ少々

不足之由依而手前新宅寄合ニテ巻軒へ

清酒十盃へ肴相添遣申候

右王リ合酒五拾五盃肴御手形式歩分

一同年四月朔日

御目見被 仰付目録紙式枚へ

進上

御征矢

三本

以上

渡邊甚藏

喜則

首尾能相濟右御禮廻り左二

一三拾枚拾帖ツ

御家老

本澤平右衛門様

斎藤理左衛門様

小嶋源十郎様

一同五帖ツ

御町奉行

石田八郎兵衛様

水野治郎左衛門様

本支配ニ付如是し

一今村半之丞様頼母子金巻両掛ケ此度新宅

ニテ取付候ニ付請合ニ相立具候様庄五郎殿

御頼し御座候

進上

御征矢 三本

以上

渡邊甚藏

喜則

首尾能相濟右御禮廻り左二

御家老

一三拾枚拾帖ツ

本澤平右衛門様

斎藤理左衛門様

小嶋源十郎様

御町奉行

一同五帖ツ

石田八郎兵衛様

水野治郎左衛門様

本支配ニ付如是し

一今村半之丞様頼母子金巻両掛ケ此度新宅

ニテ取付候ニ付請合ニ相立具候様庄五郎殿

御頼し御座候

註一「御征矢」御そや、戦さに用いる矢

嘉永五年六月廿日

一日野屋與八殿頼母子金式步掛此度角ノ
甚兵衛殿取付候二付請合ニ相立呉候様御相
談二付印形貸遣申候以上

同年

一先年村田町山田屋專治郎殿梁河関東屋
清右衛門殿より諸品殘金多分相出如何様

二茂取都致し兼候由ニ而新宅佐吉伯父出張
致し右金證文ニ相直シ手前借請御同人
請合之王けニ罷成候由金高左二

一金六拾五兩也
右金之内卷ケ年金五兩ツ、無利足向十三ケ年ニ
指上申候間年期相濟下候元金御用權被
下候筈御約定仕候依而一札如件

借金新宅

借受手前
請合新宅

関東屋清右衛門殿
追々村田も前書之通ト相見得

追々村田も前書之通ト相見得

嘉永五年子ノ六月会

一日野屋與八殿頼母子金式步掛此度角ノ

甚兵衛殿取付候二付請合ニ相立呉候様御相
談二付印形貸遣申候以上

同年

一先年村田町山田屋專治郎殿梁河関東屋

清右衛門殿より諸品殘金多分相出如何様

二茂取都致し兼候由ニ而新宅佐吉伯父出張

致し右金證文ニ相直シ手前借請御同人

請合之王けニ罷成候由金高左二

一金六拾五兩也

右金之内卷ケ年金五兩ツ、無利足向十三ケ年ニ

指上申候間年期相濟下候元金御用權被

下候筈御約定仕候依而一札如件

借受手前

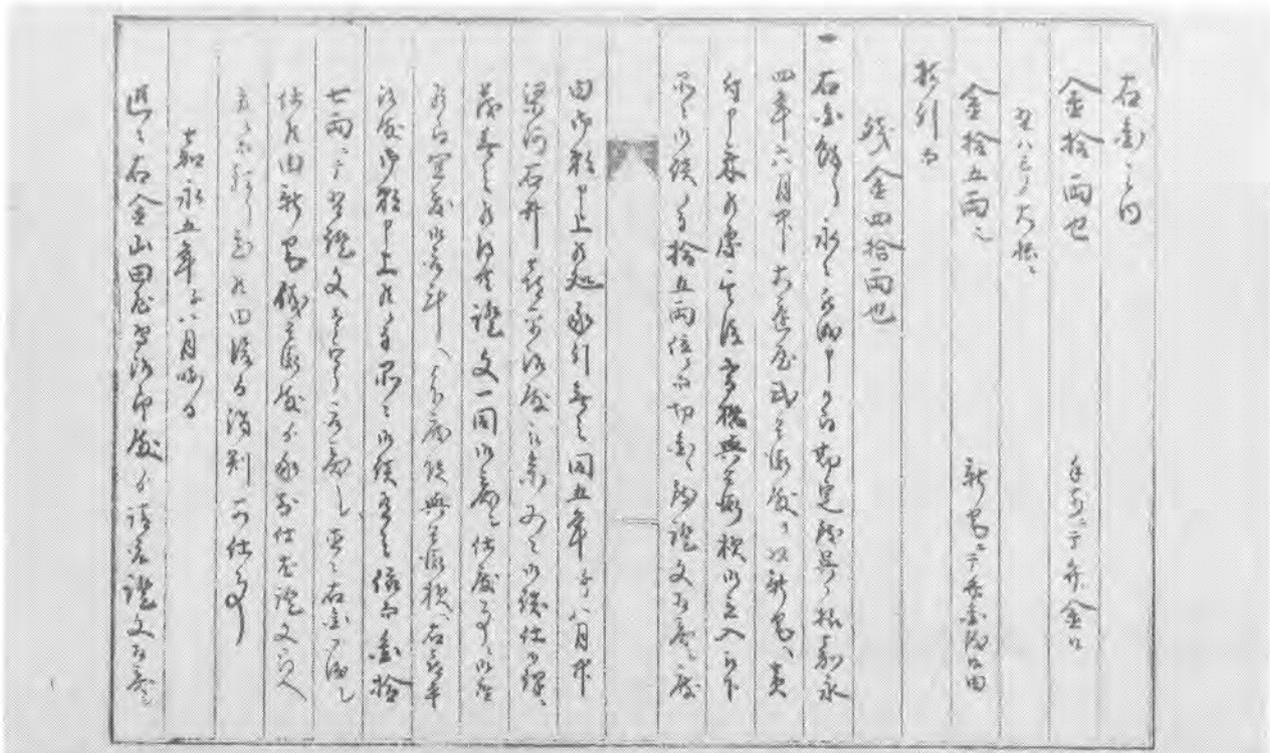
請合新宅

関東屋清右衛門殿

追々村田も前書之通ト相見得

註1 「日野屋與八」長町の商家、飯沼武右衛門の家系、近年米穀商及燃料販売商を営む。

註2 「山田屋專治郎」村田町の商家で紅花等を商う。新宅渡辺家の初代陣如（佐吉）の実家。屋号は山専。



150

149

右金之内

金拾兩也 手前ニテ弁金候

右ハ巳ノ大帳ニ

金拾五兩也 新宅ニテ弁金致候由

指引而

残金四拾兩也

一右金餘リ永々罷成申候間勘定致呉候様嘉永

四年六月中大庭屋武兵衛殿ヲ以新宅へ貴

付申来候處其後高橋與兵衛様御立入被下

品々御談ニ付拾五兩位ニ而切金ニ致證文相戻シ度

由御願申上候処承引無之同年子ノ八月中

梁河石井喜平治殿被参又々御談仕候譯ニ

茂無之候得共證文一同御戻シ仕度事ニ御座

候間宜敷御取計へ被下度段與兵衛様へ右喜平

治殿御頼申上候ニ付品々御談有之依而金拾

七兩ニテ右證文卷取戻し直々右金御渡し

仕候由新宅儀兵衛殿より承知仕尤證文御同人

方ニ而預リ置候由後日消判可仕事

嘉永五年子八月晦日

追々右金山田屋專治郎殿より證取證文相戻シ

此由申し候事猶又本家證文新宅
二而預り置申候事

一此度仙台住居若松屋兵作殿情救構
相企候ニ付 御上様ニ而右頼母子江五本御加入被
遊候由ニテ右加入帳江名前而已借呉候様平
塚儀藏様より被仰付候處追々被罷成御掛金
等御延引ニ相成拙者共江賣付等参り
候事ニ而何分迷惑仕候間一統江被仰
付被下候様申上候処御同人様被仰候二者
余之義ト違聊間違無之尤上西甚藏
御世話申上候事ニ御座候間無心置名
前而已借呉候様猶又為後日之御同役様
御運名ニ而御間違無之王け御書付戴
名前而已御用立申候右御書付米竹和助殿
相頼ヶ置申候猶又割合之義ハ昨年中
御上様ニテ御企被遊候割合同様ニ御座候

御上様ニテ御企被遊候割合同様ニ御座候
御上様ニテ御企被遊候割合同様ニ御座候
御上様ニテ御企被遊候割合同様ニ御座候

候由承り申候事猶又本家證文新宅

二而預り置申候事

一此度仙台住居若松屋兵作殿情救構

相企候ニ付 御上様ニ而右頼母子江五本御加入被

遊候由ニテ右加入帳江名前而已借呉候様平

塚儀藏様より被仰付候處追々被罷成御掛金

等御延引ニ相成拙者共江賣付等参り

候事ニ而何分迷惑仕候間一統江被仰

付被下候様申上候処御同人様被仰候二者

余之義ト違聊間違無之尤上西甚藏

御世話申上候事ニ御座候間無心置名

前而已借呉候様猶又為後日之御同役様

御運名ニ而御間違無之王け御書付戴

名前而已御用立申候右御書付米竹和助殿

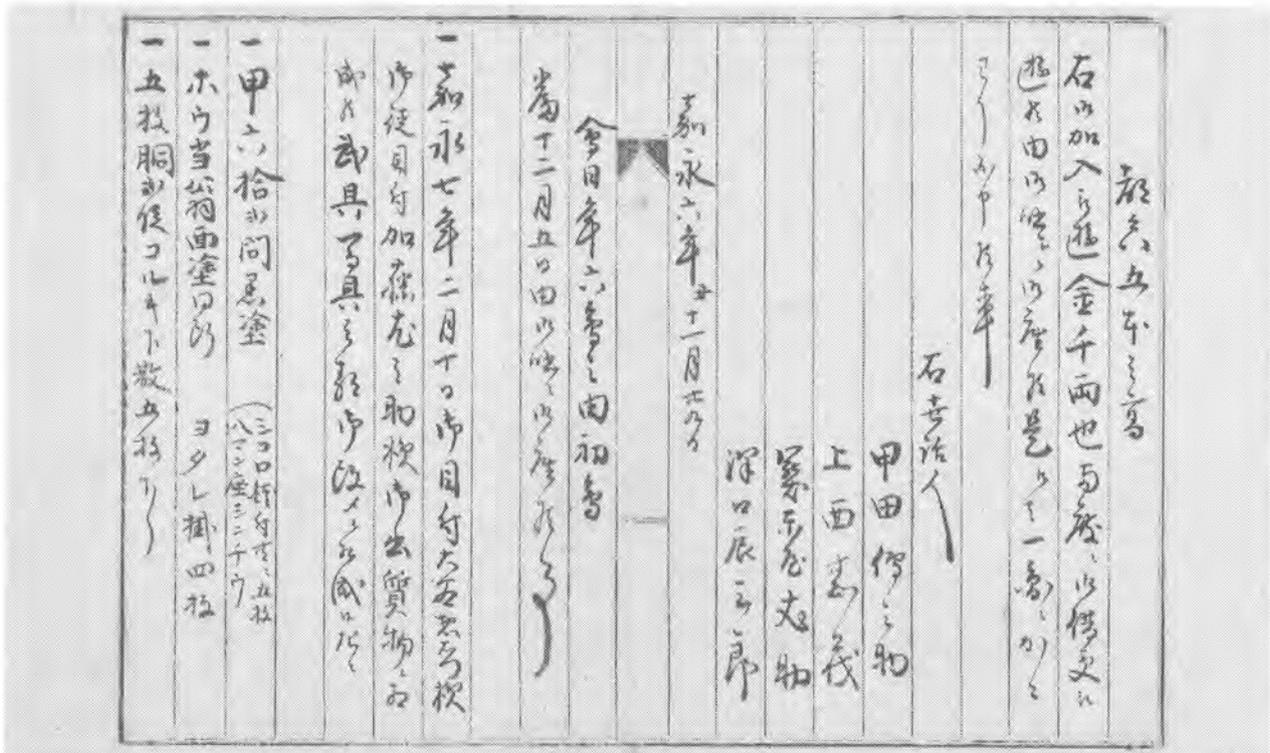
相頼ヶ置申候猶又割合之義ハ昨年中

御上様ニテ御企被遊候割合同様ニ御座候

式本 米竹清右衛門殿

式本 手前

壺本 新宅



154

153

都合五本之高

右御加入被遊金千両也兩度ニ御借受被
遊候由御咄シニ御座候是江者一圓二か、
王リ不申候事

右世話人

甲田傳之助

上西甚藏

関東屋丈助

澤口辰三郎

嘉永六年丑十一月廿九日

会日年六会之由初会

當十二月五日由御咄ニ御座候事

一嘉永七年二月十日御目付大谷惣右門様

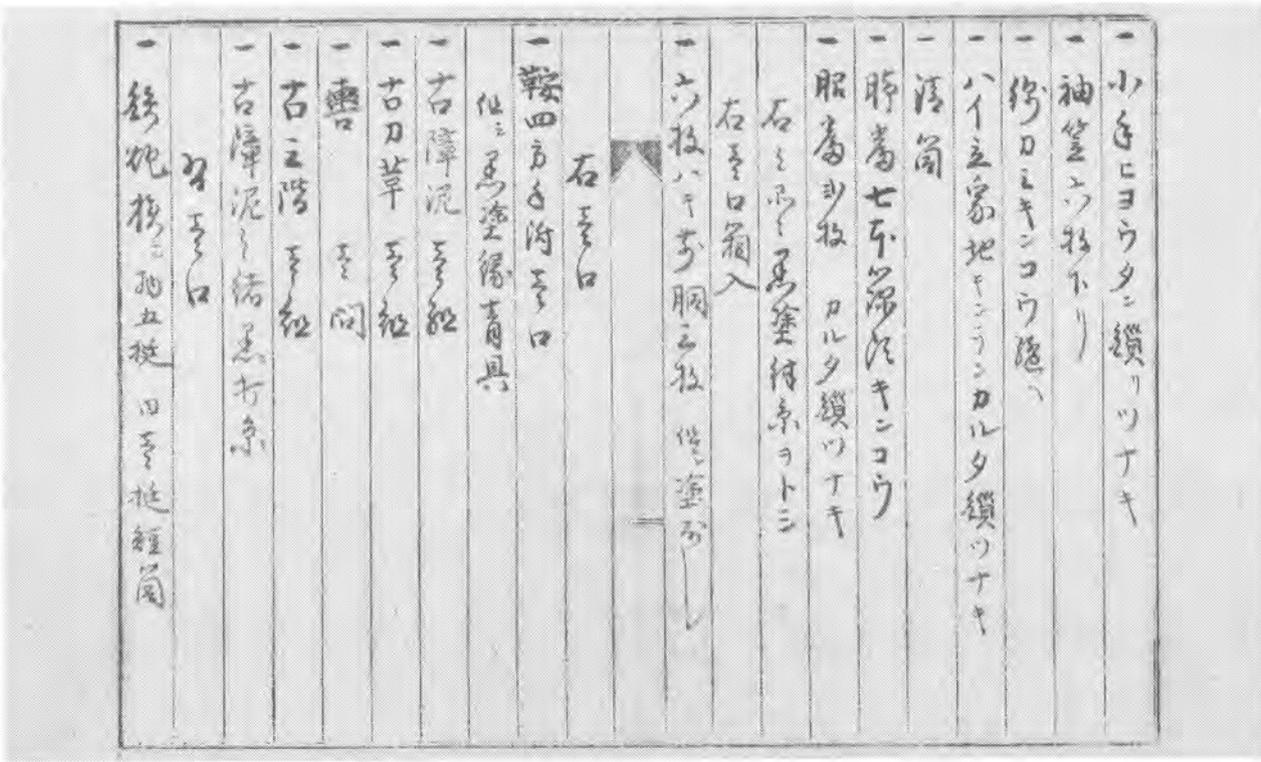
御徒目付加藤尤之助様御出賃物ニ相

成候武具馬具之類御改メニ相成候左ニ

一甲六拾貳間黒塗 (シコロ鉢付共ニ五枚
ハマン座シンチウ)

一ホウ当翁面塗同断 ヨタレ掛四枚

一五枚胴式段コルキ下散五枚下リ



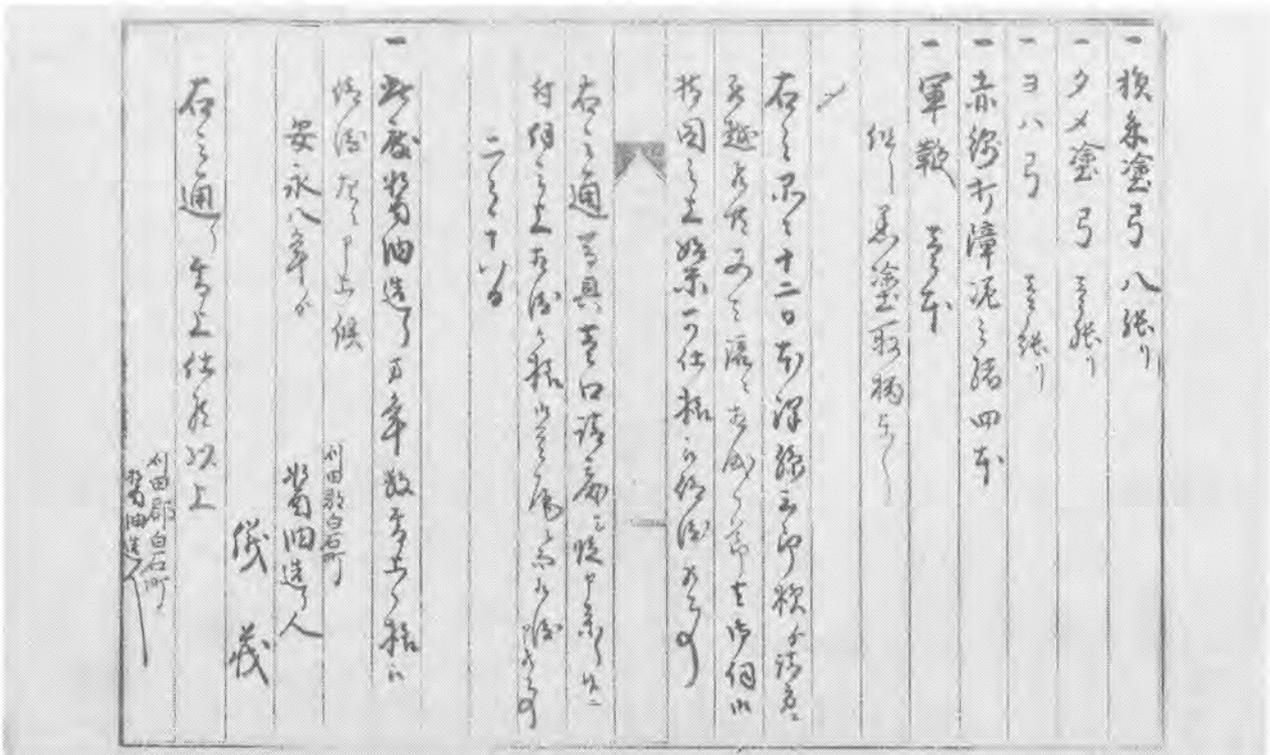
156

- 一 鞍四方手附 右壺口
- 一 但シ黒塗縁青貝
- 一 古障泥 右組
- 一 古刀革 右組
- 一 轡 右問
- 一 古三階 右組
- 一 古障泥之緒黒打系
- 一 右壺口
- 一 鉄炮損シ物五挺内壺挺短筒

155

- 一 小手ヒヨウタン鎖リツナキ
- 一 袖笠六枚下リ
- 一 錦刀之キンコウ縫へ
- 一 ハイ立家地キンランカルタ鎖ツナキ
- 一 清筒
- 一 脚當七本御深頭キンコウ
- 一 腹當式枚 カルタ鎖ツナキ
- 一 右之品々黒塗紺糸ヲトシ
- 一 右壺口箱入
- 一 六枚ハキ前胴三枚但シ塗ナシ

註1 「古障泥」泥よけの馬具。
 註2 「轡」うまの口に含ませ、たづなをつけてうまを扱つのに用いる金具。



158

157

右之通り書上仕候以上

- 一 此度醬油造り方年数書上候様被
- 仰渡左ニ申上候 刈田郡白石町
- 安永八年より 醬油造り人

儀藏

川田郡白石町
醬油造り人

右之通馬具壺口請戻シ段申参り候ニ
付伺之上相渡候様御首尾ニ而相渡申候事
二月十八日

- 一 損朱塗弓八張り
- 一 タメ塗弓壺張り
- 一 ヨハ弓 壺張り
- 一 赤綿打障泥之緒四本
- 一 軍鞭 壺本

但し黒塗取柄在り

右之品々十二日本澤孫三郎様より請方ニ
罷越候共又者流ニ相成候節者御伺御
指図之上始末可仕様被仰渡候事

註一 「軍鞭」軍用の馬を打つむち。

嘉永七年四月

儀 義

一 川田郡白石町中判取醬油商人義藏
手前御通持二罷成年数左二申上候
一文政拾三年正月中願之上御塩
御通帳ヲ以御拂申請候末より引續
當時迄御拂申請居申候
右之通り書上仕候以上

白石町醬油造り人

嘉永七年四月

儀 義

一 寅ノ五月中桐苗町方東側江巻軒
屋敷二付六本ツ、御建立二相成候由ニテ
六本請取下之抱屋へ建立候處
右之内三本圓四郎方凋落二相成
候由ニ而佐平衆右三本直々同家江
持參致候由申聞候事

五月

一 丑十二月末一若松屋兵作方より
金五百兩御借請二付手前新宅并
上西甚藏三名御借請二付證文相出シ

159

嘉永七年四月 儀 義

一 川田郡白石町中判取醬油商人義藏
手前御通持二罷成年数左二申上候
一文政拾三年正月中願之上御塩
御通帳ヲ以御拂申請候末より引續
當時迄御拂申請居申候
右之通り書上仕候以上

白石町醬油造り人

嘉永七年四月 儀 義

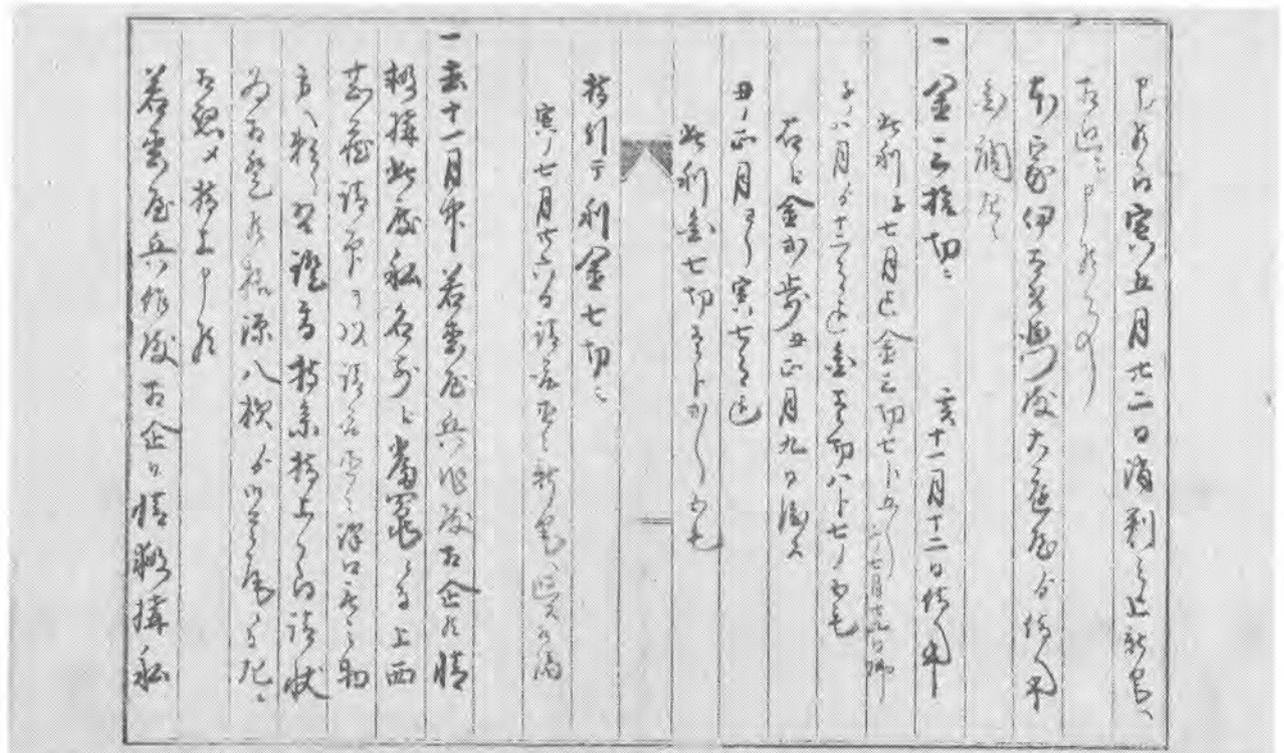
註一 「判取醬油商人」金銭や品物の
受け取りの承認印を受けておく
通帳等を使用して商いが出来る
商人。

160

一 寅ノ五月中桐苗町方東側江巻軒
屋敷二付六本ツ、御建立二相成候由ニテ
六本請取下之抱屋へ建立候處
右之内三本圓四郎方凋落二相成
候由ニ而佐平衆右三本直々同家江
持參致候由申聞候事

五月

一 丑十二月末一若松屋兵作方より
金五百兩御借請二付手前新宅并
上西甚藏三名御借請二付證文相出シ



162

161

申候間寅五月廿二日消判之上新宅へ

相廻シ申候事

本家伊太右衛門殿大庭屋より借用

金調左二

一金三拾切二 亥十一月十二日借用

此利子七月迄金三切七分五厘子ノ七月廿九日拂

子ノ八月より十二月迄金壹切八分七厘五毛

右江金貳步丑正月九日渡ス

丑ノ正月ヨリ寅七月迄

此利金七切壹分式厘五毛

指引テ利金七切也

寅ノ七月廿六日請取直々新宅へ廻ス相済

一去十一月中若松屋兵作殿相企候情

救構此度私名前江當籤二而上西

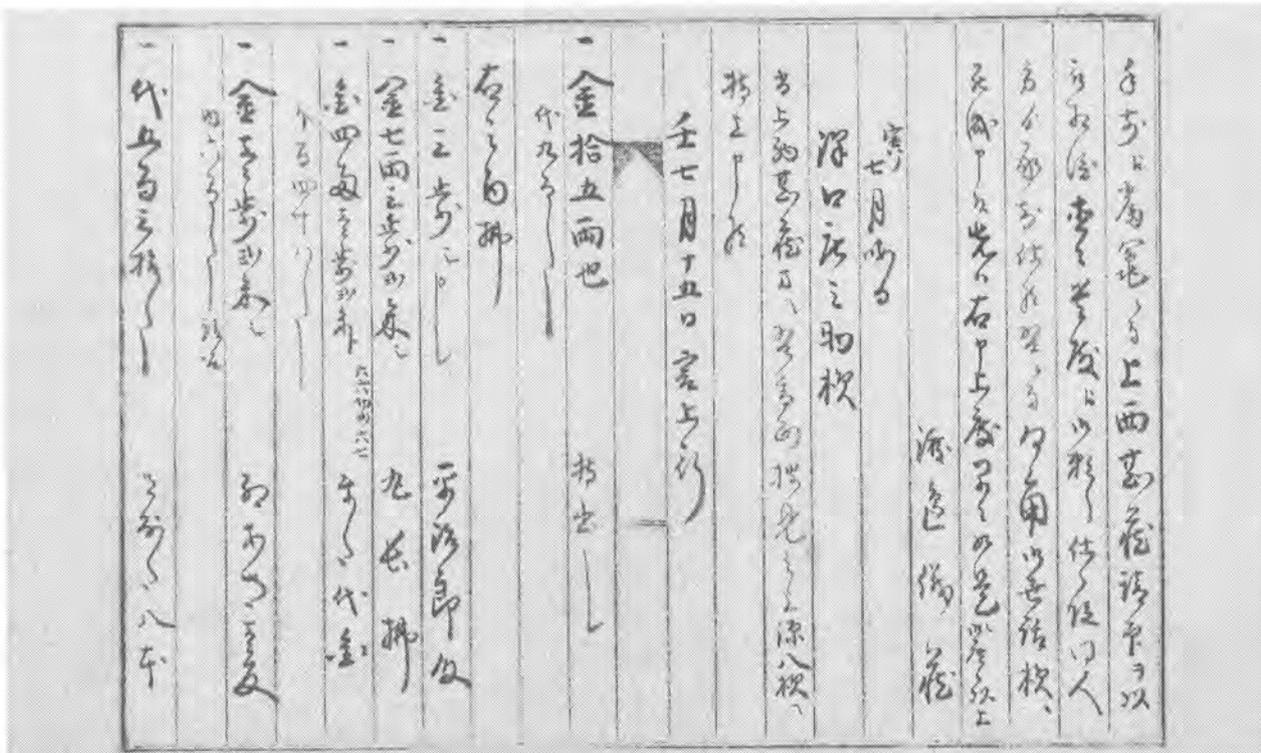
甚藏請印ヲ以請取直々澤口庄之助

方へ頼リ右證書持参指上候間請状

為相登候様源八様より御首尾二付左二

相認メ指上申候

若松屋兵作殿相企候情救構私



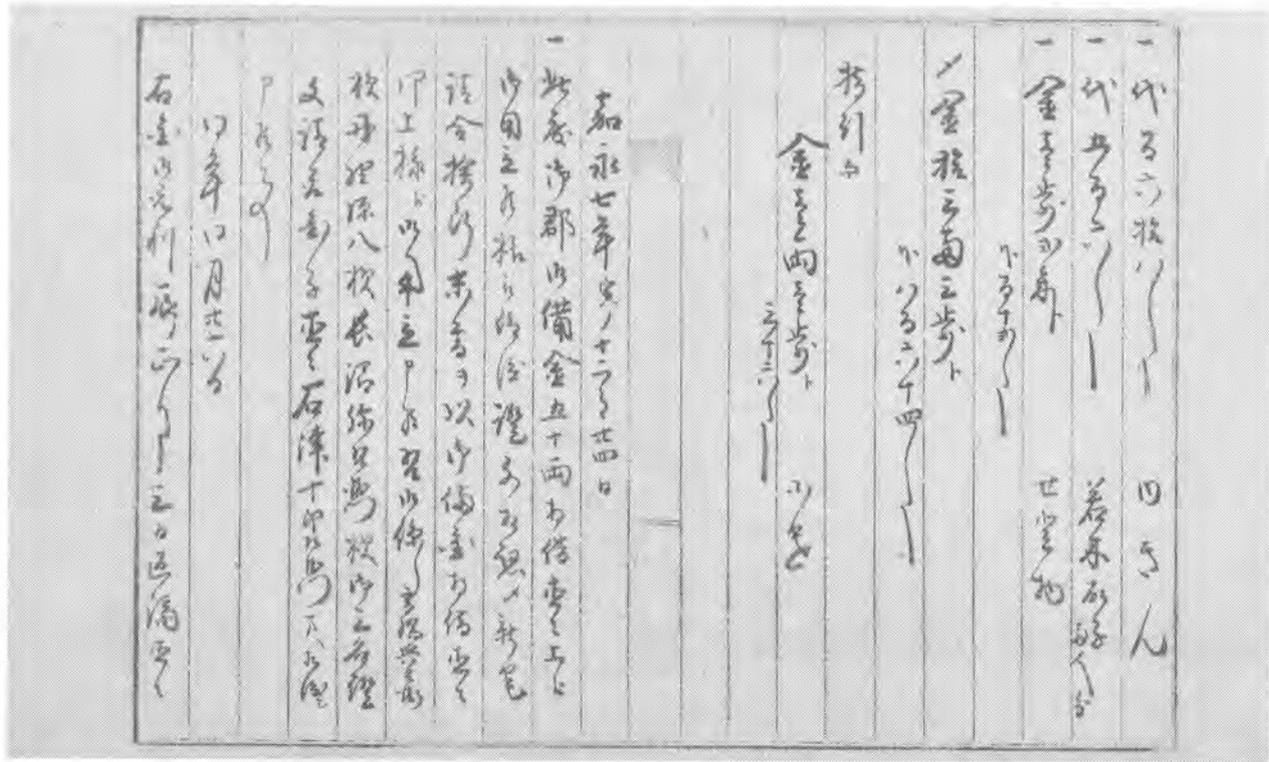
164

- 一金拾五兩也 持出し
- 代九百文
- 右之内拂
- 一金三步也申候 平治郎殿
- 一金七兩三步式朱也 丸長拂
- 一金四兩壹歩式朱六六切式六七 また代金
- 代百四十八文
- 一金壹歩式朱也 紅あさ壹反
- 内六百文請取
- 一代五百三拾文 註 さなた八本

163

- 手前江當籤二付上西甚藏請印ヲ以
- 被相渡直々貴殿江御頼リ仕候段同人
- 方より承知仕候右二付何角御世話様二
- 罷成申候先ハ右申上度早々如是二御座候以上
- 渡邊儀藏
- 寅ノ七月晦日
- 澤口庄之助様
- 尚上西甚藏方へ右書面被見之上源八様へ
- 指上申候
- 壬七月十五日 最上行

註「さなた」真田組



166

165

嘉永七年寅ノ十二月廿四日
 一此度御郡御備金五十兩拜借直々上江
 御用立候様被仰渡證文相認ノ新宅
 請合検断末書ヲ以御備金拜借直々
 御上様江御用立申候右係リ高橋與兵衛
 様丹野源八様長沼弥右衛門様御三名證
 文請取金子直々石津十郎左衛門方へ相渡シ
 申候事
 同年同月廿六日
 右金御取利辰ノ正月三日返済直々

註3 「御郡備金」郡内に於いて備えて置くお金か。

一代百六拾八文 内きん
 一代五百六文 若木取子兩人分
 一金壹歩式朱ト せ登物
 代百十式文
 拾三兩三歩ト
 代八百六十四文
 指引而
 金壹兩壹歩ト 小遣
 三十六文

註1 「若木取子」不詳。
 註2 「せ登物」瀬戸物。

米竹三治郎殿方江被仰付候事

一 普油伊達出し願濟写

右之通り追々共被御申聞令承知
穀物製造リ之品他領出シ之義ハ追々
難成吟味二候処前々造リ置候分も不少二
有之是迄之勘定懸リ茂有之由二
候間此度二限り當時より向卷ケ年願石
高之通伊達出し被相免候方ト令吟味候
處當時被相留置御時節於定運上ヲ

笠一學

安政二年正月

茂庭丹下殿

一 安政二年二月十二日石田八郎兵衛様ヨリ

米竹三治郎殿方江被仰付候事

一 普油伊達出し願濟写

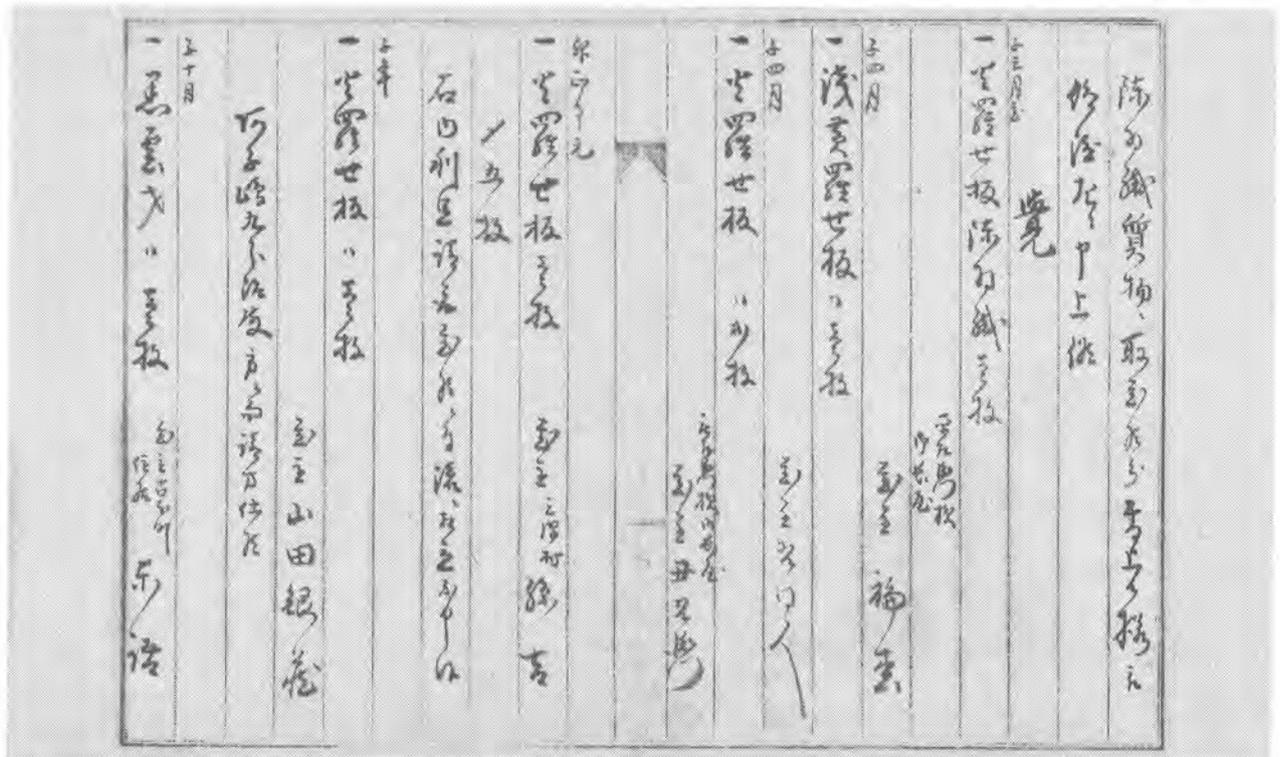
右之通り追々共被御申聞令承知
穀物製造リ之品他領出シ之義ハ追々
難成吟味二候処前々造リ置候分も不少二
有之是迄之勘定懸リ茂有之由二
候間此度二限り當時より向卷ケ年願石
高之通伊達出し被相免候方ト令吟味候
處當時被相留置御時節於定運上ヲ

笠一學

安政二年正月

茂庭丹下殿

一 安政二年二月十二日石田八郎兵衛様ヨリ



170

169

陣羽織質物二取置候分書上候様被
仰渡左二申上候

覺

子三月置
一白羅せ板陣羽織卷枚

平左衛門様
御長屋

置主 福松

子四月
一浅黄羅せ板同卷枚

置主 右同人

子三月置
一白羅せ板同式枚

庄左衛門様御長屋
置主 丑右衛門

卯正月元
一白羅せ板卷枚

三沢村
置主 N孫吉

ノ五枚

右内利足請取置候二而流二相立不申候

子年
一白羅せ板同卷枚

置主 山田銀藏

阿子嶋九郎治殿方二而請方仕候

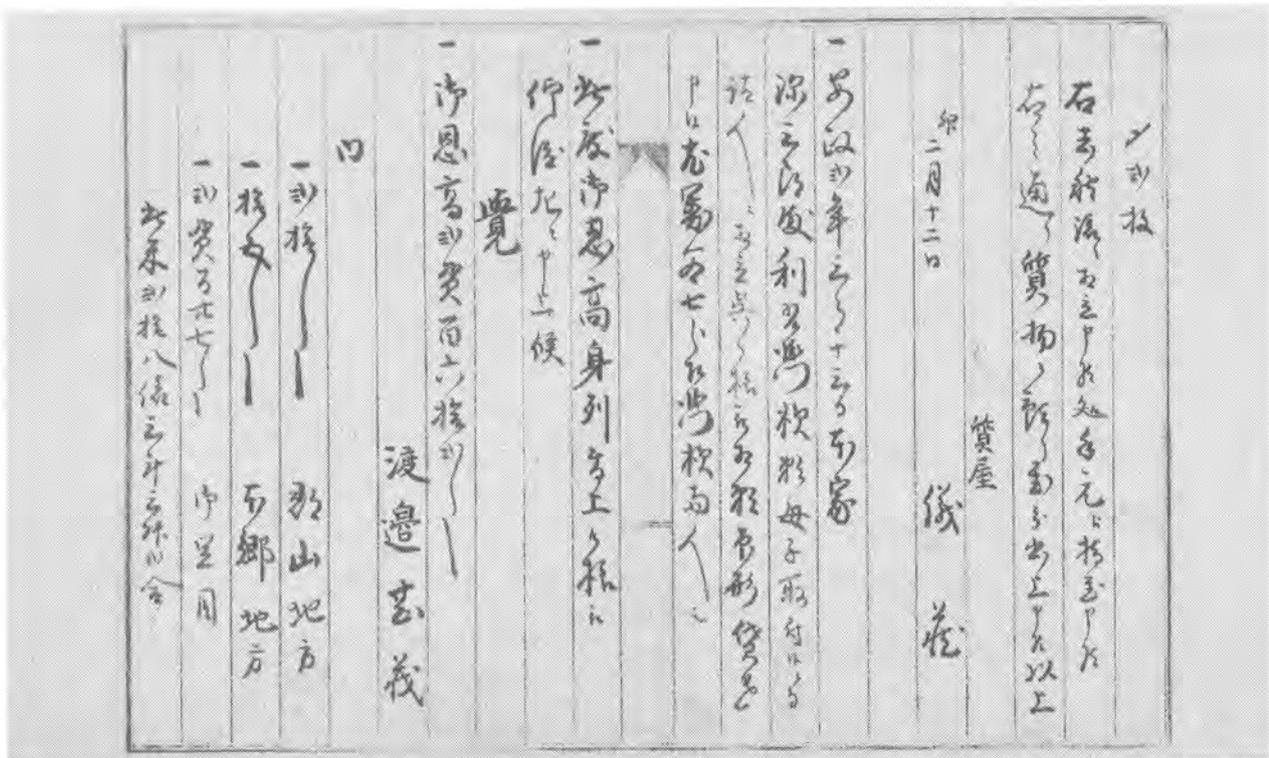
子四月
一黒雲戈 同卷枚

置主古本町
住居

東語

註1 「白羅せ板」白色のラシヤに似た手織物で地合うすく手ざわりやや粗いもの。

註2 「黒雲戈」黒色の五彩の袖が雲の様に入り乱れて虹の様に見えるもの。



172

171

ノ式枚

右去秋流二相立申候処手元江指置申候
右之通り質物二預り置分書上申候以上

質屋

卯二月十二日

儀藏

一安政式年三月十三日本家

深三郎殿利右衛門様頼母子取付候二付

請人二相立具候様被相頼印形貸遣

申候尤関谷七郎左衛門様兩人也

一此度御恩高身列書上候様江

仰渡左二申上候

覺

一御恩高貳貫百六拾貳文

渡邊甚藏

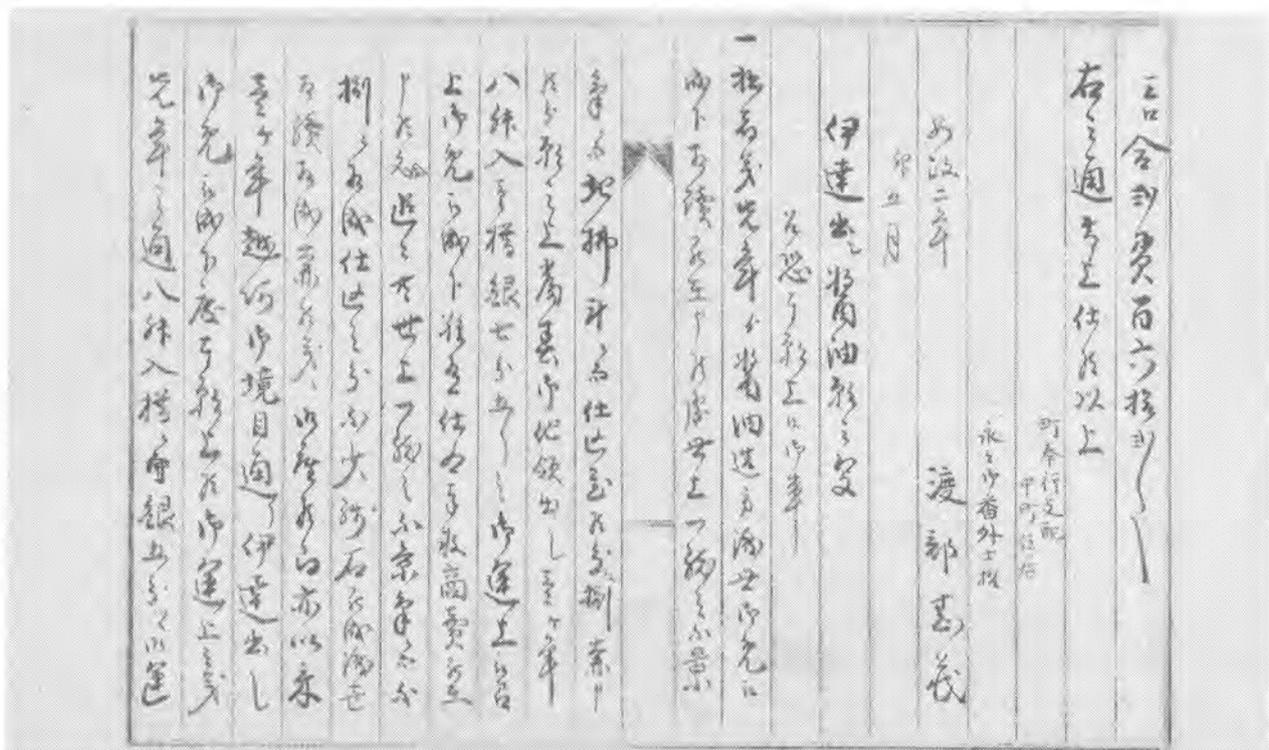
内

一貳拾文 郡山地方

一拾五文 本郷地方

一貳貫百廿七文 御足目

此米貳拾八俵三斗三升貳合



三口合式貫百六拾式文
右之通書上仕候以上

町奉行支配
中町住居

永々御番外士格

安政二年 渡部甚藏

卯五月

伊達出シ醬油願之写

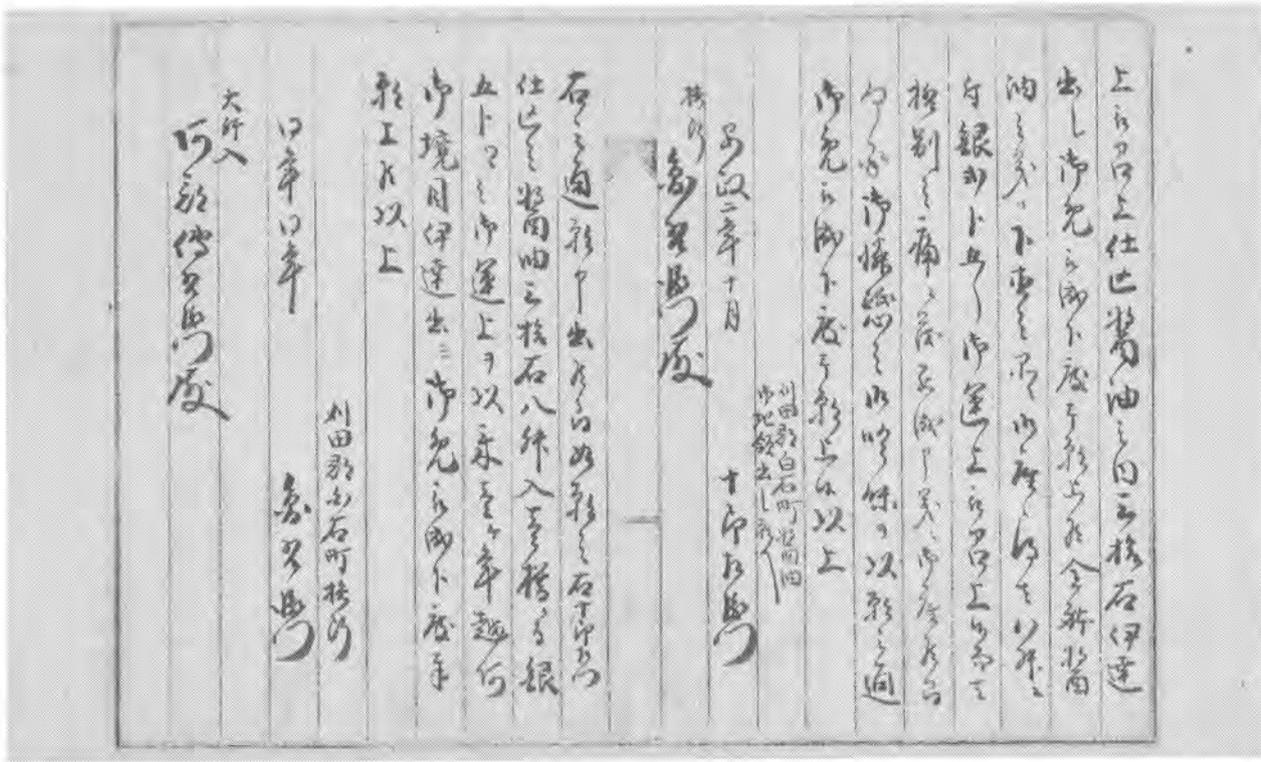
乍恐奉願上候御事

一拙者義先年より醬油造方渡世御免被
成下相續罷在申候處世上一統之不景

註1 「御番外士格」士格の者は各組・士組（大番組）の支配に属さなければならなかったがこれ等に編入されない平士であり、一般的に出入司の管轄下に置かれ概ね金上侍等が御番外士格とされた。

註2 「御運上」商工、漁、林、鉱、運送業等の営業に従事した者に課した税。又は醬油を他領に出す時のいわば関税の様な税。

氣二而地拂計二而仕込置候分相捌兼申
候分願之上當春御他領出し巷ヶ年
八升入巷樽銀七分五厘之御運上被召
上御免被成下難有仕合奉存商賣罷在
申候処追々共世上一統之不景氣二而不
捌二相成仕込之分不少残石罷成渡世
相續相成兼候義二御座候間亦以來
巷ヶ年越河御境目通り伊達出し
御免被成下度奉願上候御運上之義
先年之通八升入樽二而銀五分ツ、御運



176

175

上被召上仕込醤油之内三拾石伊達

出し御免被成下度奉願上候全躰註普

油之義八下直之品ニ御座候得者八升ニ

付銀式分五厘御運上被召上候而者

格別之痛ニ茂罷成申義ニ御座候間

何卒御憐愍之御吟味ヲ以願之通

御免被成下度奉願上候以上

川田郡白石町醤油
御地領出し願人

安政二年十月 十郎左衛門

檢断
圓右衛門殿

右之通願申出候間如願之右十郎左門

仕込之醤油三拾石八升入壺樽二付銀

五分ツ、之御運上ヲ以来卷ヶ年越河

御境目伊達出シ御免被成下度奉

願上候以上

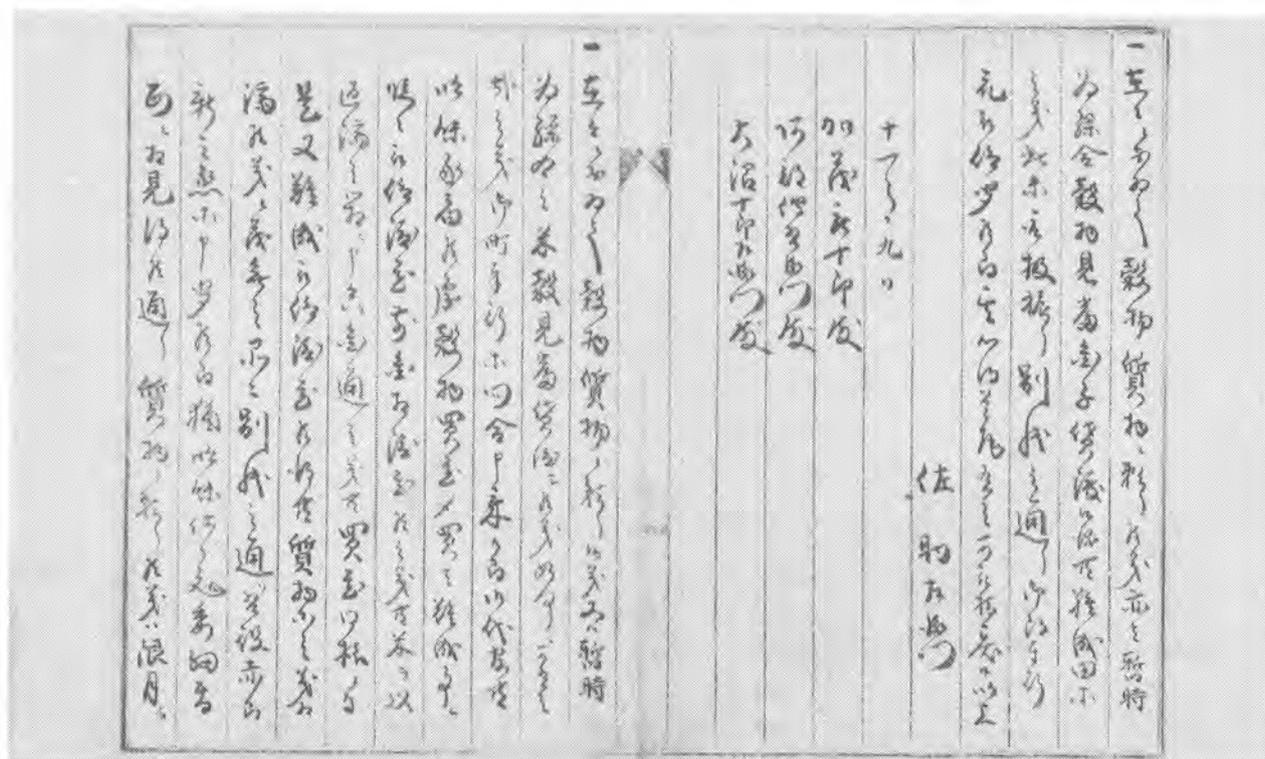
川田郡白石町檢断

同年同年 圓右衛門

大肝入

阿部傳衛門殿

註一「躰」は体の異体字。



178

177

一在々におゐて穀物質物二頼り候義亦者暫時
 為練合穀物見當金子貨渡候儀共難成由等
 之義此未取扱振り別紙之通り御頭奉行
 衆被仰聞候間其心得首尾有之可被指戻候以上
 十一月九日
 佐 助左衛門

加茂庄十郎殿

阿部傳衛門殿

大沼十郎左衛門殿

一在々におゐて穀物質物二頼り候義又ハ暫時
 為練合之米穀見當貨渡シ候義如何ニ可有之
 哉之義御町奉行等問合申來候間御代官共
 吟味承届候處穀物買置ノ買者難成事ニ
 段々被仰渡置前金相渡置候之義共米ヲ以
 返濟之筈ニ申合金通之義共買置同様ニ付
 是又難成被仰渡置候得共質物等之義相
 濟候義ニ茂無之品々別紙之通り右役赤間
 新之丞等申聞候間猶吟味仕候処委細書
 面ニ相見得候通り質物二預り候義ハ限月も

註「御頭奉行」不詳。

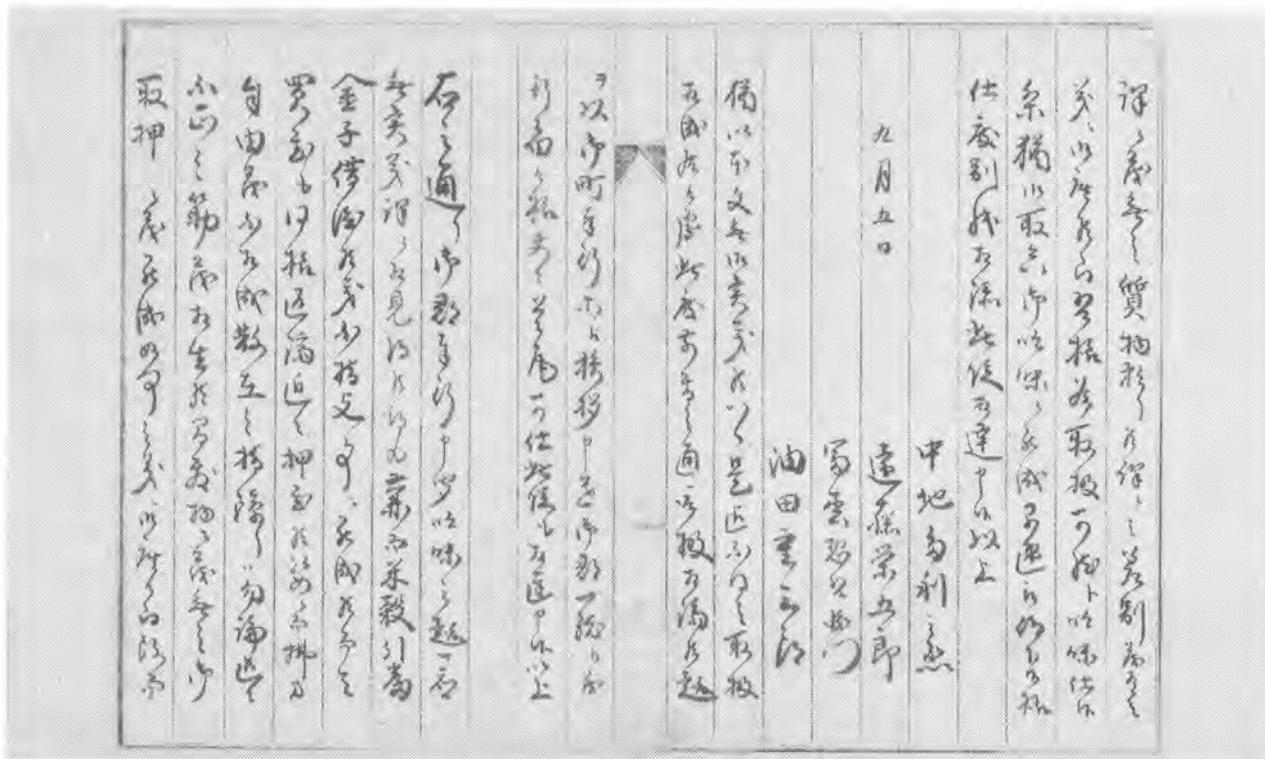


180

179

有之約定通り返済不致候得ハ預リ置候米
 穀物金子之手ニ相入譯ニ而買置も同様之
 筋ニ相當リ候間此義ハ難成方ト吟味仕候處
 持合之穀物ヲ引當金子借請候義も右同
 様之姿ニ有之是又難成方トハ一応勘弁
 茂仕候得共扱又御代官共吟味ニ茂相見
 得候通り余ニ産業茂無之田作一篇之
 御郡々々困窮者共之義仕候而者暫時通用
 之多免有合之穀物引當金子借請候義も
 難成事ニ相成候而者貧窮者共金通茂

一圓不相出様ニ可相成依而者諸上納期月
 通り之障ニ茂罷成候事ニ相見得尤右様
 之義者前々より其形ニ取扱置候由ニ茂暫時通
 用之多免米穀引當金子借請候義者不指支事
 二為仕置候外有之間數年去約定通返済差
 滞候由右穀物金主方ニ而直々引取候事ニ而
 者質物茂同様之姿ニ相至リ難成譯ニ御座候
 間申合通り返済ニ及兼候節者引當之
 穀物問屋拂之上代金ヲ以返済之始末相
 立金通為仕下候穀物金主之手ニ入候



182

181

譯二茂無之質物預り候譯二者差別茂有之
 義二御座候間右様為取扱可然ト吟味仕候
 条猶御取合御吟味二罷成早速被仰下候様
 仕度別紙相添此段相達申候以上

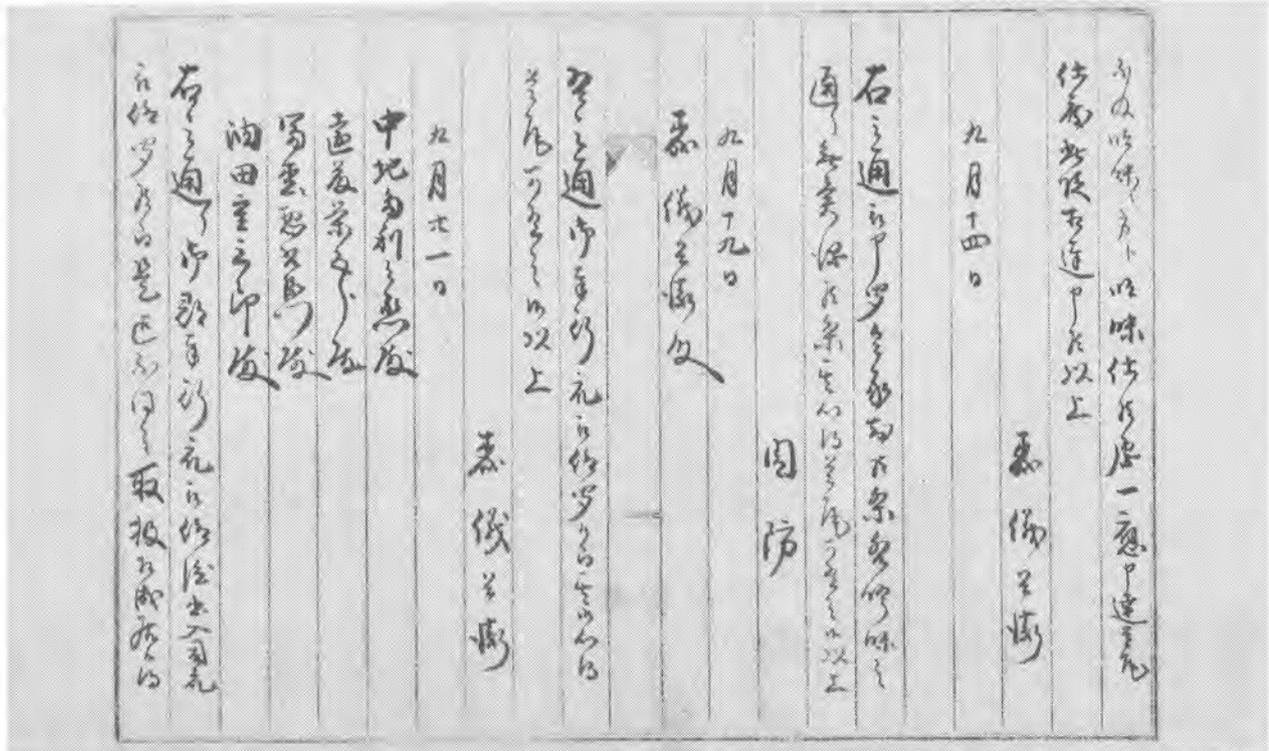
九月五日

中地多利之丞
 遠藤栄五郎
 富泰惣右衛門
 油田重三郎

猶以本文無御異議候ハ、是迄不同之取扱
 相成居候處此度前書之通取扱相濟候趣

ヲ以御町奉行等江挨拶申遣御郡一統江茂
 行届候様夫々首尾可仕此段も相達申候以上

右之通り御郡奉行申聞吟味之趣一応
 無異義譯二相見得候得共兼而米穀引當
 金子借渡候義不指支事二罷成候而者
 買置も同様返済近々押置候姿二而拂方
 自由茂不相成散在之指障リハ勿論追々
 不正之筋茂相生候間敷物二茂無之御
 取押二茂罷成如何之義二御座候間改而



184

183

右之通り御郡奉行衆被仰渡出入司衆
被仰聞候間是迄不同之取扱相成居候得

油田重三郎殿
富森惣右衛門殿

遠藤榮五郎殿
中地多利之丞殿

九月廿一日
森 儀兵衛

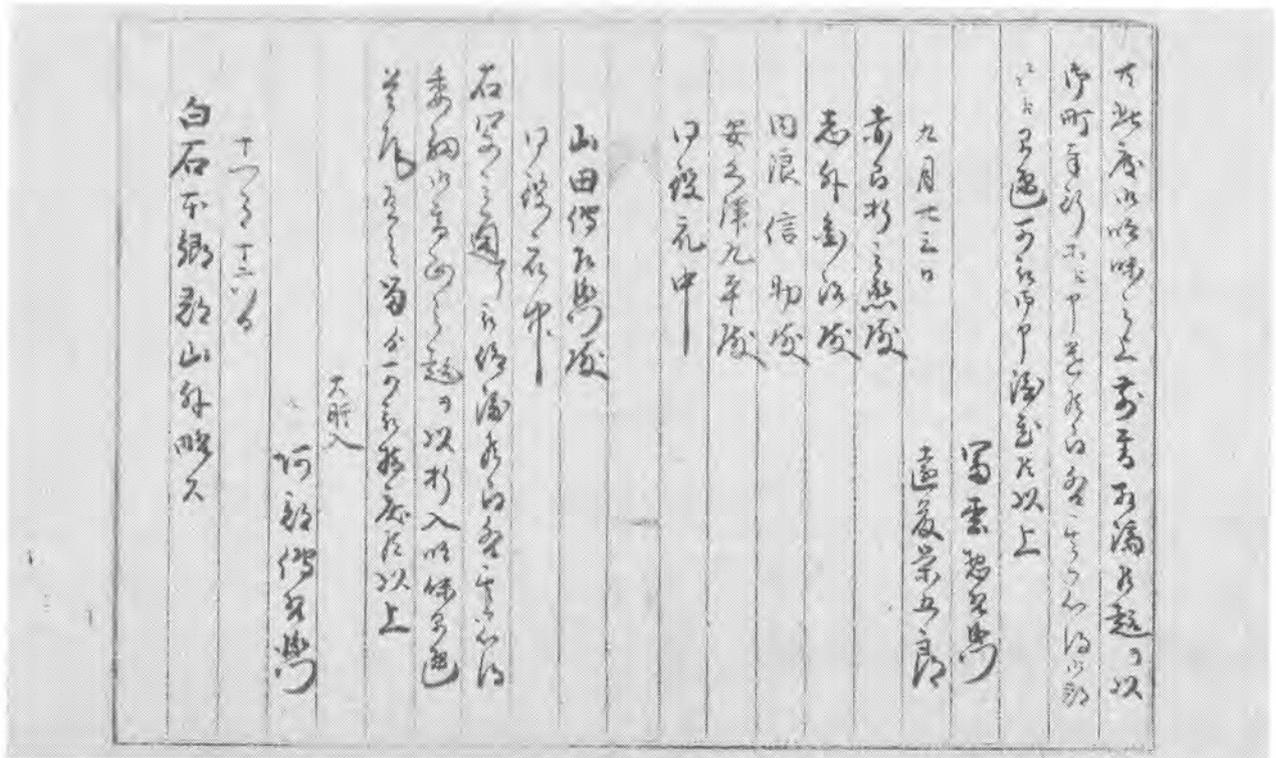
右之通御奉行衆被仰聞候間其御心得
首尾可有之候以上

九月十九日
森 儀兵衛殿

右之通被申聞令承知候条右吟味之
通り無異儀候条其心得首尾可有之候以上

九月十四日
森 儀兵衛

不及吟味方卜吟味仕候處一応申達首尾
仕度此段相達申候以上



186

185

共此度御吟味之上前書相済候趣ヲ以
御町奉行等江申遣候間右其御心得御郡
々々江早速可被御申渡置候以上

富泰惣右衛門

九月廿三日

遠藤栄五郎

赤間折之丞殿

志外金治殿

内浪信助殿

安久津九平殿

同役衆中

山田傳左衛門殿

同役衆中

右写之通り被仰渡候間右其御心得

委細御書面之趣ヲ以折入吟味早速

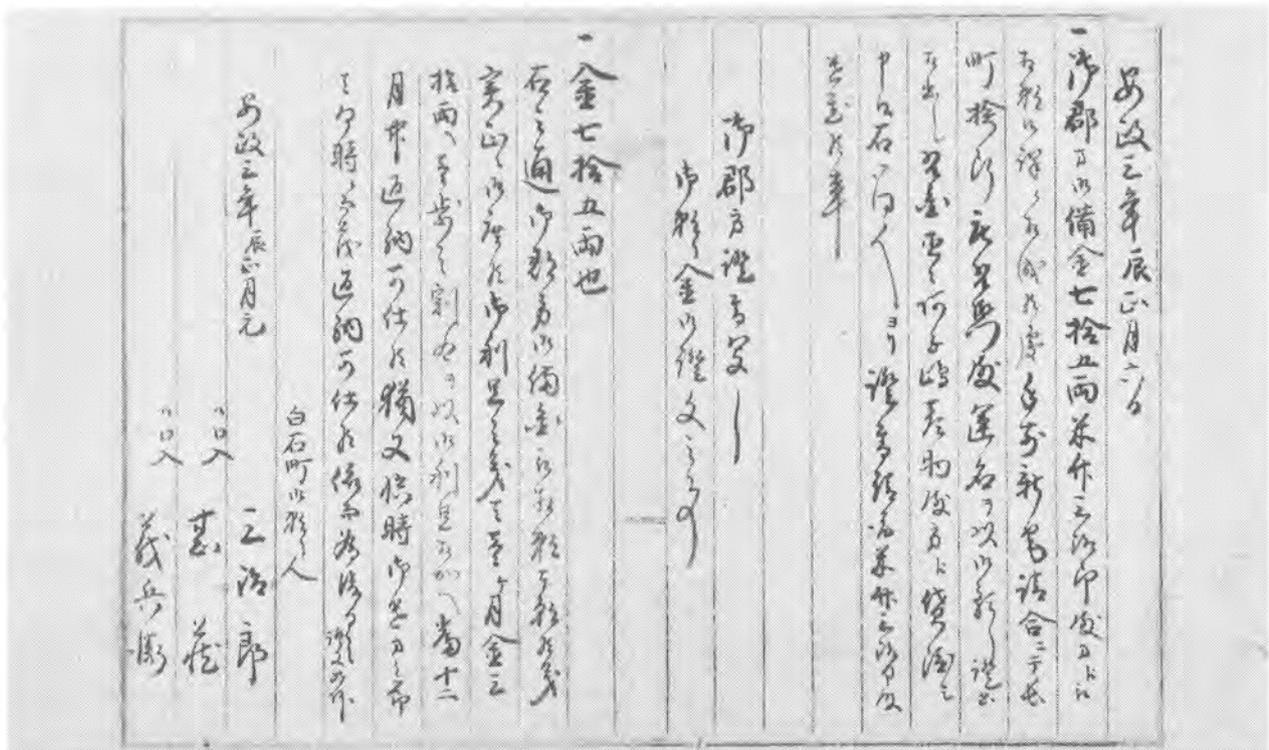
首尾有之留より可被指戻候以上

大肝入

阿部傳右衛門

十一月十六日

白石本郷郡山外略ス



安政三年辰正月六日

一御郡方御備金七拾五兩米竹三治郎殿方江被
 相頼候譯二相成候處手前新宅請合ニテ長
 町檢断庄右衛門殿運名ヲ以御預リ證書
 相出し右金直々阿子嶋彦助殿方江貸渡シ
 申候右御同人ヨリ證書請取米竹三治郎殿
 遣置候事

御郡方證書写し

御頼り金御證文之事

一金七拾五兩也

右之通御郡方御備金被相頼奉願候義
 実正二御座候御利足之義者巷ヶ月金三
 拾兩へ巷步之割合ヲ以御利足相加へ當十二
 月中返納可仕候猶又臨時御遣方之節
 者何時ニ而茂返納可仕候依而為後日之證文如件

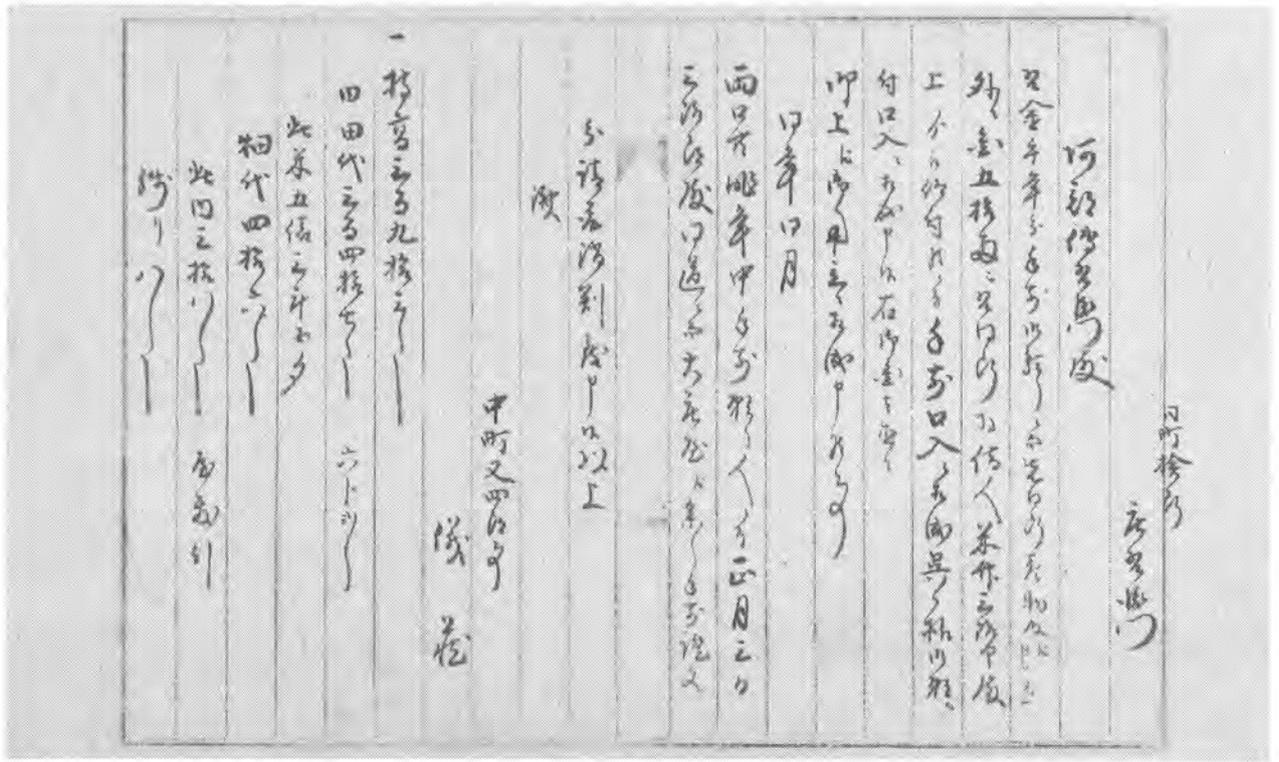
白石町御頼り人

安政三年辰正月元

三治郎

同口入 甚蔵

同口入 義兵衛



190

189

阿部傳右衛門殿

右金午年分手前御預リニ而先同断彦助殿申遣^江

外二金五拾両也右同断拝借人米竹三治郎殿

上より被仰付候ニ付手前口入ニ相成呉候様御頼ニ

付口入ニ相成申候右御金者直々

御上江御用立ニ相成申候事

同年同月

両口共昨年中手前頼リ人ニ付正月三日

三治郎殿同道ニ而大庄屋江参リ手前證文

分請取消判致申候以上

濟

中町又四郎事

儀藏

一持高三百九拾三文

内田代三百四拾七文 六分式厘

此米五俵三斗五勺

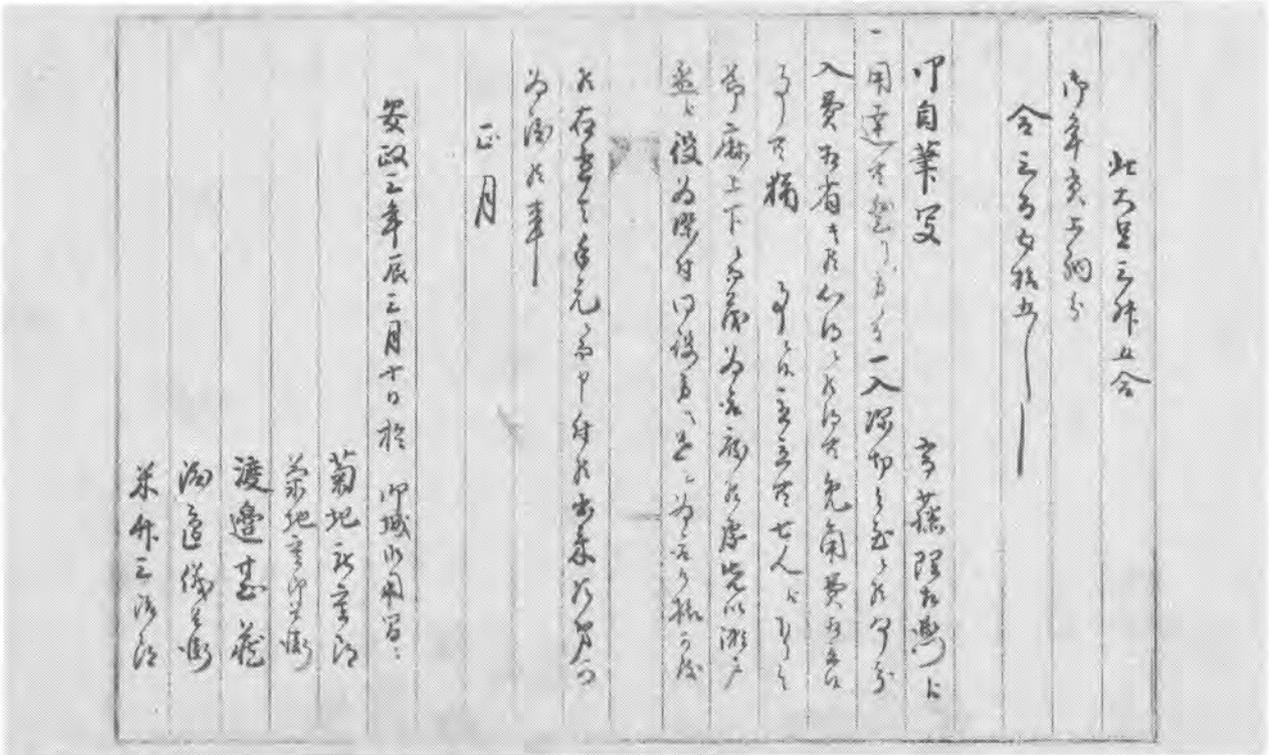
畑代四拾六文

此内三拾八文 屋敷引

残り八文

同町檢断

庄右衛門



192

191

此大豆三升五合

御年貢上納分

合三百五拾五文

御自筆写 斎藤理左衛門江

一用達共登り方二付一入深切之至二候何分

入費相省キ候心得二候得共兎角費相立候

事共猶 事二候主立共七人江下り之

節麻上下二而茂為取度候處先以瀬戸

盃江役為染付同役方へ遣シ為取候様可致

候右盃者手元二而申付候出来次第可

為渡候事

正月

安政三年辰三月十日於 御城御用間二

菊地庄重郎

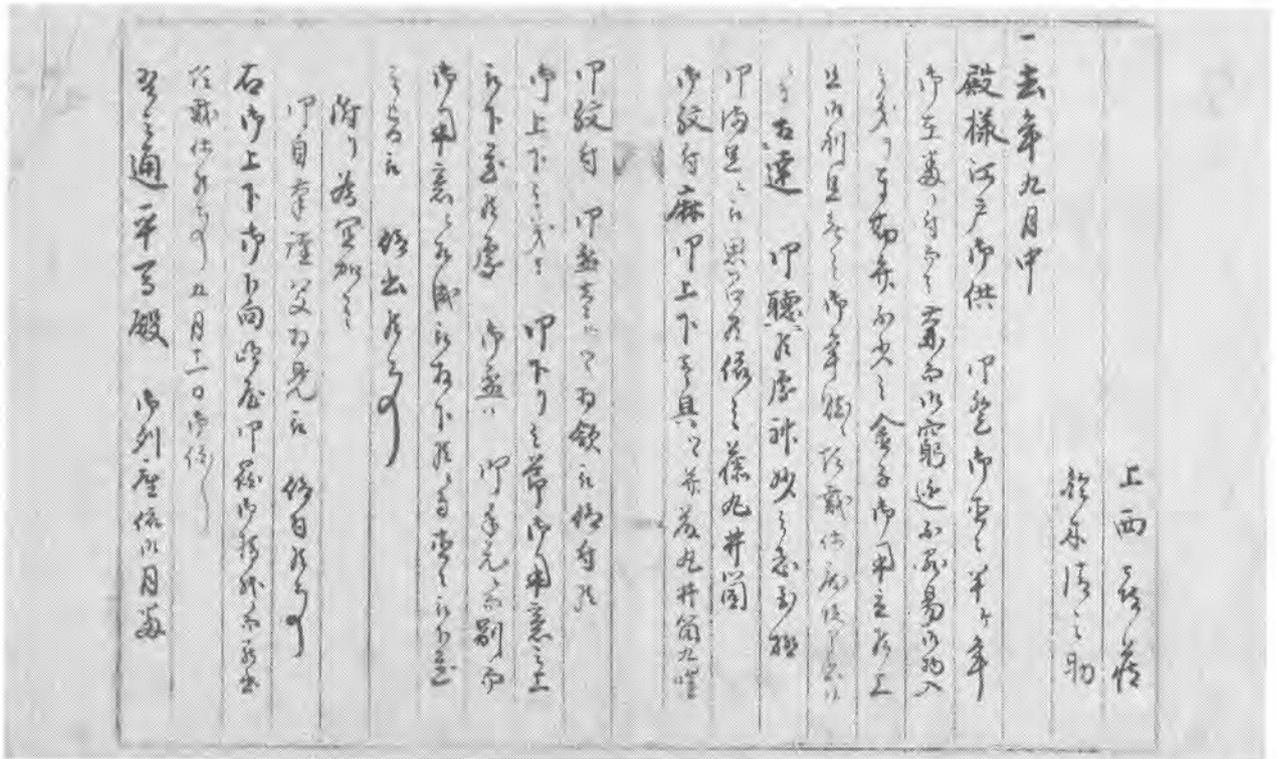
菊地重郎兵衛

渡邊甚蔵

渡邊儀兵衛

米竹三治郎

註「上」袴。かみしも、江戸時代武士の礼服。同色の肩衣（かたぎぬ）とはかまからなる。



194

193

一去年九月中

上西喜藏
鈴木清之助

殿様江戸御供 御登御直々半ヶ年

御在番二付而者兼而御窮迫不容易御物入
之義ヲ奉勤弁不少之金子御用立候上

且御利足無之御年賦二頂戴仕度段申出候

二付相達 御聴二候處神妙之志至極

御満足二被思召候依之藤丸井筒^早

御紋付麻御上下壺具ツツ并藤丸井筒九曜

御紋付御盃壺ツツ、拜領被仰付候

御上下之義者 御下り之節御用意之上

被下置候處 御盃ハ 御手元二而別而

御用意二相成被相下候二付直々被下置

之旨被 仰出候事

附リ為冥加之

御自筆謹写拜見被 仰付候事

右御上下御下向嶋屋御宿御指紙二而罷出

頂戴仕候事五月十一日御泊リ

右之通平馬殿 御列座依御月番

註一「藤丸井筒」片倉家の家紋。

平右衛門殿被仰渡候事
 安政三年辰六月九日三十五日御法事之節
 一 佐久間寿安様用立金残り元金八両壹歩
 老朱外二彦助様方へ立替金拾両也都合元金拾
 八壹歩老朱也利金七拾兩以上二罷成申候二付
 調書去卯之十月中指上置候處御同人去
 詰中より御病氣二而當五月四日御病死罷成候
 處御子息泰安様御幼少二付御親類今村
 半之亟様朝倉庄左衛門様片平與左衛門様小見
 平治郎御寄合二而御相談被下候二者貴
 公茂存之通同人病死二相成候上ハ如何
 様共致方無御座候利足之處右金二相
 成迎返済之見詰無之候間勘弁致呉候
 様元金之義別而恩金二候間私共立合候
 上ハ壹金茂損金相成不申候間利足ハ勘弁
 致呉候様御相談二付無餘義訊ケト勘弁仕
 承知仕候右元金御返済振之義ハ當信寺
 田カ以け二而御知行之内田八拾兩御返金迄
 猶又長町彦助方江殘金六兩以上御座候處

平右衛門殿被仰渡候事

安政三年辰六月九日三十五日御法事之節

一 佐久間寿安様用立金残り元金八両壹歩

老朱外二彦助様方へ立替金拾両也都合元金拾

八壹歩老朱也利金七拾兩以上二罷成申候二付

調書去卯之十月中指上置候處御同人去

詰中より御病氣二而當五月四日御病死罷成候

處御子息泰安様御幼少二付御親類今村

半之亟様朝倉庄左衛門様片平與左衛門様小見

平治郎御寄合二而御相談被下候二者貴

公茂存之通同人病死二相成候上ハ如何

様共致方無御座候利足之處右金二相

成迎返済之見詰無之候間勘弁致呉候

様元金之義別而恩金二候間私共立合候

上ハ壹金茂損金相成不申候間利足ハ勘弁

致呉候様御相談二付無餘義訊ケト勘弁仕

承知仕候右元金御返済振之義ハ當信寺

田カ以け二而御知行之内田八拾兩御返金迄

猶又長町彦助方江殘金六兩以上御座候處

註一 「八拾兩」百兩は約一反歩、又
 は百文。

是以下拙方年相返候ハ、引續御渡シ致置
 被下候由共ニ御相談ニ付此段共ニ確ト御約定申
 上候事右業種殘金之義ハ根元養父請
 合ニテ御用立候ニ付立替金等迄仕候事ニ而斯
 之通り御相談ニ御座候事
 一御同人今村半之丞様頼母子江式本御加入
 被成居候処会毎式両ツ、掛金ニテ迎も掛金之
 見詰無御座候間右無ちん當り次第返金ニ
 相及候間式両ツ、之処無利足ニ而用立具候様
 御親類前文之御人方品々御頼ニ付承知仕候
 尤来午春満會ニ罷成申候左候得者満會迄
 残り候而茂五會カ六會之事ニ御座候間承知
 仕候猶又無尽掛ケ入利足付ニ而金四拾切用
 立具候様御相談ニ付先御四人名前證文
 有リ御用立申候利足八年々御勘弁被下
 候筈御証文ニ御座候事
 一先年金子御用立候砌具足大小御預リ
 申上置候處其後段々御返金ニ茂相成居
 候ニ付貸具候様御相談ニ付具足者嘉永元

是以下拙方年相返候ハ、引續御渡シ致置
 被下候由共ニ御相談ニ付此段共ニ確ト御約定申
 上候事右業種殘金之義ハ根元養父請

合ニテ御用立候ニ付立替金等迄仕候事ニ而斯
 之通り御相談ニ御座候事

一御同人今村半之丞様頼母子江式本御加入

被成居候処会毎式両ツ、掛金ニテ迎も掛金之

見詰無御座候間右無ちん當り次第返金ニ

相及候間式両ツ、之処無利足ニ而用立具候様

御親類前文之御人方品々御頼ニ付承知仕候

尤来午春満會ニ罷成申候左候得者満會迄

残り候而茂五會カ六會之事ニ御座候間承知

仕候猶又無尽掛ケ入利足付ニ而金四拾切用

立具候様御相談ニ付先御四人名前證文

有リ御用立申候利足八年々御勘弁被下

候筈御証文ニ御座候事

一先年金子御用立候砌具足大小御預リ

申上置候處其後段々御返金ニ茂相成居

候ニ付貸具候様御相談ニ付具足者嘉永元



申年中御戻シ申上置候大小去卯の十二月中
御用立置候処此度御親類御吟味ニ而先々借
用金濟切し相成不申内脇方江頼り置候事ハ
無本意ニ候間是迄之通又以預り置候
様御相談ニ御座候間先年ヨリハ格別外金ニ
茂相成候間御大切之品多分御預り申上候而も
不用心ニ御座候間其段品々御咄シ申上候処
餘方へ頼り候而者仏へ対シ不宜候間乍大義
預り呉候様御相談ニ付御頼り申上候

入記

一具足巻領

一大小取合五腰

内刀式腰
脇指三腰

入記ニ銘々在リ略ス

右辰六月十日夜御子息泰安様御親類朝倉
元長様御兩人御持参ニ而御預り申上候猶
御同人様御咄シニ者先年ハ懐劍迄御預り仕候
事ニ御座候得共是者何分他家江不遣候様
御傳ニ有之其上寿安様別而傳言茂有之
候二付持参不仕候是ハ不惡承知致呉候様御相
談ニ御座候事

註一「泰安」町医師、佐々間寿安の子息。

右具足此度見分ニ相入候由ニテ今村半之丞様
御紙面有之申し遣又

安政五年午ノ十一月朔日

右之内芭蕉袴鍔之大小巻通り元長様より

御紙面在り泰安様御年始ニ御用へ被成候由

二而御同人宅へ指上申候

文久三年亥ノ正月三日

亥ノ十二月廿二日御同人様大病ニ付御見分被成度

趣ニ而山内尉左衛門様御紙面有之大小巻通り

脇指巻腰小柄こうかへ共ニ相渡丈ハ裏之男也

一辰九月廿日 御目見被仰付左ニ

下寄紙式枚江三ツ折目録

進上

御征矢 三本

以上 渡邊甚藏意則

首尾能相濟右御禮廻り左ニ

御家老

一三拾枚 拾帖ツ、本澤平右衛門様

小嶋久左衛門様

片倉 平馬様

右具足此度見分ニ相入候由ニテ今村半之丞様
御紙面有之申し遣又

安政五年午ノ十一月朔日

右之内芭蕉袴鍔之大小巻通り元長様より

御紙面在り泰安様御年始ニ御用へ被成候由

二而御同人宅へ指上申候

文久三年亥ノ正月三日

亥ノ十二月廿二日御同人様大病ニ付御見分被成度

趣ニ而山内尉左衛門様御紙面有之大小巻通り

脇指巻腰小柄こうかへ共ニ相渡丈ハ裏之男也

一辰九月廿日 御目見被仰付左ニ

進上

御征矢 三本

以上

渡邊甚藏意則

首尾能相濟右御禮廻り左ニ

御家老

一三拾枚 拾帖ツ、本澤平右衛門様

小嶋久左衛門様

片倉 平馬様

一 同 五帖
 石田八郎右衛門
 今村半之丞
 本支配二付如是し
 一 川田郡白石町儀藏善治義写曆御用紙方
 指配人二被召仕度并同郡小原村五郎右衛門
 義同御用紙漉人主立二被召仕度同村
 小原村留吉等拾四人同御用紙漉人二
 御首尾相成被仰遣候様八乙女源輔様御始
 ヲリ御打合二付吟味可申上旨被仰渡承知仕
 御村町承り届申候処白石町儀藏善治
 指配人二被仰渡指支無御座段同町檢断共
 別紙之通申聞小原村五郎右衛門并留吉等
 拾四人右写曆用紙何様之御直段ヲ以御
 買上ニ可被成下哉是迫御割付御用紙同
 様御本則御直段ヲ以被相頼組置候之義
 二而者損金二茂相至リ候間右写曆用紙之

204

203

佐藤大右衛門様

町奉行

一同 五帖ツ、 石田八郎兵衛様

今村半之丞様

本支配二付如是し

一 川田郡白石町儀藏善治義写曆御用紙方

指配人二被召仕度并同郡小原村五郎右衛門

義同御用紙漉人主立二被召仕度同村

小原村留吉等拾四人同御用紙漉人二

被召仕度候間於御郡二指支無之候ハ、直々

御首尾相成被仰遣候様八乙女源輔様御始

ヨリ御打合二付吟味可申上旨被仰渡承知仕

御村町承り届申候処白石町儀藏善治

指配人二被仰渡指支無御座段同町檢断共

別紙之通申聞小原村五郎右衛門并留吉等

拾四人右写曆用紙何様之御直段ヲ以御

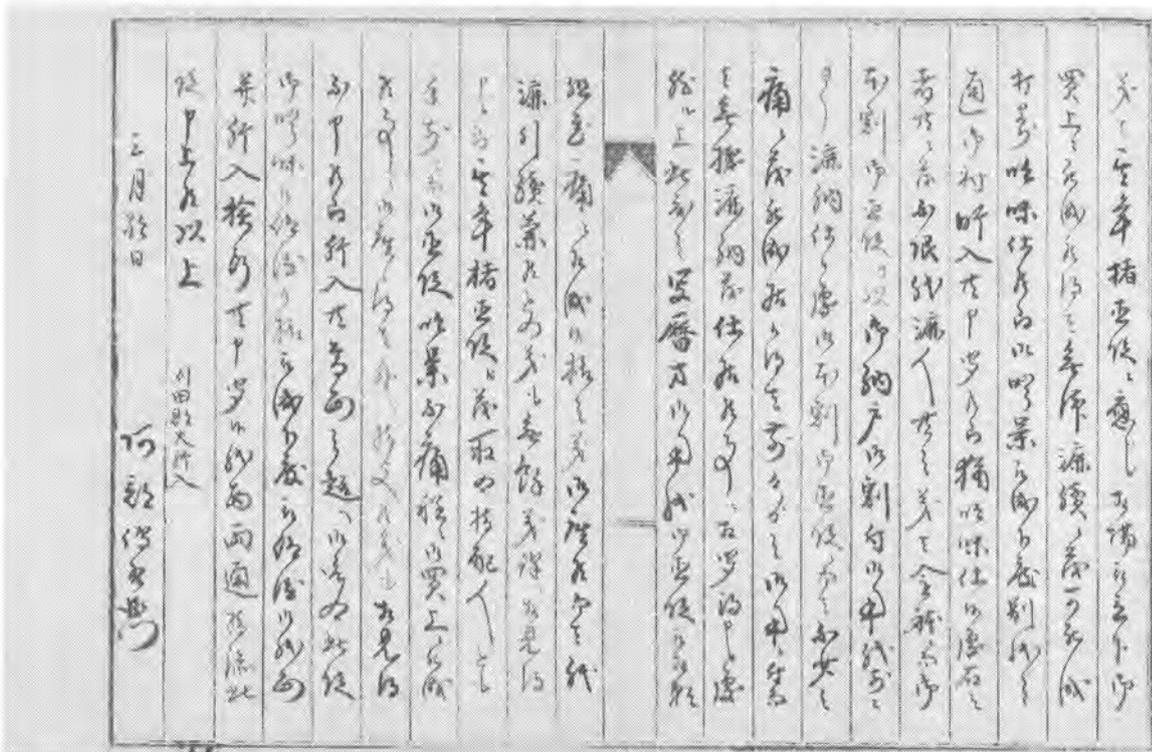
買上ニ可被成下哉是迫御割付御用紙同

様御本則御直段ヲ以被相頼組置候之義

二而者損金二茂相至リ候間右写曆用紙之

註1 「写曆御用紙方指配人」御郡内
で曆を製作する為の用紙を調達
する責任者。曆は大小曆か。※
参考に、片倉城下に於て当時よ
り約十年程前の弘化五年（嘉永
元年）に発刊された大小曆曆記
載。

註2 「御用紙漉人主立」曆用の紙を
漉く者達を総める責任者。



206

205

義者其年楮直段二忘じ相場被立下御
 買上二罷成候得者無滞漉續二茂可罷成
 打寄吟味仕候間御吟味被成下度別紙之
 通御村肝入共申聞候間猶吟味仕候處右之
 者共二茂不限紙漉人共之義者全躰二而御
 本割御直段ヲ以御納戸御割付御用紙前々
 ヲリ漉納仕候處御本割御直段二而者不少之
 痛二茂罷成居候得者前々より之御用二付而
 者無據漉納茂仕居候事二相聞得申候處
 然ル上此度之写曆方御用紙御直段被相頼

組置痛二相成候様之義御座候而者紙
 漉引續兼候との義も無餘義譯二相見得
 申候間其年楮直段江茂取合指配人とも
 手前二而御直段吟味不痛程二御買上二罷成
 候事二御座候得者外二指支候義も相見得
 不申候間肝入共書面之趣へ御取合此段
 御吟味被仰渡候様被成下度被仰渡御紙面
 并肝入檢断共申聞候紙面両通指添此
 段申上候以上
 三月朔日
 阿部傳右衛門

和瓦物杖

右之通大肝入申出候処榭直段二寄り痛候
程二御買上二相成候譯二ハ有之間敷候得共
御直段被相頼置候而者痛二相成候年柄も
可有之榭直段次第御直段被立下御買上
被成下度由之義茂無餘義訳二相見得申
候間猶御吟味可被仰聞別紙指添申進候以上

佐藤物左衛門

三月六日

八乙女源物杖

守屋栄三郎様

右之通被仰聞置承知年々榭直段高下
有之候二付相場被立下御買上被成下度段
同郡肝入助治等申出候趣無余義訳二相見得
候間年々榭相場ヲ以御買上之首尾致候間
右之趣ヲ以順々被仰渡當年分写曆方高
御用立紙漉方早速取立候様被仰渡候様
仕度此段共々申進候以上

三井源次郎

助左衛門様

右之通大肝入申出候処榭直段二寄り痛候
程二御買上二相成候譯二ハ有之間敷候得共
御直段被相頼置候而者痛二相成候年柄も
可有之榭直段次第御直段被立下御買上
被成下度由之義茂無餘義訳二相見得申
候間猶御吟味可被仰聞別紙指添申進候以上

佐藤助左衛門

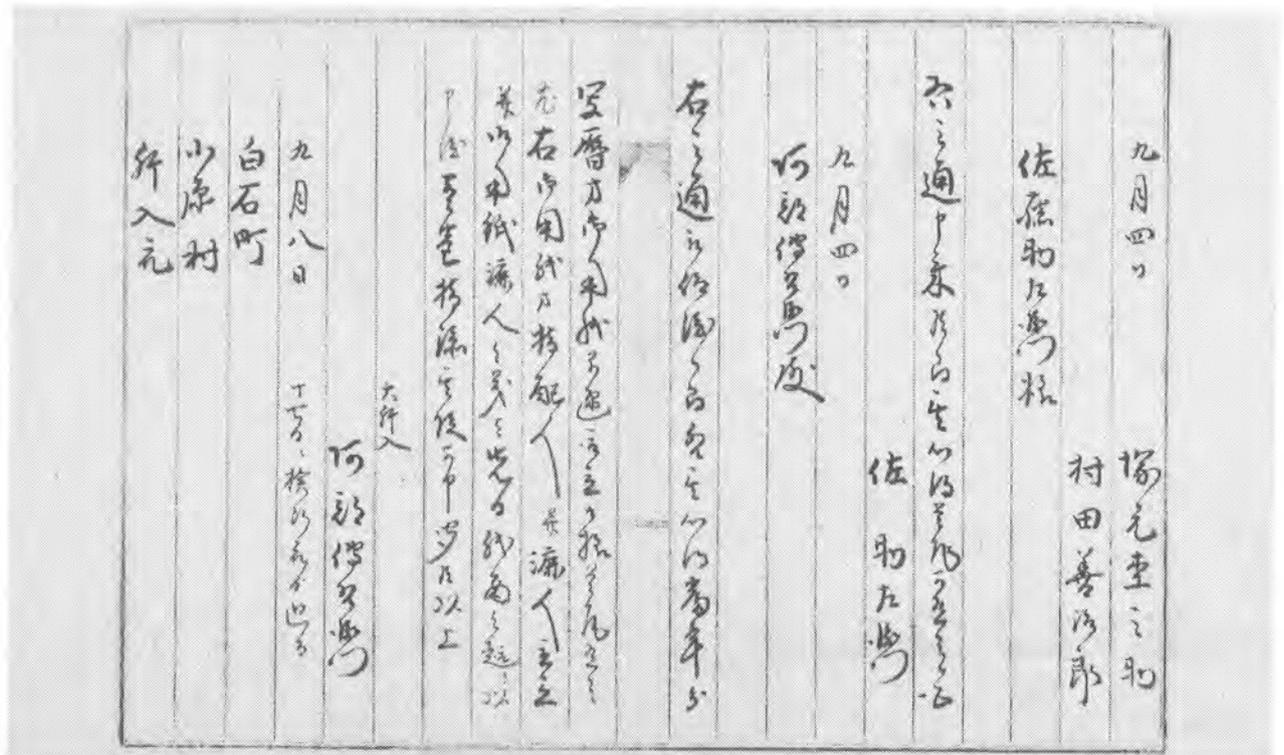
三月六日

八乙女源助様

守屋栄三郎様

右之通被仰聞置承知年々榭直段高下
有之候二付相場被立下御買上被成下度段
同郡肝入助治等申出候趣無余義訳二相見得
候間年々榭相場ヲ以御買上之首尾致候間
右之趣ヲ以順々被仰渡當年分写曆方高
御用立紙漉方早速取立候様被仰渡候様
仕度此段共々申進候以上

三井源次郎



210

209

九月四日
塚元李之助
村田喜治郎
佐藤助左衛門様

右之通申来候間其心得首尾可有之候以上

佐 助左衛門

九月四日

阿部傳右衛門殿

右之通被仰渡候間右其心得當年分

写曆方御用紙早速取立候様首尾有之
尤右御用紙方指配人并漉人主立
并御用紙漉人之義者先日紙面之趣ヲ以
申渡卷指添其段可申聞候以上

大肝入

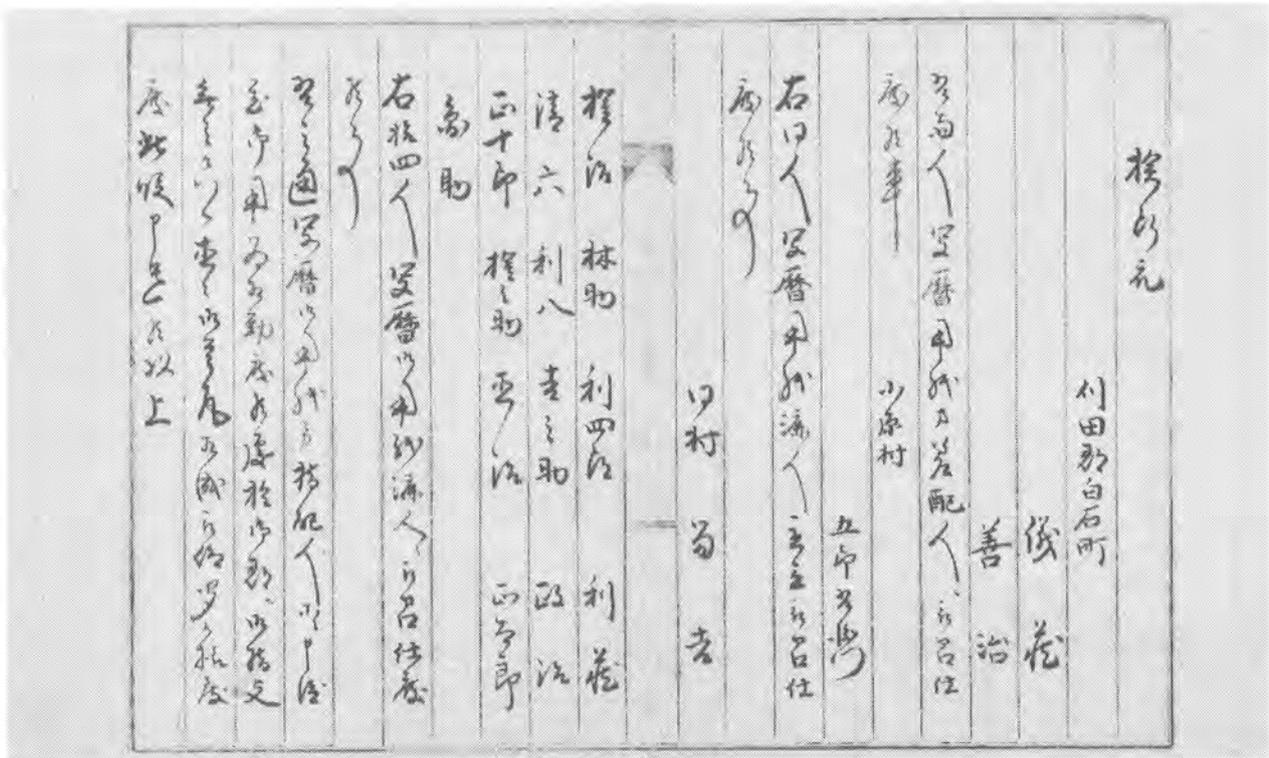
阿部傳右衛門

九月八日
十七日二檢断衆より廻る

白石町

小原村

肝入衆



212

度此段申遣候以上

無之候ハ、直々御首尾相成被仰聞候様致
置御用為相勤度候處於御郡二御指支
右之通写曆御用紙方指配人等二申渡
候事

圓助
右拾四人写曆御用紙漉人二被召仕度
正十郎 権之助 直治 正太郎
清六 利八 吉之助 政治
権治 林助 利四郎 利藏

211

檢断衆

川田郡白石町

儀藏

喜治

右兩人写曆用紙方差配人二被召仕

度候事

小原村

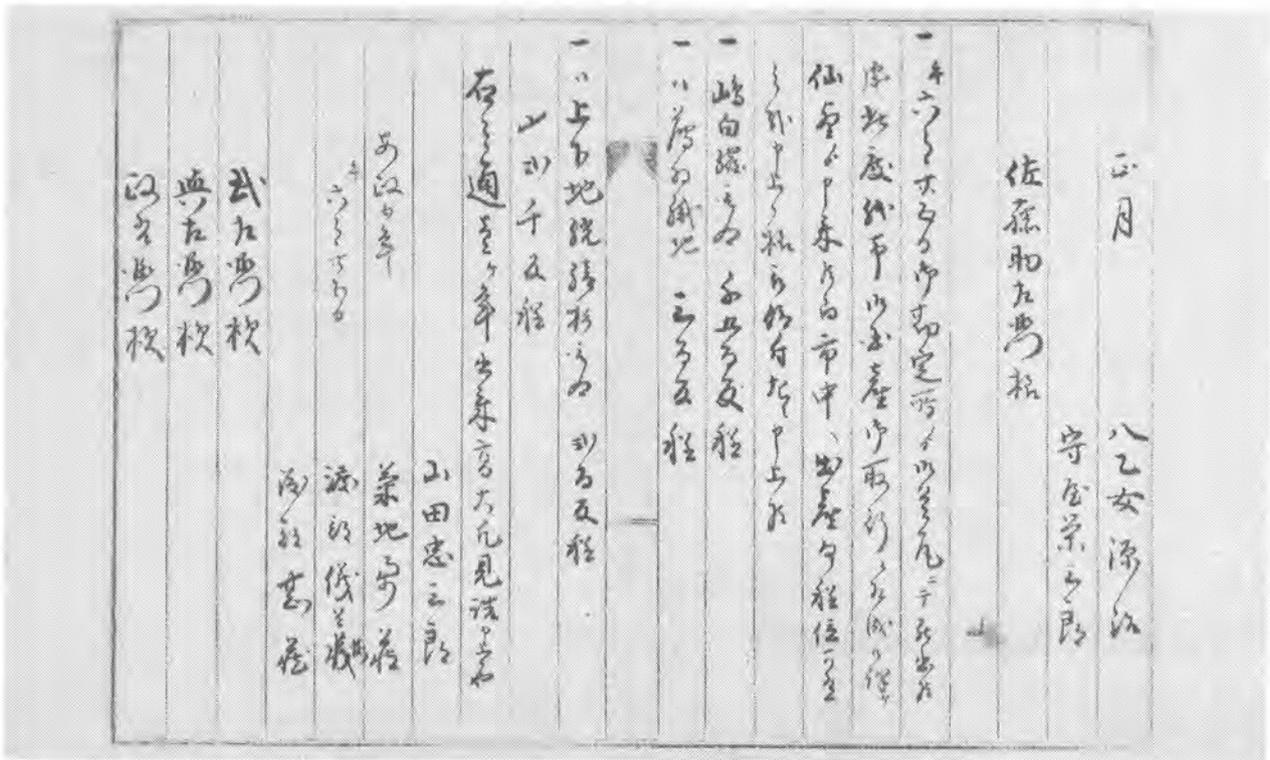
五郎右衛門

右同人写曆用紙漉人主立被召仕

度候事

同村

留吉



214

213

正月

八乙女源治

佐藤助左衛門様

守屋栄三郎

一 午六月廿五日御勘定所より御首尾ニテ罷出候

處此度紙布国産御取行ニ相成候譯ケ

仙臺より申来候間市中へ出産何程位可有

之哉申上候様被仰付左ニ申上候

一 嶋白縮取合 千五百反程

一 同薄羽織地 三百反程

一 同上下地統綾杉取合 貳百反程

ノ 貳千反程

右之通壹ケ年出来高大凡見詰申上候也

山田忠三郎

安政五年

菊地勇藏

午六月廿五日

渡部儀兵衛

渡部甚藏

武左衛門様

與左衛門様

政右衛門様

安政五^乙十九月七日

屋形様慶邦公 丁白子御寫

片倉小十郎

其方儀誠実之勤方ニ有之殊ニ近来無
類之用多之處出精相勤大義之至ニ有之
且數十年白石之城主茂致居在所取扱
茂宜敷趣致見聞彼是深く令満足依
之指料刀脇指遣候猶又其方家筋之
義者別段之義ト申同列之内ニ而年老の
儀も有之旁乍大義當節之朝勢ヲ深く

斗リ國家永久之處ヲ以幾久敷當職

為勤補佐致候様深く存候

右之通於 御座之間御懸之上意之上

被遊御拝領候事

右御刀 来國光 價金貳百枚

御脇指 盛重

以上

此度御墨印頂戴仕度願左ニ立紙願
拙者儀先年より御用立主立被仰付相勤

217

一 安政五戊午九月七日

屋形様慶邦公御自書拜写

片倉小十郎

其方儀誠実之勤方ニ有之殊ニ近来無
類之用多之處出精相勤大義之至ニ有之
且數十年白石之城主茂致居在所取扱
茂宜敷趣致見聞彼是深く令満足依
之指料刀脇指遣候猶又其方家筋之
義者別段之義ト申同列之内ニ而年老の
儀も有之旁乍大義當節之朝勢ヲ深く

斗リ國家永久之處ヲ以幾久敷當職

為勤補佐致候様深く存候

右之通於 御座之間御懸之上意之上

被遊御拝領候事

右御刀 来國光 價金貳百枚

御脇指 盛重

以上

一 此度御墨印頂戴仕度願左ニ立紙願

拙者儀先年より御用立主立被仰付相勤

註一 「屋形様慶邦公」伊達家十三代藩主。

218

永五十年御行高式貫百六拾式文之処頂戴罷
 在申候處嘉永五年二月中品々重キ仰立ヲ
 以永々御番外士格二被成下且去年中右同
 断之仰立ヲ以御加恩三百五拾五文之処被下置
 取合式貫五百拾七文之高二頂戴仕重置
 難有仕合二奉存候然ル処尔今
 御墨印頂戴不仕罷在候間何卒頂戴仕候
 様被成下度別紙調書相添乍憚奉願候
 右之趣御家老衆中江宜様被仰上被下置
 度奉存候拙者義御町奉行支配二而永々
 御番外士格當時御用達相勤居御知行
 高前文之通二御座候以上
 渡部甚藏
 安政五年十一月 重判
 佐理右衛門殿
 丹源八殿
 料紙横折江
 口上之覺
 拙者義頂戴之御恩高左二
 覺

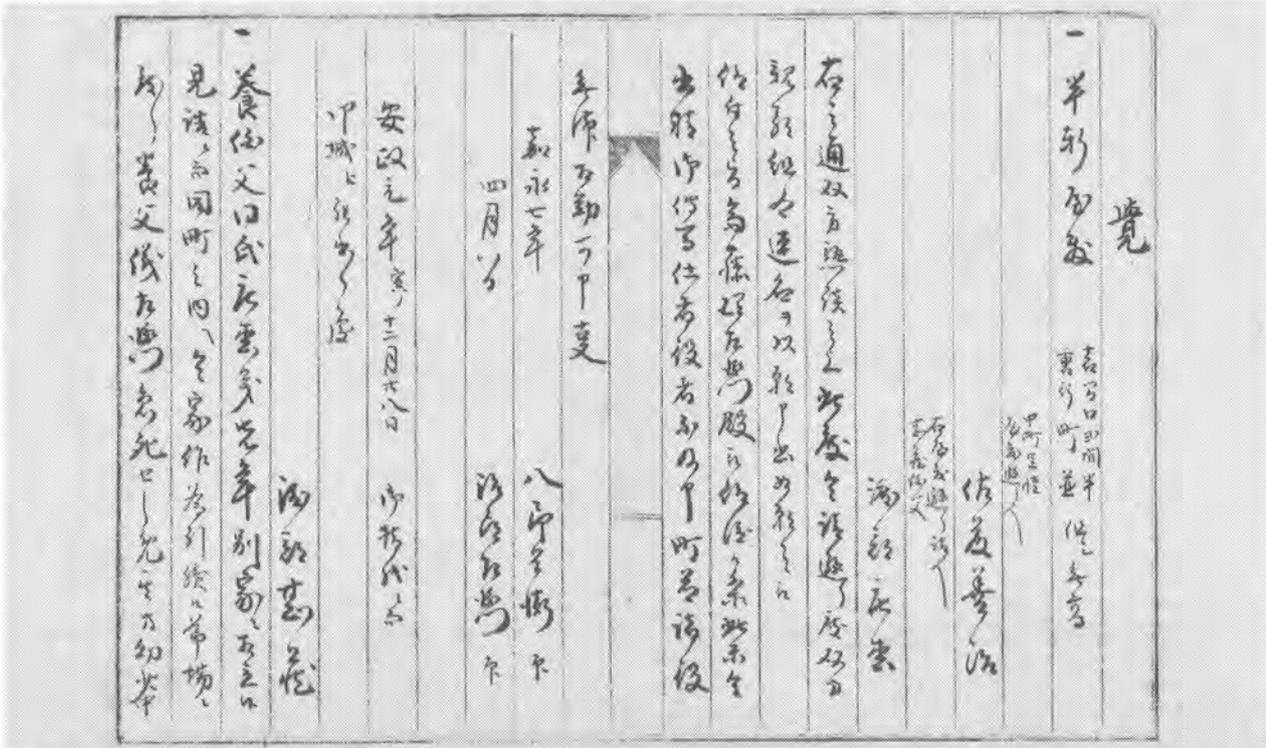
御番外士格當時御用達相勤居御知行
 高前文之通二御座候以上
 渡部甚藏
 安政五年十一月 重判
 佐理右衛門殿
 丹源八殿
 料紙横折江
 口上之覺
 拙者義頂戴之御恩高左二
 覺



222

221

<p>一先年御台所御用達主立被仰付候節 若年二付伯父庄恣義後見被仰付置候處 年并二相成此度同町佐藤善吉抱屋敷 永代遜り相請庄恣義別家足輕人頭二 相立度趣願申出如願之被仰付之旨 齋藤理左衛門殿被仰渡候条其心得可申事 八郎兵衛印 嘉永七年四月八日 治郎左衛門印</p>	<p>中町 渡部甚藏</p>	<p>覺</p>	<p>安政五年十一月 右両通十一月十日理右衛門様江指上申候以上 渡部甚藏印</p>	<p>本郷 郡山村 御足目</p>	<p>一三百六拾五文 一貳拾五文 一貳貫百貳拾七文 合二貫五百拾七文 右之通二御座候以上</p>
--	--------------------	----------	---	---------------------------	--



224

223

一 半軒屋敷 表間口式間半 裏行町並 但シ無高

中町足輕 屋敷通り人
佐藤善治
右屋敷通り請人 甚藏伯父

渡部庄太

右之通双方熟談之上此度令請遜り度双方親類組合連名ヲ以願申出如願之被仰付之旨斎藤理左衛門殿被仰渡候条此未令出精御傳馬仕者役者不及申町郷諸役

無滞相勤可申事

嘉永七年 八郎兵衛印

四月八日 治郎左衛門印

安政元年寅ノ十二月廿八日 御指紙二而
御城江罷出候處

渡部甚藏

一 養伯父同氏庄忝義先年別家二相立候見詰ニ而同町之内へ令家作為引續候節場二致養父儀左衛門急死セシ免其方幼少中



二付後見御台所御用達主立共二被 仰付候
 處御用達方ハ勿論家事之義迄厚ク

令せ話取立年并ニ相成候ニ付先般別

屋敷江令家作別家ニ相立候趣申出

置猶向々より茂申出深切寄持之事ニ候

依而為 御賞御吸物御酒被下置事

右之通 御城於御用之間ニ平右衛門殿

平馬殿御列座依御月番ニ久左衛門殿被

仰渡之事

安政元年甲寅十二月廿八日

安政三年辰四月廿八日御指紙ニ而罷出候處

渡部甚藏

一今般西洋流ケヘル炮御張立ニ相成候成處右御

入料之端ニ茂被成下度金百五拾五切令

献上將先年仙臺 御屋敷御再營之砌

金三百拾壹切御用上置ヲ御時節柄御物

入多之義勘弁セシ免献上シ其節為

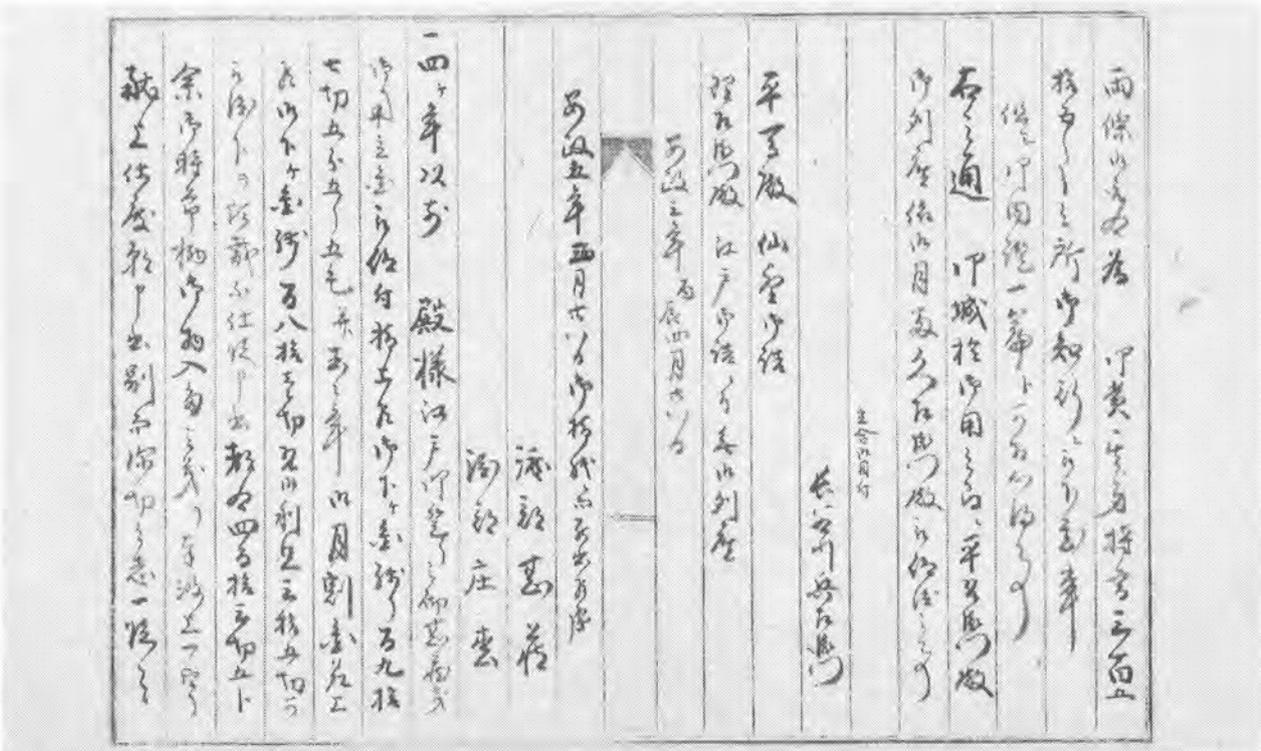
御賞身列并近山ニおゐて御林代跡五千

九百坪被下置候段被仰渡置候處引渡ニ

不相成事ニ相聞得候ニ付右御林被相揚

註

「ケヘル炮」ケベル銃、先込め式の船来洋式銃の中でホビュラーな銃砲。この銃は一六七〇年フランス軍隊で採用され一七七七年制式軍用銃とした。本来ケベルとはオランダ語の小銃と云う言葉であつたが我國では銃の固有名詞となる。旧幕時代最も多く輸入された銃でもある。弾丸は鉛弾で重量(二十六・三〇)慶応元年長崎にてケベル銃一挺五両、短筒銃一挺十八両。



兩條御取合為 御賞其身持高三百五
拾五文之所御知行二被下置事

但シ御内證一篇ト可相心得事

右之通 御城於御用之間二平右衛門殿
御列座依御月番久左衛門殿被仰渡之事

立合御目付

長谷川兵左衛門

平馬殿 仙台御詰

理左衛門殿 江戸御詰ニ付無御列座

安政三年丙辰四月廿八日

安政五年三月廿八日御指紙二而罷出候處

渡部甚藏

渡部庄姿

一四ヶ年以前 殿様江戸御登り之砌甚藏義

御用立金被仰付指上候御下ヶ金残り百九拾

七切五分五厘五毛并去々年御月割金差上

候御下ヶ金残百八拾壹切右御利足三拾五切可

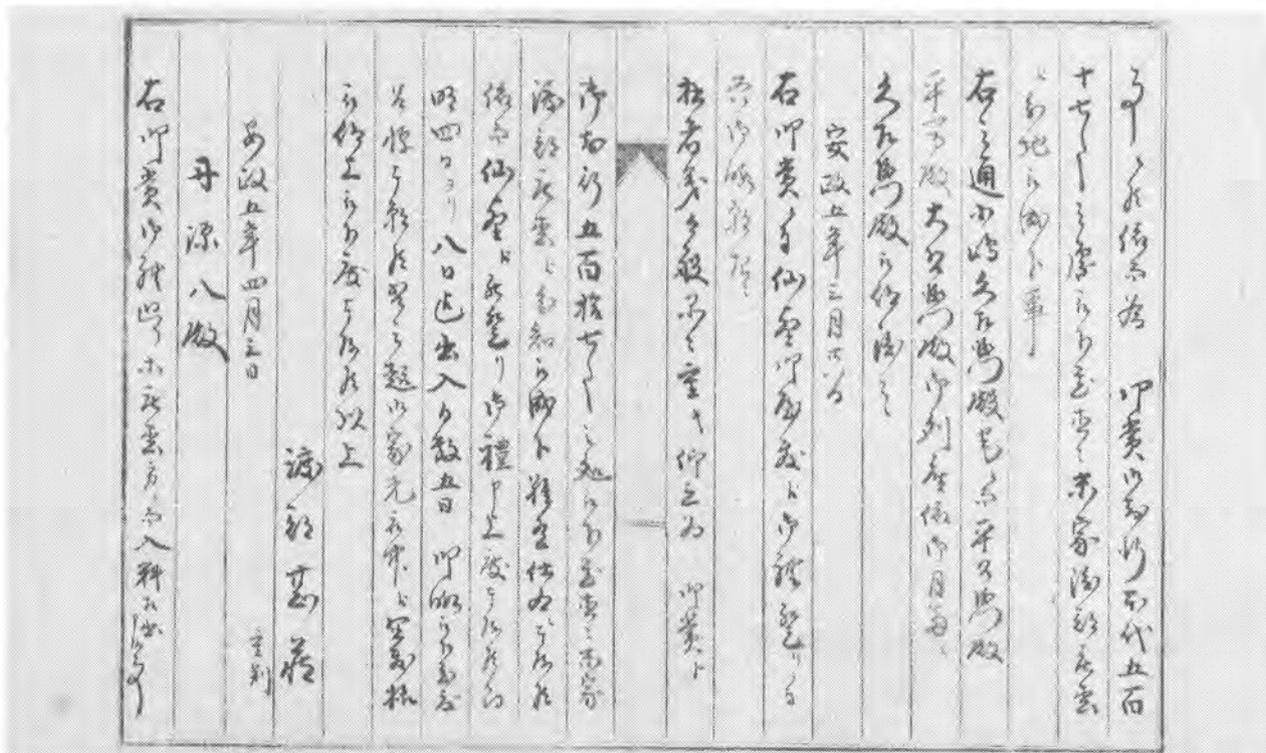
被渡下ヲ頂戴不仕段申出都合四百拾三切五分

余御時節柄御物入多之義ヲ奉汲上一宇

献上仕度願申出別而深切之志一段之

註一 「御下ヶ金」お城(片倉家)からの返済金か。

註二 「御月割金」運上金の一稱。安政四年四月十八日。月々上納の分として、四十四名に対し総額六百六十式切四十四文。他に一ヶ年たびに上納半高つとして三十七名に対し総額九百廿七切三十七文とある。※参考し付表として掲載。



230

229

事二候依而為 御賞御知行本代五百
十七文之處被下置直々末家渡部庄忝
江分地被成下事

右之通小嶋久左衛門殿宅二而平右衛門殿

平馬殿大右衛門殿御列座依御月番二

久左衛門殿被仰渡之

安政五年三月廿八日

右御賞二付仙臺御屋敷江御禮登り二付

右御暇願左二

拙者義今般品々重キ仰立為 御賞ト

御知行五百拾七文之處被下置直々末家

渡部庄忝江分知被成下難有仕合二奉存候

依而仙臺江罷登り御禮申上度奉存候間

明四日ヨリ八日迄出入日数五日御暇被下置度

乍憚奉願候右之趣御家老衆中江宜敷様

被仰上被下度奉存候以上

渡部甚藏

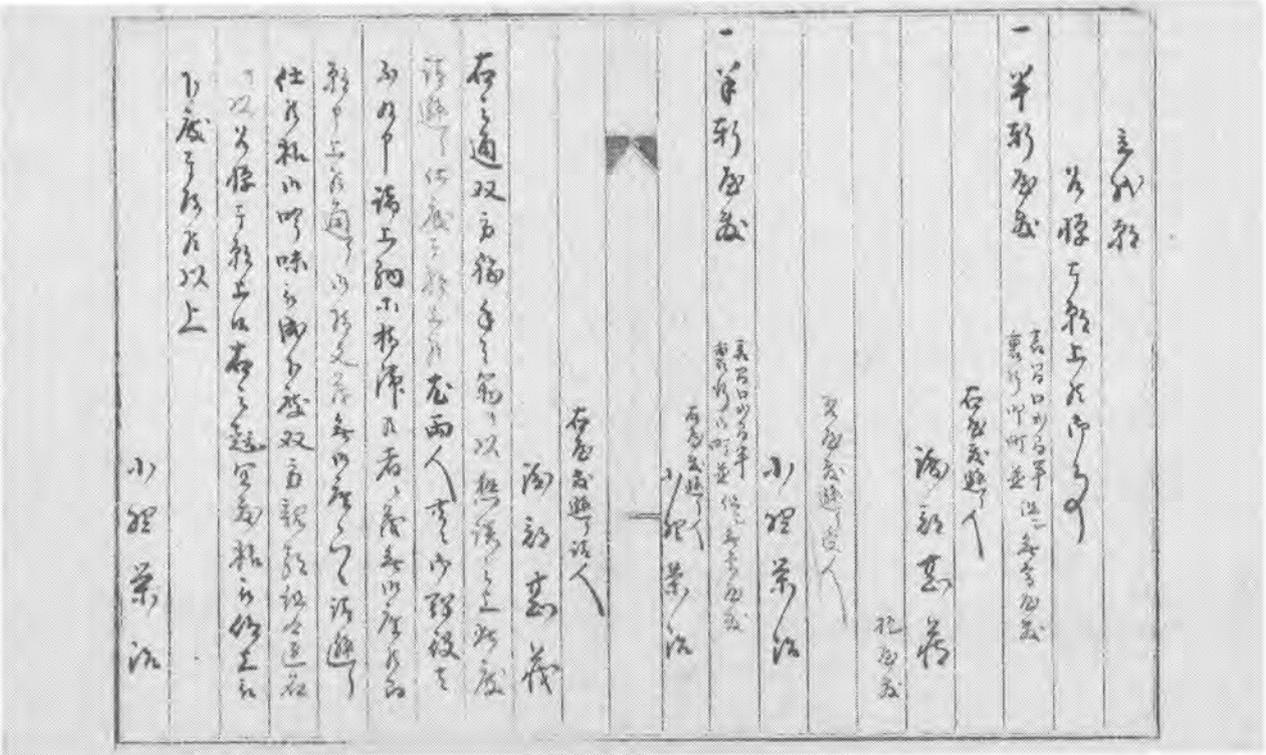
重判

安政五年四月三日

丹源八殿

右御賞御禮廻り等庄忝方二而入料相出申候事

註一 「分知」家臣がその知行を分与する事。幕府や領主より許可された場合のみ可能。



232

231

立紙願

乍憚奉願上候御事

一半軒屋敷

表間口式間半
裏行御町並

但シ無高屋敷

右屋敷遜り人

渡部甚藏

抱屋敷

右屋敷遜り受人

小野栄治

一半軒屋敷

表間口式間半
裏行御町並

但シ無高屋敷

右屋敷遜り人 小野栄治

右屋敷遜り請人

渡部甚藏

右之通双方勝手之筋ヲ以熟談之上此度

請遜り仕度奉願上候尤兩人共々御駅役者

不及申諸上納等指滞候者ニ茂無御座候間

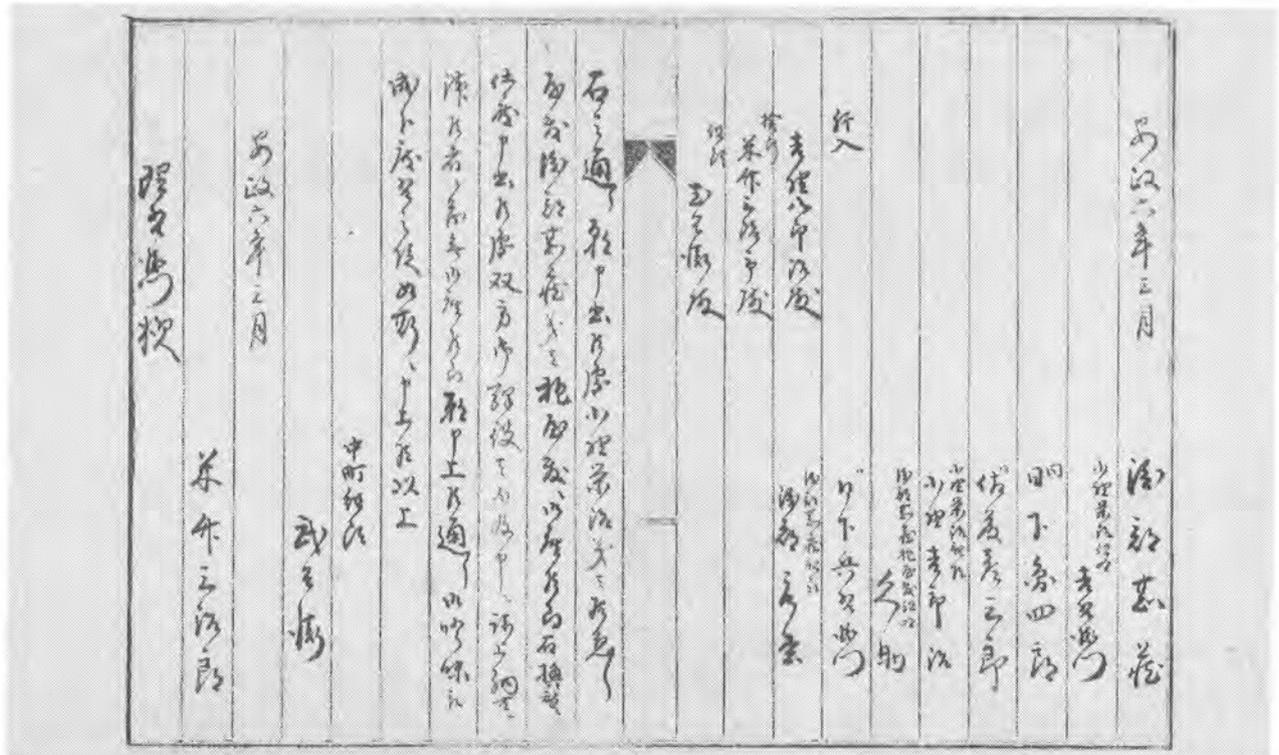
願申上候通り指支茂無御座候ハ、請遜り

仕候様御吟味被成下度双方親類組合連名

ヲ以乍憚奉願上候右之趣宜敷様被仰上被

下度奉存候以上

小野栄治



234

233

安政六年三月

渡部甚藏

小野栄治組合
吉右衛門

同日下圓四郎

同佐藤彦三郎

小野栄治親類

小野吉郎治

渡部甚藏抱屋敷組合

久助

肝入

同日下兵右衛門

渡部甚藏親類

渡部庄泰

吉野八郎治殿

換断
米竹三治郎殿

組頭

武兵衛殿

右之通り願申出候處小野栄治義者居懸り

屋敷渡部甚藏義者抱屋敷二御座候間右換替二

仕度申出候處双方御駆役者不及申二諸上納共二

滞候者二茂無御座候間願申上候通り御吟味被

成下度右之段如斯二申上候以上

中町組頭

武兵衛

安政六年三月

米竹三治郎

理右衛門様

源 八様

李之助様

前書之通り願申出候間如願之被成下度

奉存候以上

丹野李之助

同年同月

佐藤理右衛門

平右衛門殿

久左衛門殿

平馬殿

大右衛門殿

源 八様

李之助様

前書之通り願申出候間如願之被成下度
奉存候以上

丹野李之助

佐藤理右衛門

同年同月

平右衛門殿

久左衛門殿

平馬殿

大右衛門殿

表書願之趣遂吟味候処双方勝手之筋
相聞得候二付如願之被成下候条廣狭無之

大右衛門

同年同月

佐藤理右衛門殿

丹野李之助様

三月廿九日願濟理右衛門様より被仰渡候事

右御禮廻り

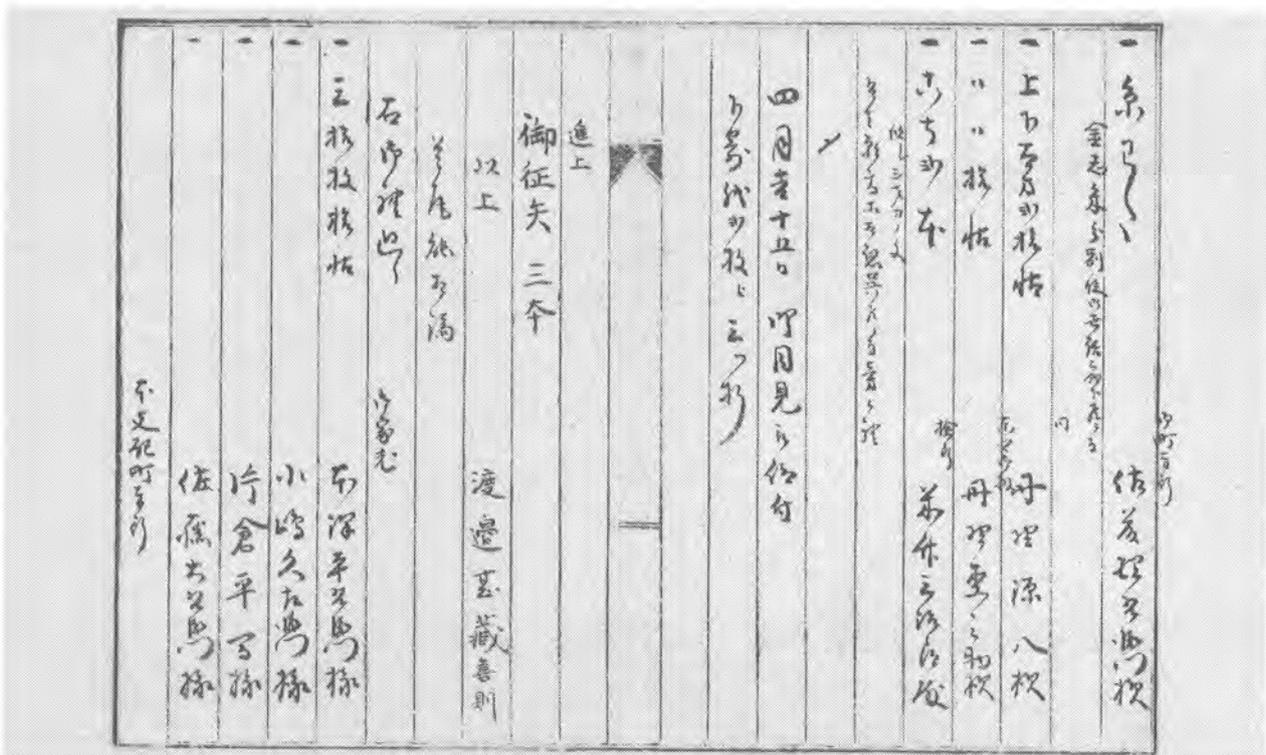
一上下大方式拾帖
佐藤大右衛門様

右御禮廻り

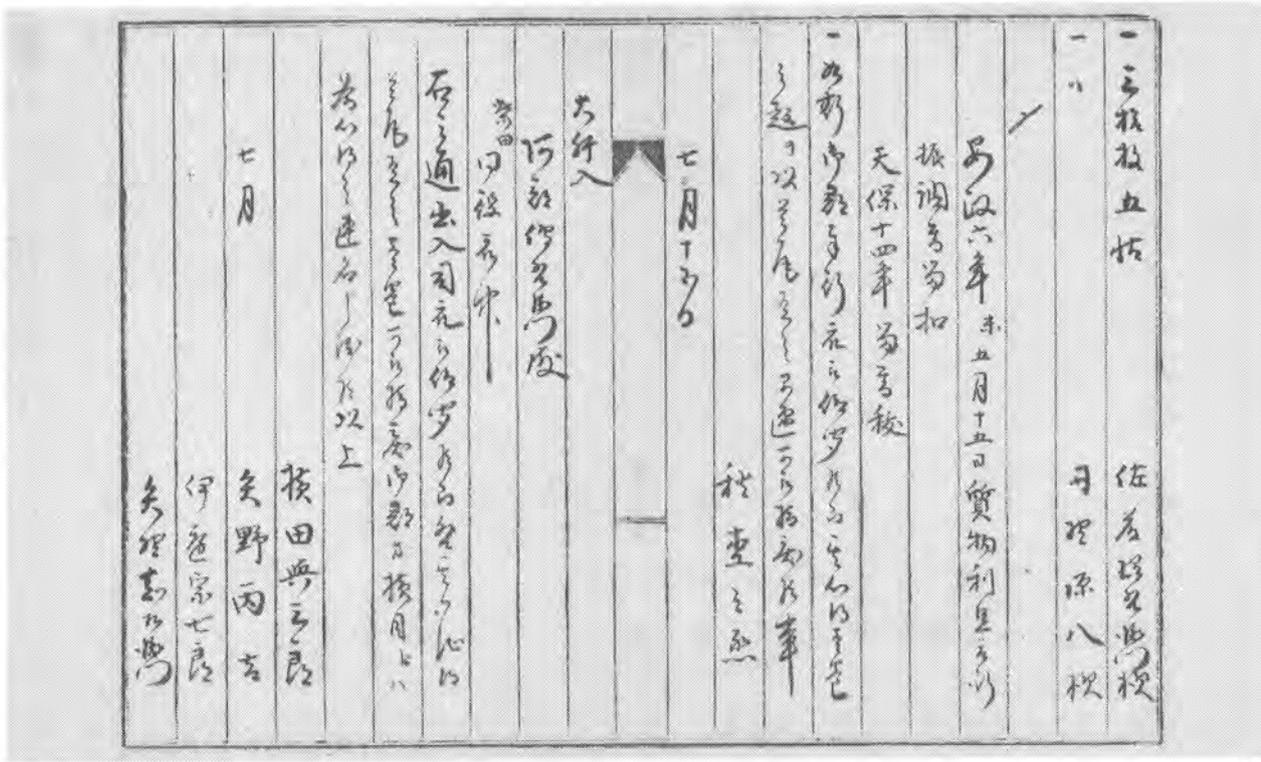
一上下大方式拾帖 御家老 佐藤大右衛門様

チノマ帖ニテ

註一「チノマ帖」不詳。



- 一系王多 御町奉行 佐藤理右衛門様
- 金志未分別段御世話被成下候二付
- 一上下大方式拾帖 同 丹野源八様
- 一同 同 拾帖 本御御扱 丹野奎之助様
- 一古ち 式本 検断 米竹三治郎殿
- 但しシオカノ文
右者願書等相認具候二付旁御讀
- 四月吉十五日御目見被仰付
- 下寄紙式枚江三ツ折
- 進上
- 御征矢 三本 渡邊甚藏喜則
- 以上
- 首尾能相濟
- 右御禮廻り 御家老 本澤平右衛門様
- 一三拾枚拾帖 小嶋久左衛門様
- 一 片倉平馬様
- 一 佐藤大右衛門様
- 本支配町奉行

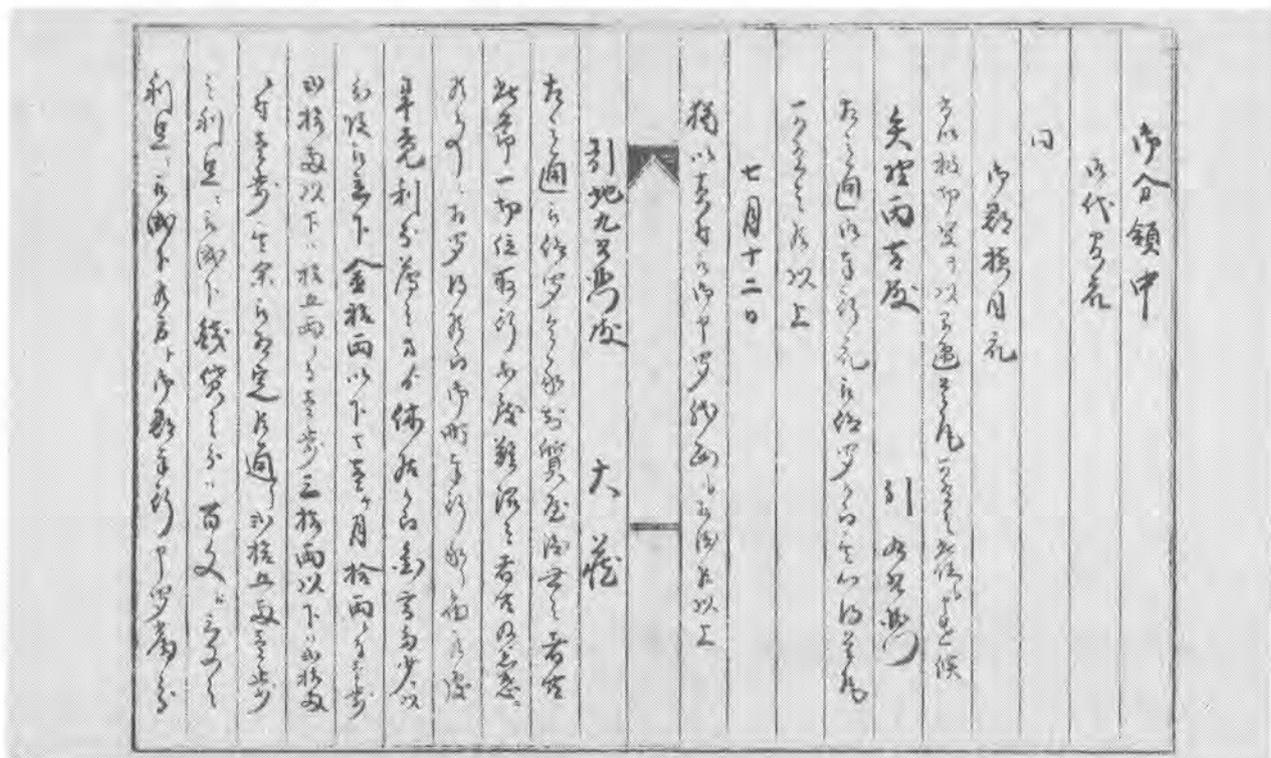


240

大肝入
 阿部傳右衛門殿
 柴田 同役衆中
 右之通出入司衆被仰聞候間右其心得
 首尾有之卷巻可被指戻御郡方横目江ハ
 為心得之連名申渡候以上
 七月
 横田與三郎
 矢野丙吉
 伊庭宗七郎
 矢野甚左衛門

239

一三拾枚五帖
 佐藤理右衛門様
 一同
 丹野源八様
 安政六年未五月十五日質物利足取行
 振調書留扣
 天保十四年留書拔
 一如斯御郡奉行衆被仰聞候間其心得卷巻
 之趣ヲ以首尾有之早速可被指戻候事
 七月十五日
 秋 空之丞



242

241

御分領中

御代官衆

同

御郡横目衆

尚以扱切写ヲ以早速首尾可有之此段も申遣候

矢野丙吉殿 引 九右衛門

左之通御奉行衆被仰聞候間其心得首尾

可有之候以上

七月十二日

猶以書付被御申聞紙面も相渡候以上

引地九右衛門殿 大藏

左之通被仰聞令承知質屋渡世之者共

此節一切位取行不致難決之者共及迷惑二

候事二相聞得候間御町奉行承り届候處

畢竟利分薄之方より休居候間金高多少ヲ以

分段被立下金拾兩以下者壹ヶ月拾兩二付壹歩

式拾兩以下ハ拾五兩二付壹歩三拾兩以下ハ式拾兩

二付壹歩其余被相定候通り式拾五兩壹歩

之利足二被成下錢貸之分八百文江三文之

利足二被成下候方ト御郡奉行申聞當分

註1 「御分領」いくつかに分けて領すること、又は其の領地。

註2 「御郡横目」郡奉行の配下で農村支配の任にあたる役職。

質物二限り吟味之通り無異儀申渡候質物之義ハ金通共品違貧窮之者共取行

無之候而者甚難義之趣ニ相聞得候間此節柄ニ対シ當分右之通り令吟味候事ニ候間其心得首尾可有之候以上

七月十一日

猶以是迫之分是迫之通りヲ以致取行

此以後之分ハ本文之通致取行候様可被

申渡此段茂申渡候以上

外二

御城下ニ而質貸金高二寄利足分段被相立

取引可仕との御触出シ罷成候風唱ニ付伺申上

御順々御達御紙面略ス

天保十四年留書拔

一在々質屋渡世之者共此節一切位取行不致

難決之者共及迷惑ニ候事ニ相聞得候ニ付金高

多少ヲ以分段被立下金拾両以下ハ卷ケ月

拾両ニ付卷歩式拾両以下ハ拾五両ニ付卷歩

三拾両以下ハ式拾両ニ付卷歩其餘者被相立

質物、吟味、通り、無異儀、申渡候、質物之義ハ、金通共品違貧窮之者共取行

無之候而者甚難義之趣ニ相聞得候間此節柄ニ対シ當分右之通り令吟味候事ニ候間其心得首尾可有之候以上

七月十一日

猶以是迫之分是迫之通りヲ以致取行

此以後之分ハ本文之通致取行候様可被

申渡此段茂申渡候以上

御城下ニ而質貸金高二寄利足分段被相立

取引可仕との御触出シ罷成候風唱ニ付伺申上

御順々御達御紙面略ス

天保十四年留書拔

一在々質屋渡世之者共此節一切位取行不致

難決之者共及迷惑ニ候事ニ相聞得候ニ付金高

多少ヲ以分段被立下金拾両以下ハ卷ケ月

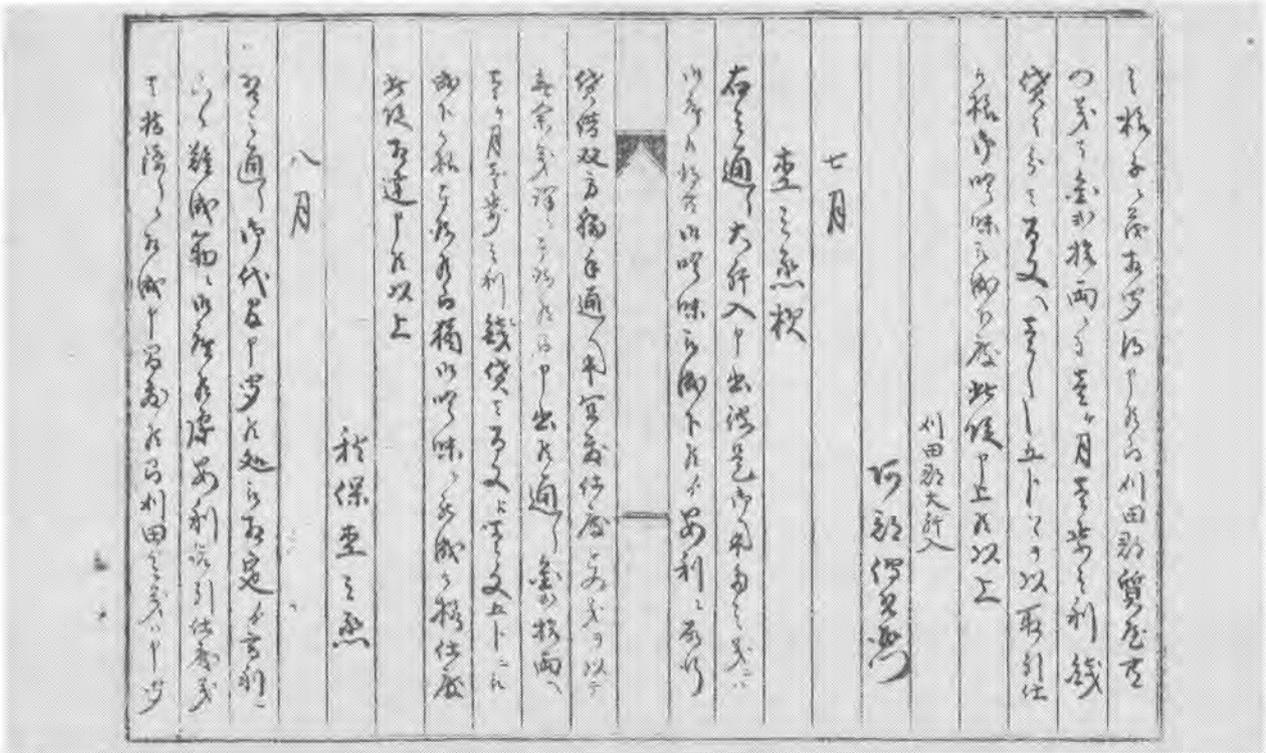
拾両ニ付卷歩式拾両以下ハ拾五両ニ付卷歩

三拾両以下ハ式拾両ニ付卷歩其餘者被相立



候通り式拾五両壹歩之利足ニ被成下錢貸シ
 之分八百文江三文之利足ニ當分質物二限り
 右之通り被成下候段被仰渡承知仕早速首
 尾仕候處金高多少ヲ以前書之通り被成下
 候而者餘り高利ニ有之質物之義者先以貧
 窮之者聊之金代取行仕候義ニ御座候間
 是迄之通り金貳拾兩ニ付壹歩之利足ニ被成下
 錢貸之分茂同様百文へ壹文五分ニ被成下度
 品々刈田郡肝入檢断等直々口上ヲ以申聞候間
 同郡質屋共猶又為承り届候處右様被成下

候ハ、却而通用も宜敷取引可仕候間此度
 被相定以前之通り壹ヶ月金貳拾兩江壹歩
 錢百文ニ付壹文五分ニ被成下度是以直々口上
 ヲ以申聞候間吟味仕候處質物取行之義
 一統被仰渡候義ニ而刈田ニ限り彼是ト申上候
 義奉恐入候得共質物之義者御郡之義ニ仕
 候而者聊之金錢取引ニ御座候處此度被仰
 渡候通りヲ以取行仕候義ニ而ハ貧窮之者共
 弥々指迫り候様子ニ茂相見得且右様高利ニ
 被成下候得者却而不通用借入不足難義



248

247

之様子ニ茂相聞得申候間川田郡質屋共
 の義者金貳拾兩ニ付壹ヶ月壹歩之利錢
 貸之分者百文へ壹文五分ツ、ヲ以取引仕
 候様御吟味被成下度此段申上候以上
 川田郡大肝入
 阿部傳右衛門

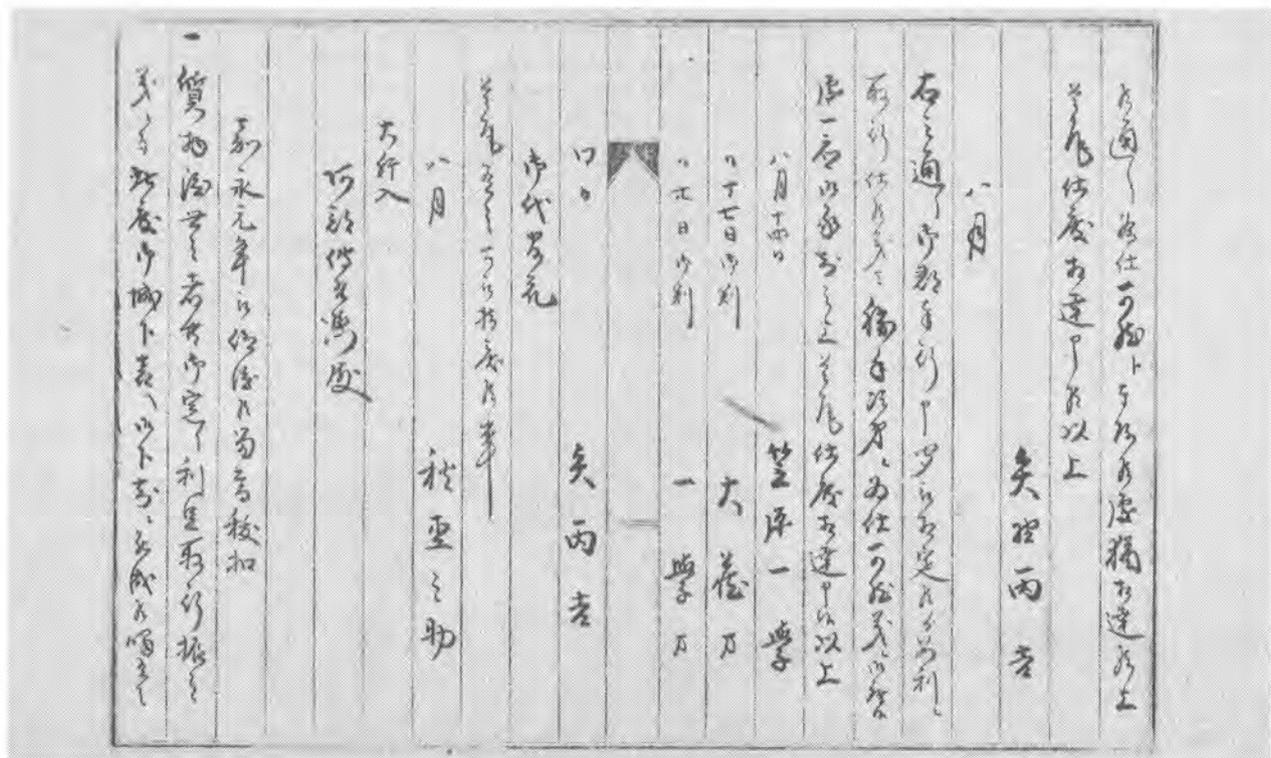
七月
 李之丞様

右之通り大肝入申出彼是御用多之義ニハ
 御座候得共御吟味被成下候より安利ニ取行

貸借双方勝手通用宜敷仕度との義ヲ以テ
 無余義譯ニ奉存候間申出候通り金貳拾兩へ
 壹ヶ月壹歩之利錢貸者百文江壹文五分ニ被
 成下候様奉存候間猶御吟味ニ罷成候様仕度
 此段相達申候以上
 秋保李之丞

八月

右之通り御代官申聞候處被相定より高利ニ
 下候難成筋ニ御座候處安利取引仕度義
 者指障リニ相成申聞敷候間川田之義ハ申聞



候通り為仕可然ト奉存候處猶相達候上
首尾仕度相達申候以上

八月

矢野丙吉

右之通り御郡奉行申聞被相定候より安利二

取行仕候義者勝手次第第二為仕可然義二御座候

處一応御承知之上首尾仕度相達申候以上

八月十四日

笠原一学

同 十七日御判

大藏方

同 廿日御判

一学方

同同

矢 丙吉

御代官衆

首尾有之可被指戻候事

八月

秋 李之助

大肝入

阿部傅右衛門殿

嘉永元年被仰渡候留書被扣

一質物渡世之者共御定り利足取行振之

義二付此度御城下表へ御下知二罷成候唱有之



252

251

御郡江者被仰渡相見得不申候二付別紙の
 通り音兵衛儀同上候義二御座候處唱ヲ以伺
 上候との義も如何二候間御城下表へ取合可
 申上由被仰渡承知仕長右衛門手前ヨリ川
 原町検断鹿野新四郎方江取合申候處質
 物貸方之義當分都テ拾五両壹歩之利足
 金高五拾両以上貸渡候分ハ式拾五両壹歩之
 利足ヲ以取行仕候様別紙之通り御觸
 流二罷成候段申聞候間相添同上申候先二
 申上候趣江御取合御吟味被仰渡候様被成下

度此段申上候以上

名取北方大肝入
 佐藤長右衛門

嘉永元年六月

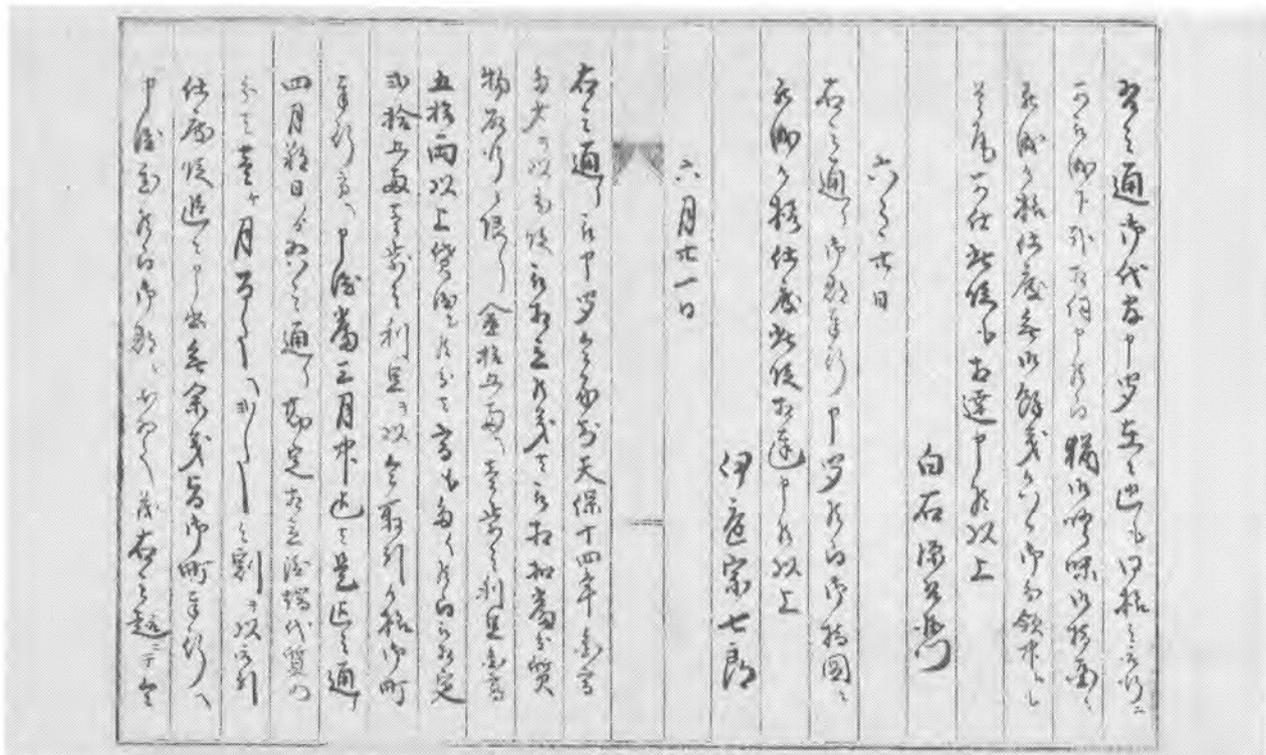
同南方同
 小野音兵衛

勘左衛門様

右之通名取り南北大肝入共追々共同申
 出候処在々逆も同様御吟味可被成下候哉
 御吟味御指図被成下候様仕度此段相違申候以上

桜田勘左衛門

六月十六日



254

253

右之通御代官申聞在々迎も同様之取行二

可被成下哉相伺申候間猶御吟味御指図二

罷成候様仕度無御余義候ハ、御分領中江も

首尾可仕此段も相達申候以上

白石源右衛門

六月廿日

右之通り御郡奉行申聞候間御指図二

罷成候様仕度此段相達申候以上

伊庭宗七郎

六月廿一日

右之通り被申聞令承知天保十四年金高

多少ヲ以分段被相立候義者被相扣當分質

物取行二限り金拾五兩へ壹歩之利足金高

五拾兩以上貸渡シ候分者高も多ク候間被相定

式拾五兩壹歩之利足ヲ以令取引候様御町

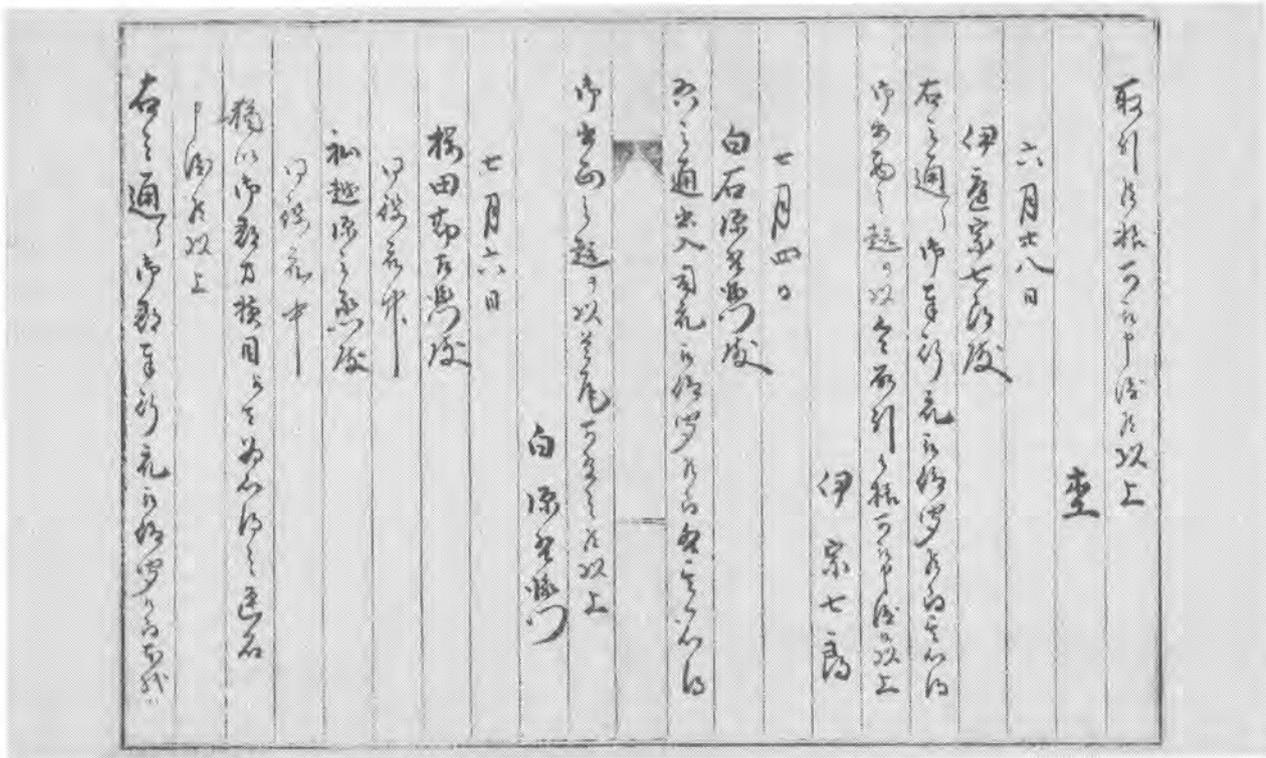
奉行方へ申渡當三月中迄者是迄之通り

四月朔日より右之通勘定相立渡端代質の

分者壹ヶ月百文へ式文之割ヲ以取引

仕度段追々申出無余義旨御町奉行へ

申渡置候間御郡ニおゐて茂右之趣ニテ令



256

右之通り御郡奉行衆被仰聞候間本紙ハ
申渡候以上

猶以御郡方横目江者為心得之連名

同役衆中

船越源之丞殿

同役衆中

桜田勘左衛門殿

同役衆中

七月六日

白石源右衛門

御書面之趣ヲ以首尾可有之候以上

255

取引候様可被申渡候以上

空

六月廿八日

伊庭宗七郎殿

右之通り御奉行衆被仰聞候間其心得

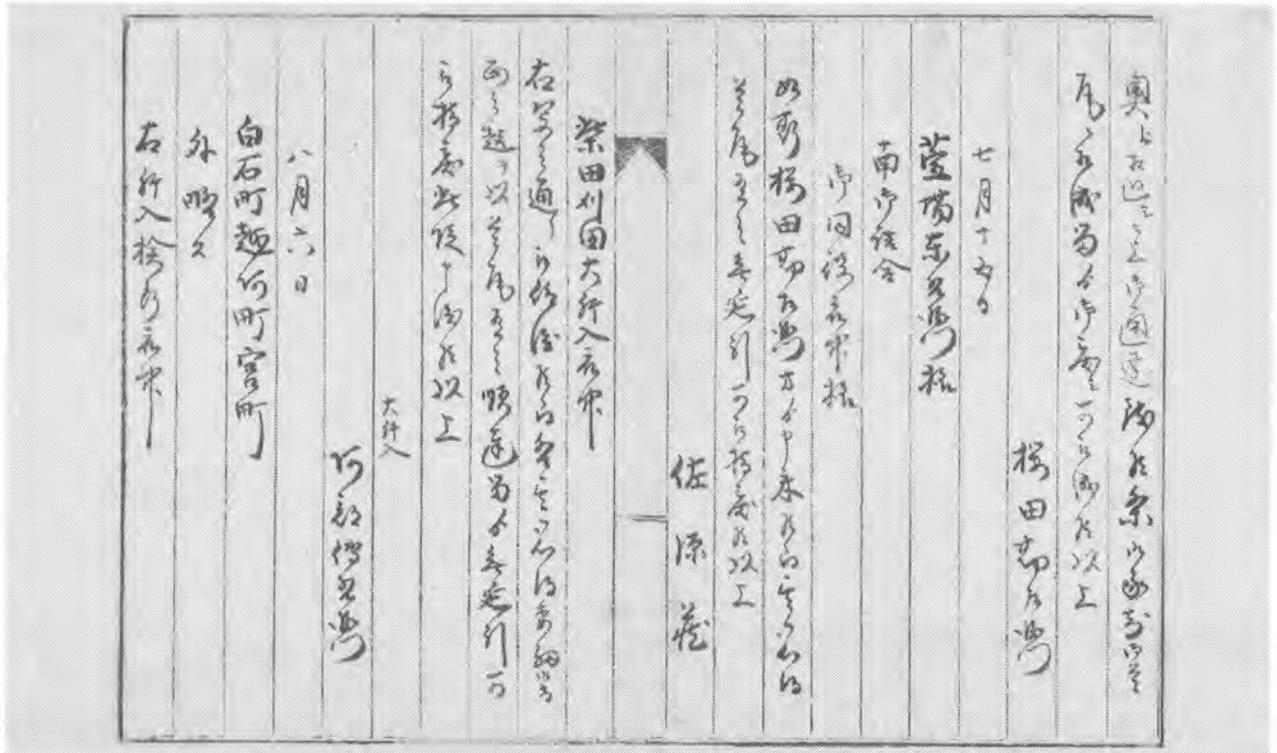
御書面之趣ヲ以令取引候様可被申渡候以上

伊庭宗七郎

七月四日

白石源右衛門殿

右之通出入司衆被仰聞候間右其御心得



258

257

奥江相廻シ候上御通達致候条御承知御首
尾二相成留より御戻シ可被成候以上

桜田勘左衛門

七月十五日

萱場東右衛門様

南御詰合

御同役衆中様

如斯桜田勘左衛門方より申来候間其御心得
首尾有之無延引可被指戻候以上

佐 源藏

柴田川田大肝入衆中

右写之通り被仰渡候間右其御心得委細御書
面之趣ヲ以首尾有之順達留より無延引可
被指戻此段申渡候以上

大肝入

阿部傳右衛門

八月六日

白石町越河町宮所

外略ス

右肝入検断衆中

八月六日
白石町越河町宮町
外略ス
右肝入検断衆中

此度願申上候写

一 移者共質屋渡世御免之者共二御座候處
 質物取引之義天保十四年之度分限ヲ以取
 引振之義金拾兩以下金拾兩へ壹歩式拾兩
 以下者拾五兩江壹歩三拾兩以下ハ式拾兩へ壹
 歩其餘者被相定候通り式拾五兩江壹歩之
 利足二被成下錢貸之分八百文江三文之利足
 當分質物二限り右之通り被成下候段被
 仰渡候處當御郡之義者先年より式拾兩へ壹
 歩之利足錢貸之儀者百文へ壹文五分二被
 成下取引罷在申候處被仰渡候通り分段金
 拾兩へ壹歩之利足二而取引仕候様被仰渡候
 得者在々之義ハ金高多之質物者無之先二より
 取引仕候ヨリ高利二相成質物置主迷惑ニ
 相及申候而不通用二茂可罷成ト奉存於
 當御郡二者式拾兩江壹歩錢百文江壹文五分二
 取引被成下度段申上候處被仰渡候ヨリ安利二
 取引仕候義勝手次第二可為仕御下知被仰
 渡奉畏候金式拾兩へ壹歩錢百文二付壹文
 五分ヲ以取引罷在申候其後嘉永元年

此度願申上候写

一 拙者共質屋渡世御免之者共二御座候處
 質物取引之義天保十四年之度分限ヲ以取
 引振之義金拾兩以下金拾兩へ壹歩式拾兩
 以下者拾五兩江壹歩三拾兩以下ハ式拾兩へ壹
 歩其餘者被相定候通り式拾五兩江壹歩之
 利足二被成下錢貸之分八百文江三文之利足
 當分質物二限り右之通り被成下候段被
 仰渡候處當御郡之義者先年より式拾兩へ壹
 歩之利足錢貸之儀者百文へ壹文五分二被
 成下取引罷在申候處被仰渡候通り分段金
 拾兩へ壹歩之利足二而取引仕候様被仰渡候
 得者在々之義ハ金高多之質物者無之先二より
 取引仕候ヨリ高利二相成質物置主迷惑ニ
 相及申候而不通用二茂可罷成ト奉存於
 當御郡二者式拾兩江壹歩錢百文江壹文五分二
 取引被成下度段申上候處被仰渡候ヨリ安利二
 取引仕候義勝手次第二可為仕御下知被仰
 渡奉畏候金式拾兩へ壹歩錢百文二付壹文
 五分ヲ以取引罷在申候其後嘉永元年

涉觸出シ二罷成候御趣意之義天保十四年
 金高多少分段被相定候義者被相扣當分質
 物取引二限り拾五兩江壹歩之利足金高
 五拾兩以上貸渡候分者高茂多く候間式拾五兩
 江壹歩錢百文ハ式文之利足ヲ以取引仕候様
 被仰渡候處拙者共取引之義前書ニ申上候通り
 天保十四年之度伺之上式拾兩へ壹歩錢百文へ
 壹文五分之利足付ヲ以當時迄取引罷在申候
 處此御時節柄世上一統不景氣ニ而質物置主
 多ニ而請人不足金錢不融通ニ罷成金繰相出
 兼質物渡世難決仕取續兼只今迄之通り
 貸續キ渡世可仕様無御座候間前書之通嘉
 永元年之御触出之御趣意通り此度ヨリ
 金拾五兩へ壹歩錢百文江式文之利足ヲ以
 取引仕候様被成下度奉存候依而天保十四年
 御触出シ之写并嘉永元年御触出シ之写相
 添此段申上候宜被仰上被下度奉存候以上
 川田郡白石町
 質屋 儀藏
 佐 士口

御触出シ二罷成候御趣意之義天保十四年
 金高多少分段被相定候義者被相扣當分質
 物取引二限り拾五兩江壹歩之利足金高

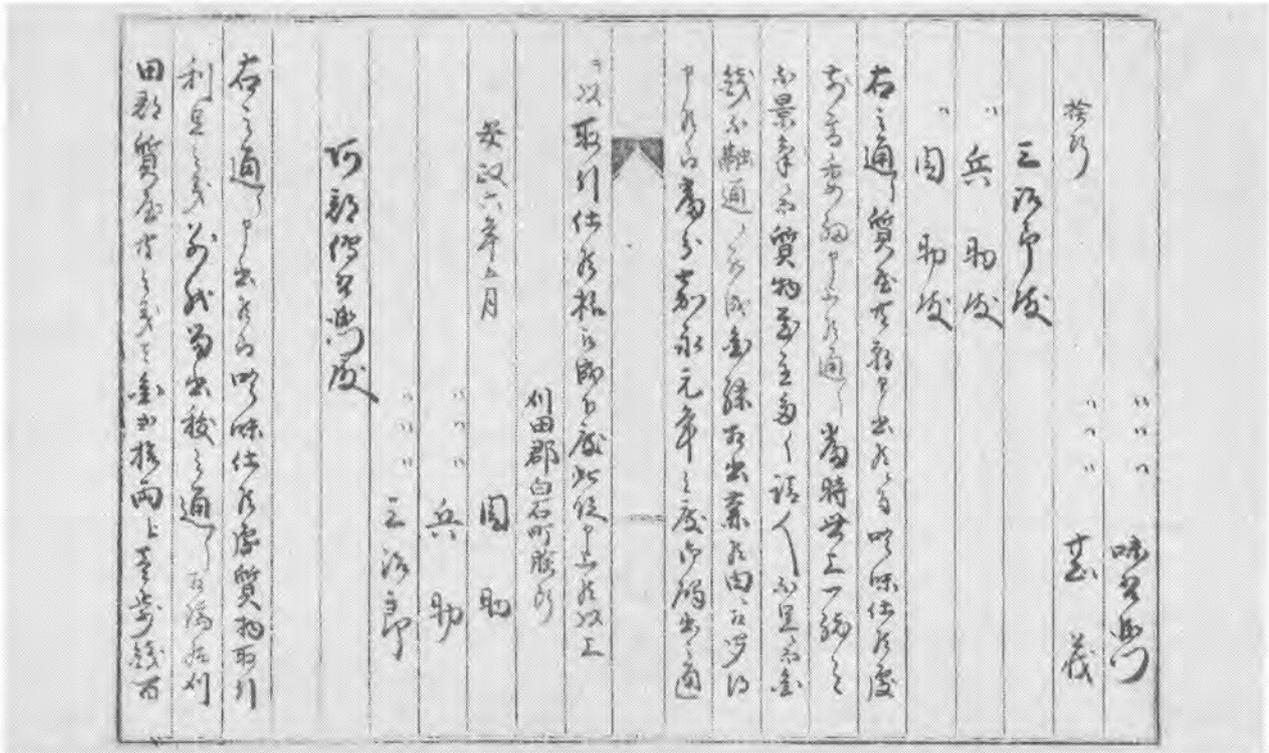
五拾兩以上貸渡候分者高茂多く候間式拾五兩
 江壹歩錢百文ハ式文之利足ヲ以取引仕候様
 被仰渡候處拙者共取引之義前書ニ申上候通り
 天保十四年之度伺之上式拾兩へ壹歩錢百文へ
 壹文五分之利足付ヲ以當時迄取引罷在申候
 處此御時節柄世上一統不景氣ニ而質物置主
 多ニ而請人不足金錢不融通ニ罷成金繰相出

兼質物渡世難決仕取續兼只今迄之通り
 貸續キ渡世可仕様無御座候間前書之通嘉
 永元年之御触出之御趣意通り此度ヨリ
 金拾五兩へ壹歩錢百文江式文之利足ヲ以
 取引仕候様被成下度奉存候依而天保十四年
 御触出シ之写并嘉永元年御触出シ之写相
 添此段申上候宜被仰上被下度奉存候以上

川田郡白石町

質屋 儀藏

安政六年五月 同 同 同 佐吉



264

263

同 同 同 味右衛門
同 同 同 甚藏

三治郎殿

同兵助殿

同周助殿

右之通り質屋共願申出候二付吟味仕候處
前書委細申上候通り當時世上一統之
不景氣二而質物置主多く請人不足二而金
錢不融通二罷成金繰相出兼候由二相聞得
申候間當分嘉永元年之度御触出之通

ヲ以取引仕候様被成下度此段申上候以上

川田郡白石町検断

安政六年五月

周助

同 同 兵助

同 同 三治郎

阿部傳右衛門殿

右之通り申出候間吟味仕候處質物取引

利足之義別紙留書拔之通り相済居川

田郡質屋共之義者金貳拾兩江壹歩錢百

文江卷文五分ノ利息ハ當時迄取引為仕置
 候処此節不景氣ニ而金銭不通用置
 人多ク受人不足ニテ金繰相出兼貸方引
 續兼候ニ付嘉永元年被仰渡置候通り
 金拾五兩へ巻歩之利足金高五拾兩以上貸
 渡候分者被相定候通り式拾五兩へ巻歩端代
 質之分者巻ケ月百文江式文之割ヲ以取引
 仕度品々前書申出之趣無余義譯ニ相見得
 申候間同郡外質屋共逆同様之筋ニ御座候間
 同郡質屋共之義此節より前書申出之通り
 取引為仕候外有御座間數ト吟味仕候間右
 之趣御承知被成下度猶書拔指添此段
 申上候以上
 五月十六日
 正左衛門様
 右之通り大肝入申出之趣無余義譯ニ相見得
 候得共一応御吟味之上首尾仕度此段申達
 候以上

266

265

文江卷文五分之利足ニ當時迄取引為仕置
候処此節不景氣ニ而金銭不通用置

人多ク受人不足ニテ金繰相出兼貸方引

續兼候ニ付嘉永元年被仰渡置候通り

金拾五兩へ巻歩之利足金高五拾兩以上貸

渡候分者被相定候通り式拾五兩へ巻歩端代

質之分者巻ケ月百文江式文之割ヲ以取引

仕度品々前書申出之趣無余義譯ニ相見得

申候間同郡外質屋共逆同様之筋ニ御座候間

同郡質屋共之義此節より前書申出之通り

取引為仕候外有御座間數ト吟味仕候間右

之趣御承知被成下度猶書拔指添此段

申上候以上
刈田郡大肝入

阿部傳右衛門

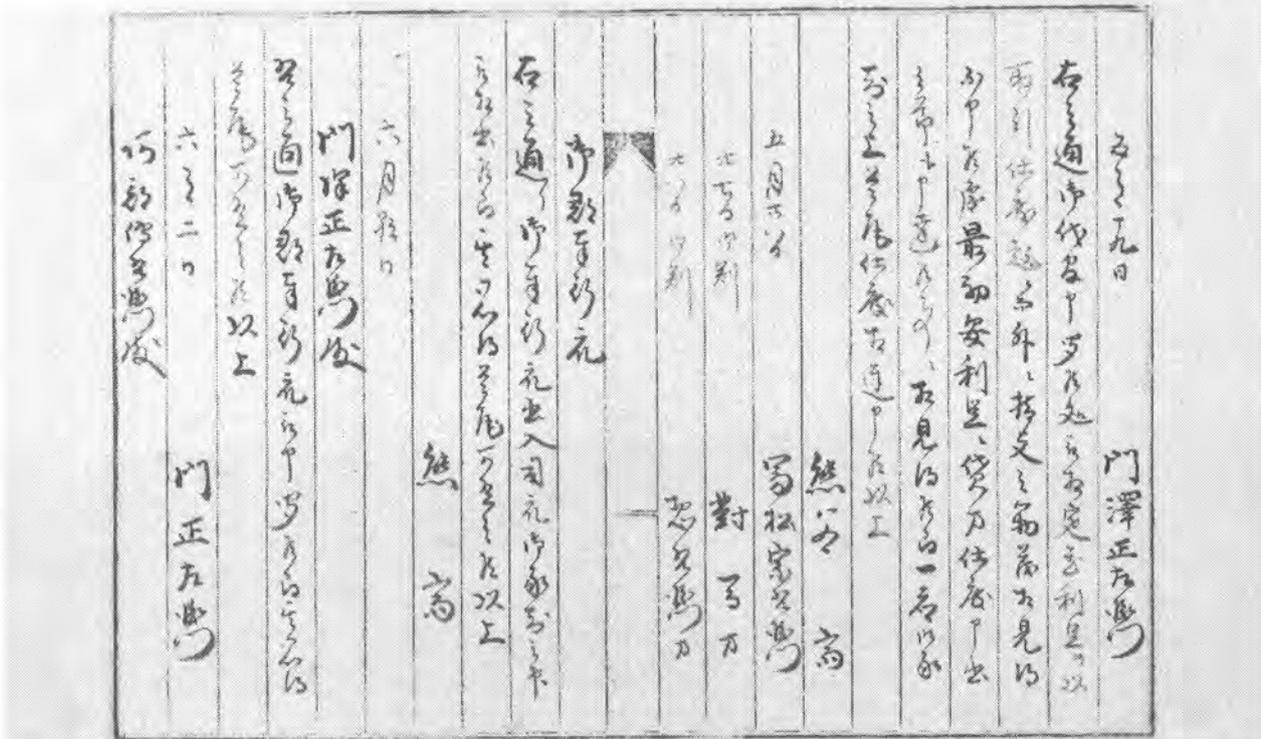
五月十六日

正左衛門様

右之通り大肝入申出之趣無余義譯ニ相見得

候得共一応御吟味之上首尾仕度此段申達

候以上



268

267

五月十九日 門澤正左衛門

右之通御代官申聞候処被相定置利足ヲ以
取引仕度趣ニ而外ニ指支之筋茂相見得
不申候處最初安利足ニ貸方仕度申出
之節も申達候事ニ相見得候間一応御承
知之上首尾仕度相達申候以上

熊谷 齋

五月廿八日 富松宗右衛門

廿七日御判 對 馬方

廿八日御判 惣右衛門方

御郡奉行衆

右之通り御奉行衆出入司衆御承知之印
被相出候間其御心得首尾可有之候以上

熊 齋

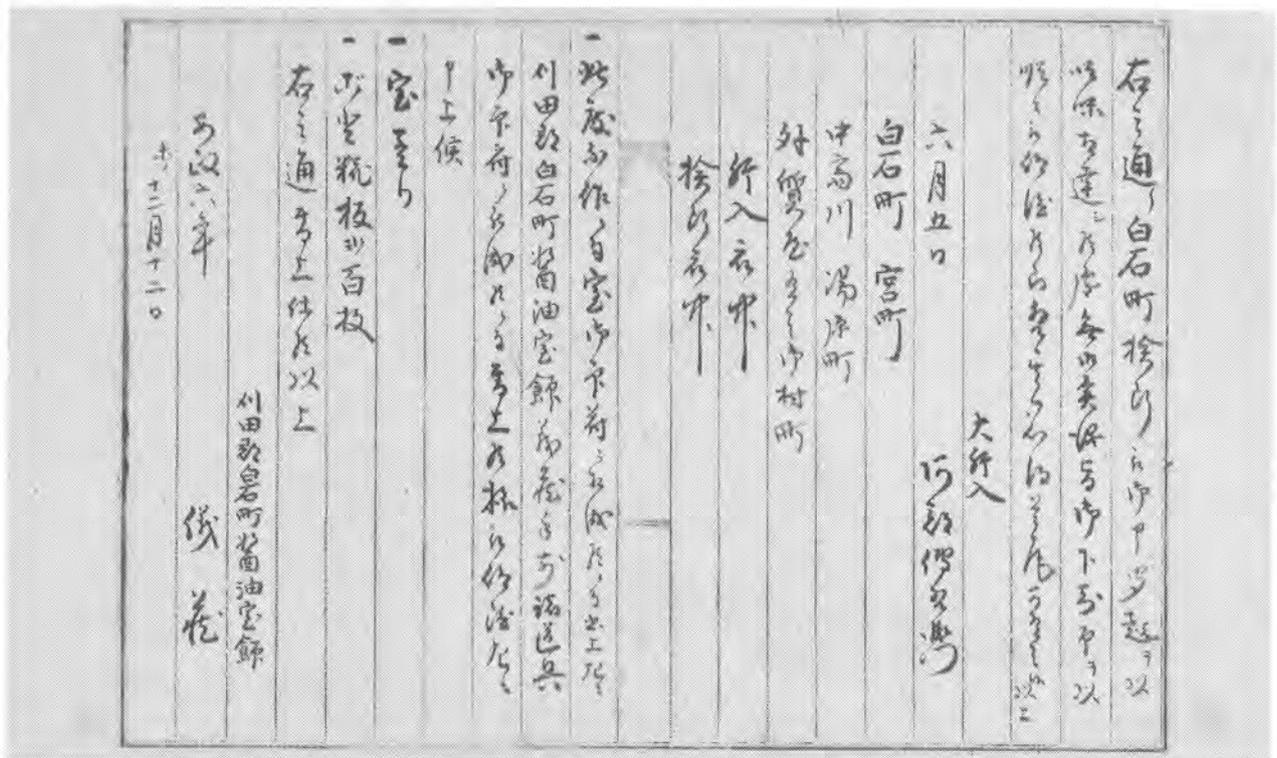
六月朔日

門澤正左衛門殿

右之通御郡奉行衆被申聞候間其御心得
首尾可有之候以上

六月二日 門正左衛門

阿部傳右衛門殿



右之通り白石町検断被御申聞趣ヲ以
吟味相達シ候處無御異儀旨御下知印ヲ以
順々被仰渡候間右其御心得首尾可有之候以上

大肝入

六月五日 阿部傳右衛門

白石町 宮町

中齋川 湯原町

外質屋有之御村町

肝入衆中

検断衆中

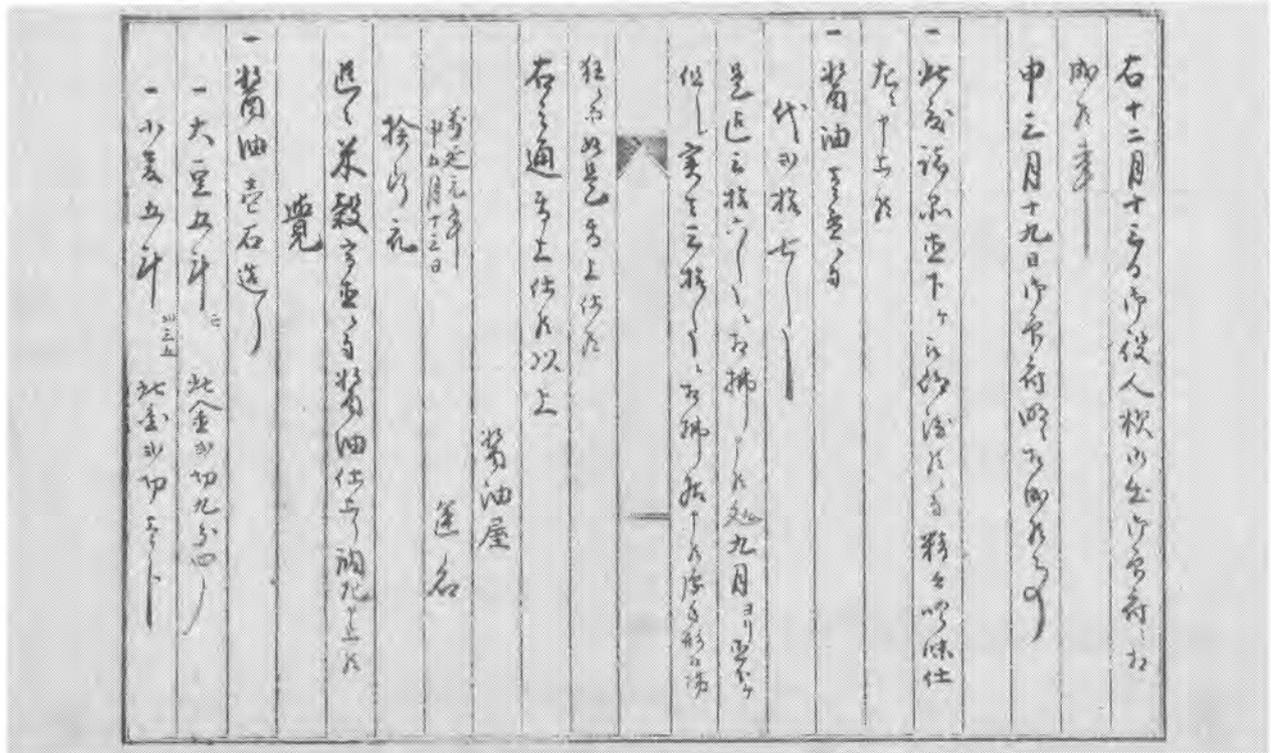
- 一 此度不作二付室^{註1}御印符二相成候二付書上左二
- 川田郡白石町^{註3}醤油室飾義藏手前諸道具
- 御印符二罷成候二付書上候様被仰渡左二
- 申上候
- 一 室^{註4}巻ツ
- 一 番糶板式百枚
- 右之通書上仕候以上

川田郡白石町醤油室飾

安政六年 儀藏

未ノ十二月十二日

註1 「室」醤油麹、味噌麹を造る部屋、むろ。
 註2 「御印符」室等を使用出来ない様に封印すること。
 註3 「醤油室飾」麹室で醤油の麹を造れる職人。
 註4 「番糶板」糶は麹のごとで米や大豆・小麦等を蒸して麹カビを繁殖させたもの。番糶板はお城より製造認可を受けて渡辺家が製造した麹蓋の事。(麹を造る時に使用する長方形で浅い木製の箱。)



272

271

右十二月十三日御役人様御出御印符二相成候事

申三月十九日御印符明二相成候事

一此度諸品直下ケ被仰渡候二付精々吟味仕

左二申上候

一醤油壺盃二付

代式拾七文

是迄三拾六文二相拂申候処九月ヨリ直下ケ

但し実者三拾三文二相拂居申候處手形相場

狂二而如是書上仕候

右之通書上仕候以上

醤油屋

運名

検断衆

追々米穀高直二付醤油仕上リ調左申上候

覺

一醤油壺石造り

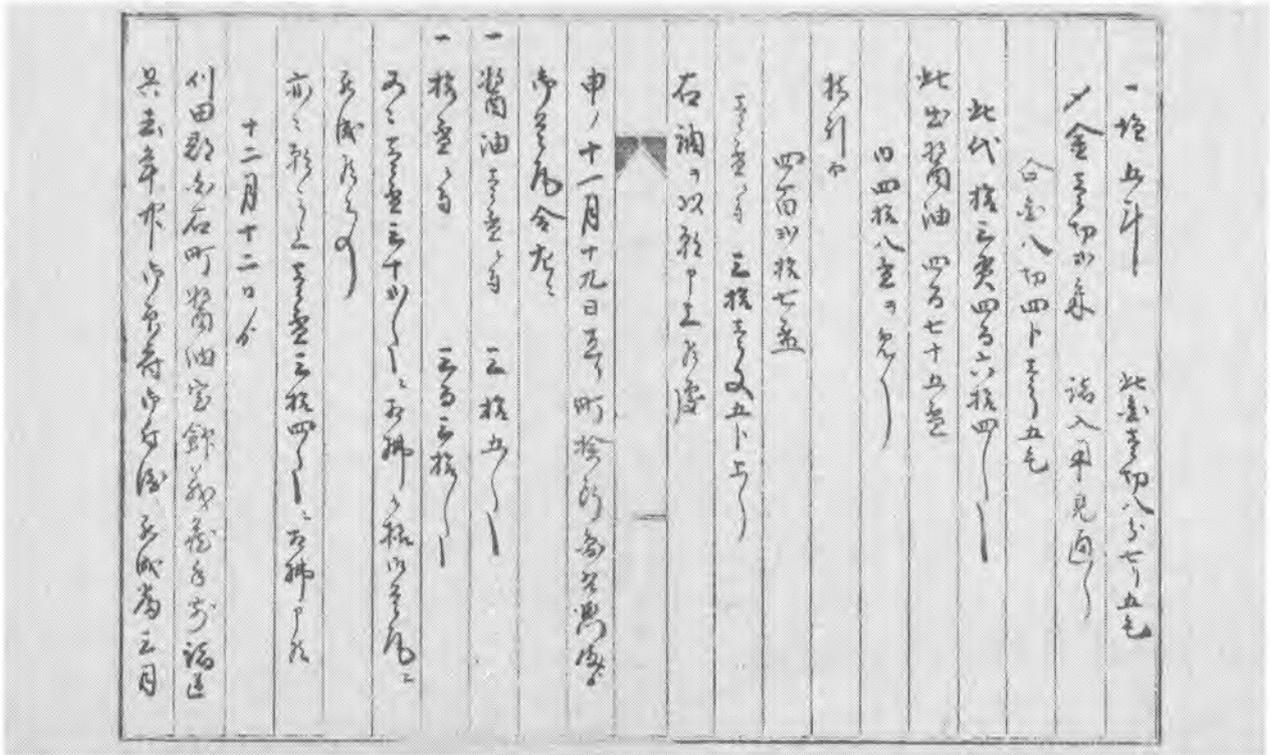
一大豆五斗

此金式切九分四厘

一小麦五斗

此金式切壹分

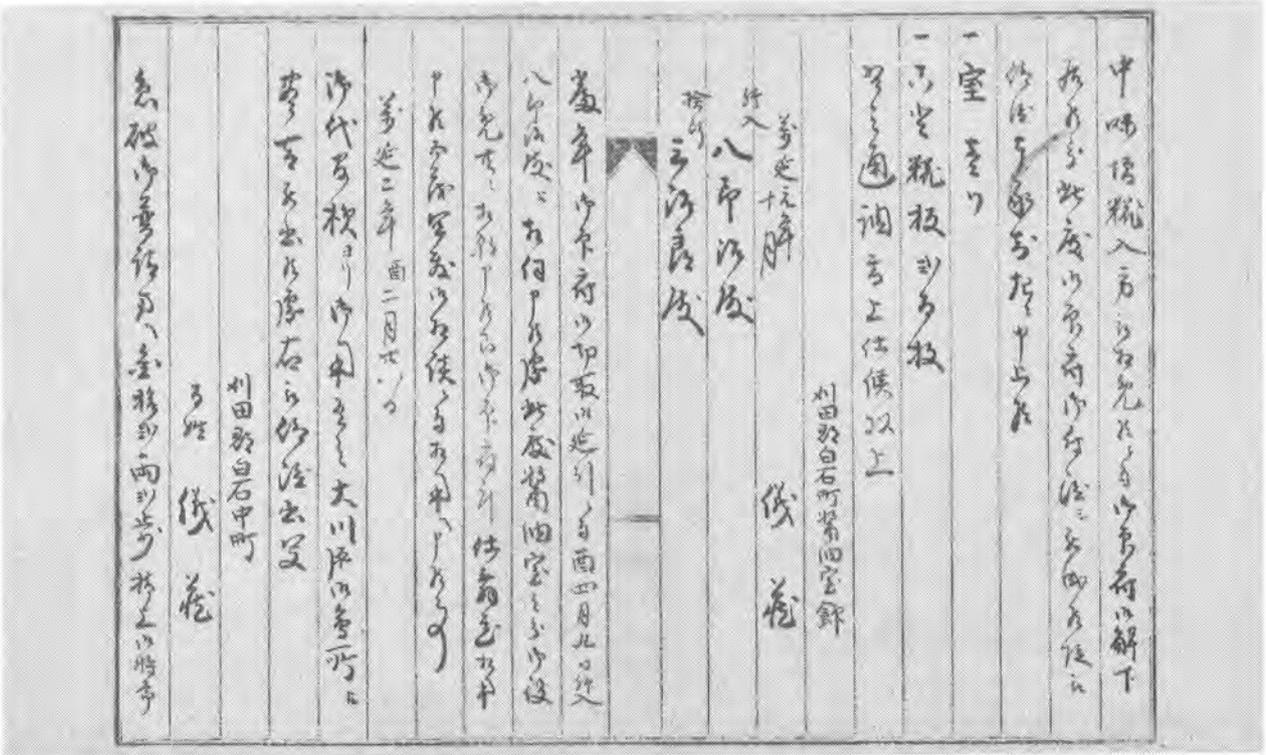
註一「印符明」封印が解かれ解禁となること。



274

273

一塩五斗 此金壹切八分七厘五毛
 金壹切式朱 諸入用見通り
 合金八切四分壹厘五毛
 此代拾三貫四百六拾四文
 此出醬油四百七十五盃
 内四拾八盃ヲ免り
 指引而
 四百貳拾七盃
 壹盃ニ付三拾壹文五分上り
 右調ヲ以願上候處
 申ノ十一月十九日旦リ町檢断圓右衛門殿より
 御首尾合左ニ
 一醬油壹盃ニ付 三拾五文
 一拾盃ニ付 三百三拾文
 又々壹盃三十式文ニ相拂候様御首尾ニ
 罷成候事
 亦々願之上壹盃三拾四文ニ相拂申候
 十二月十二日より
 刈田郡白石町醬油室飾義藏手前諸道
 具去年中御印符御付渡ニ罷成當三月



276

275

急破御普請方へ金拾貳貳式步指上御時節

百姓 儀藏

川田郡白石町

豊吉罷出候處右被仰渡書写

御代官様ヨリ御用有之大川原御会所江

萬延二年酉二月廿八日

申候而茂宜敷御相談ニ付相用へ申候事

御免共ニ相願申候間御印符斗仕舞置相用

八郎治殿江相伺申候處此度醬油室之分御役

當年御印符御切取御延引ニ付酉四月九日肝入

後断 三治郎殿

肝入 八郎治殿

萬延元年 儀藏

川田郡白石町醬油室飾

右之通調書上仕候以上

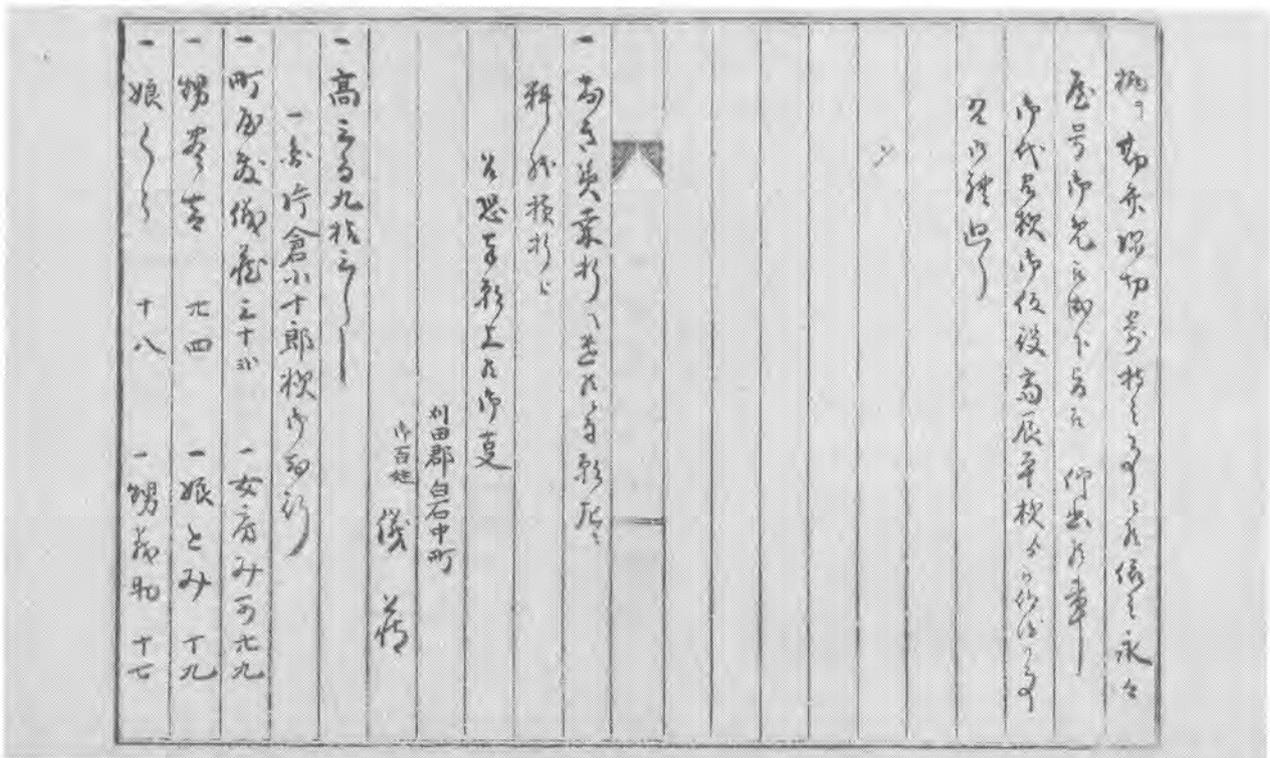
一 番糶板貳百枚

一室 巻ツ

仰渡奉承知左ニ申上候

居候分此度御印符御付渡シ罷成候段被

中味噌糶入方被相免候ニ付御印符御解下



278

277

柄ヲ勤弁深切寄持之事ニ候依之永々
屋号御免被成下旨被 仰出候事^{註1}

御代官様御仮役齋辰平様より被仰渡候事
右御禮廻リ

註1 「屋号」屋号使用許可即ち渡部屋として醤油製造を認可すると云う意味か。

一 おき美桑折へ遣候二付願左二^{註2}

料紙横折江

乍恐奉願上候御事

川田郡白石中町

御百姓 儀藏

一高三百九拾三文

一圓片倉小十郎様御知行

一町屋敷儀藏三十式

一甥豊吉 廿四

一娘くら 十八

一女房み可廿九

一娘とみ 十九

一甥義助 十七

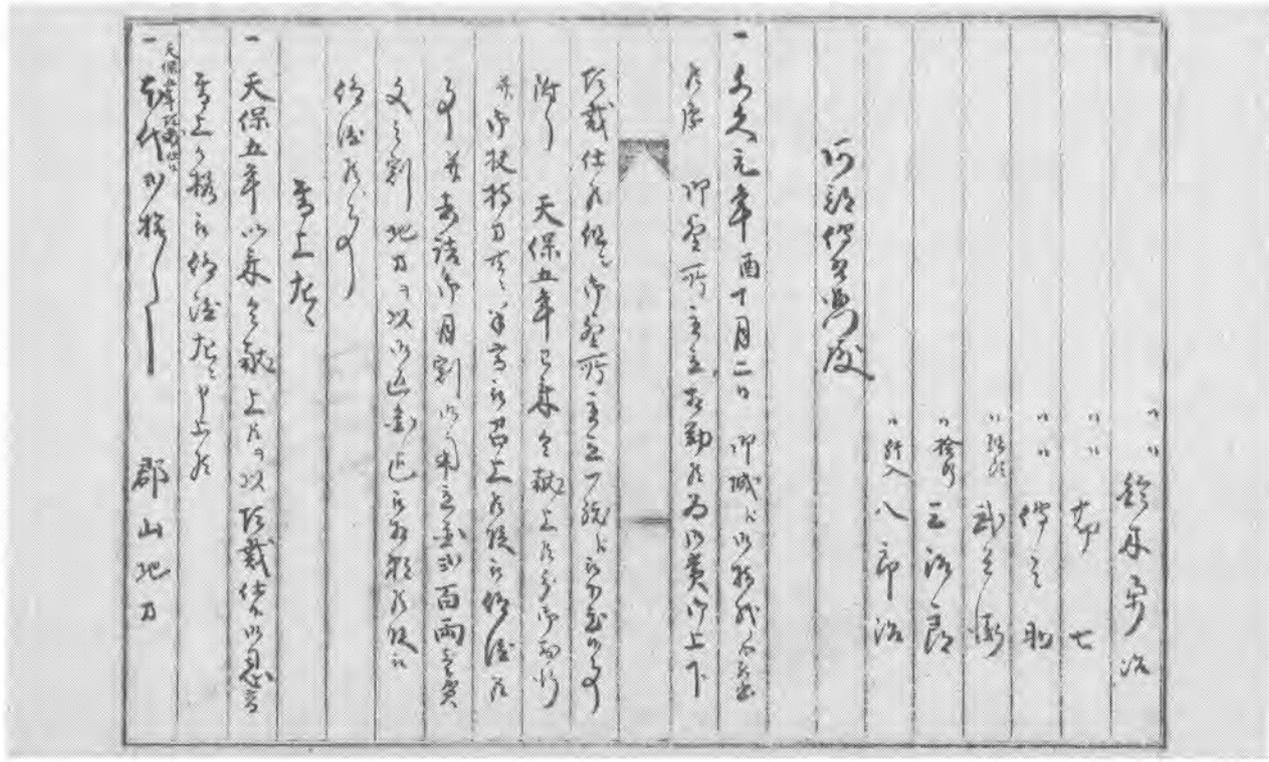
註2 「おき美」七代儀藏の娘。桑折町佐藤新右衛門へ嫁す。

一 伯母ち祢 五十七
 合七人 男三人 女四人
 右之内
 一 娘とみ十九
 但し右とみ同郡白石片倉小十郎様御町
 足輕御傳馬仕者手傳人深三郎養女二
 指遣候様永代御暇被成下度奉願上候尤右
 とみ義養女指遣被而も儀藏義跡相續
 指支無御座候間如此申上候
 右之通り持高家内人数之御百姓二御座候
 處右深三郎家之義者儀藏本家之義二
 有之猶又儀藏母先年深三郎伯母
 貫取重縁二而相續罷在申候処同人義無
 家督二相成候二付此度右とみ義貫取り
 血縁相續仕度段相談有之罷在申候間如
 願之永代御暇被成下右深三郎養女二
 指遣候様御暇被成下度奉願上候以上
 川田郡白石中町
 儀藏
 御百姓
 萬延二年 正月
 同五人組合 彦三郎

280

279

註「深三郎」隣りの本家渡辺家の当主。



282

281

- 同 同鈴木勇治
- 同 同 勤七
- 同 同 傅之助
- 同 同頭 武兵衛
- 同 同 検断 三治郎
- 同 同 肝入 八郎治

阿部傅右衛門殿

一文久元年酉十月二日 御城江御指紙二而罷出
候處 御臺所主立相勤候為御賞御上下

頂戴仕候但シ御臺所主立一統江被下置候事
附り 天保五年己来令献上候分御知行
并御扶持方共々半高被召上候段被仰渡候
事并去詰御月割御用立金貳百兩壹貫
文之割地方ヲ以御返金迄被相頼候段被
仰渡候事

書上左二

一天保五年以来令献上候ヲ以頂戴仕候御恩高
書上候様被仰渡左二申上候

天保五年頂戴仕候
一本代貳拾文 郡山地方

註「御足目」俸禄米を補う給米、作足米と同義。

此立代半切 手作罷在候
天保十二年頂數仕候
一本代九百七拾七文 御足目

此米拾三俵九升七合

一本代三百五拾五文 持高御知行

ノ卷貫三百五拾七文

右之通書上仕候以上

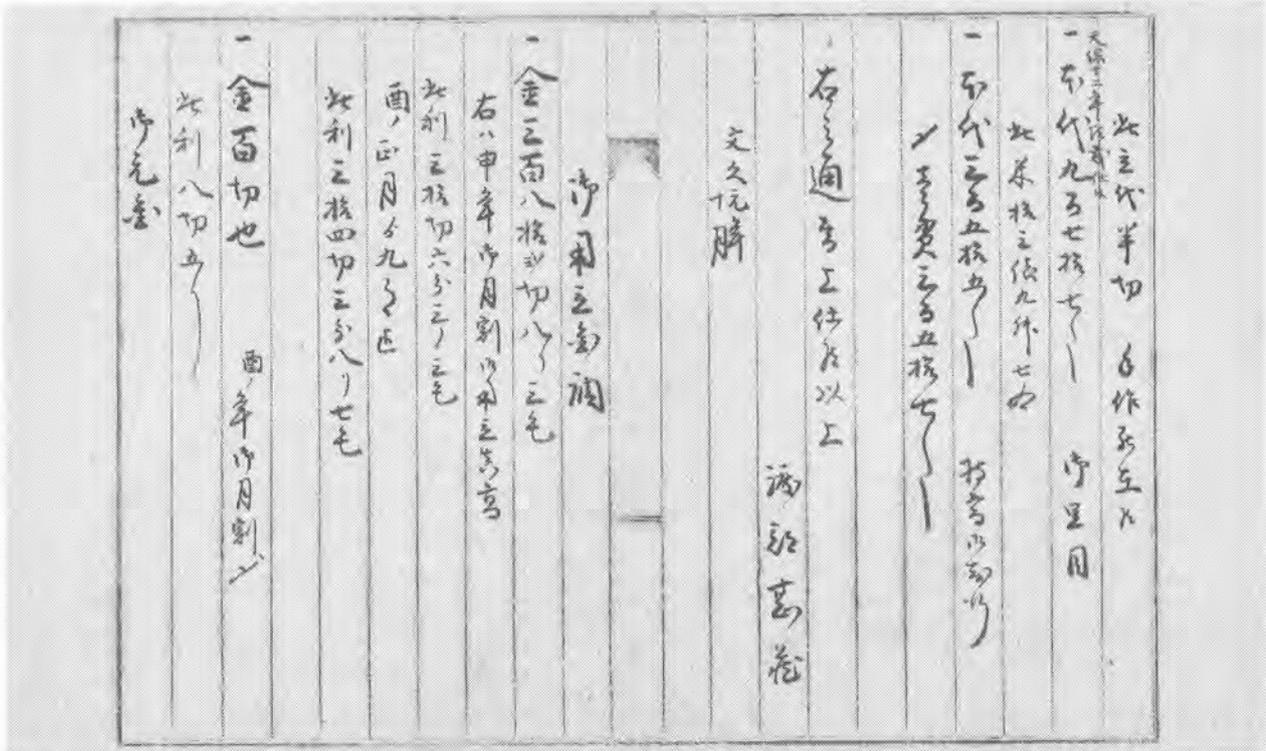
渡部甚藏

文久元年十月

御用立金調

一金三百八拾式切八厘三毛
右ハ申年御月割御用立真高
此利三拾切六分三厘三毛
酉ノ正月より九月迄
此利參拾四切三分八厘七毛

一金百切也
酉ノ年御月割、ノ
此利八切五厘
御元金



<p>金四百八拾九切八厘三毛</p> <p>御利七拾三切〇七厘</p> <p>合</p> <p>金五百五拾五切九厘三毛</p> <p>追割方</p>	<p>金四百拾九切五分九厘三毛</p> <p>此御利三拾九切五分六厘三毛</p> <p>正月ヨリ九月迄</p> <p>又御利三拾七切四厘三毛</p>	<p>金百四拾三切 六月十三日請取</p> <p>此御利四切式分九厘</p>	<p>金百拾九切四分壹厘八毛</p> <p>此御利式切三分八厘八毛</p> <p>御元金指引而</p>	<p>金百四拾九切壹分七厘四毛</p> <p>御利足指引而</p>	<p>金六拾九切九分式厘八毛</p> <p>御元金指引</p>
--	--	--	---	-----------------------------------	---------------------------------

286

285

御元金指引

式百拾九切壹分式毛

金六拾九切九分式厘八毛

御利足指引而

金百四拾九切壹分七厘四毛

御元金指引而

此御利式切三分八厘八毛

金百拾九切四分壹厘八毛 七月中請取

此御利四切式分九厘

金百四拾三切 六月十三日請取

又御利三拾七切四厘三毛

正月ヨリ九月迄

此御利三拾九切五分六厘三毛

金四百拾九切五分九厘三毛

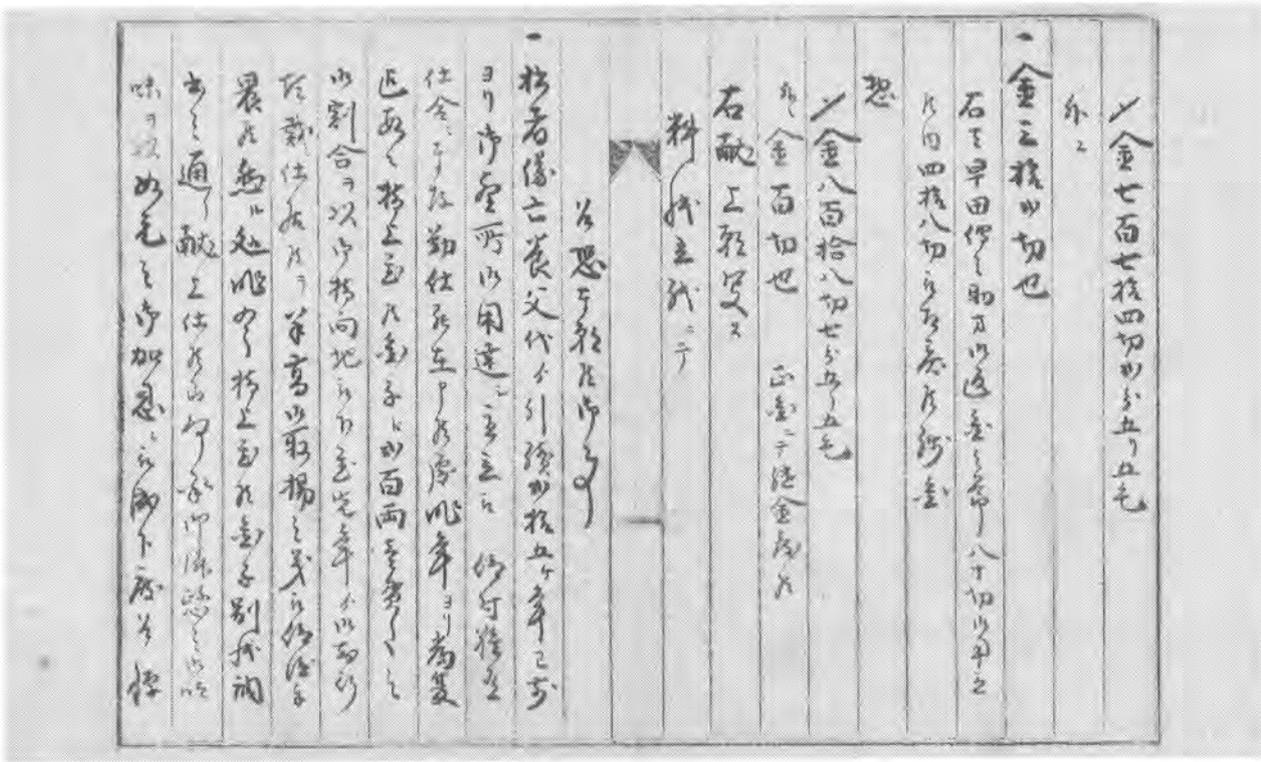
追割方

金五百五拾五切九厘三毛

合

御利七拾三切〇七厘

金四百八拾九切八厘三毛



一 拙者儀亡養父代より引續式拾五ヶ年已前
 ヨリ御臺所御用達シ主立被 仰付難有
 仕合ニ奉存勤仕罷在申候處昨年ヨリ當夏
 迄段々指上置候金子江式百兩壹貫文之
 割合ヲ以指向地被下置先年より御知行
 頂戴仕居候ヲ半高御取揚之義被仰渡奉
 畏候然ル処昨今指上置候金子別紙調
 書之通り献上仕候間何卒御憐愍之御吟
 味ヲ以如元之御加恩ニ被成下度乍憚

乍恐奉願候御事

一金七百七拾四切式分五厘五毛
 外二

一金三拾式切也

右者早田傳之助方御返金之節八十切御用立
 候内四拾八切被相戻候殘金

惣

一金八百拾八切七分五厘五毛

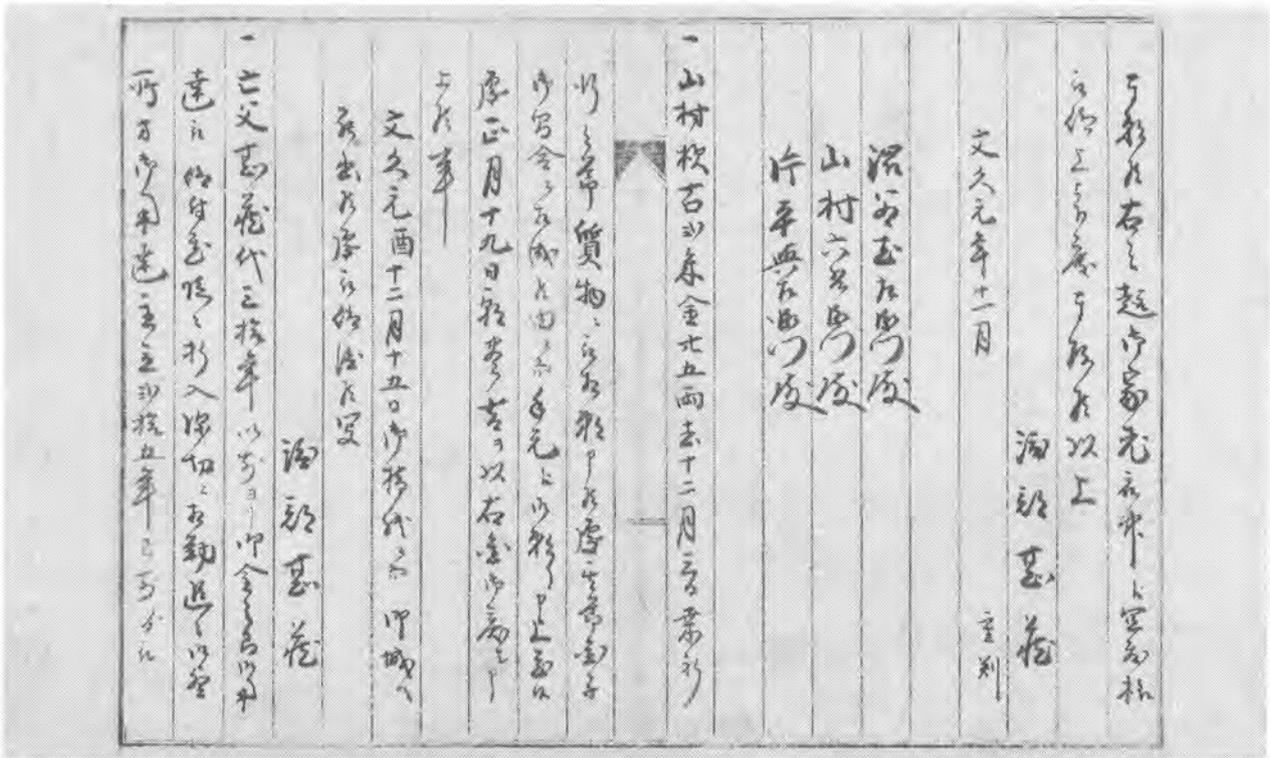
外二金百切也 正金ニテ續金致候

右献上願写ス

料紙立紙ニテ

註1 「早田傳之助」福島県桑折町半田の繁農。
 註2 「續金けんきん」追加するお金。

註3 「半高御取揚之義」何か不都合があつて知行高を半分減封された事。



奉願候右之趣御家老衆中江宜敷様
被仰上被下度奉存候以上

渡部甚藏

文久元年十一月 重判

渋谷武左衛門殿

山村六右衛門殿

片平與左衛門殿

一山村様古式朱金廿五両去十二月三日桑折

行之節質物二相頼申候處其節金子

御間合ニ相成候由ニ而手元江預リ申上置候

處正月十九日朝豊吉ヲ以右金御戻シ申

上候事

文久元西十二月十五日御指紙ニ而 御城へ

罷出候處被仰渡候写

渡部甚藏

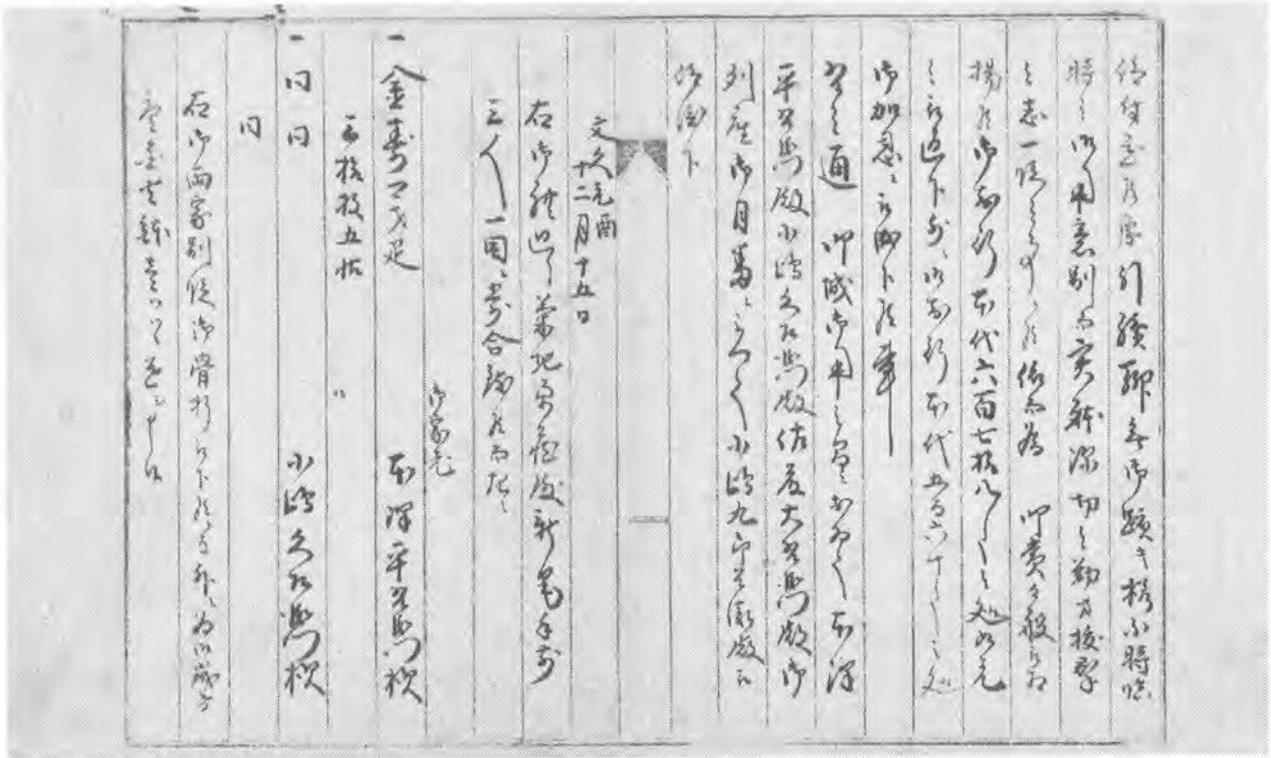
一亡父甚藏代三拾年以前ヨリ御金之間御用

達被仰付置段々折入深切ニ相勤追々御臺

所方御用達主立式拾五年已前より被

註1 「豊吉」九代儀藏。

註2 「御金之間」片倉家の財務關係を扱ふ部所、勘定所の様な場所か。



右御両家別段御骨折被下候ニ付外ニ為御歳暮
重金火鉢壺ツツ、遣シ申候

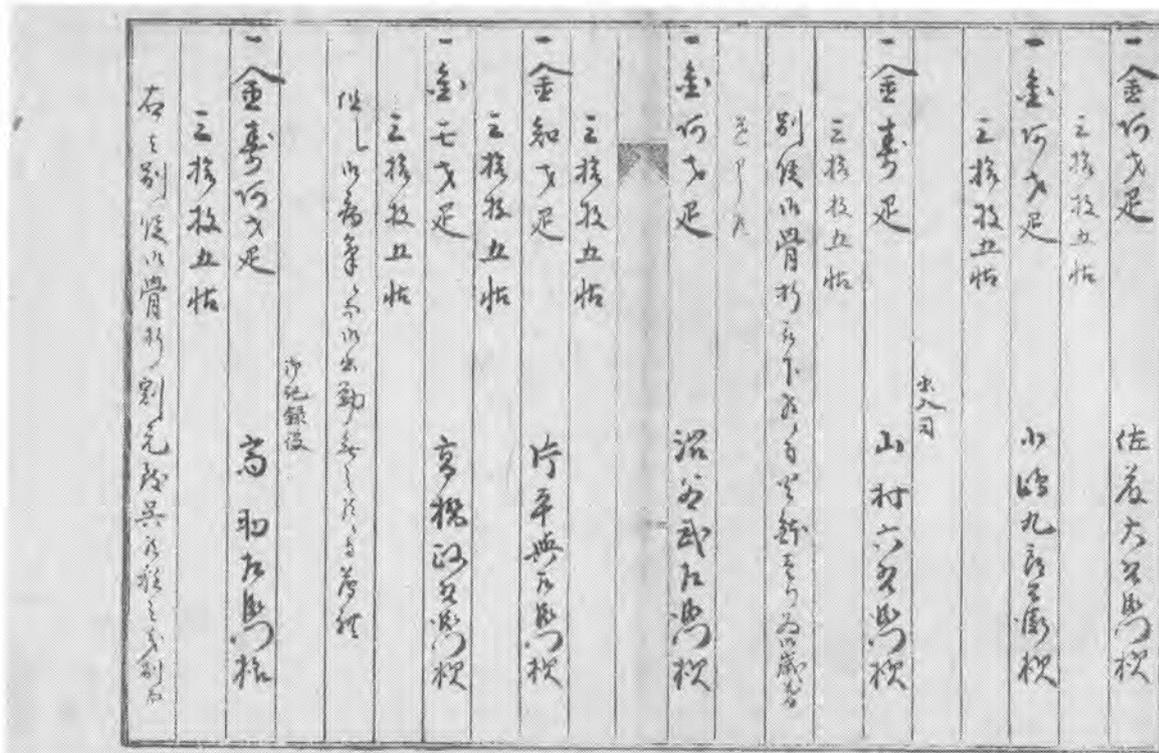
- 一同 同 小嶋久左衛門様
- 一同 同
- 三拾枚五帖
- 一金寿^註マ才足 本澤平右衛門様

文久元酉
十二月十五日
右御禮廻り菊地勇藏殿新宅手前
三人一同ニ寄合致候而左二
御家老

仰付置候處引續聊無御躰^註干様不時臨
時之御用意列而実躰深切之勤方拔群
之志一段之事二候依而為 御賞今般被相
揚候御知行本代六百七拾八文之処如元
之被返下外二御知行本代五百六十文之処
御加恩ニ被成下候事
右之通 御城御用之間ニおゐて本澤
平右衛門殿小嶋久左衛門殿佐藤大右衛門殿御
列座御月番二よつて小嶋九郎兵衛殿被
仰渡下

註1 「御躰干様」つまづくさま、又
はたおれるさま。

註2 「寿マ才足」不詳。



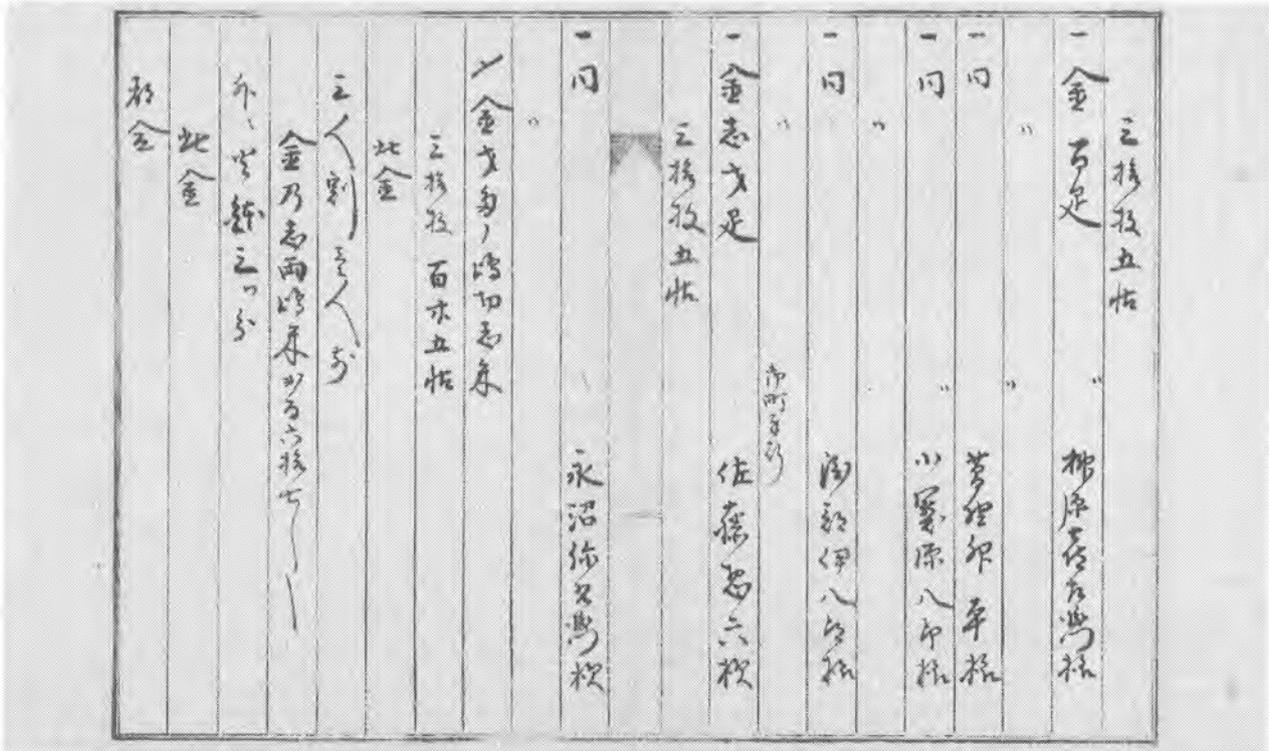
294

293

- 一 金阿才足註1 佐藤大右衛門様
- 三 拾枚五帖
- 一 金阿才足 小嶋九郎兵衛様
- 三 拾枚五帖
- 一 金壽足註2 出入司 山村六右衛門様
- 三 拾枚五帖
- 別段御骨折被下候二付火鉢巻つ為御歳暮
- 遣申候
- 一 金阿才足 渋谷武左衛門様
- 三 拾枚五帖
- 一 金知才足註3 片平與左衛門様
- 三 拾枚五帖
- 一 金毛才足註4 高橋政右衛門様
- 三 拾枚五帖
- 但し御病氣二而御出勤無之候二付薄禮
- 一 金壽阿才足註5 御記録役 齋 助左衛門様
- 三 拾枚五帖
- 右者別段御骨折割元致候程之義別而

註1 「阿才足」不詳。
註2 「壽足」不詳。

註3 「知才足」不詳。
註4 「毛才足」不詳。
註5 「壽阿才足」不詳。



三拾枚五帖

一金百足 同 同神原喜左衛門様

一同 同菅野卯平様

一同 同小関源八郎様

一同 同渡部伊八郎様

一同 同 御町奉行 佐藤惣六様

一金志才足 三拾枚五帖

一同 永沼弥右衛門様

同 同

一金才多ノ嶋切志朱 三拾枚百廿五帖

此金 三人割巻人前

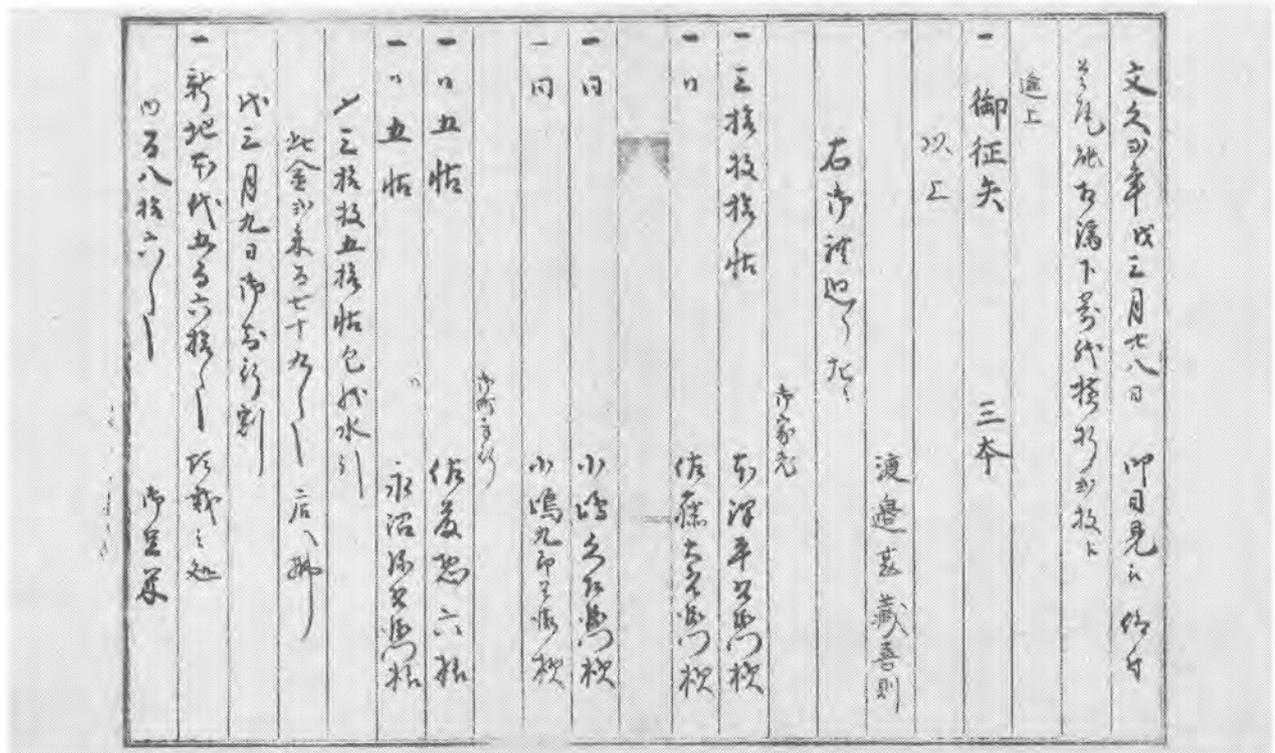
外二火鉢三ツ分 此金

都合

註1「志才足」不詳。

註2「才多ノ嶋切志朱」不詳。

註3「乃志両嶋朱」不詳。



299

文久貳年戌三月廿八日 仰目見被 仰付
 首尾能相濟下寄紙横折式枚江

進上

一 征矢

三本

以上

渡邊甚藏喜則

右御禮廻り左二

御家老

一三拾枚拾帖

本澤平右衛門様

一同

佐藤大右衛門様

一同

小嶋久左衛門様

一同

小嶋九郎兵衛様

御町奉行

一同 五帖

佐藤惣六様

一同 五帖

同永沼弥右衛門様

ノ三拾枚五拾帖包紙水引

此金貳朱百七十九文 店へ拂

戌三月九日御知行割

一新地本代^中五百六拾文頂戴之処

内百八拾六文

御足米^{註2}

註1 「本代」永楽銭の年貢高(永高)で永代ともいった。上納年貢は本代一〇文につき米一石。

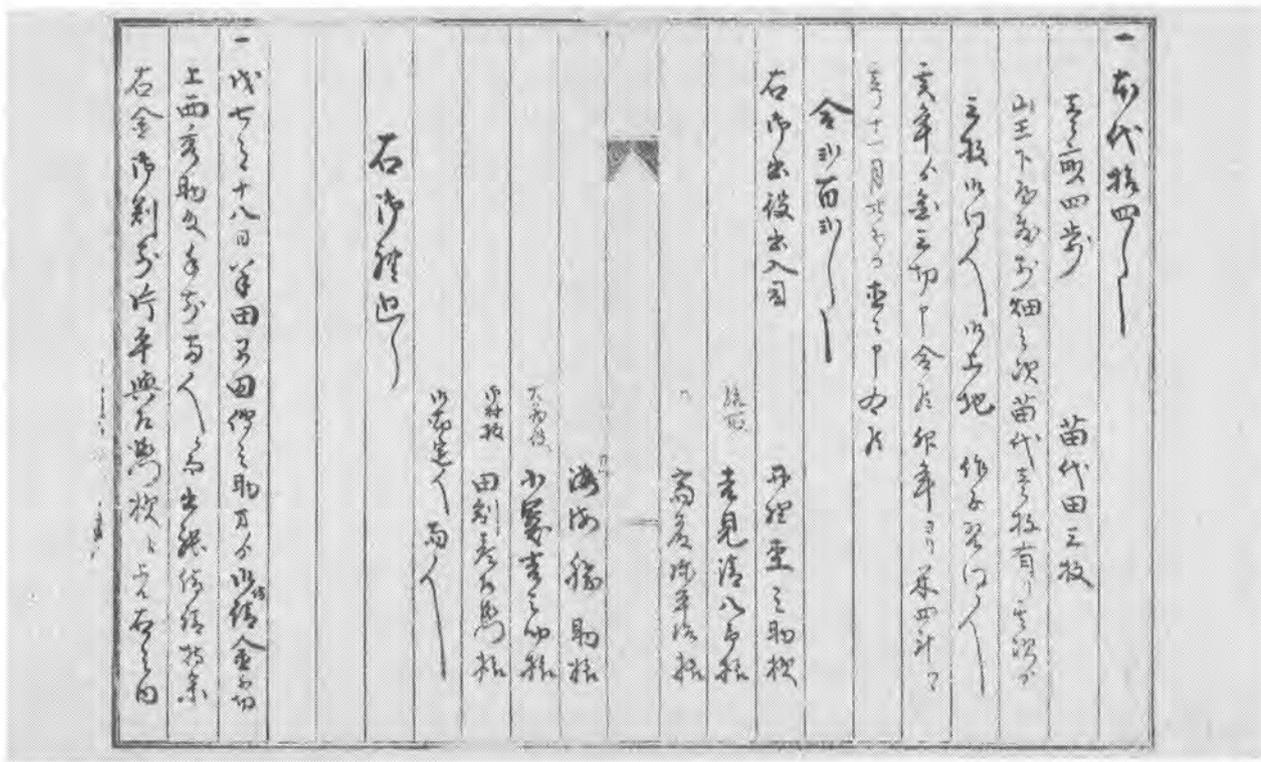
註2 「御足米」俵禄の不足を補う給米。御足目と同意義。

300

四三三七拾四
 右之内
 石之新宅を松伯父御取揚、今御知行
 直々頂戴仕候追而相遜り候筈
 残而貳百貳文
 板谷村
 十一月廿日
 交年ヨリ金貳貳式朱請取子ノ年ヨリ壹両ニ申合候事
 一本代百三拾貳文
 四拾八束苜
 田数拾六枚
 但し右之内苗代七八枚御座候海道より見付
 坂谷かの古ノ境也今泉玄祐様御上地
 作子同村
 卯四月廿四日忠平殿ヲ以 彦太郎
 御藏米貳俵ツツ遣候様申遣又辰ノ米四斗三升五合
 十一月廿七日 請取
 一本代五拾六文
 武拾束苜田数三枚
 山根麦畑ヨリ五枚目西之方南ノ方道脇より小田壺枚
 有リ其次より三枚今泉玄祐様御上地
 作子同村
 久太郎

内三百七拾四文 御知行
 右之内
 百七拾貳文
 右者新宅庄松伯父御取揚二相成候御知行
 直々頂戴仕候追而相遜り候筈
 残而貳百貳文
 板谷村
 十一月廿日
 交年ヨリ金貳貳式朱請取子ノ年ヨリ壹両ニ申合候事
 一本代百三拾貳文
 四拾八束苜
 田数拾六枚
 但し右之内苗代七八枚御座候海道より見付
 坂谷かの古ノ境也今泉玄祐様御上地
 作子同村
 卯四月廿四日忠平殿ヲ以 彦太郎
 御藏米貳俵ツツ遣候様申遣又辰ノ米四斗三升五合
 十一月廿七日 請取
 一本代五拾六文
 武拾束苜田数三枚
 山根麦畑ヨリ五枚目西之方南ノ方道脇より小田壺枚
 有リ其次より三枚今泉玄祐様御上地
 作子同村
 久太郎

註1 「御上地」逃亡等により年貢未納で没収された土地。
 註2 「作子」小作人のこと。年貢納入の義務がない人。
 註3 「御藏米」年貢として片倉家に納入された米。



304

一 戊申七月十八日半田早田傳之助方より御借請金千切
 上西秀助殿手前兩人二而出張借請持参
 右金御判前片平與左衛門様江上ん右之内

右御禮廻り

アツ 熱海勝助様
 大藏役 小関吉之助様
 御村扱 田制彦左衛門様
 御勘定人 兩人

註一「半田」福島県桑折町の半田と云う地名。

303

一本代拾四文
 壹畝四歩 苗代田三枚
 山王下屋敷前畑之次苗代壹枚有り其次より
 三枚御同人御上地 作子右同人
 亥年より金三切申合候卯年ヨリ米四斗ツツ
 亥十一月廿五日直々申合候
 合式百貳文
 右御出役出入司 丹野奎之助様

統取 吉見清八郎様
 同 齋藤弥平治様

四百五拾五切壹朱御用前菊地勇藏殿へ
渡又残五百四拾四切三朱也御軍用御備金二付
七月廿二日與左衛門様へ上ん請取書在り追テ
千切之御証文被相下候由御談二御座候事
諸拂始末二付相扣置申候事

此度武具馬具并軍用金貯印符ヲ以
書上候様御自筆ヲ以被仰渡左二
乍恐謹而奉申上候然者今般武具馬具始
役道具并軍用金等兼而嗜心懸ケ之処実

事印符ヲ以可申上旨御自筆ヲ以被
仰出候御趣意謹而奉畏候拙者義段々
御取立被成下候二付而者甲冑并役道具
等茂用意仕全備罷在申候且ソ軍用金之
義ハ改而貯置候義二者無御座候得共只今
二茂御戰場御供被仰付候時二者壹兩年
位之義ハ自分雜用ヲ以御供申上候義二御座候
猶又万一御戰場共罷成候節者何分二茂
御用立度勤弁二而兼而之賣鉢茂丹精
相勵居候義二御座候間其節者分限相応

四百五拾五切壹朱御用前菊地勇藏殿へ
渡又残五百四拾四切三朱也御軍用御備金二付
七月廿二日與左衛門様へ上ん請取書在り追テ
千切之御証文被相下候由御談二御座候事
諸拂始末二付相扣置申候事
此度武具馬具并軍用金貯印符ヲ以
書上候様御自筆ヲ以被仰渡左二
乍恐謹而奉申上候然者今般武具馬具始
役道具并軍用金等兼而嗜心懸ケ之処実
事印符ヲ以可申上旨御自筆ヲ以被
仰出候御趣意謹而奉畏候拙者義段々
御取立被成下候二付而者甲冑并役道具
等茂用意仕全備罷在申候且ソ軍用金之
義ハ改而貯置候義二者無御座候得共只今
二茂御戰場御供被仰付候時二者壹兩年
位之義ハ自分雜用ヲ以御供申上候義二御座候
猶又万一御戰場共罷成候節者何分二茂
御用立度勤弁二而兼而之賣鉢茂丹精
相勵居候義二御座候間其節者分限相応

註「賣鉢」不詳。

之献上金茂仕候覚悟ニ而罷在申候間乍憚
此段共ニ奉申上候 恐惶謹言

文久二年七月廿五日

渡部甚藏

一當形勢聊油断不相成御時節二付御家中
始村町不残組支配迄一統即今万一之節
心懸ケ之次第格通帖印符ヲ以申上候様
先般被仰出候二付心懸之次第申上候處其
方共之義ハ拔群之心懸ケ申上別而

仰届且、御召依而為 仰答及丸井筒御紋付
木綿御羽織壹ツ宛被下置候事

附リ此未共ニ無油断心懸ケ居速ニ御用立
候様可仕旨被仰出候事

右之通於御城二御月番小嶋九郎兵衛殿江
仰渡候事

文久二年 戊子十月朔日

右人数

米竹清右衛門
渡部甚藏

之献上金茂仕候覚悟ニ而罷在申候間乍憚
此段共ニ奉申上候 恐惶謹言

文久二年七月廿五日

渡部甚藏 印

一當形勢聊油断不相成御時節二付御家中
始村町不残組支配迄一統即今万一之節
心懸ケ之次第格通帖印符ヲ以申上候様
先般被仰出候二付心懸之次第申上候處其
方共之義ハ拔群之心懸ケ申上別而

御満足ニ被思召依而為御答藤丸井筒御紋付
木綿御羽織壹ツ宛被下置候事

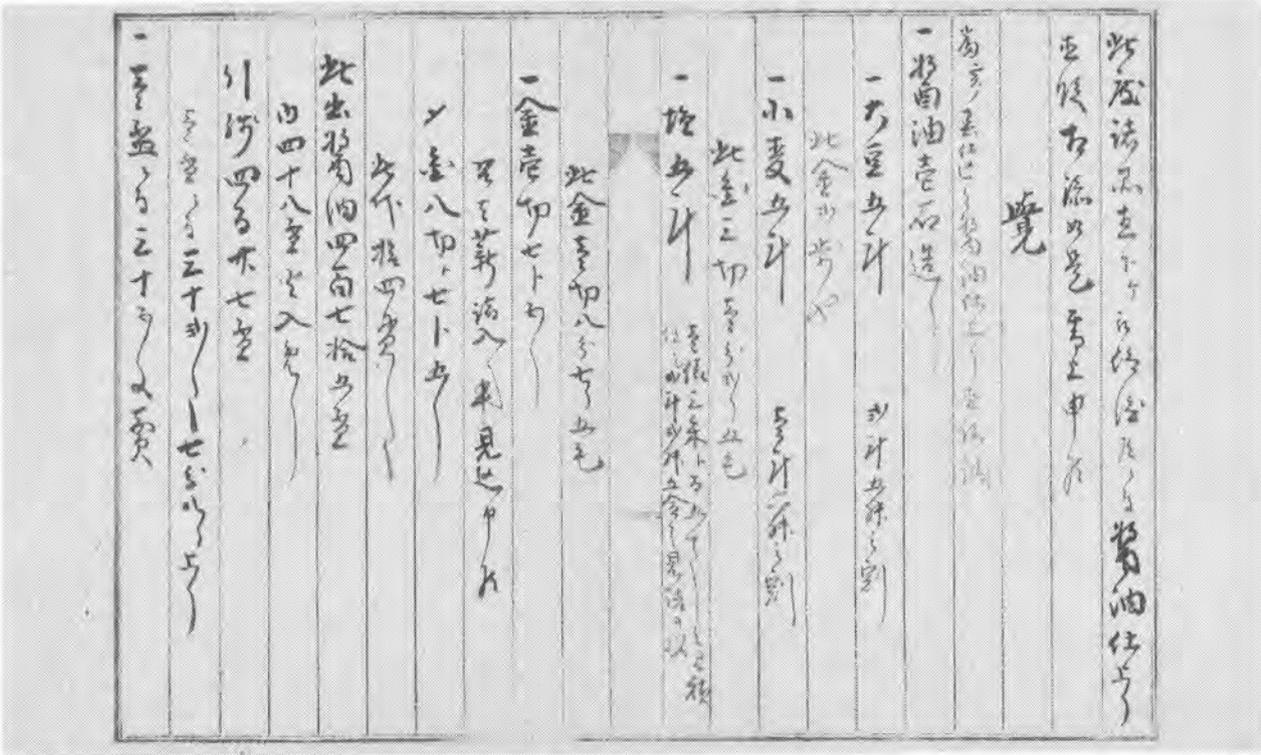
附リ此未共ニ無油断心懸ケ居速ニ御用立
候様可仕旨被仰出候事

右之通於御城二御月番小嶋九郎兵衛殿江
仰渡候事

文久二年 戊子十月朔日

右人数

米竹清右衛門
渡部甚藏



312

311

此度諸品直下ヶ被仰渡候二付醬油仕上り
直段相添如是書上申候

覚

当亥ノ春仕込之醬油仕上り直段調

一醬油壺石造り

一大豆五斗 式斗五升之割

此金貳步也

一小麦五斗 壺斗六升之割

此金三切壺分貳厘五毛

一塩五斗

壺依三米ト百五十文之見積
但し式斗式升五合之見詰ヲ以

此金壺切八分七厘五毛

一金壺切七分五厘

右者薪諸入用見込申候

ノ金八切ト七分五厘

此代拾四貫文

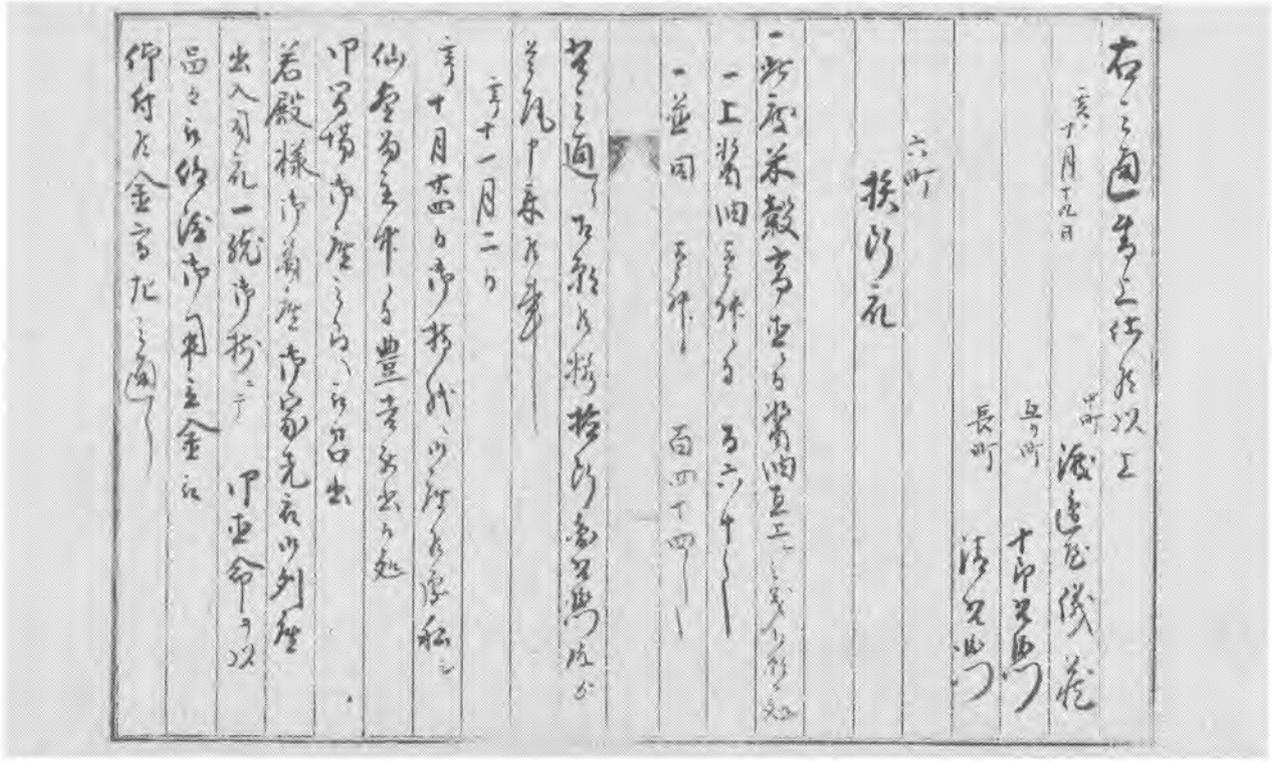
此出醬油四百七拾五盃

内四十八盃火入免り

引残四百廿七盃

壺盃二付三十式文七分八厘上り

一壺盃二付三十五文壳



314

313

右之通書上仕候以上

十月十九日 中町 渡邊屋儀藏

巨り町 十郎右衛門

長町 清右衛門

六町

検断衆

一此度米穀高直二付醤油直上ケ之義相願候処

一上醤油壺升二付 百六十文

一並同 壺升 百四十四文

右之通り相願候様検断圓右衛門殿より

首尾申来候事

十一月二日

十月廿四日御指紙二御座候處私シ

仙臺留主中二付豊吉罷出候処

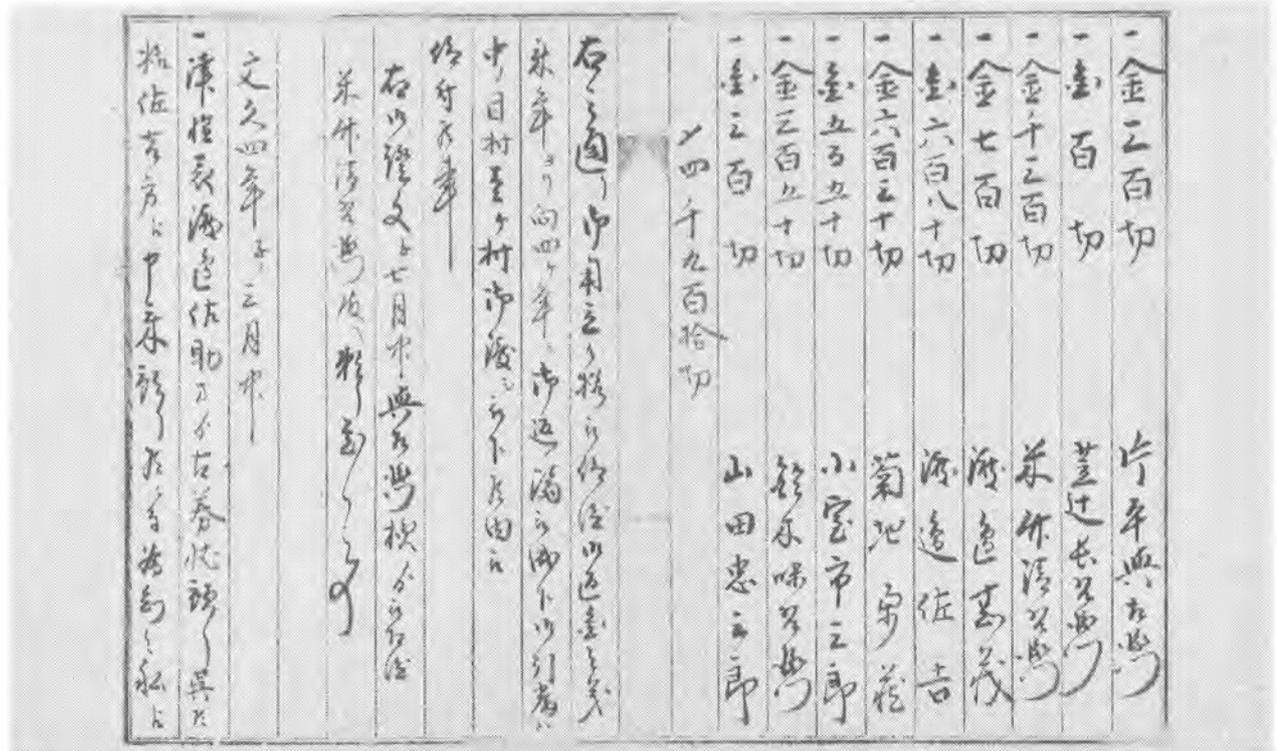
御弓場御座之間へ被召出

若殿様御着座御家老衆御列座

出入司衆一統御揃ニテ御直命ヲ以

品々被仰渡御用立金被

仰付候金高左之通り



一金三百切 片平與左衛門
 一金 百切 芝辻長右衛門
 一金千三百切 米竹清右衛門
 一金七百切 渡邊甚藏
 一金六百八十切 渡邊佐吉
 一金六百三十切 菊地勇藏
 一金五百五十切 小室市三郎
 一金三百五十切 鈴木味右衛門
 一金三百切 山田忠三郎
 〆四千九百拾切

右之通り御用立候様被仰渡御返金之義
 来年ヨリ向四ヶ年二御返済被成下御引当ハ
 中ノ目村老ヶ村御渡シ被下候由被
 仰付候事

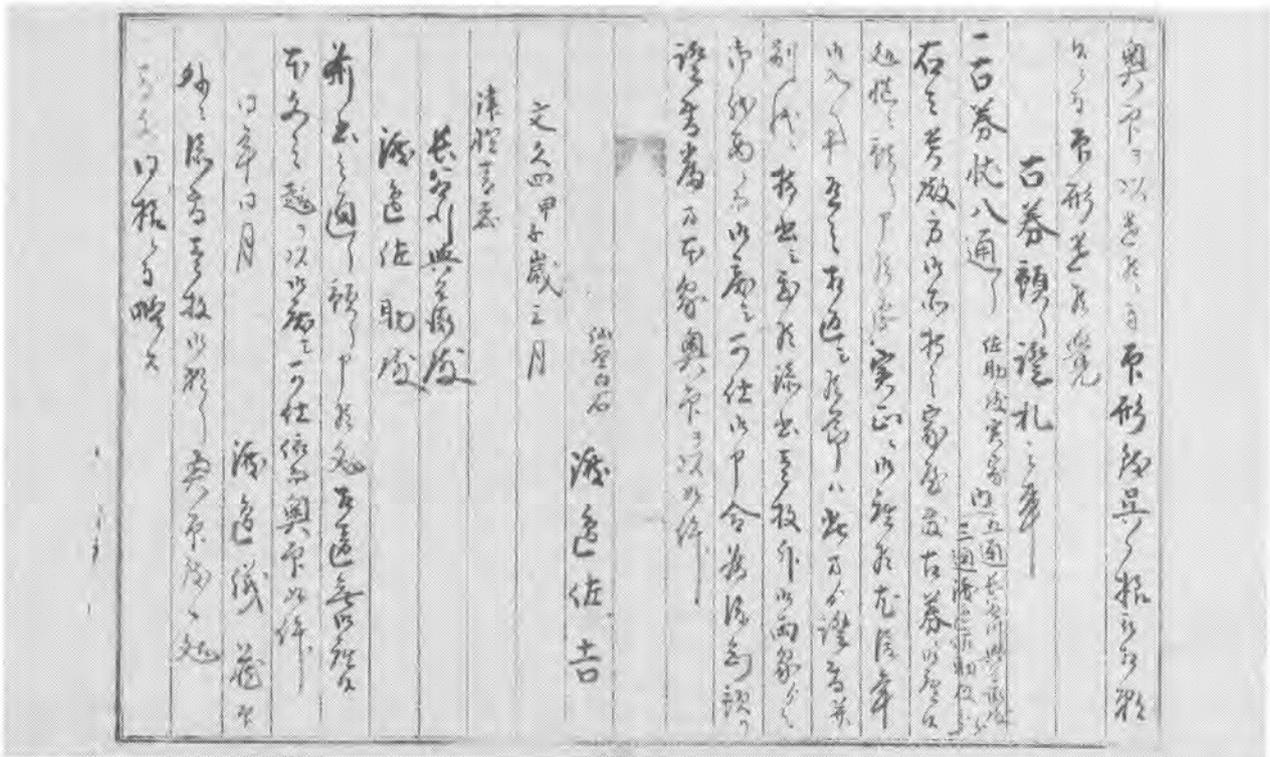
右御証文子七月中與左衛門様より被相渡
 米竹清右衛門殿へ頼り置候事

文久四年子ノ三月中

一津輕表渡邊佐助方より古券状預り具候
 様佐吉方江申来預り候ニ付為念之私江

註1 「渡邊佐助」文化八年中町向いに分家した初代佐吉（陣如）の次男、青森県津軽に移住する。古老によれば佐助は南無妙法蓮華經の石碑を天保十五年（弘化元年）甲辰七月新町通りに旅人の安全を祈念し建立したと伝えられている。（妙見寺建立の十五年前）其の後明治三十二年の大火後妙見寺山門角に移転され現在は本堂前に鎮座している。

註2 「古券」沽券或は估券、売渡しの証文。



318

317

奥印ヲ以遣候二付印形致呉候様被相頼
候二付印形遣候覚

古券預り証札之事

一古券状八通り 佐助殿実家内 (五通長谷川與兵衛殿分
三通渡邊佐助殿分)

右者貴殿方御所持之家屋敷古券二御座候

処慥二預り申候處実正二御座候尤後年

御入用有之相返シ候節ハ此方より証書并

別紙二指出シ置候添書壹枚外御両家より之

御紙面二而御戻シ可仕御申合為後念預り

証書当方本家奥印ヲ以如件

仙台白石 渡邊佐吉^{註2}

文久四甲子歲三月

津輕青森

長谷川與兵衛殿

渡邊佐助殿

前書之通り預り申候処相違無御座候

本文之趣ヲ以御戻シ可仕依而奥印如斯

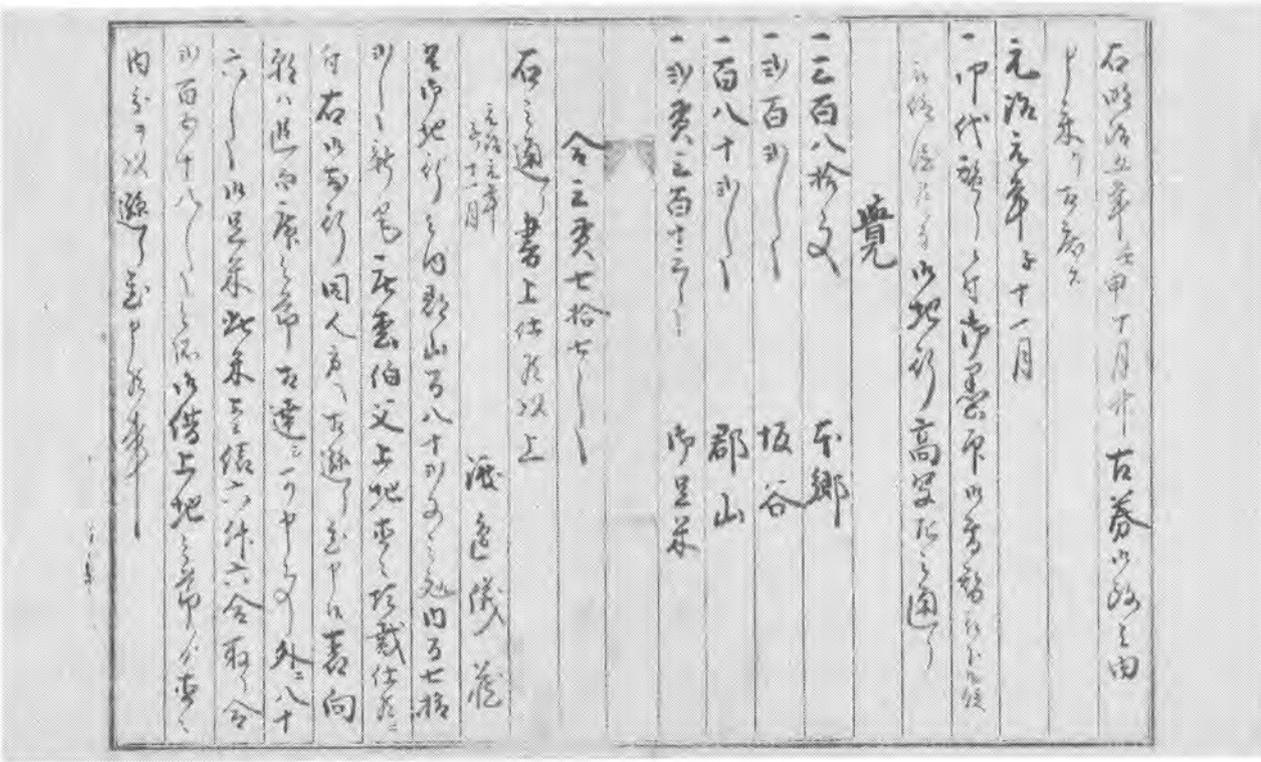
同年同月 渡邊儀藏印

外二添書壹枚御預り奥印致候処

前文同様二付略ス

註1 「奥印」お城の役所や個人の書類の終りに押す印、又は依頼者の証書等の終りに押して保証する印。

註2 「渡邊佐吉」中町新宅の四代目佐吉喜昌。(巨理郡巨理町鈴木伊三郎保胤の次男)

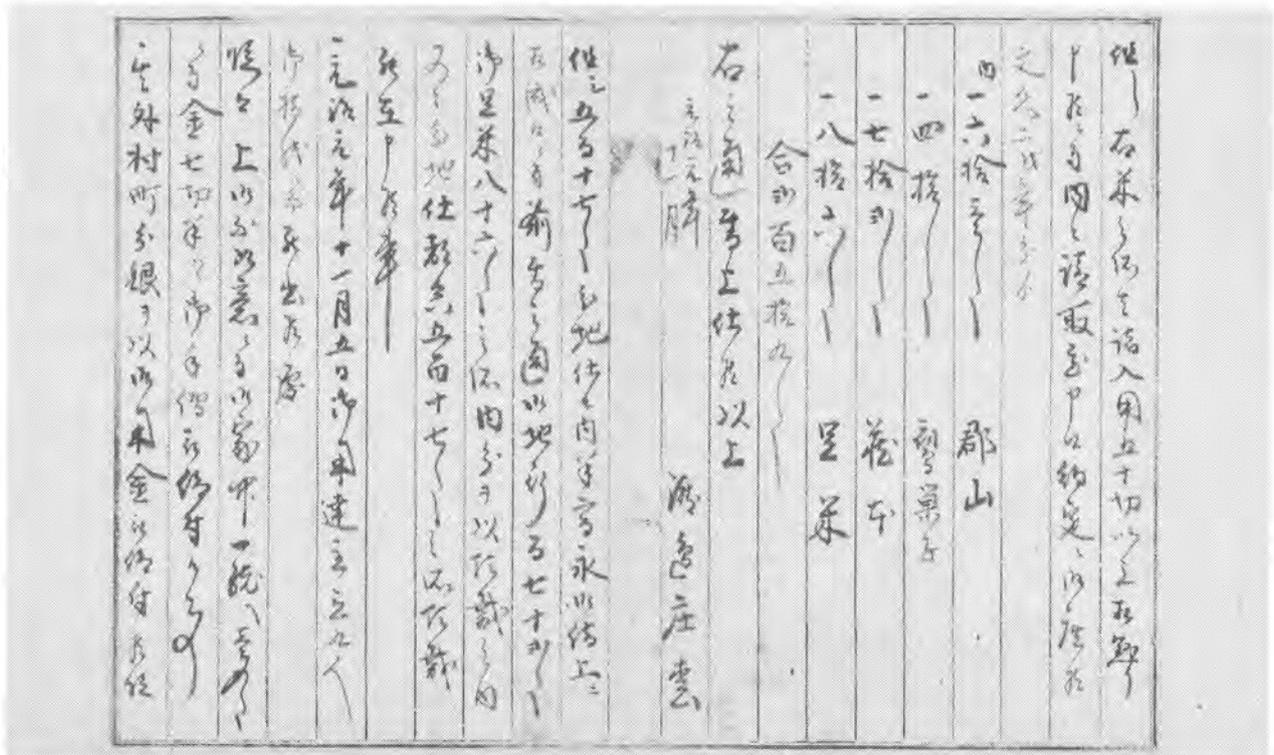


320

右之通り書上仕候以上
元治元年 子十一月
 渡邊儀藏
 右御地行之内郡山百八十式文之處内百七拾
 式文新宅庄泰伯父上地直々頂戴仕候ニ
 付右御知行同人方へ相遜り置申候表向
 願ハ追而序之節相違シ可申事外二八十
 六文御足米此米尅俵六升六合取り合
 式百五十八文之所御借上地之節より直々
 内分ヲ以遜り置申候事

319

右明治五年壬申十月中古券御改之由
 申来り相戻ス
 元治元年子十一月
 一御代替リニ付御墨印御書替被下候段
 被仰渡ニ付御地行高写左之通り
 覺
 一三百八拾文 本郷
 一貳百貳文 坂谷
 一百八十式文 郡山
 一貳貫三百十三文 御足米



322

321

但し右米之所者諸入用五十切以上相懸り

申候二付内々請取置申候約定二御座候

文久二戌年分より

内一六拾壹文 郡山

一四拾文 鷹巢子

一七拾貳文 藏本

一八拾六文 足米

合貳百五拾九文

右之通書上仕候以上

元治元年
十一月

渡邊庄泰

但し五百十七文分地仕候内半高永御借上二

相成候二付前書之通御地行百七十式文

御足米八十六文之所内分ヲ以頂戴之内

又々分地仕都合五百十七文之所頂戴

罷在申候事

一元治元年十一月五日御用達主立九人

御指紙二而罷出候處

段々上御不如意二付御家中一統へ壹貫文

二付金七切半ツ、御手傳被仰付候事

其外村町分銀ヲ以御用金被仰付候段

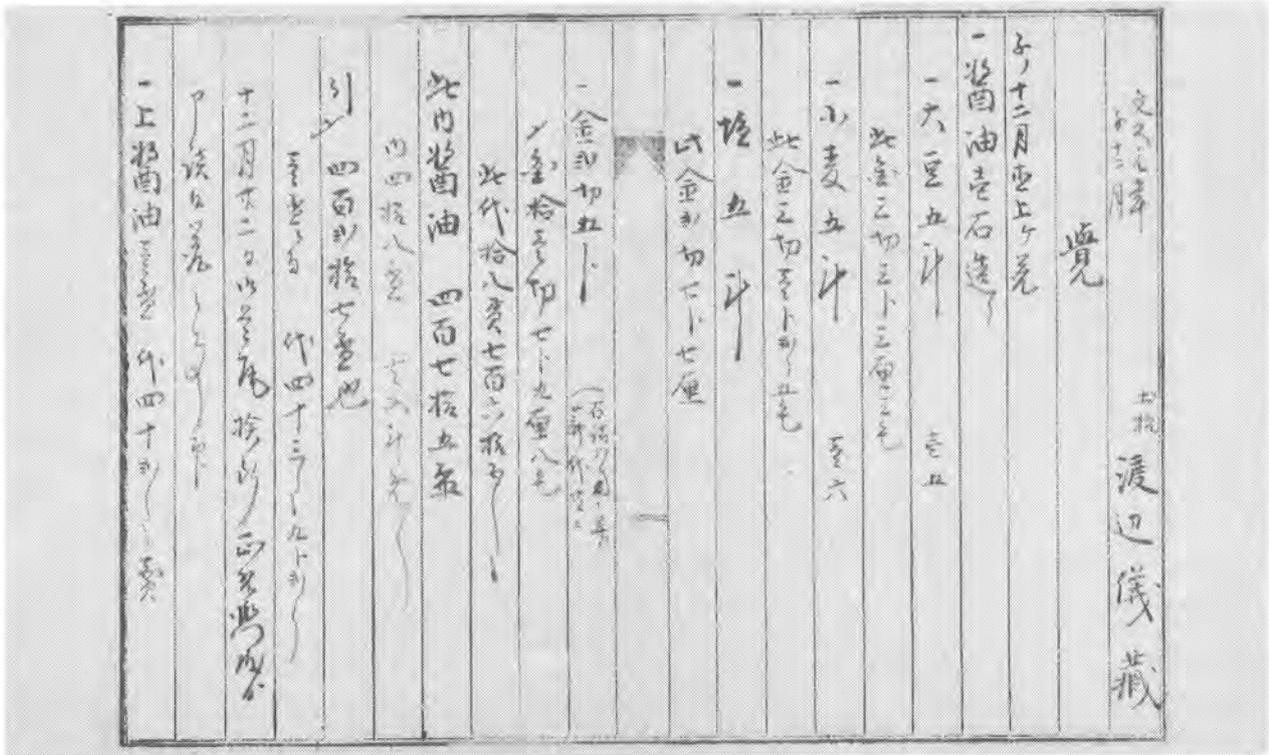
一 金五十切	一 糸千代松
一 金七切	菊地庄十郎
一 金三百切	米竹清右衛門
一 金二百七切	手前
一 金二百切	菊地勇藏
一 金二百切	渡邊佐吉
一 金二百切	米竹武右衛門
一 金八拾切	山田忠三郎
一 金百拾切	鈴木味右衛門
一 金百五十切	上西周助
一 金八拾切	小室市三郎
一 金五拾切	富岡清太郎
一 金三拾切	小原 四釜太郎兵衛
一 金三拾切	遠川田 佐藤源兵衛
一 金三拾切	其地御村町へ八御町奉行御扱御手元ニテ
一 金三拾切	御割合ニ相成候事ニ承知仕候惣金
一 金三拾切	四千五百切余之調達金也

被仰渡候文略左二

鎌先

- 一金五十切 一条千代松
- 一金廿切 菊地庄十郎
- 一金三百切 米竹清右衛門
- 一金貳百廿切 手前
- 一金貳百切 菊地勇藏
- 一金貳百切 渡邊佐吉
- 一金百切 米竹武右衛門
- 一金八拾切 山田忠三郎
- 一金百貳拾切 鈴木味右衛門

- 一金貳拾切 上西周助
- 一金百五十切 小室市三郎
- 一 右者直々被仰付候事
- 一金八拾切 富岡清太郎
- 一金五拾切 小原 四釜太郎兵衛
- 一金三拾切 遠川田 佐藤源兵衛
- 其地御村町へ八御町奉行御扱御手元ニテ
- 御割合ニ相成候事ニ承知仕候惣金
- 四千五百切余之調達金也



328

327

註¹ 文久元年
子十二月士格
土格
渡辺儀藏
覺

子ノ十二月直上ケ覺

一 醬油 卷石造り

一 大豆 五斗 卷五

此金三切三分三厘三毛

一 小麦 五斗 卷六

此金三切卷分貳厘五毛

一 鹽 五斗

此金貳切七七分七厘

一 金貳切五分

(右諸入用并
薪代共ニ)

一 金拾壹切七七分九厘八毛

此代拾八貫七百六拾五文

此内醬油 四百七拾五盃

内四拾八盃 火入斗免り

引ノ 四百貳拾七盃也

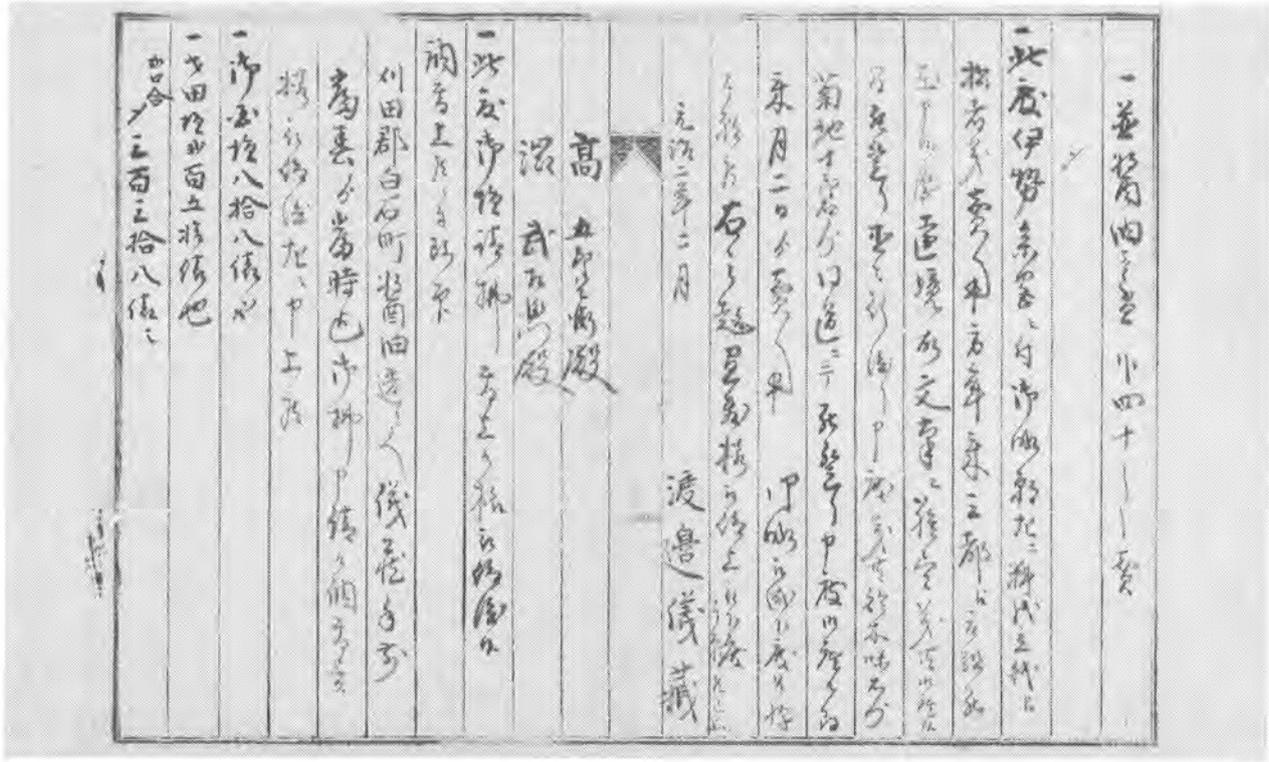
卷盃二付 代四十三文九分貳厘

十二月廿二日御首尾檢断正右衛門殿より

申談候覺之事印

一 上 醬油 卷盃 代四十貳文壳

註¹ 「文久元年」元治元年の誤りか。
子年は元治元年である。



330

329

一並醬油壺壹 代四十文売

一此度伊勢參宮二付御暇願左二料紙立紙江

拙者義売用方年来三都江取組罷

在申候處遠境故文筆二難尽義共御座候

間罷登り直々行渡り申度義共鈴木味右衛門

菊地十郎右衛門同道二テ罷登り申度御座候間

来月二日より売用 御暇被成下度乍憚

奉願候右之趣宜敷様被仰上被下度奉願候已上

元治二年二月 渡邊儀藏

註1 元治二年 慶応元年

高 五郎兵衛殿

波 武左衛門殿

一此度御塩請私書上候様被仰渡候

調書上候二付改印

刈田郡白石町醬油造り人儀藏手前

当春より当時迄御拂申請候調書上候

様被仰渡左二申上候

一御国塩八拾八俵也

一戈田塩貳百五拾俵也

貳口合 三百三拾八俵也

註2 「高 五郎兵衛」片倉家臣、高橋五郎兵衛元豊、知行六貫五百五拾六文。

註3 「波 武左衛門」片倉家臣、渋谷武左衛門元長、知行四貫六百廿三文。

註4 「戈田塩」不詳。

内 式百六拾三俵也

右者当時辻仕込仕候分

内 六拾七俵也

右者当時駄送残り分

ノ 三百三拾俵也

指引残八俵也

右所持仕居候分

右之通り書上仕候以上

醤油造人 儀藏

慶応元年
乙丑年五月日

内 式百六拾三俵也

右者当時辻仕込仕候分

内 六拾七俵也

ノ 三百三拾俵也

指引残八俵也

右所持仕居候分

右之通り書上仕候以上

醤油造人 儀藏

慶応元年
乙丑年五月日

一此度醤油仕込石数書上仕候様被仰付候二付

卷年丈ヶ造り込左二書上仕候

川田郡白石町醤油造り人儀藏手前卷ヶ年

醤油仕込石数取調書上候様被仰渡奉畏り

申上候

一 醤油造り高卷ヶ年 七拾五石也

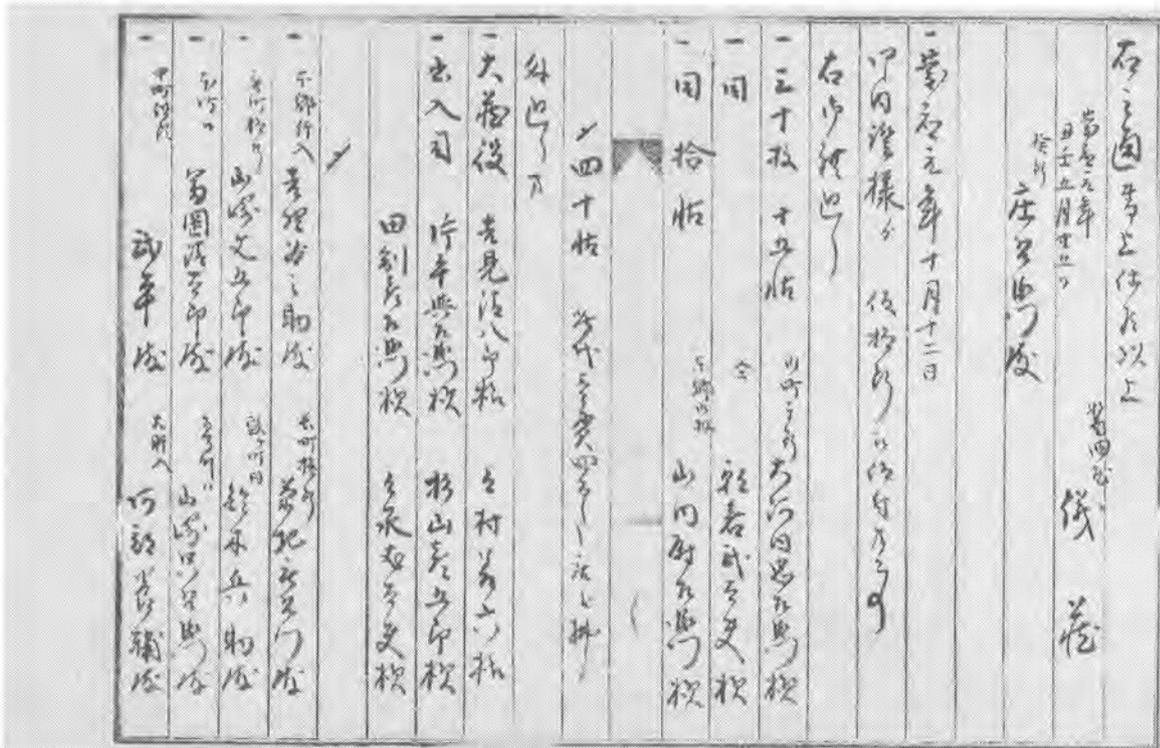
但シ年柄二ヨリ売次第卷ヶ年六拾石造り

年御座候又者八拾五石位茂造り方仕候

年も御座候

此塩入用四拾五石也

註一 「壬」は閏年の閏の異体字。慶応元年五月が閏月であった。



右之通書上仕候以上

慶応元年
丑壬五月廿五日

普油屋

儀藏

檢断
庄右衛門殿

一慶応元年十月十二日

御内證様より 仮檢断被仰付候事

右御禮廻り

一三十枚十五帖

御町奉行 大河内忠左衛門様

一同

同 朝倉武太夫様

一同拾帖

本郷御扱 山内尉左衛門様

四十帖 此代壹貫四百文店江拂

外廻り方

一大藏役 吉見清八郎様

今村善六様

一出入司 片平與左衛門様

杉山彦五郎様

田制彦左衛門様 今泉丈太夫様

一本郷肝入 吉野谷之助殿

長町檢断 菊地庄右衛門殿

一新町檢断 山崎文五郎殿

短ヶ町同 鈴木兵助殿

一本町同 富岡清太郎殿

亘り町同 山崎只右衛門殿

一中町組頭 武平殿

大肝入 阿部養輔殿

註1 「御内證様」片倉家十一代片倉邦康公。

註2 「仮檢断」檢断役の見習いの様な役。

註3 「御町奉行大河内忠左衛門」片倉家臣大河内忠左衛門頼匡知行三貫文。

註4 「同朝倉武太夫」片倉家臣朝倉正左衛門清惠の嫡子。

註5 「本郷御扱山内尉左衛門」片倉家臣山内尉左衛門俊行知行三貫五百五拾文。

註6 「大藏役吉見清八郎」片倉家臣吉見清八郎直次、知行壹貫貳百六拾貳文。

註7 「今村善六」片倉家臣、今村善六成之、知行壹貫八百九拾貳文。

註8 「出入司片平與左衛門」片倉家臣、片平與左衛門友賢、知行三貫三百九拾文。

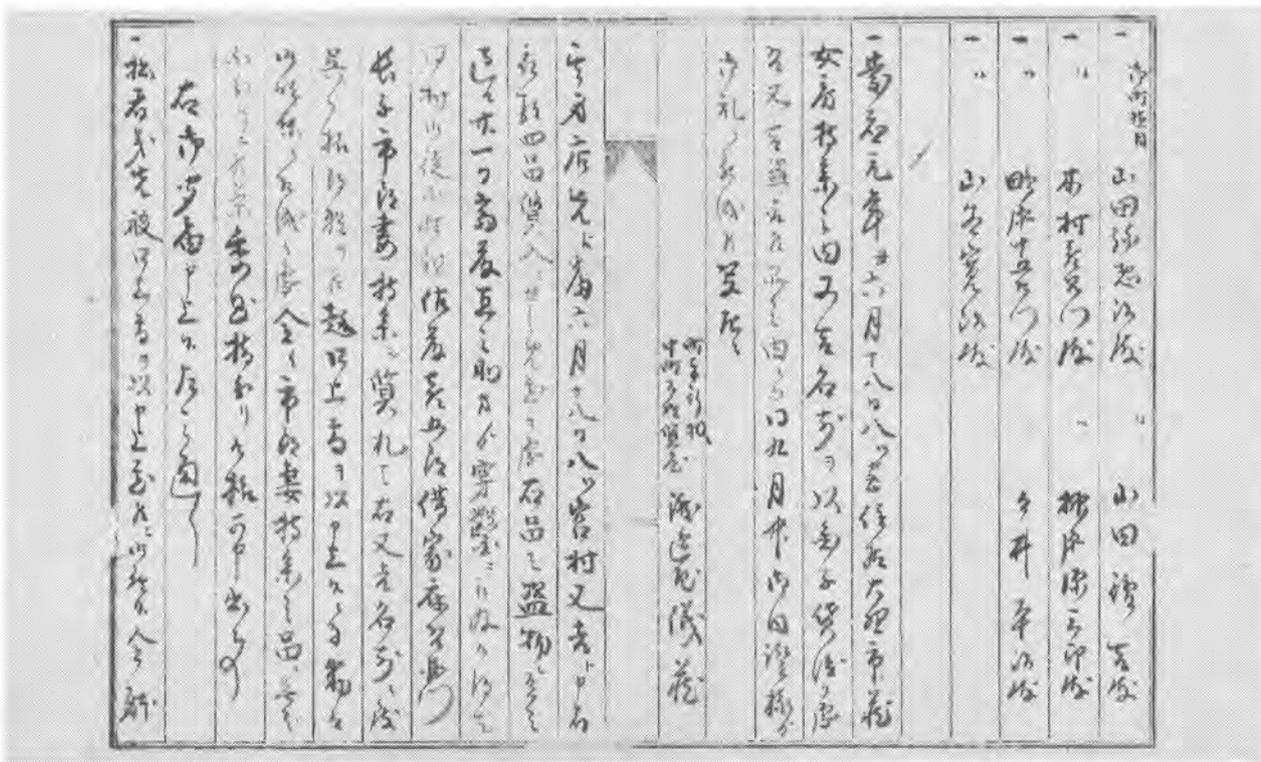
註9 「杉山彦五郎」片倉家臣、杉山彦五郎定好、知行貳貫三百文。

註10 「田制彦左衛門」片倉家臣、田制置一郎の嫡子田制彦左衛門か？

註11 「今泉丈太夫」片倉家臣、今泉丈太夫知行、知行五貫文。

註12 「富岡清太郎」本町の檢断役を務める。現在富岡齒科医院进行營業。

註13 「山崎只右衛門」亘理町の檢断役を務める。山崎家六代目只右衛門直意。跡地は第一小学校真向いの岡崎旅館となっている。



336

335

一 御町横目 ^{註1} 山田弥惣治殿 同 山田嶋吉殿
 一 同 木村彦右衛門殿 同 神原源三郎殿
 一 同 鳴原十五左衛門殿 同 今井平治殿
 一 同 山谷寛治殿
 一 慶応元年丑六月十八日八ッ宮住居大野市藏
 女房持参之由又吉名前ヲ以金子貸渡候處
 右又吉盗取候品之由ニ而同九月中御内證様より
 御礼ニ罷成候写左ニ
 町奉行扱 渡邊屋儀藏
 中町百姓質屋

其方店先江当六月十八日八ッ宮村又吉ト申者
 衣類四品質入ニセシ免置候處右品者盗物ニ有之
 過ル廿一日齊藤直之助方より穿鑿ニ被及候得者
 同村御徒小性組佐藤彦五郎借家麻右衛門
 長子市郎妻持参シ質札者右又吉名前ニ致
 呉候様得頼ヲ候趣口上書ヲ以申上候ニ付筋々
 御吟味ニ相成候處全く市郎妻持参之品ニ無之
 不分リニ候条委曲指分リ候様可申出事
 右御聞届申上候左之通り
 一 拙者義先般口上書ヲ以申上置候ニ御座候全躰

註1 「御町横目」目付・徒目付の配下で家臣や城中の監察にあたる職分と郡奉行の配下で農村支配の任にあたるものがあつた。
 註2 「山田弥惣治」本町に住し、現在同所で山田綿店となつてゐる。

當六月十八日ハツ頃ニモ可有御座候哉大野市郎
 妻質場へ罷越衣類四品持參致候間右品へ
 貴殿目眼ヲ以金子貸呉候様御談ニ付右品物へ
 金壹兩御用立申候併質札江ハハツ宮村又吉ト
 記呉候様御談ニ御座候処拙者又吉ト申者者
 何方之者ニ候哉承リ候得者私抱置候者之由
 二而無心遣貸書記呉候様重々之御談ニ相成
 右又吉名前ヲ以貸渡申候猶又脇方より質
 入ニ相成候節も知人ニ御座候得者別人之名前
 ヲ以貸渡シ候節茂俣有之申候且又過ル廿一日
 齊藤直之助拙者宅江罷越御談有之候二者
 私事当六月中被盜取候品物者貴殿江質
 入ニ相成居候由承知致直々相越申候間質帳
 相改呉候様御談ニ付相改申候處前書品物
 形付浴衣壹枚淺黄紋付女帷子壹枚小倉茶
 袴壹下リセへ古夏袴壹下リ都合四品ニ御座候
 右品々同人被盜取候色品ニ相違無之段
 御断ニ罷成驚入候義ニ御座候且其節御談ニハ
 質札名前者又吉ニ有之候処持參之者ハ大野
 市郎妻之事ニ承知致候処如何ニ哉御問合ニ

當六月十八日ハツ頃ニモ可有御座候哉大野市郎
 妻質場へ罷越衣類四品持參致候間右品へ
 貴殿目眼ヲ以金子貸呉候様御談ニ付右品物へ
 金壹兩御用立申候併質札江ハハツ宮村又吉ト
 記呉候様御談ニ御座候処拙者又吉ト申者者
 何方之者ニ候哉承リ候得者私抱置候者之由
 二而無心遣貸書記呉候様重々之御談ニ相成
 右又吉名前ヲ以貸渡申候猶又脇方より質
 入ニ相成候節も知人ニ御座候得者別人之名前
 ヲ以貸渡シ候節茂俣有之申候且又過ル廿一日
 齊藤直之助拙者宅江罷越御談有之候二者
 私事当六月中被盜取候品物者貴殿江質
 入ニ相成居候由承知致直々相越申候間質帳
 相改呉候様御談ニ付相改申候處前書品物
 形付浴衣壹枚淺黄紋付女帷子壹枚小倉茶
 袴壹下リセへ古夏袴壹下リ都合四品ニ御座候
 右品々同人被盜取候色品ニ相違無之段
 御断ニ罷成驚入候義ニ御座候且其節御談ニハ
 質札名前者又吉ニ有之候処持參之者ハ大野
 市郎妻之事ニ承知致候処如何ニ哉御問合ニ

右御座候間前文申上候次第御答ニ仕候義ニ御座候
 兼而知人之た免金代貸渡シ右四品預リ置
 候事ニ御座候處此度御聞届之上勘弁仕
 候得ハ右直之助盜難御觸出シ奉承知候上ハ
 右日限以来取請候品物相改吟味可仕事ニ
 御座候得共無其義罷在暫時御事多ニ罷成
 候義者不調法至極出貢可申上様無御座候
 右之外可申上様無御座候以上
 慶応元年八月廿八日 渡邊儀藏
右引添人檢断
 右申上候聞取 佐藤盾五郎
 朝倉武太夫 高橋徹之進
昔木役
 斎藤常之進 佐藤幸太郎
 右御披露書左ニ
 御内證様江 口上之覚
 一昨廿一日斎藤直之助殿拙者宅江罷越御談
 有之候二者私事当六月中被盜取候色品
 貴殿方へ質入ニ相成居候由承知仕候間質帳
 相改呉候様御談ニ付相改申候処六月十八日
 ハッ宮村又吉名前ヲ以形付浴衣巻枚淺黄
 紋付帷子巻枚小倉茶袴巻下リセへ古夏

339

罷成申候間前文申上候次第御答ニ仕候義ニ御座候

兼而知人之た免金代貸渡シ右四品預リ置

候事ニ御座候處此度御聞届之上勘弁仕

候得ハ右直之助盜難御觸出シ奉承知候上ハ

右日限以来取請候品物相改吟味可仕事ニ

御座候得共無其義罷在暫時御事多ニ罷成

候義者不調法至極出貢可申上様無御座候

右之外可申上様無御座候以上

慶応元年八月廿八日 渡邊儀藏

右申上候聞取

右引添人檢断
佐藤盾五郎

朝倉武太夫

高橋徹之進

斎藤常之進

昔木役
佐藤幸太郎

右御披露書左ニ

御内證様江 口上之覚

一昨廿一日斎藤直之助殿拙者宅江罷越御談

有之候二者私事当六月中被盜取候色品

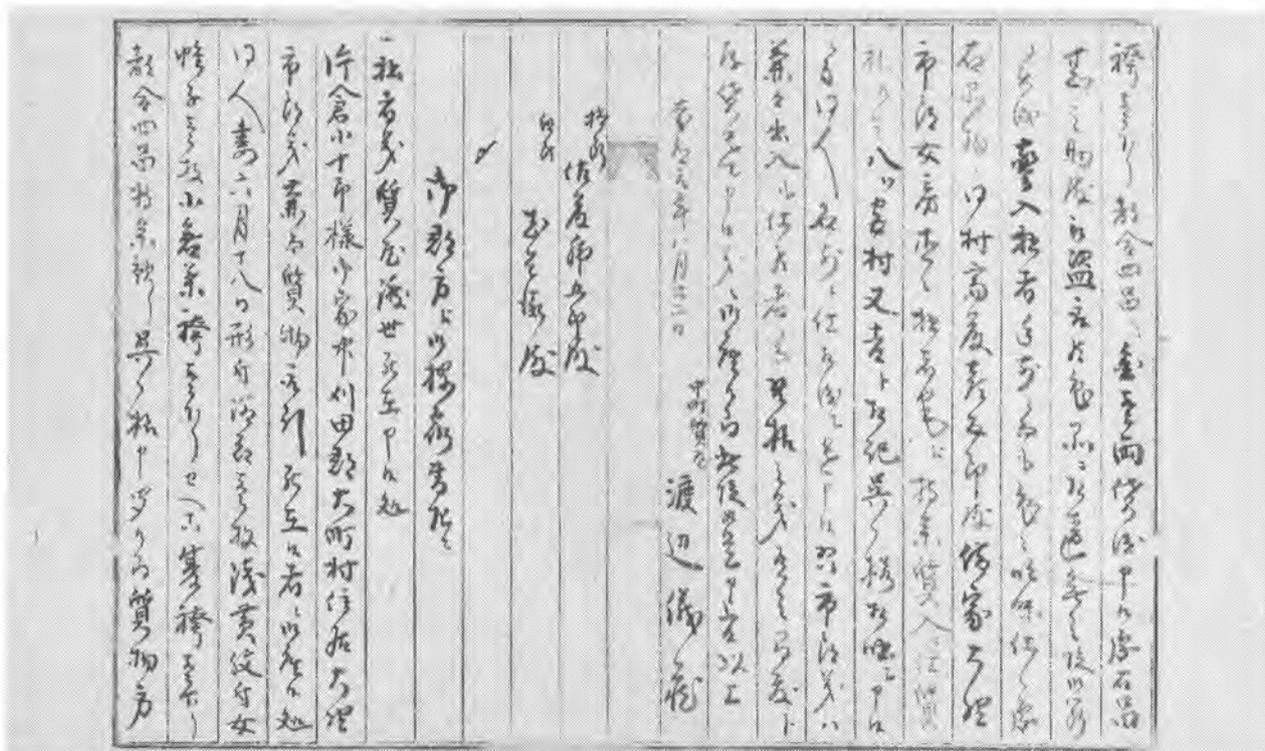
貴殿方へ質入ニ相成居候由承知仕候間質帳

相改呉候様御談ニ付相改申候処六月十八日

ハッ宮村又吉名前ヲ以形付浴衣巻枚淺黄

紋付帷子巻枚小倉茶袴巻下リセへ古夏

340



342

341

袴巻下り都合四品へ金巻両貸渡申候處右品

甚之助殿被盜取候色品二相違無之段御断

二罷成驚入拙者手前二而も色々吟味仕候處

右品物八同村齋藤彦五郎殿貸家大野

市郎女房直々拙者宅江持参質入二仕質

札江者八ッ宮村又吉ト相記呉候様相咄シ申候

二付同人名前二仕相渡シ遣申候右市郎義ハ

兼々出入も仕候者二而右様之義有之間數ト

存貸遣し申候義二御座候間此段如是申上候以上

慶応元年八月廿二日

中町質屋

渡辺儀藏

後断 佐藤厩五郎殿

組頭 武兵衛殿

御郡方江御披露書左二

一拙者義質屋渡世罷在申候處

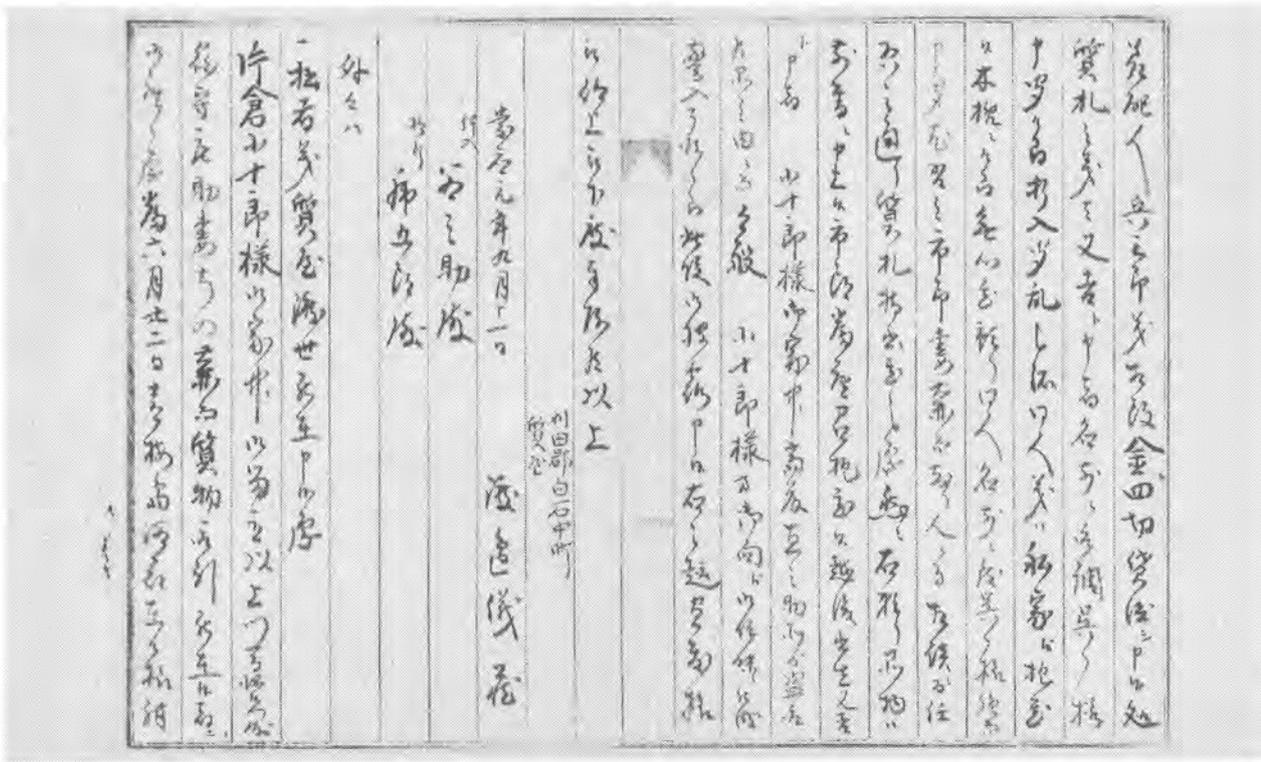
片倉小十郎様御家中川田郡大町村住居大野

市郎義兼而質物取引罷在候者二御座候處

同人妻六月十八日形付浴衣巻枚浅黄紋付女

帷子巻枚小倉茶袴巻下り七へ古夏袴巻下り

都合四品持参預り呉候様申聞候間質物方



344

343

差配人兵三郎義相改金四切貸渡シ申候処

質札之義者又吉ト申者名前二取調呉候様

申聞候間折入聞乱申候処同人義ハ私家江抱置

候木挽二候間無心置預リ同人名前二致呉候様強而

申聞尤右之市郎妻兼而知り人二付相談ニ而任

右之通り質札指出置申候處然二右預リ品物ハ

前書ニ申上候市郎当座召抱置候越後出生又吉

ト申者 小十郎様御家中斎藤直之助所より盗取

候品之由ニ而今般 小十郎様方御向江御吟味ニ罷成

驚入奉存候間此段御披露申候右之趣宜敷様

被仰上被下度奉存候以上

川田郡白石町 質屋

慶応元年九月十一日 渡邊儀藏

肝入 谷之助殿

檢断 厩五郎殿

外々ハ

一拙者義質屋渡世罷在申候處

片倉小十郎様御家中御留主以上門馬儀左衛門殿

宿守庄助妻ちの兼而質物取引罷在候者ニ

御座候處当六月廿二日青梅島浴衣在候様紺



346

345

立系入嶋浴衣巻枚都合式品持参仕預リ呉候様

申聞候間質物方指配人兵三郎義相改メ金

五切貸渡シ申候處七月二日右式品之内青梅

嶋浴衣巻枚金三切二而拔受仕度申聞候二付

右金請取巻品相渡シ申候而残り紺立嶋ゆかた

巻枚へ相改金式切ト百三十三文貸渡申候處右品

者同御家中御留主以下斎藤直之助盜難品

之由二付 小十郎様御向役より御始末二罷成候二付

此段御披露申上候以上

慶応元年十月二日

川田郡白石
質屋

渡邊儀藏

肝入 谷之助殿

後断 希五郎殿

一丑ノ十月十六日御町横目大森忠左衛門殿佐々木一郎殿

御出役嶋屋御宿ニテ御用之義有之罷出候處

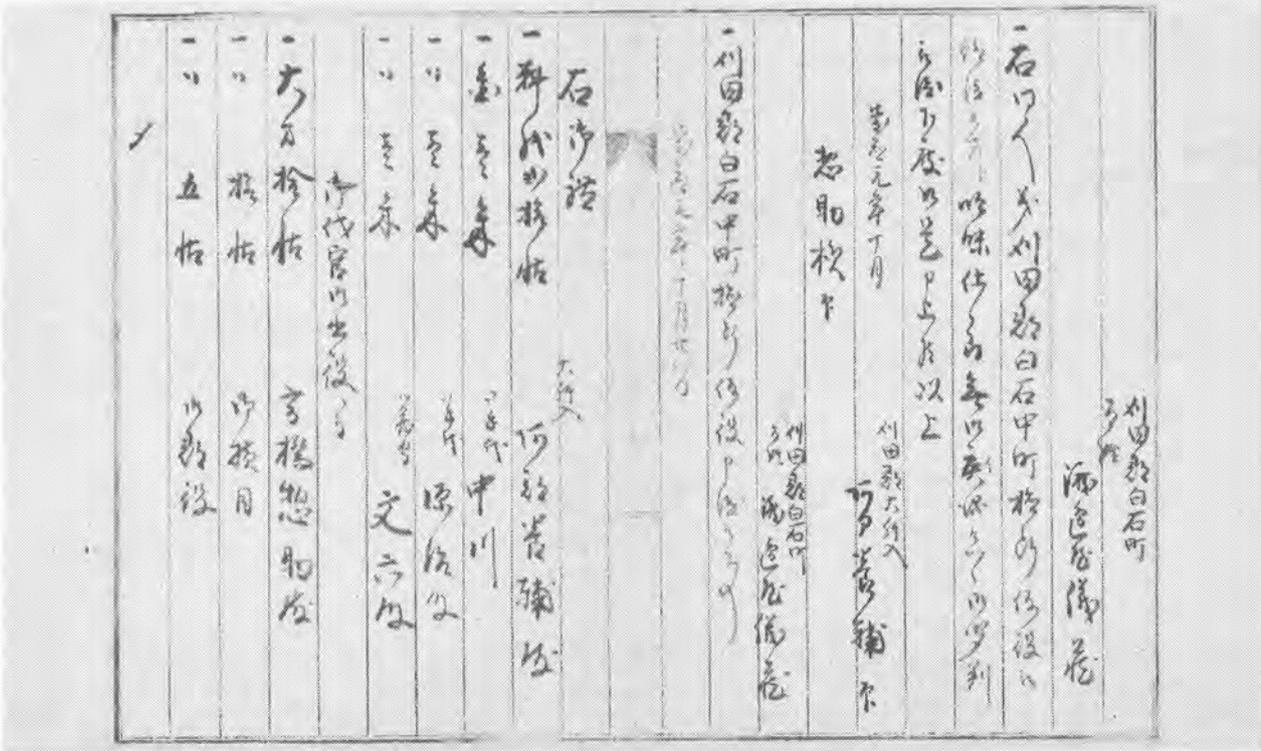
渡邊屋儀藏店支配人兵三郎前書質物

之義御乱二罷成候處右品盜難品物二付被召上

候段被仰渡候名前行違不折入二付遠方被

相留候事

其ノ 正月廿二日不及其義二候段御首尾被成候事



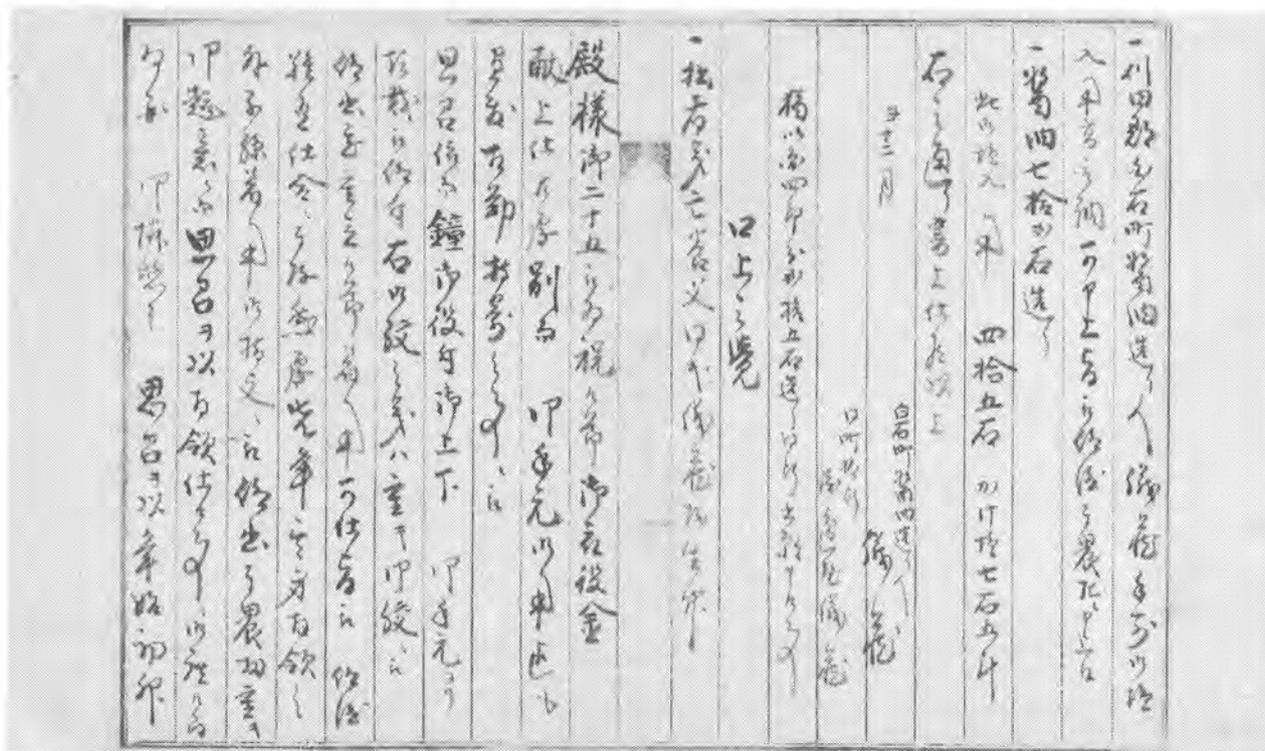
348

347

- 右御禮
- 一料紙式拾帖 大肝入 阿部養輔殿
- 一金 壹朱 御手代 中川
- 一同 壹朱 御手代 源治殿
- 一同 壹朱 御藏守 文六殿
- 御代官御出役二付
- 一大方拾帖 高橋惣助殿
- 一同 拾帖 御横目
- 一同 五帖 御郡役

- 川田郡白石町 渡邊屋儀藏
- 一右同人義川田郡白石中町検断仮役被仰渡候方ト吟味仕候間無御イ儀候ハハ御聞判被渡下度如是申上候以上
- 川田郡大肝入 慶応元年十月 阿部養輔印
- 半 惣助様印
- 川田郡白石町 百姓 渡邊屋儀藏
- 一川田郡白石中町検断仮役申渡候事
- 慶応元年十月廿八日

註「惣助様」御代官御出役 高橋惣助



一 刈田郡白石町醬油造り人儀藏手前御塩
 入用高取調可申上旨被仰渡奉畏左ニ申上候
 一 醬油七拾式石造り

此御塩入用四拾五石かけ塩七石五斗
 右之通り書上仕候以上

丑十二月
白石町醬油造り人
 儀藏

同町被断
 渡邊屋儀藏

猶以圓四郎分式拾五石造り同断出願申候事

口上之覺

一 拙者義亡養父同氏儀藏存生中

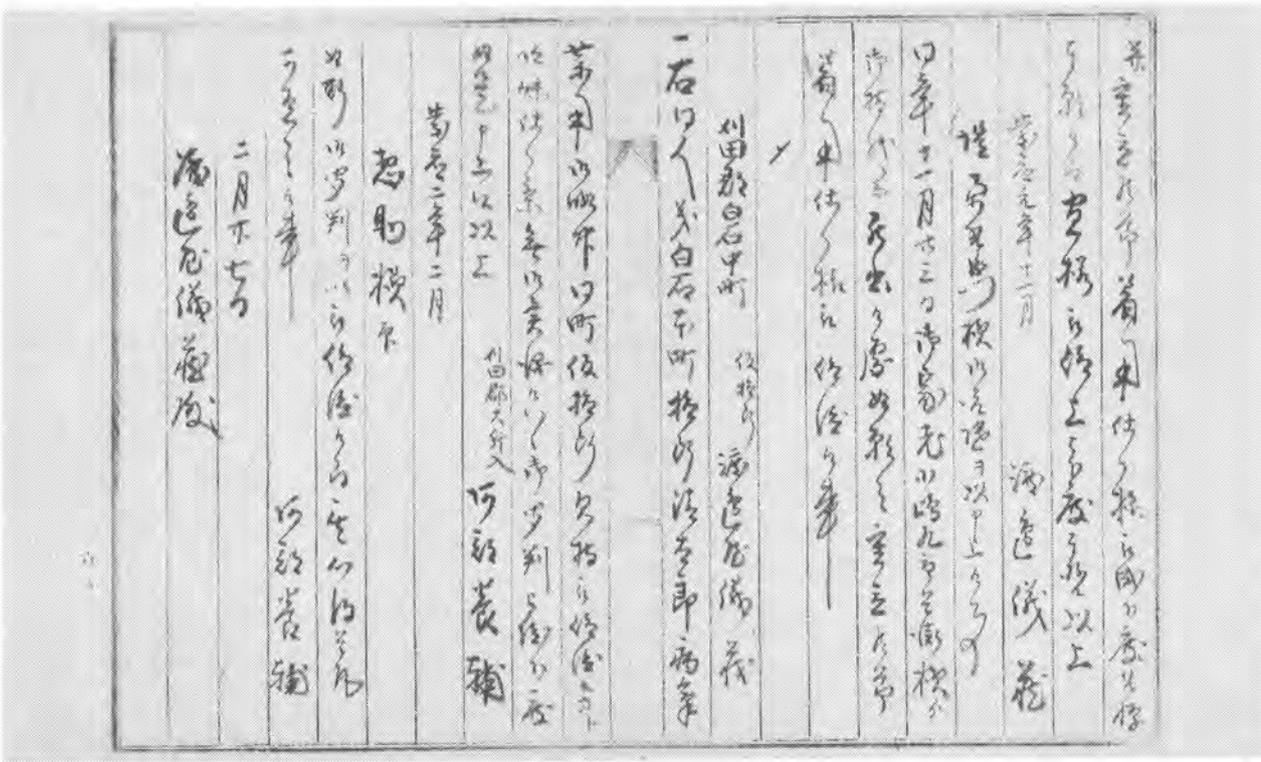
殿様御二十五被為祝候節御衣役金
 献上仕候處別而 御手元御用迄も
 宜敷相勤持寄之事ニ被
 思召依而鐘御役付御上下 御手元ヨリ
 頂戴被仰付右御紋之義ハ重キ御紋ニ被
 仰出置重立候節着用可仕旨被 仰渡
 難有仕合ニ奉存然處先年其身拜領之
 外子孫着用御指支ニ被仰出奉畏扱重キ
 御趣意ニ而思召ヲ以拜領仕候事ニ御座候間
 何卒 御憐愍之 思召ヲ以年始初卯

註1

「殿様」片倉家十二代目片倉景
 範公。天保九年生れ。幼名、豊
 七郎。

註2

「御衣役金」男性の二十五才厄
 年を無事に済ませた事に対する
 御祝儀。



并 重立候節着用仕候様被成下度乍憚

奉願候間宜様被仰上被下度奉存候以上

慶応元年十一月 渡邊儀藏

堤勇右衛門様御取継ヲ以申上候事

同年十一月廿三日御家老小嶋九郎兵衛様より

御指紙ニ而罷出候處如願之重立候節

着用仕候様被 仰渡候事

川田郡白石町 仮検断 渡邊屋儀藏

一右同人義白石本町検断清太郎病氣

薬用御暇中同町仮検断^{註1}欠持被仰渡候方ト

吟味仕候条無御異儀候ハハ御聞判被渡下度

如是申上候以上 川田郡大肝入 阿部養輔

慶応二年二月

惣助様印

如斯御聞判ヲ以被仰渡候間其心得首尾

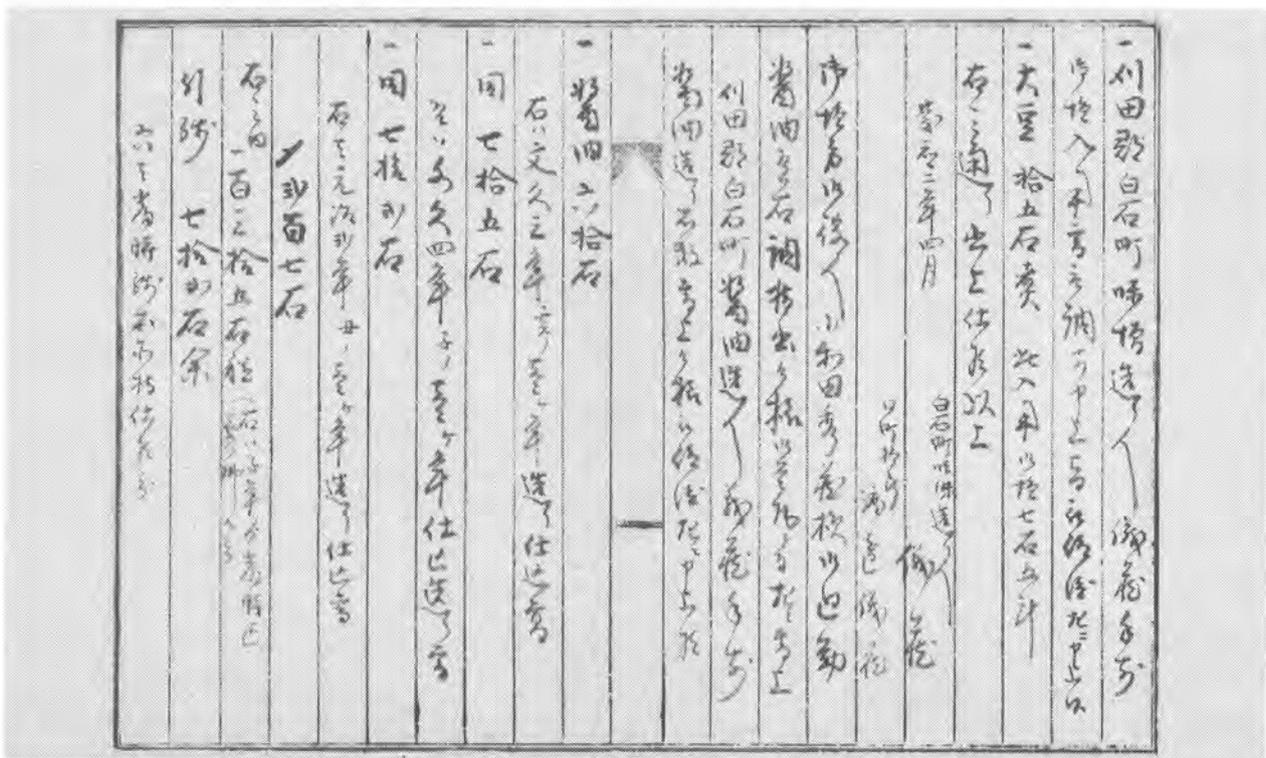
可有之候事 註2 阿部養輔

二月廿七日

渡邊屋儀藏殿

註1 「欠持」掛け持ちのこと。いわゆる渡邊屋儀藏は中町の仮検断であるが本町の仮検断も掛け持ちとなった。

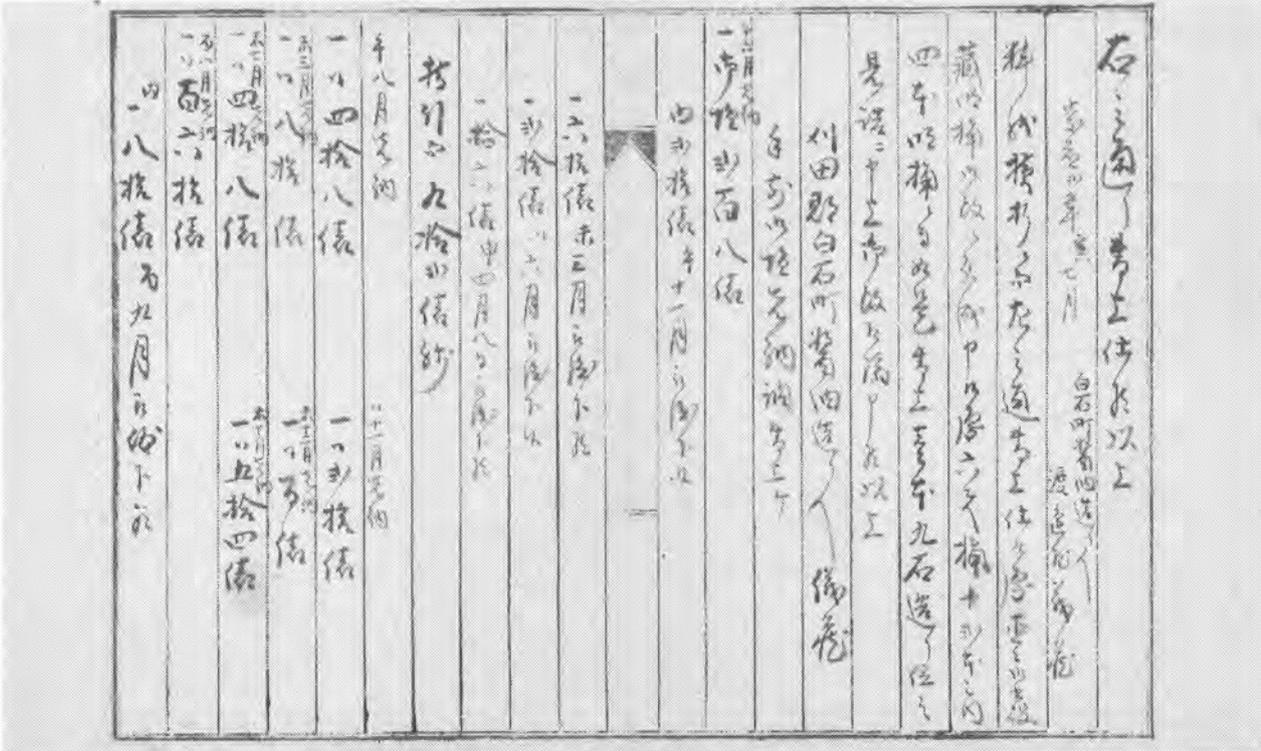
註2 「阿部養輔」大肝入阿部傳右衛門が万延二年(文久元年)に死去に付き後任として息子養輔(世襲)が川田郡大肝入に就任した。八年後の明治二年退任となる。



354

353

- 一 川田郡白石町味噌造り人儀藏手前
御塩入用高取調可申上旨被仰渡左二申上候
- 一 大豆 拾五石煮 此入用御塩七石五斗
右之通り書上仕候以上
- 慶応二年四月 白石町味噌造り人 儀藏
同町検断 渡邊儀藏
- 御塩方御役人小和田秀藏様御廻勤
- 醤油有石調指出候様御首尾二付左二書上
- 川田郡白石町醤油造人義藏手前
- 醤油造り石数書上候様被仰渡左二申上候
- 一 醤油六拾石
- 右ハ文久三年 亥ノ壺ケ年造り仕込高
- 一同 七拾五石
- 右ハ文久四年 子ノ壺ケ年仕込造り高
- 一同 七拾式石
- 右者元治貳年 丑ノ壺ケ年造り仕込高
- ノ貳百七石
- 右之内一百三拾五石程 (右ハ子年より当時迄
亮拂候分)
- 引残 七拾式石余
- 右者当時残石所持仕候分



356

355

右之通り書上仕候以上

慶応元年 七月 白石町醬油造り人 渡邊屋義藏

料紙横折二而左之通書上仕候處直々御書役

藏明桶御改二罷成申候處六尺桶十式本之内

四本明桶二付如是書上巻本九石造り位之

見詰二申上御改相済申候以上

川田郡白石町醬油造り人 儀藏

手前御塩先納調書上ケ

午六月先納 一御塩式百八俵 内式拾俵 午十一月被渡下候

一六拾俵 米 三月被渡下候

一式拾俵 同 六月被渡下候

一拾六俵 申 四月八日被渡下候

指引而 九拾貳俵残

午八月先納

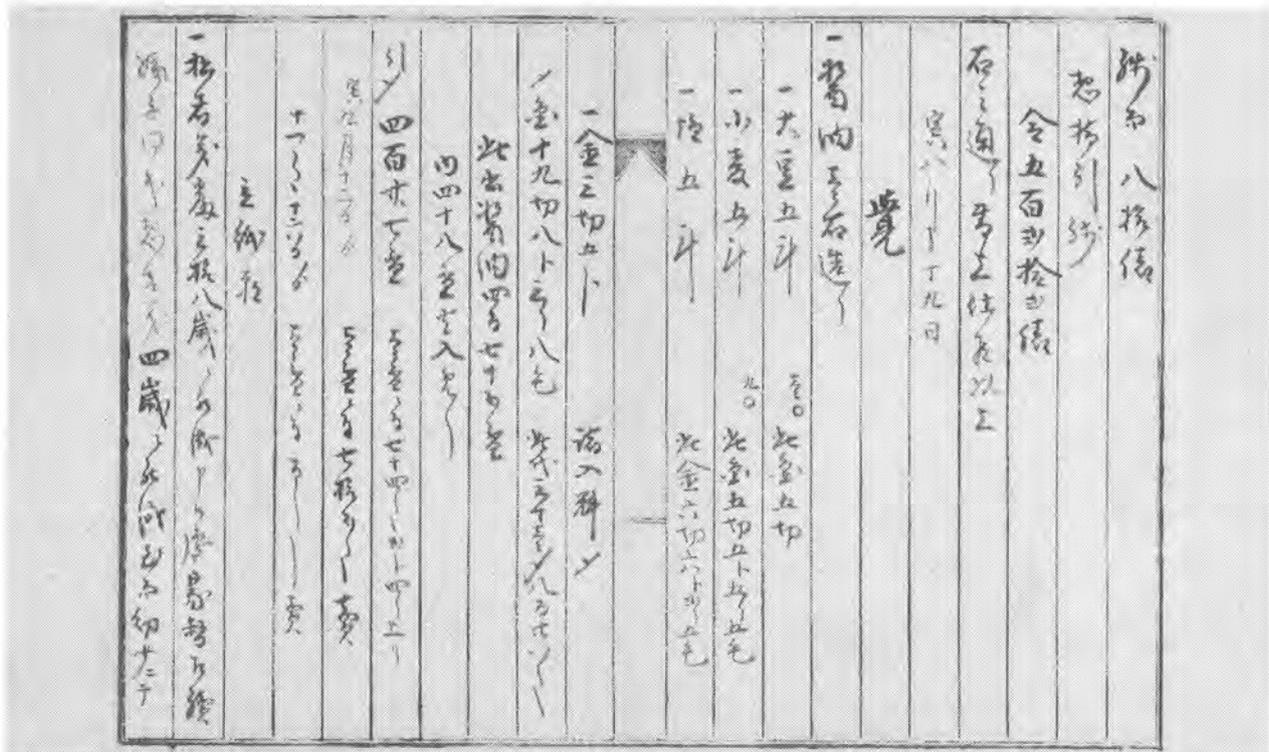
一同 四拾八俵 同十一月先納 一同 貳拾俵

一同 八拾俵 米三月先納 一同 貳拾俵

一同 四拾八俵 米七月先納 一同 百俵

一同 百六拾俵 西八月先納 一同 五拾四俵

内 一八拾俵 酉九月被渡下候



358

357

残而八拾俵

惣指引残

合五百式拾式俵

右之通り書上仕候以上

寅八月十九日

覺

一醬油壺石造り

一大豆五斗

一小麦五斗

一塩 五斗

壺〇 此金五切

九〇 此金五切五分五厘五毛

此金六切六分式厘五毛

一金三切五分 諸入料ノ

ノ金十九切八分三厘八毛 此代三十卷ノ八百廿八文

此出醬油四百七十五盃

内四十八盃火入免り

引ノ四百廿七盃壺二付七十四文式分四厘上り

寅 九月十二日より壺盃二付七拾五文売

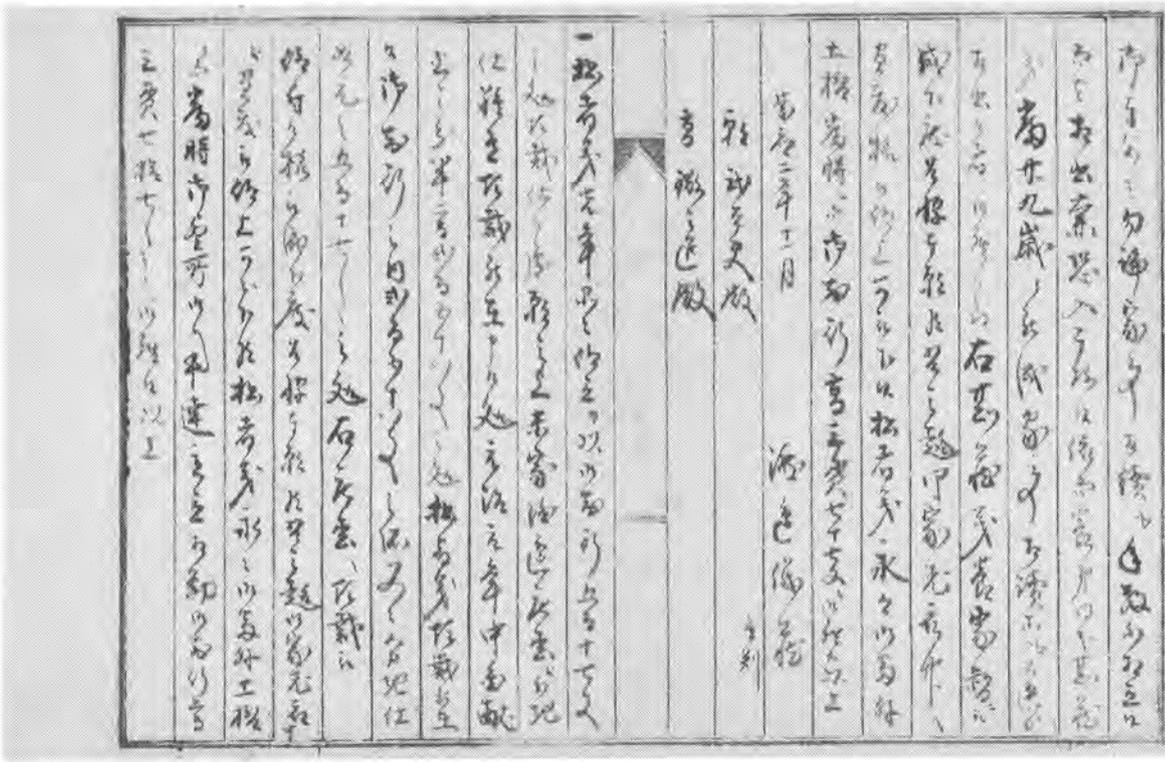
十一月十六日より壺盃二付百文売

立紙願

一拙者^註義当三拾八才二罷成申候處家督相統

嫡子同氏惣吉義四才二罷成至而幼少ニテ

註一 「拙者」 渡辺家八代目善則。改め甚蔵、後改め儀蔵。



御奉公者勿論家事相続も年数不相立候

而者相出兼恐入奉存候依而養弟同氏甚甚藏

義当廿九才二罷成家事相続等も早速より

相出候者二御座候間右甚藏義養家督二被

成下度乍憚奉願候右之趣御家老衆中へ

宜敷様被仰上可被下候拙者義永々御番外

士格当時二而御知行高三貫七十七文二御座候以上

慶応二年十一月

渡邊儀藏

重判

朝 武太夫殿

高 徹之進殿

一拙者義先年品々仰立ヲ以御知行五百十七文

之处頂戴仕候處願之上末家渡邊庄恣江分地

仕難有頂戴罷在申候処元治年中金献

上之分半高式百五十八文之处拙者義頂戴罷在

候知行之内式百五十八文之所又々分地仕

如元之五百十七文之处右庄恣へ頂戴被

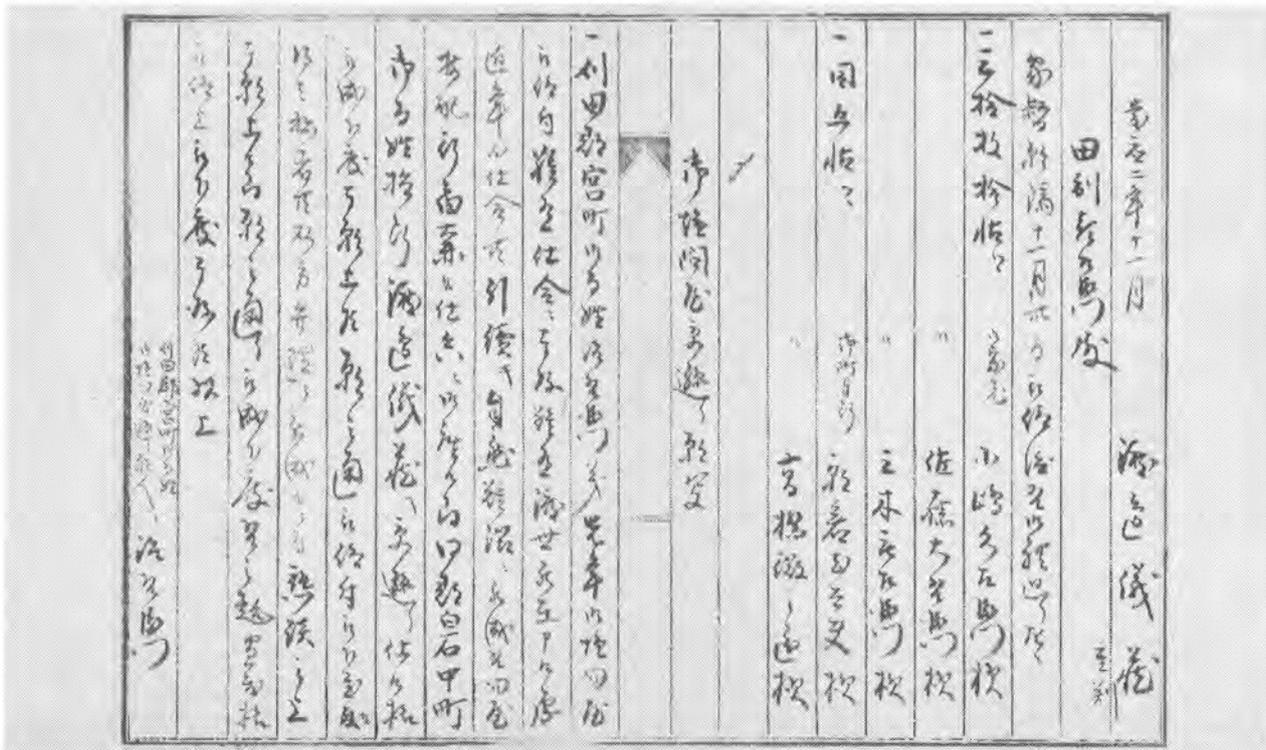
仰付候様被成下度乍憚奉願候右之趣御家老衆中

江宜敷被仰上可被下候拙者義永々御番外士格

二而當時御台所御用達主立相勤御知行高

三貫七拾七文二御座候以上

註一 甚藏、渡邊家九代目豊吉善光、七代目善伴の嫡男で八代目善則の養家督となる。



362

361

慶応二年十一月

渡邊儀藏

田制彦左衛門殿

重判

家督願濟十一月卅日被仰渡右御禮廻り左二

一三拾枚拾帖ツツ 御家老 小嶋久左衛門様

同 佐藤大右衛門様

同 三木庄左衛門様

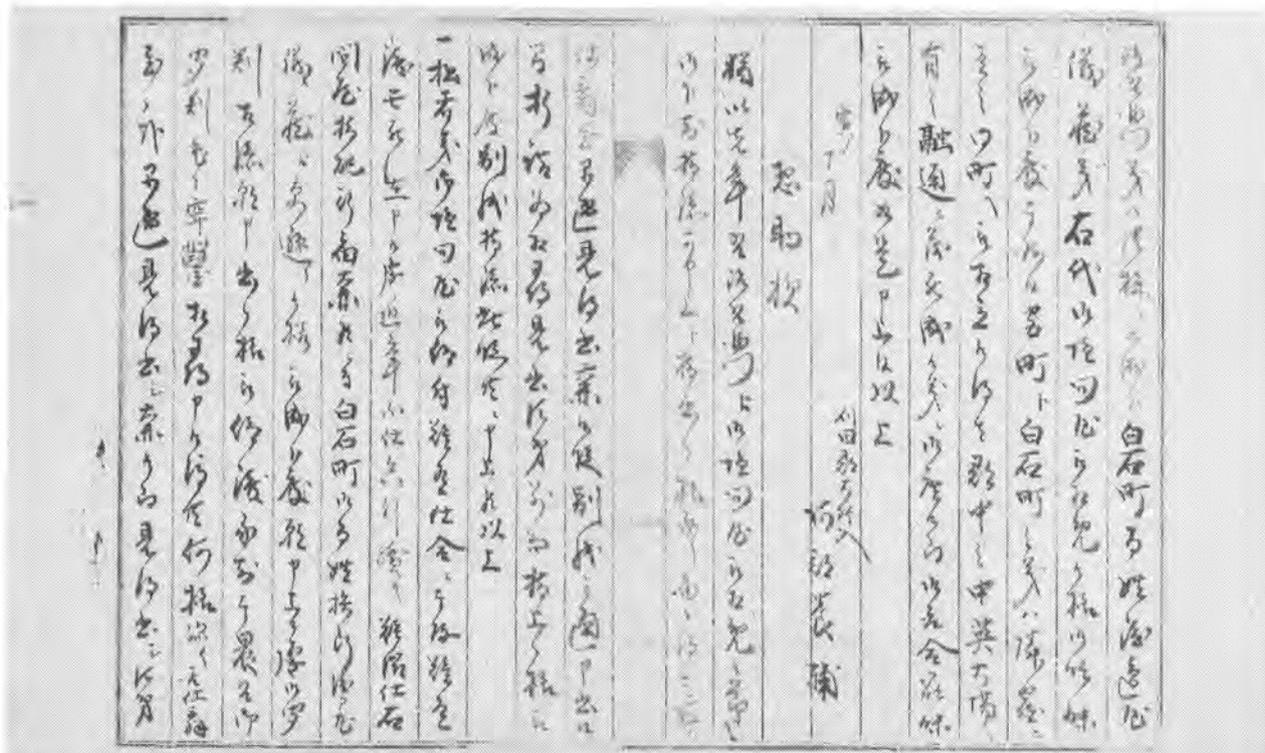
一同 五帖ツツ 御町奉行 朝倉武太夫様

同 高橋徹之進様

御塩問屋受遜り願写

一川田郡宮町御百姓治右衛門義先年御塩問屋
 被仰付難有仕合二奉存難有渡世罷在申候處
 近年不仕合共引続キ自然難波二罷成右問屋
 指配行届兼候仕合二御座候間同郡白石中町
 御百姓檢断渡邊儀藏へ受遜り仕候様
 被成下度奉願上候願之通被仰付被下置候
 得者拙者共双方弁理二罷成候二付熟談之上
 奉願上候間願之通り被成下度右之趣宜敷様
 被仰上被下度奉存候以上

川田郡宮町御百姓
 御塩問屋選り願人 治右衛門



治右衛門義ハ潰株ニ被成下白石町百姓渡邊屋
儀藏義右代御塩問屋被相免候様御吟味

被成下度奉存候宮町ト白石町之義ハ隣宿ニ

有之同町へ被相立候得者郡中之中英大場ニ

有之融通ニ茂罷成候義ニ御座候間御取合御吟味

被成下度如是申上候以上

實ノ十月 刈田郡大肝入 阿部養輔

惣助様

猶以先年右治右衛門江御塩問屋被相免候節之

御下知指添可申上ト指出候様承り届候得者取り

仕舞置早速見得出兼候段別紙之通申出候

間折詰為相尋見出次第別而指上候様被

成下度別紙指添此段共ニ申上候以上

一拙者義御塩問屋被仰付難有仕合ニ奉存難有

渡世罷在申候處近年不仕合引続キ難波仕右

問屋指配行届兼候ニ付白石町御百姓檢断渡邊屋

儀藏江受遜リ候様被成下度願申上候處御聞

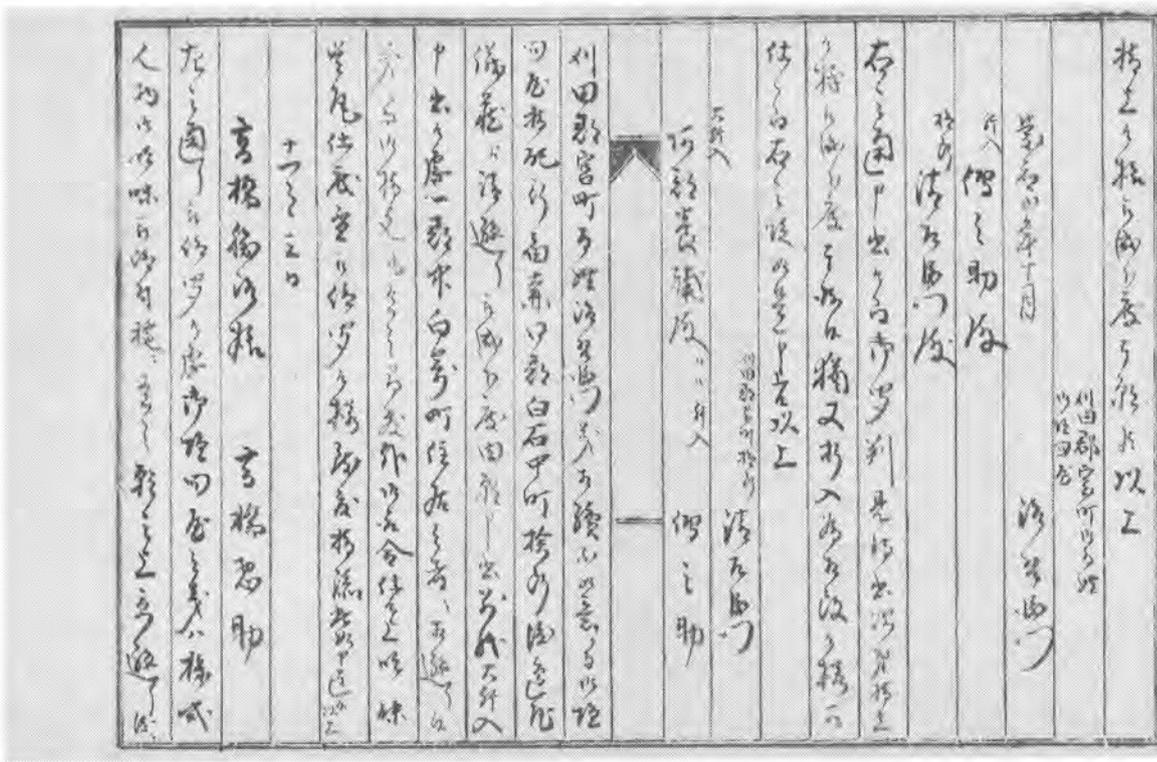
判相添願申出候様被仰渡承知奉畏右御

聞判色々窮鑿相尋申候得共何様深く取仕舞

置候哉早速見得出シ兼候間見得出シ次第

註1 「御百姓檢断」渡邊家八代儀藏が身分としては百姓ながら檢断役となる。

註2 「御聞判」代官所発行の塩問屋の營業の許可証の様なものか。



指上候様被成下度奉願候以上

川田郡宮町御百姓
御塩問屋

慶応式年十月 治右衛門

肝入 傳之助殿

檢断 清左衛門殿

右之通申出候間御聞判見得出次第指上

候様被成下度奉存候猶又折入為相改候様可

仕候間右之段如是申上候以上

川田郡宮町檢断 清左衛門

大肝入 阿部養輔殿 同 肝入 傳之助

川田郡宮町百姓治右衛門義相統不如意二付御塩

問屋指配行届兼同郡白石中町檢断渡邊屋

儀藏江請遜り被成下度由願申出別紙大肝入

申出候處一郡中向寄町住居之者へ相遜り候

義二而御指支も有之間敷哉御取合仕候上吟味

首尾仕度否被仰聞候様致度指添此如申達候以上

十一月三日

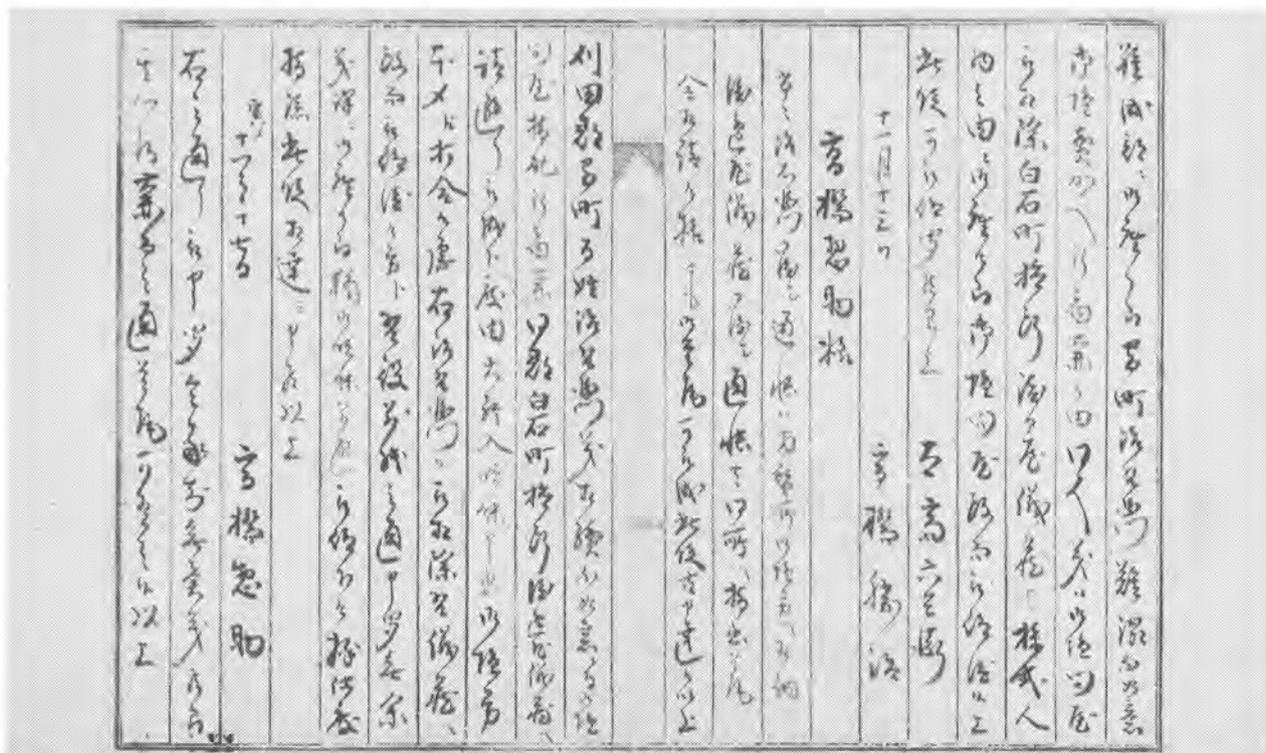
高橋勝治様 高橋惣助

左之通り被仰聞候處御塩問屋之義ハ株式

人物御吟味被仰付掟二有之願之上受遜り渡シ

註1 「清左衛門」宮村（蔵王町）肝入檢断佐藤清左衛門。

註2 「高橋勝治」片倉家御城下のお塩方本名。片倉家家臣



難成期二御座候間宮町治右衛門難決不如意

御塩売かへ行届兼候由同人義ハ御塩問屋

被相除白石町檢断渡邊屋儀藏者株式人

物之由二御座候間御塩問屋改而被仰渡候上

此段可被仰聞候已上 太齋六兵衛

十一月十三日

高橋勝治

高橋惣助様

尚々治右衛門御渡シ通帳ハ両替所御塩方へ相納

渡邊屋儀藏御渡シ通帳者同所へ指出首尾

合相請候様とも御首尾可被成此段共申達候以上

川田郡宮町百姓治右衛門義相統不如意二付御塩

問屋指配行届兼同郡白石町檢断渡邊屋儀藏へ

請遜リ被成下度由大肝入吟味申出御塩方

本ノ江打合候處右治右衛門ハ被相除右儀藏へ

改而被仰渡候方ト右役別紙之通申聞無余

義訊二御座候間猶御吟味早速被仰下候様仕度

指添此段相達シ申候以上

寅ノ十一月十七日

高橋惣助

右之通り被申聞令承知無異義候間

其心得兼而之通首尾可有之候以上

註一 御塩方 城下の塩業に係る片倉家の役職。

十一月廿九日
 高橋惣助殿
 右之通御郡奉行衆被仰聞候間其心得
 老養之趣ヲ以首尾可有之候以上
 寅ノ十二月朔日 高 惣助
 川田郡大肝入阿部養輔殿
 右之通り被仰渡候間右其心得御書面之趣ヲ以
 首尾有之其段可被申聞候以上
 寅ノ十二月二日 阿部養輔
 宮町肝入 傳之助殿 白石町肝入 谷之助殿
 宮町肝入 清左衛門殿 白石町同 商右衛門殿
 御別紙御塩問屋受遜り願御下知御廻し仕候
 御首尾合ニ相成度候以上
 十二月三日 傳之助
 清左衛門殿
 右御禮廻り左ニ
 一上下寄拾帖ツツ 御代官 高橋惣助様
 御書役先御会所ニ而上ル
 一三十枚五帖三才 右 旦方様
 一唐白木綿壹反かも巻羽 大肝入 阿部養輔様
 ノマメ

372

371

十一月廿九日 国 平藏印

高橋惣助殿

右之通御郡奉行衆被仰聞候間其心得

老養之趣ヲ以首尾可有之候以上

寅ノ十二月朔日 高 惣助

川田郡大肝入阿部養輔殿

右之通り被仰渡候間右其心得御書面之趣ヲ以

首尾有之其段可被申聞候以上

寅ノ十二月二日 阿部養輔

宮町肝入 傳之助殿 白石町肝入 谷之助殿

宮町肝入 清左衛門殿 白石町同 商右衛門殿

御別紙御塩問屋受遜り願御下知御廻し仕候

御首尾合ニ相成度候以上

十二月三日 傳之助

清左衛門殿

右御禮廻り左ニ

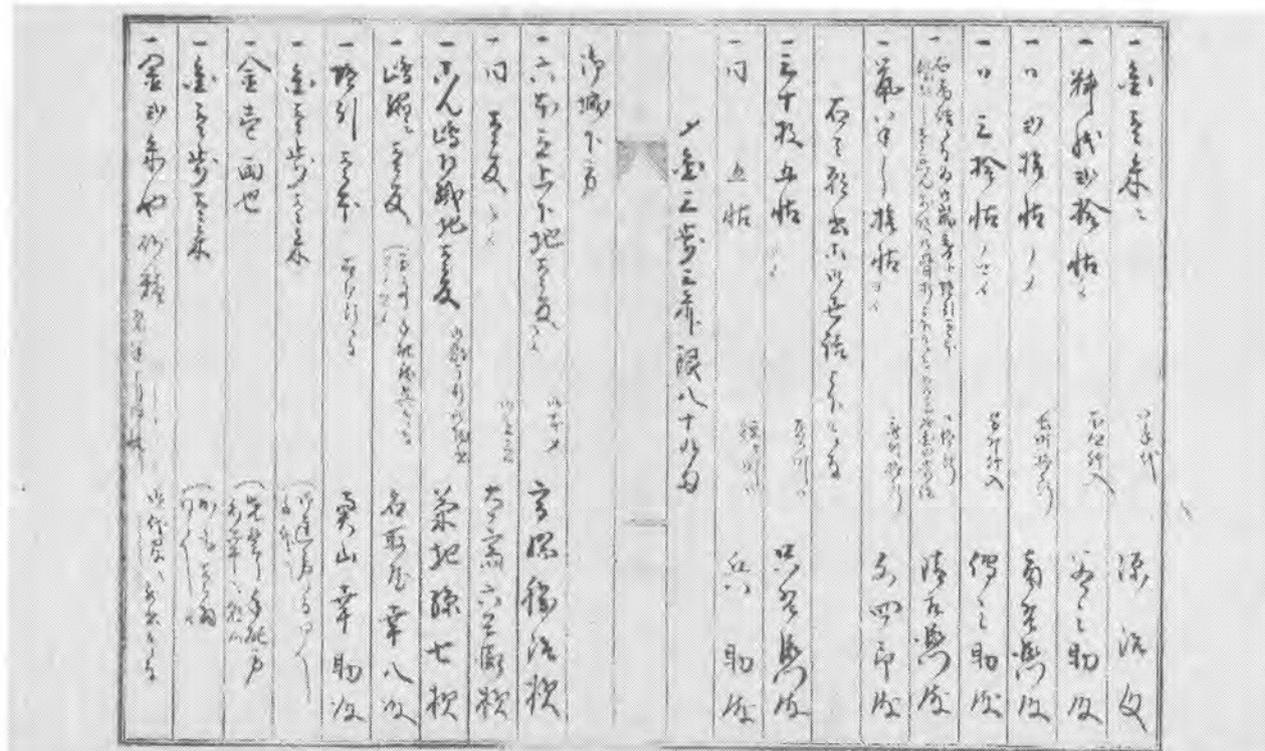
一上下寄拾帖ツツ 御代官 高橋惣助様

御書役先御会所ニ而上ル

一三十枚五帖三才 右 旦方様

一唐白木綿壹反かも巻羽 大肝入 阿部養輔様
ノマメ

註一ノマメと不詳。符丁か。



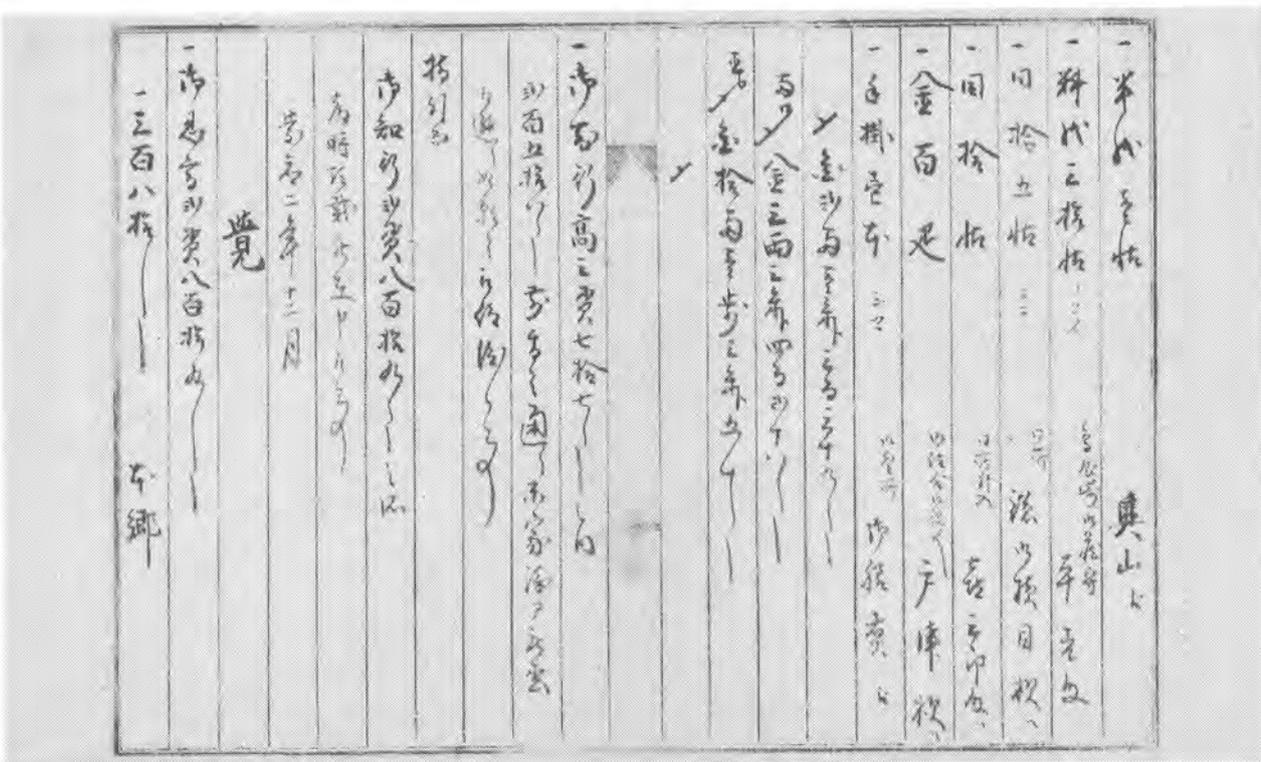
374

373

- 御城下方
- 一 六本立上下地巻反オノ 御本メ 高橋勝治様
 - 一 同 巻反オノ 御主立 太齋六兵衛様
 - 一 古人嶋羽織地巻反 御郡奉行御物書 菊地孫七様
 - 一 嶋縮ミ 巻反(万事手配致具候ニ付) 名取屋幸八殿
 - 一 塩引 巻本 右同断ニ付 奥山幸助殿
 - 一 金壹歩巻朱 (御達方ニ付同人)
 - 一 金壹両也 (手代へ)
 - 一 金壹歩巻朱 (先登り手配方)
 - 一 金壹式朱也砂糖 (名幸へ頼ム)
 - 一 金壹式朱也砂糖 (かも巻羽)
 - 一 金壹式朱也砂糖 (同人江)
 - 一 金壹式朱也砂糖 系半し式帖
 - 一 金壹式朱也砂糖 御代官へ罷出候ニ付

- 一 金壹朱也 御手代 源治殿
- 一 料紙式拾帖ノメ 註1 木郷肝入 谷之助殿
- 一 同 式拾帖ノメ 長町接断 商右衛門殿
- 一 同 三拾帖ノメ 宮町肝入 傳之助殿
- 一 鼠半し拾帖ヨメ 註2 新町接断 文四郎殿
- 一 右者願書等御世話被下候ニ付 同接断 清左衛門殿
- 一 三十枚五帖タメ 註3 亘り町同 只右衛門殿
- 一 同 五帖 短ヶ町同 兵助殿
- 一 金三歩三朱ト銀八十九匁

註1 ノメ 不詳。符丁か。
 註2 ヨメ 不詳。符丁か。
 註3 タメ 不詳。符丁か。



376

375

一御恩高貳貫八百拾九文
一三百八拾文 本郷

覺

慶応二年十二月

当時頂戴罷在申候事

御知行貳貫八百拾九文之所

指引而

相遜り如願之被仰渡候事

貳百五拾八文前書之通り末家渡邊庄泰

一御知行高三貫七拾七文之内

直口メ金拾兩壹歩三朱ト五十文

西口メ金三兩三朱ト四百貳十八文

メ金貳兩壹朱ト三百三十九文

一手掛壹本 註2 御台所 御膳裏江 註3

一金百足 御詰合御役人 戸津様へ

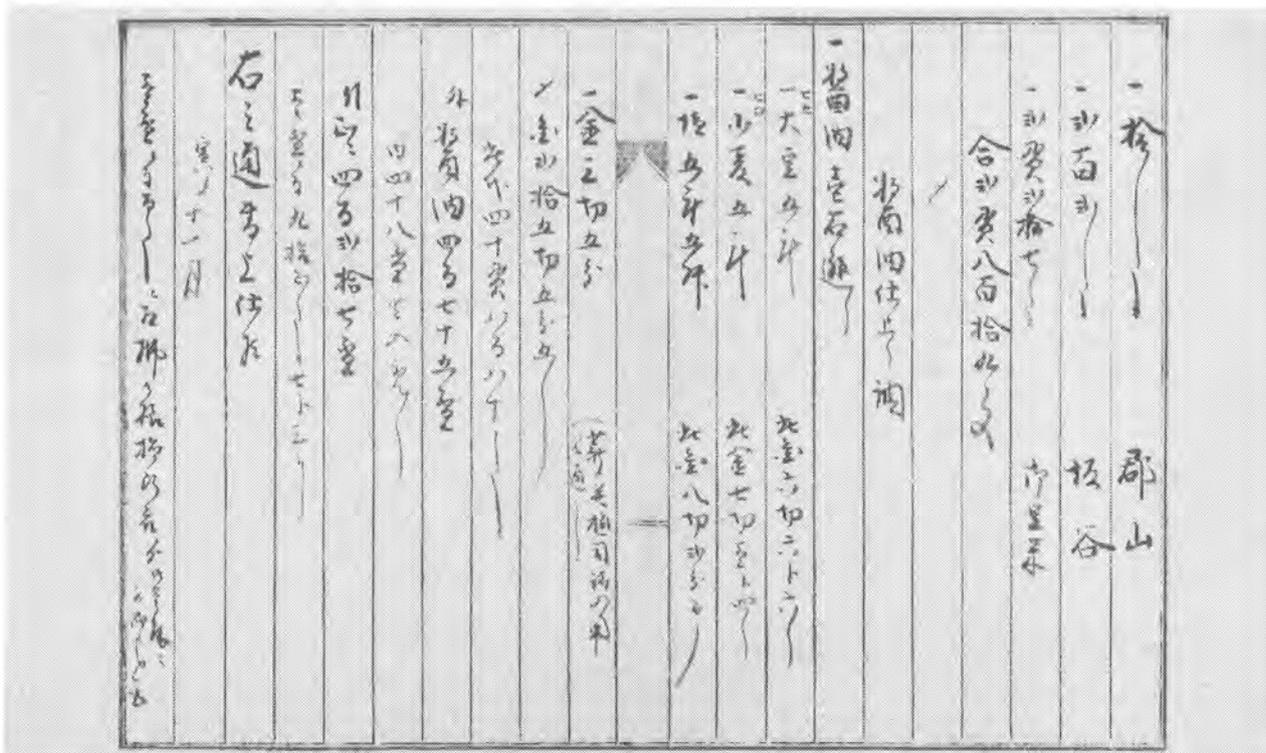
一同 拾帖 同所肝入 喜三郎殿へ

一同 拾五帖 註1 同所 隠御横目様へ

一料紙三拾帖 ノノメ 鳥屋崎御蔵守 平吉殿

一半紙壹帖 奥山江

註1 「ヨ」不詳。符丁か。
註2 「シマ」不詳。符丁か。
註3 原文は「煮」の異体字。



378

377

右之通書上仕候

十一月

右之通書上仕候

引正二百式拾七匁

外 醤油四百七十五匁

内 四十八匁火入免り

此代四十貫八百八十文

一金三切五分

ノ金貳拾五切五分五厘

外 醤油四百七十五匁

(薪井桶司諸入用 見通し)

一 醬油 壹石 遜り

一 大豆 五斗

一 小麦 五斗

一 鹽 五斗五升

醤油仕上り調

ノ

合式貫八百拾九文

一 貳貫貳拾七文 御足米

一 貳百貳文 坂谷

一 拾文 郡山

御首尾二
罷成申候以上

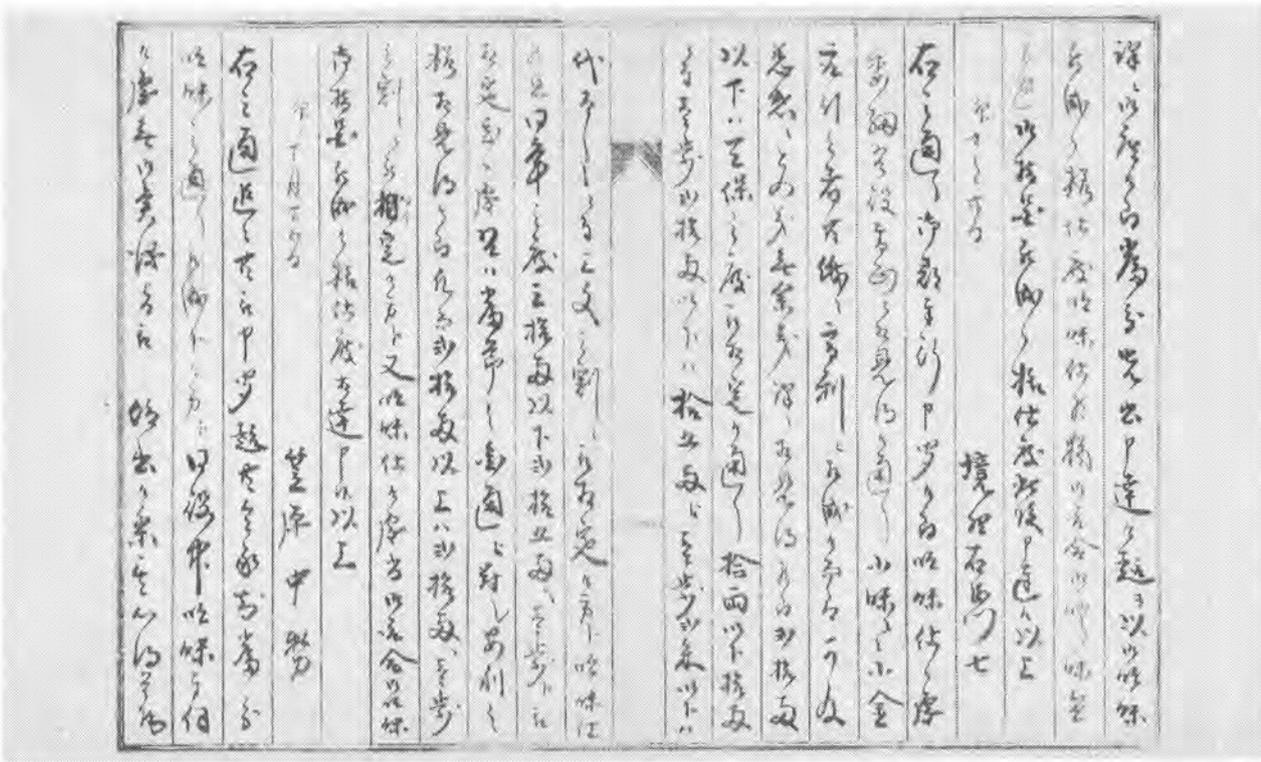
一 川田郡白石町御塩問屋渡邊屋儀藏手前
 取調書上候様被仰渡奉畏 寅ノ十二月より卯ノ正月迄
 御私申請候分左ニ申上候
 一 御塩 五百五俵
 内 一百五十四俵 俵松
 一 三十八俵 小松
 引ノ 三百拾四俵
 右之通り書上仕候以上
 卯ノ三月 御塩問屋 渡邊屋儀藏
 醤油方寅ノ九月より十二月迄御私申受候分
 一 三十三俵 内 三十式俵仕込
 引ノ 四俵残り
 右同断
 一 質物利足被揚下度御城下ニ而願上候
 御下知之写
 質物利足被揚下度由之義願書相達候處
 御町奉行吟味被御聞届候上猶又吟味相達
 候様別紙御付札之通順々被仰下承知仕御町
 奉行書面之趣金七両式歩江壹歩より段々
 割合ヲ以被揚下度品々ニ相見得当節売

一 川田郡白石町御塩問屋渡邊屋儀藏手前
 取調書上候様被仰渡奉畏 寅ノ十二月より卯ノ正月迄
 御私申請候分左ニ申上候
 一 御塩 五百五俵
 内 一百五十四俵 俵松
 一 三十八俵 小松
 引ノ 三百拾四俵
 右之通り書上仕候以上
 卯ノ三月 御塩問屋 渡邊屋儀藏
 醤油方寅ノ九月より十二月迄御私申受候分
 一 三三十六俵 内 三十式俵仕込
 引ノ 四俵残り
 右同断
 一 質物利足被揚下度御城下ニ而願上候
 御下知之写
 質物利足被揚下度由之義願書相達候處
 御町奉行吟味被御聞届候上猶又吟味相達
 候様別紙御付札之通順々被仰下承知仕御町
 奉行書面之趣金七両式歩江壹歩より段々
 割合ヲ以被揚下度品々ニ相見得当節売

此の如く御代官共申聞御町方吟味之趣ヲ以俄ニ
 質物利金分外引揚候ハバ日用逼リ小金取引
 之者共一統可及迷惑ニとの御代官吟味無余義
 猶以一統吟味相通シ候得ハ日合も相懸リ申候間
 拙者共吟味相達申候已上
 右之通御代官共申聞御町方吟味之趣ヲ以俄ニ
 質物利金分外引揚候ハバ日用逼リ小金取引
 之者共一統可及迷惑ニとの御代官吟味無余義
 猶以一統吟味相通シ候得ハ日合も相懸リ申候間
 拙者共吟味相達申候已上
 御吟味早速被仰渡度此段相達シ申候以上
 卯ノ十月十五日 片平勘九郎 成田秀助
 星野九郎右衛門 相沢義傳太
 氏家要七

道之取行江対シ無余義訳ニ而一時之融通ニ
 者可然候得共右様俄ニ引揚候而者質物外
 取引之利金迄も引揚候様ニ相至リ御定
 外取引之者右江応シ弥高利ヲ貪候様ニ相至リ
 申間敷者ニも無之御町方検断共申出候者
 専ら売道ニ対し御吟味ニ相見得売人之義日々
 利潤ヲ得候故融通さへ致候得者高利ニ無之
 候様之義ハ在之間敷候得共仙在諸士諸家
 中ハ不及申ニ小味々々日用指逼リ申小金取引
 之者及迷惑ニ候義ト奉存候間先書相達候

註「指逼リ」差し迫り。



訊二御座候間当分先書申達候趣ヲ以御吟味

罷成候様仕度吟味仕候猶御取合御吟味否

早速御指圖罷成候様仕度此段申達候以上

卯 十月廿日

境野右衛門七

右之通り御郡奉行申聞候間吟味仕候處

委細右役書面二相見得候通り小味々々小金

取引之者共俄二高利二相成候而者可及

迷惑二との義無余義訊二相見得候間式拾兩

以下八天保之度被相定候通り拾兩以下拾兩

二付壹步式拾兩以下八拾五兩江壹步式朱以下八

代百文二付三文之割二被相定候方ト吟味仕

候且同年之度三拾兩以下式拾五兩へ壹步ト被

相安置候處右ハ当節之金通江対し安利之

様相見得候間凡而式拾兩以上八式拾兩へ壹步

之割二被相定候方ト又吟味仕候處尚御取合御吟味

御指圖罷成候様仕度相違申候以上

卯 十月廿五日

笠原中務

右之通追々共被申聞趣共令承知当分

吟味之通り被成下候方ト同役中吟味奉伺

候處無御異儀旨被 仰出候条其心得首尾

阿部養輔殿

右写之通り被仰渡候間右其心得御書面之
 趣ヲ以首尾有之留より被指戻候以上
 二月三日 阿部養輔
 白石町 肝入衆中
 検断衆中外略ス
 右之御首尾ニ付御内證様へ御届左ニ
 一拙者義質屋渡世罷在申候處質物引足之
 義ハ壹ケ月金拾五両へ壹步代百文へ式文之
 利足ヲ以貸方取引罷在申候處近年諸物
 高直ニ罷成右ニ準シ貸方金高多ニ相成自分
 金ニ而者逆も貸統相成兼候ニ付他借金配モ仕
 是迄何様ニ力取続キ罷在候得共当節弥増
 不融通ニ而世間一統高利ニ罷成是迄之利足
 取引ニ而者逆も融通仕取続キ可申様無之候間
 利揚被成下度願可申上候外在御座間數拙者共
 打寄り吟味罷在申候處今般御郡方より利足揚
 被下候段御別紙之通り御首尾ニ罷成申候間
 右被仰渡候御趣意ヲ以取引仕候様被成下度
 被仰渡候御首尾書写相添此段如是申上候以上

388

387

阿部養輔殿

右写之通り被仰渡候間右其心得御書面之
趣ヲ以首尾有之留より被指戻候以上

二月三日 阿部養輔

白石町 肝入衆中

検断衆中外略ス

右之御首尾ニ付御内證様へ御届左ニ

一拙者義質屋渡世罷在申候處質物引足之

義ハ壹ケ月金拾五両へ壹步代百文へ式文之

利足ヲ以貸方取引罷在申候處近年諸物

高直ニ罷成右ニ準シ貸方金高多ニ相成自分

金ニ而者逆も貸統相成兼候ニ付他借金配モ仕

是迄何様ニ力取続キ罷在候得共当節弥増

不融通ニ而世間一統高利ニ罷成是迄之利足

取引ニ而者逆も融通仕取続キ可申様無之候間

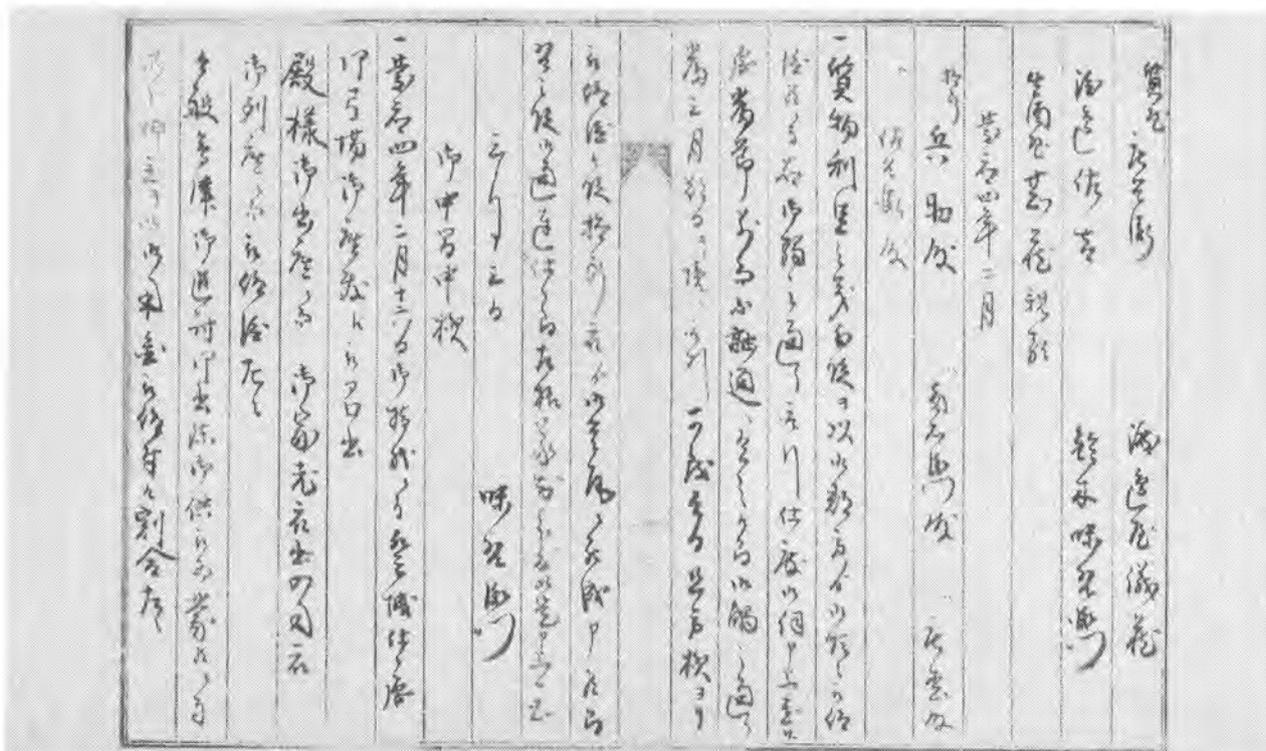
利揚被成下度願可申上候外在御座間數拙者共

打寄り吟味罷在申候處今般御郡方より利足揚

被下候段御別紙之通り御首尾ニ罷成申候間

右被仰渡候御趣意ヲ以取引仕候様被成下度

被仰渡候御首尾書写相添此段如是申上候以上



390

389

質屋 庄兵衛

渡邊屋儀藏

渡邊佐吉

鈴木味右衛門

生酒屋甚藏親類

慶応四年二月

檢断 兵助殿

同 商右衛門殿

同 庄恠殿

同 佐兵衛殿

一 質物利足之義分段ヲ以御郡方より御順々被仰

渡候ニ付右御觸之通り取引仕度御伺申上置候

處当節別而不融通ニ有之候間御觸之通り

当三月朔日ヲ境ニ取引可致今日旦方様ヨリ

被仰渡候段檢断衆より御首尾ニ罷成申候間

右之段御通達仕候間左様承知被下度如是申上候以上

三月三日 味右衛門

御中間中様

一 慶応四年二月十六日御指紙ニ付登城仕候處

御弓場御座敷江被召出

殿様御出座ニ而 御家老衆出入司衆

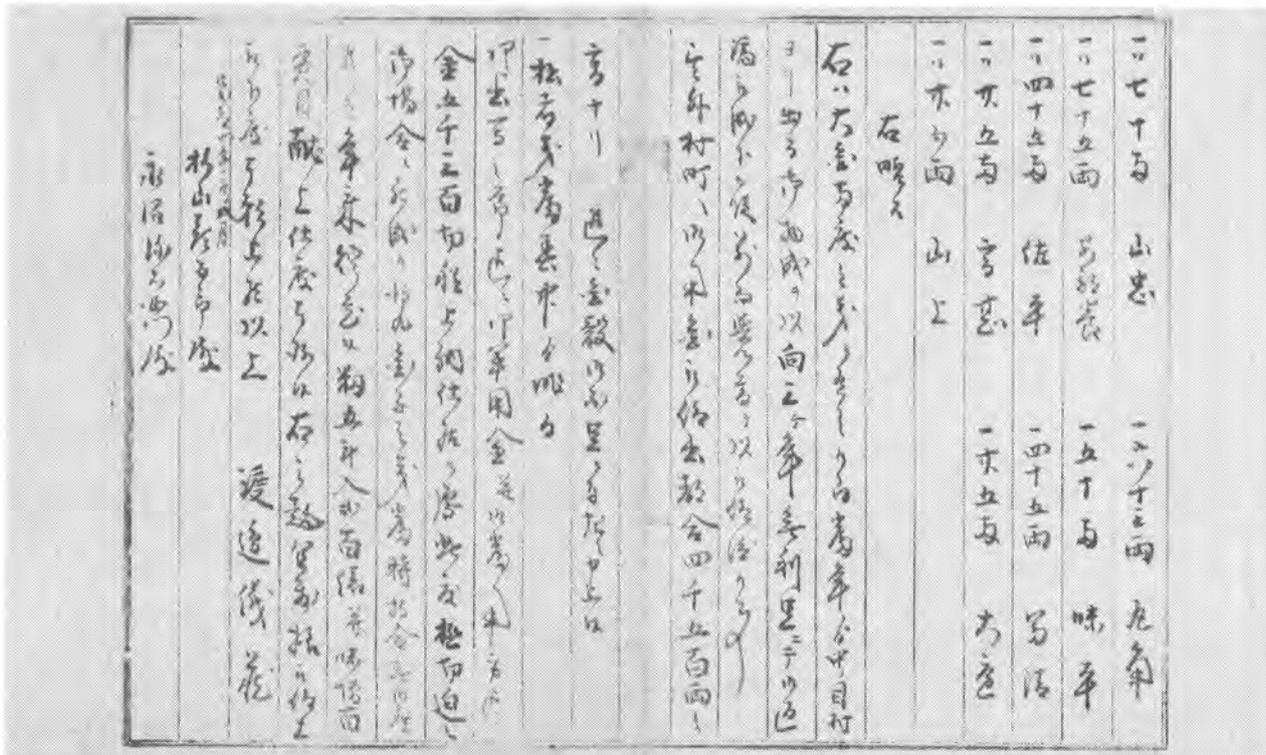
御列座ニ而被仰渡左ニ

今般会津御追討御出陣御供被為蒙候ニ付

品々仰立ヲ以御用金被仰付候割合左ニ

註1 「庄恠」 渡邊庄松（丸角腹物店）が中町檢断役となる。

註2 「佐兵衛」 本町の商家、紙の中揚商の仲間、伊東佐平（阿子嶋屋善治）が本町の檢断役となる。紙類を商つた後、伊東呉服店を経営。



394

393

- | | | | |
|---------|-----|--------|----|
| 一 同七十兩 | 山忠 | 一 六十三兩 | 丸角 |
| 一 同七十五兩 | 安部養 | 一 五十兩 | 味平 |
| 一 同四十五兩 | 佐平 | 一 四十五兩 | 富清 |
| 一 同廿五兩 | 高甚 | 一 廿五兩 | 大庭 |
| 一 同廿五兩 | 山上 | | |
- 右略ス
- 右八大金兩度之義二有之候間当年より中ノ目村ヨリ出る御物成^早ヲ以向三ヶ年無利足ニテ御返濟被成下候段別而覺書ヲ以被仰渡候事
- 其外村町へ御用金被仰出都合四千五百兩之
- 高ナリ 追々金穀御不足ニ付左ニ申上候
- 一 拙者義当春中より昨日
- 御出馬之節迄二御軍用金并御当用方迄
- 金五千三百切程上納仕居候處此度極切迫之
- 御場合二罷成候得共金子之義當時持合無御座候二付年来貯置候初五斗入式百俵并味噌百貫目献上仕度奉存候右之趣宜敷様被仰上
- 被下度奉願上候以上 渡邊儀藏
- 慶応四年辰ノ八月
杉山彦五郎殿
永沼弥右衛門殿

註「御物成」田畑等に課税される年貢。

猶以米竹清右衛門殿粉三百五十俵同様献上仕候
新宅二而粉百五十俵味噌百貫目献上仕候

一八月十二日三木庄左衛門様より大急御用之義

候条早速旅仕度二而 登城致候様御指紙

二付罷出候處御金繰方二付越河御本陣へ我

等一同罷出候様被仰渡候二付直々出張仕候右

人数左二

御家老 三木庄左衛門様

出入司 杉山彦五郎様 田制彦左衛門様

永沼弥右衛門様統取 加藤庄吉殿

米竹和助殿 菊地十郎左衛門殿

新宅 手前

同十三日

御前江被召出品々御意之上御直書ヲ以
被仰付候写左二

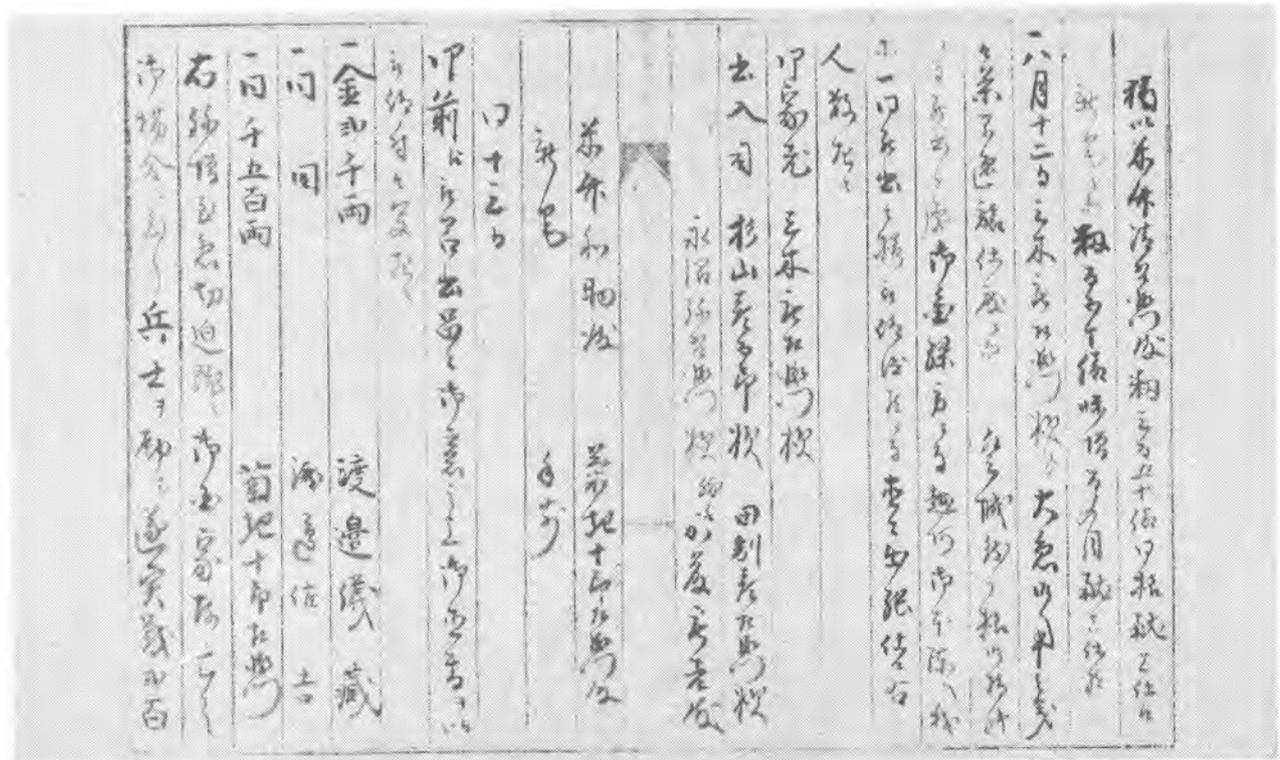
一金貳千両 渡邊儀藏

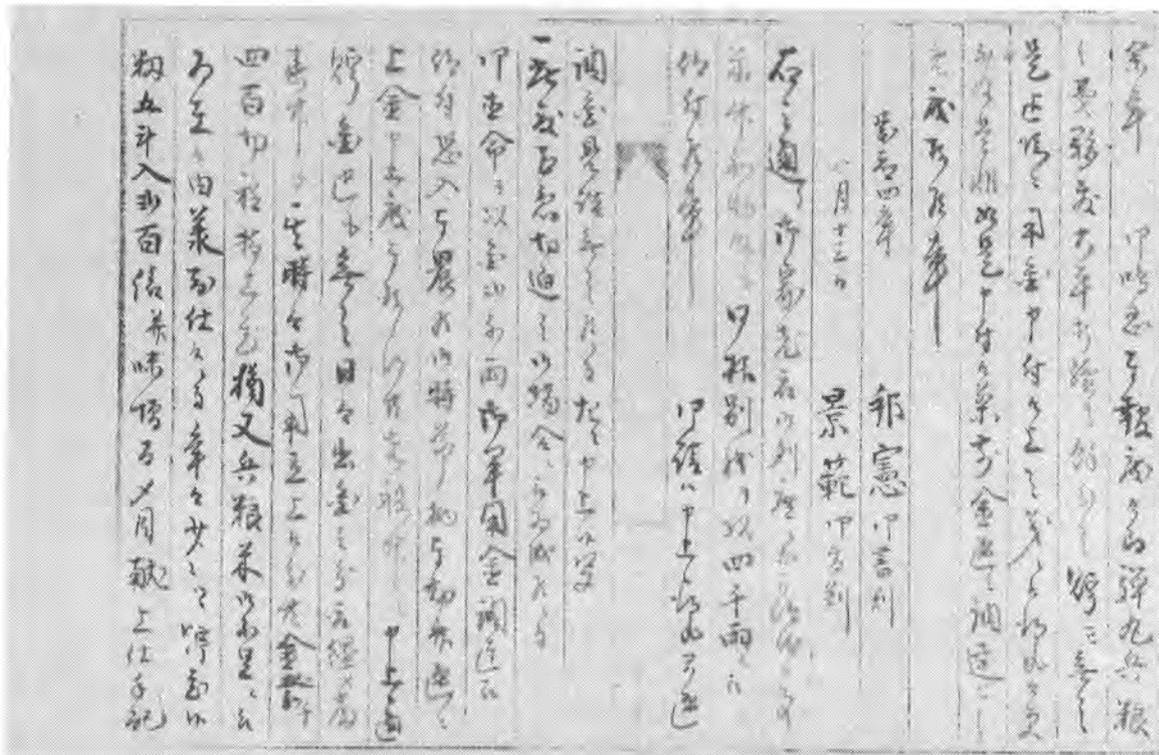
一同 同 渡邊佐吉

一同千五百両 菊地十郎左衛門

右弥增至急切迫既二御国家存亡之

御場合二至リ兵士ヲ励シ遂実戦貳百





398

397

余年 御鳴忍奉報度候間彈丸兵糧

之費夥敷大平打続千餘分之貯乏無之

是迄段々用金申付候上之義二候得共今更

不及是非如是申付候条前金速ニ調達セシ

免度存候事

慶応四年 邦憲御書判

八月十三日 景範御書判

右之通り御家老衆御列座ニ而被仰渡候事

米竹和助殿も同様別紙ヲ以四千両也被

仰付候事 御請ハ申上候得共早速

調金見詰無之候ニ付左ニ申上候写

一此度至急切迫之御場合ニ被為成候ニ付

御直命ヲ以金貳千両御軍用金調達被

仰付恐入奉畏候御時節柄奉勤弁速ニ

上金申上度奉存候得共先般中も申上候通

貯金逆も無之日々出金之分取纏メ当

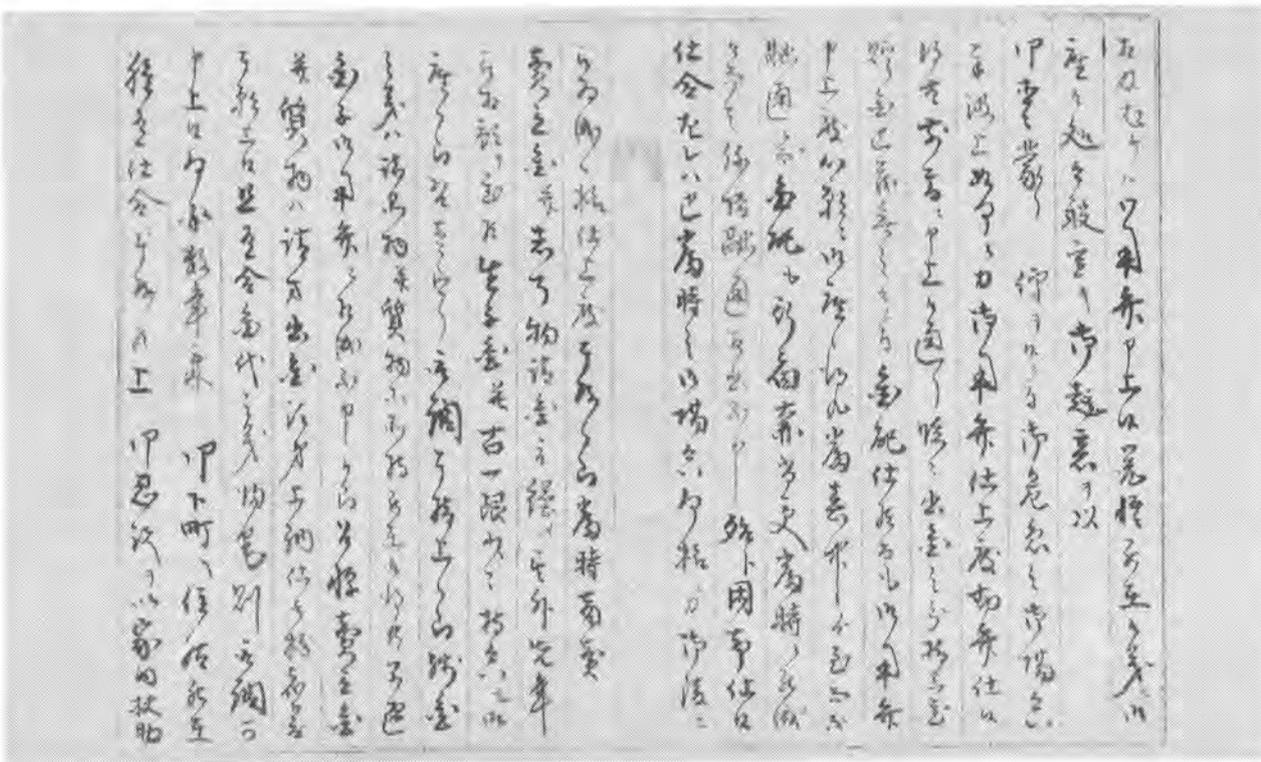
春中より其時々御用立上候分共金五千

四百切程指上置猶又兵糧米御不足ニ被

為在候由承知仕候ニ付年々少々ツツ貯置候

初五斗入貳百俵并味噌百貫目献上仕手配

註1 「邦憲」片倉家十一代片倉邦憲公。
註2 「景範」片倉家十二代片倉景範公。



相及丈ヶハ御用弁申上候覚悟罷在候義ニ御座候処今般重キ御趣意ヲ以

御直々蒙リ 仰ヲ候ニ付御危急之御場合

奉汲上如何ニ力御用弁仕上度勤弁仕候

得共前書ニ申上候通り段々出金之分指上置

貯金逆茂無之候ニ付金配仕候而も御用弁

申上度心願ニ御座候得共当春中より至而不

融通ニ而金配も行届兼尚更当時ニ罷成

候而者弥増融通相出不申殆ト困却仕候

仕合左レハ迎当時之御場合何様ニ力御請ニ

被為成候様仕上度奉存候間当時商売

売立金并志ち物請金取纏メ其外先年

被相預ケ置候生子金并古一銀少々持合も御

座候間右巷宇取調奉指上候間残金

之義ハ諸品物并質物等所持罷在候得共早速

金子御用弁ニ相成不申候間乍憚売立金

并質物ハ請方出金次第上納仕候様被成下度

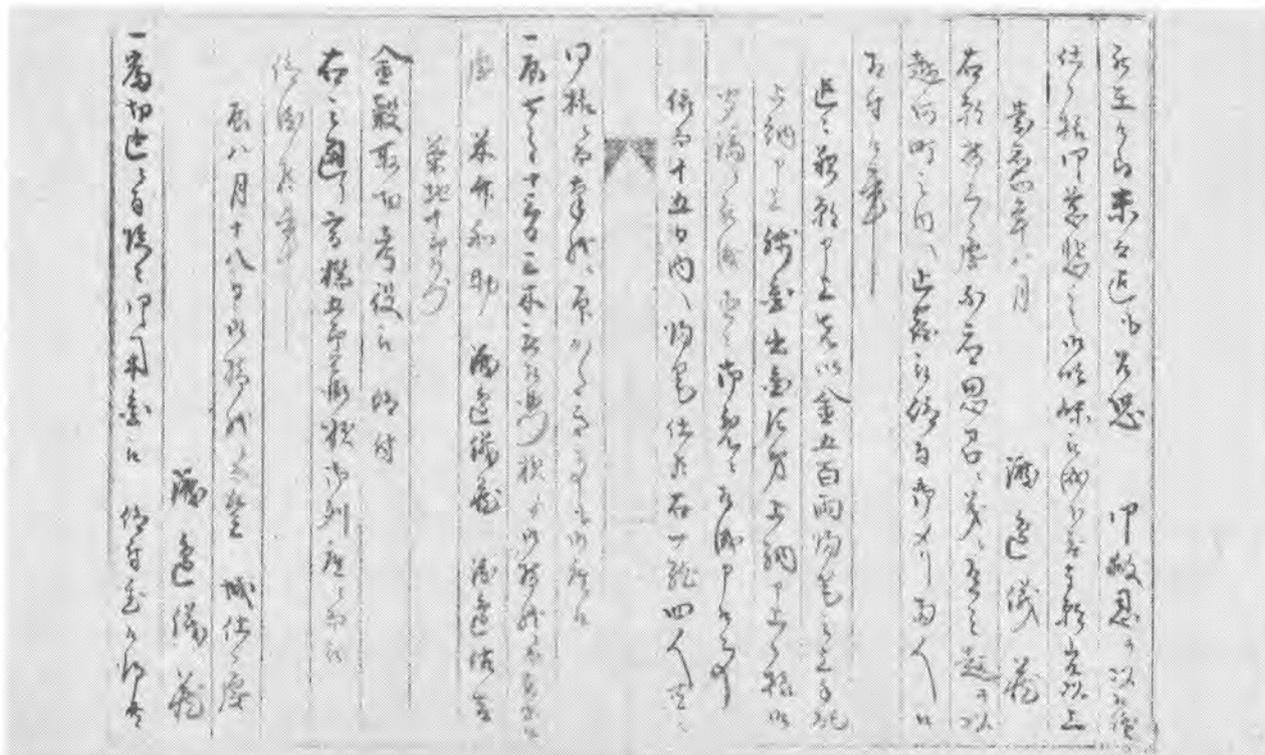
奉願上候且有合金代之義帰宅則取調可

申上候何卒数年来 御下町へ住居罷在

難有仕合ニ奉存候上 御恩沢ヲ以家内扶助

註1 「生子金」不詳。

註2 「古一銀」古い銀の貨幣か？



402

401

罷在候間末々迄も乍恐 御救恩ヲ以相続
仕候様御慈悲之御吟味被成下度奉願上候以上

慶応四年八月 渡邊儀藏

右願指上候處不忘思召ニ義ニ有之趣ヲ以
越河町之内へ止宿被仰付御^註ノ兩人被

相付候事

追々歎願申上先以金五百兩帰宅之上手配

上納申上殘金出金次第上納申上候様御

聞濟ニ罷成直々御免ニ相成申候事

依而十五日内へ帰宅仕候右一統四人共々

同様ニ而筆紙二印かたき事も御座候

一辰七月十三日木庄左衛門様より御指紙ニ而罷出候

處 米竹和助 渡邊儀藏 渡邊佐吉

菊地十郎左衛門

金穀取切考役被 仰付

右之通り高橋五郎兵衛様御列座ニ而被

仰渡候事

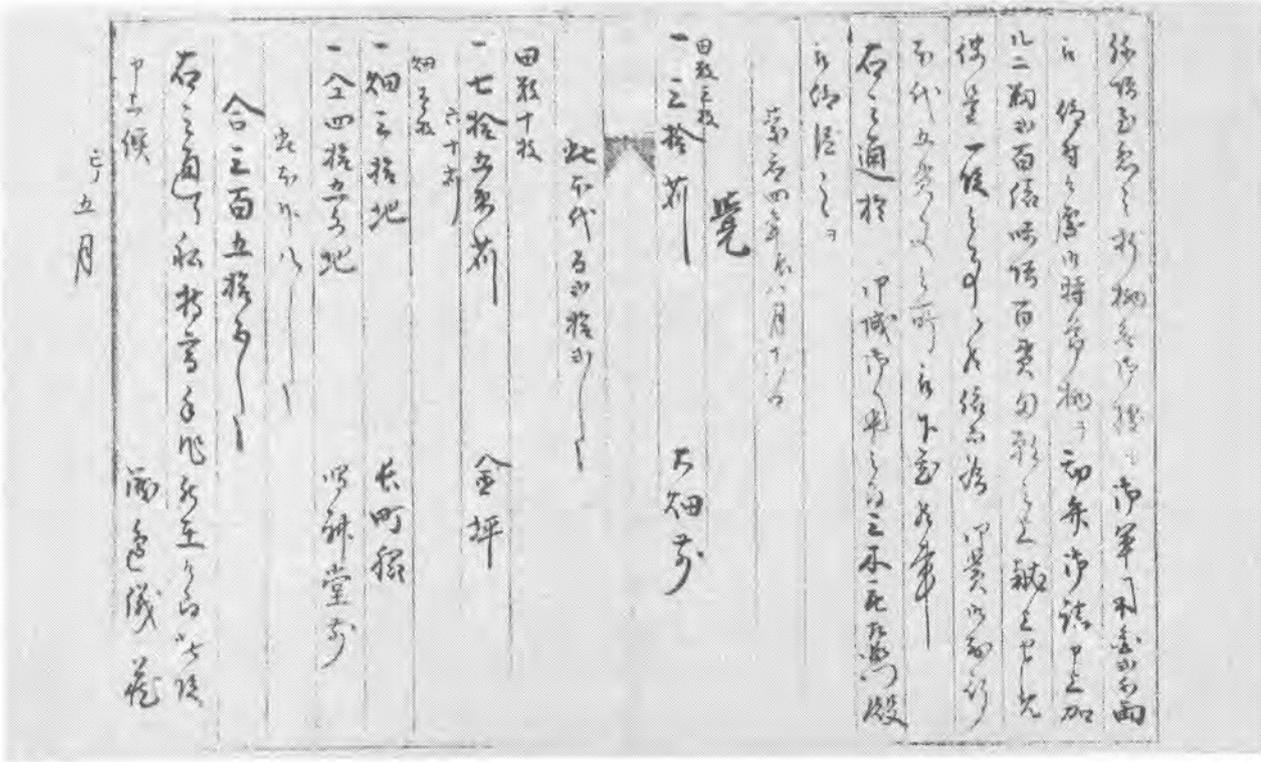
辰八月十八日御指紙ニ而登 城仕候處

渡邊儀藏

一當切迫ニ付段々御用金被 仰付置候得共

註一 「御^註」 締り、即ち取り締りをする下級役人のこと。小人頭に属し雑役に従事した者。土に對して小人と云い侍屋敷の警備等をする人達。

註二 「金穀取切考役」 不詳。



404

403

弥增至急之折柄無御據も御軍用金貳千兩
 被 仰付候處御時節柄ヲ勘弁御請申上加
 ル二初貳百俵味噌百貫奴願之上献上セシ免
 彼是一段之事二候依而為 御賞御知行
 本代五貫文之所被下置候事
 右之通於 御城御用之間三木庄左衛門殿
 被仰渡之ヲ

慶應四年辰八月十八日

覚

田数三枚
 一三拾蒨 大畑前

此本代百貳拾貳文

田数十枚

一七拾五束蒨 金坪

加巻枚 六十蒨

一畑三拾地 長町脇

一同四拾五文地 明神堂前

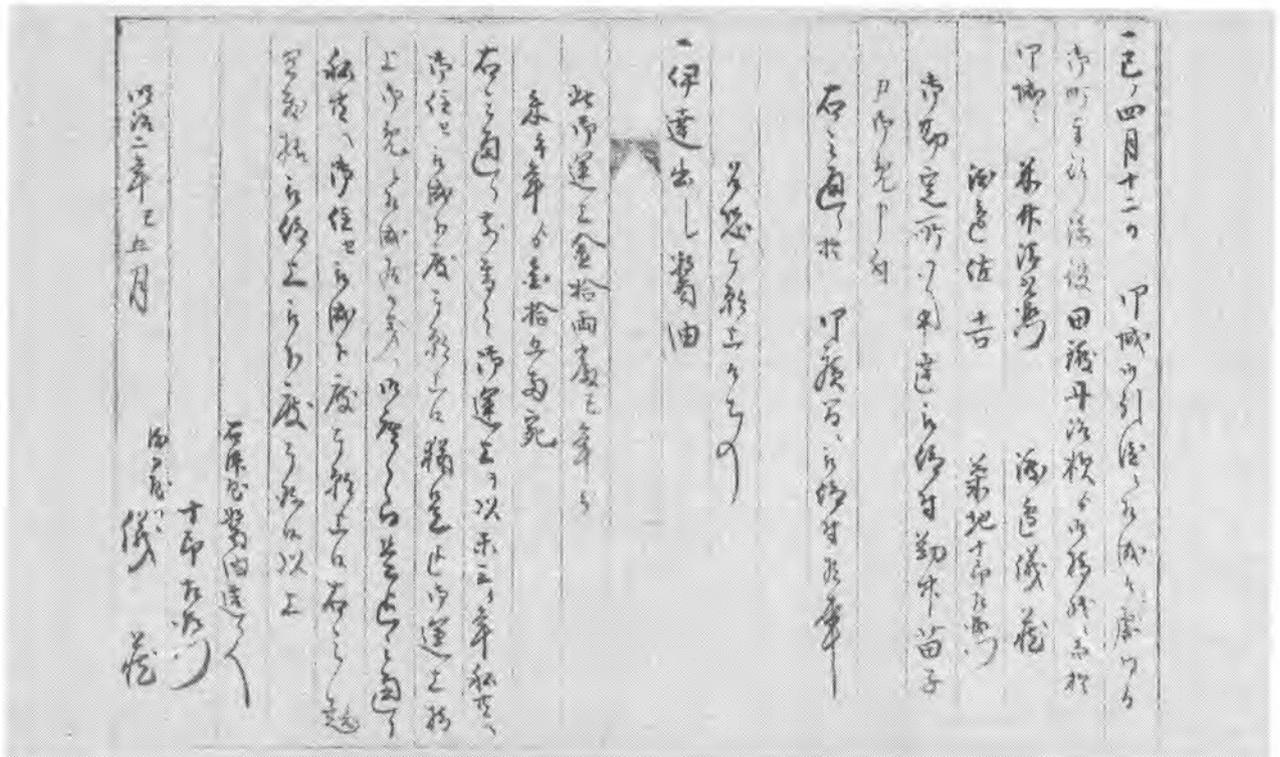
此本代八文

合三百五拾五文

右之通り私持高手作罷在候間此段

申上候 渡邊儀藏

巳ノ五月



406

405

一巳ノ四月十二日 御城御引渡二相成候處同日
御町奉行添役田淵丹治様より御指紙二而於
御城二 米竹清右衛門 渡邊儀藏

渡邊佐吉 菊地十郎左衛門

御勘定所御用達被仰付勤中苗子

刀御申付

右之通り於 御広間二被仰付候事

乍恐奉願上候事

一伊達出し醤油

此御運上金拾兩当巳年分

来午年より金拾五兩宛

右之通り前書之御運上ヲ以来三ヶ年私共へ

御任セ被成下度奉願上候猶是迄御運上指

上御免二相成居候義二御座候間是迄之通り

私共へ御任セ被成下度奉願上候右之趣

宜敷様被仰上被下度奉存候以上

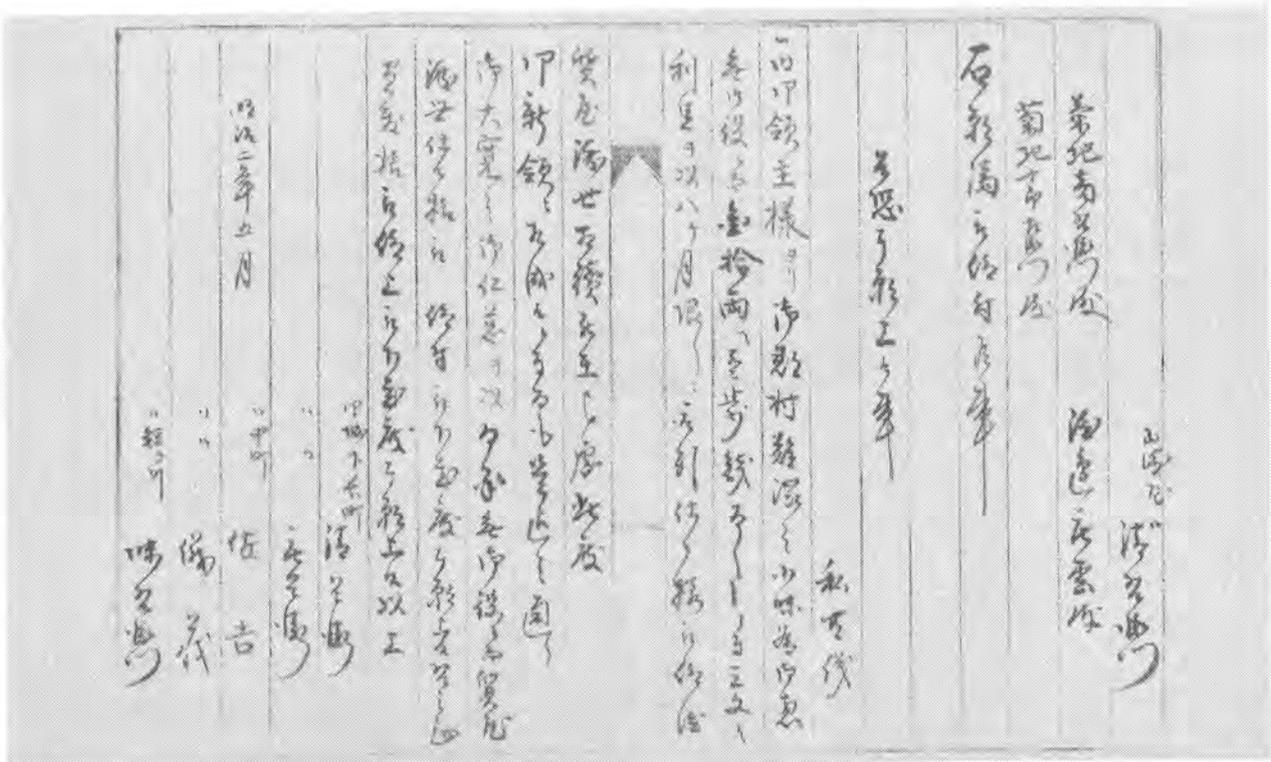
石津屋醤油造り人

十郎左衛門

明治二年己五月

渡邊屋同

儀藏



408

407

山崎屋同 清右衛門

菊地商右衛門殿 渡邊庄奈殿

菊地十郎左衛門殿

右願濟被仰付候事

乍恐奉願上候事

私共儀

一旧御領主様ヨリ御郡村難波之小味為御恵
無御役二而金拾兩へ壹歩銭百文二付三文之
利足ヲ以ハケ月限りニ取引仕候様被仰渡

質屋渡世相続罷在申候處此度

御新領二相成候二付而も是迄之通り

御大寛之御仁慈ヲ以何卒無御役二而質屋

渡世仕候様被 仰付被下置度奉願上候右之趣

宜敷様被仰上被下置度奉願上候以上

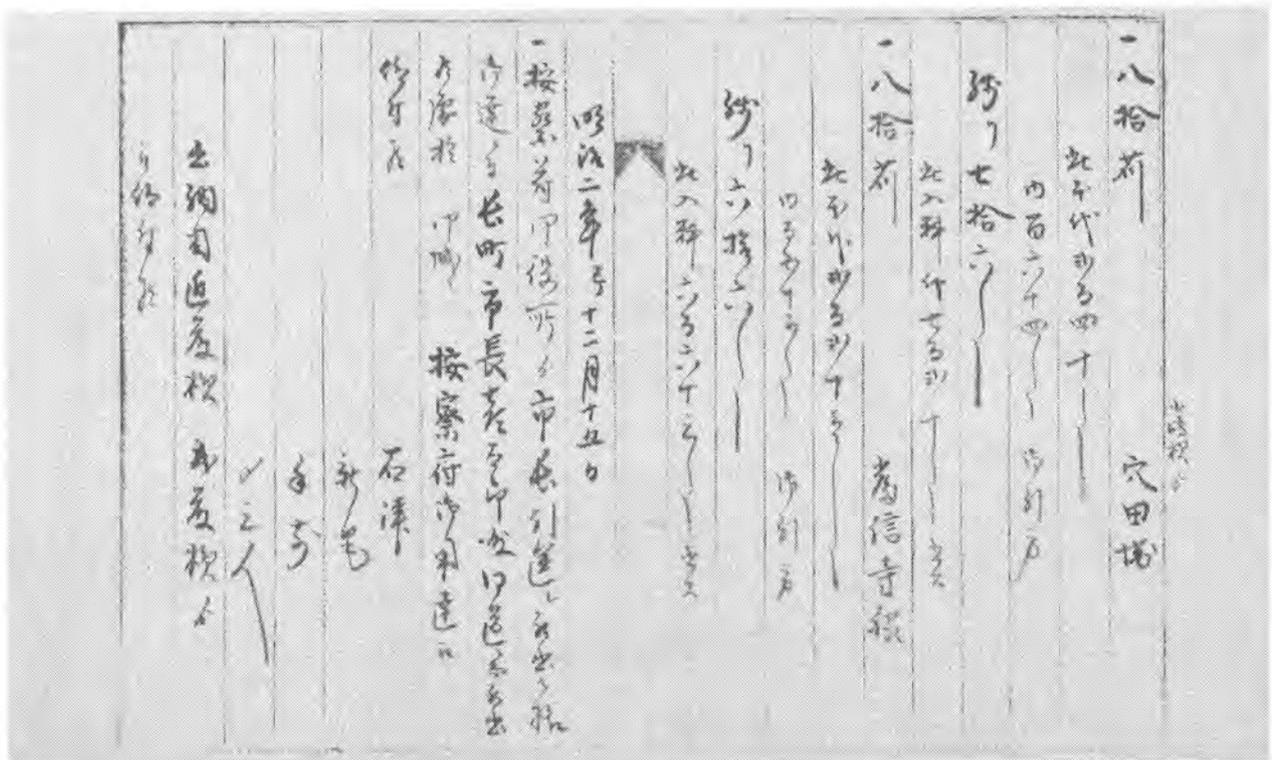
御城下長町 清兵衛

同 同 庄兵衛

明治二年五月 同 中町 佐吉

同 同 儀藏

同 短ヶ町 味右衛門



412

411

一八拾苜

小嶋様より

穴田堀

此本代式百四十文

内百六十四文 御引方

残り七拾六文

此入料代七百式十文 出ス

一八拾苜 当信寺脇

此本代式百式十壹文

内百五十五文 御引方

残り六拾六文

此入料六百六十三文 出ス

明治二年巳ノ十二月十五日

一按察府御役所より市長引運^マレ罷出候様

御達ニ付長町市長彦太郎殿同道ニ而罷出

候處於 御城ニ 按察府御用達被

仰付候

石津^{註2}

新宅^{註3}

手前

ノ三人

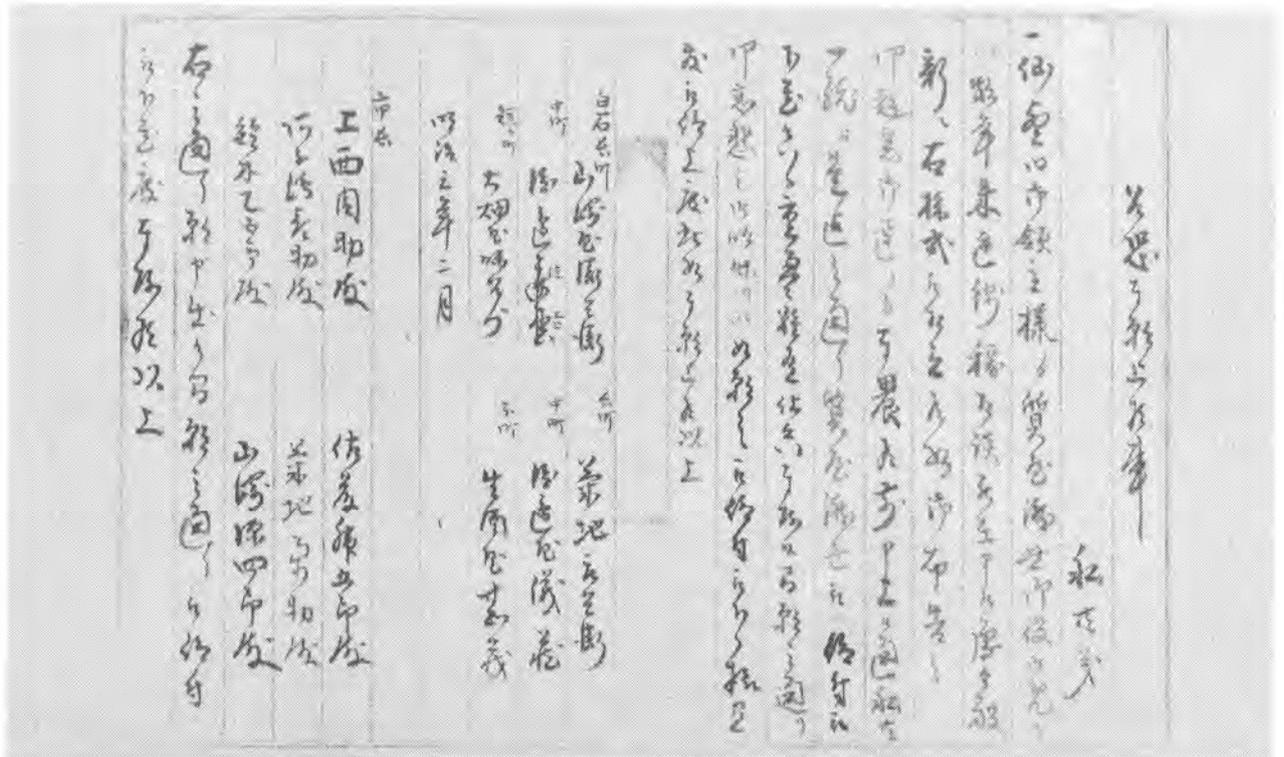
出納司近藤様 武藤様より

被仰付候

註1 「按察府」府、藩、県の政治の情勢を調べる為に明治二年設置された職。翌年廃止された。

註2 「石津」巨理町菊地十郎左衛門。

註3 「新宅」中町 渡辺佐吉。



414

右之通り願申出候間願之通り被仰付
被下置度奉存候以上

市長
上西周助殿 佐藤希五郎殿
阿子嶋彦助殿^{註2} 菊地勇助殿
鈴木乙五郎殿 山崎源四郎殿

白石長町 山崎屋清兵衛 長町 菊地庄兵衛
中町 渡邊佐吉 中町 渡邊屋儀藏
短ヶ町 大畑屋味右衛門 本町 生酒屋甚藏
明治三年二月

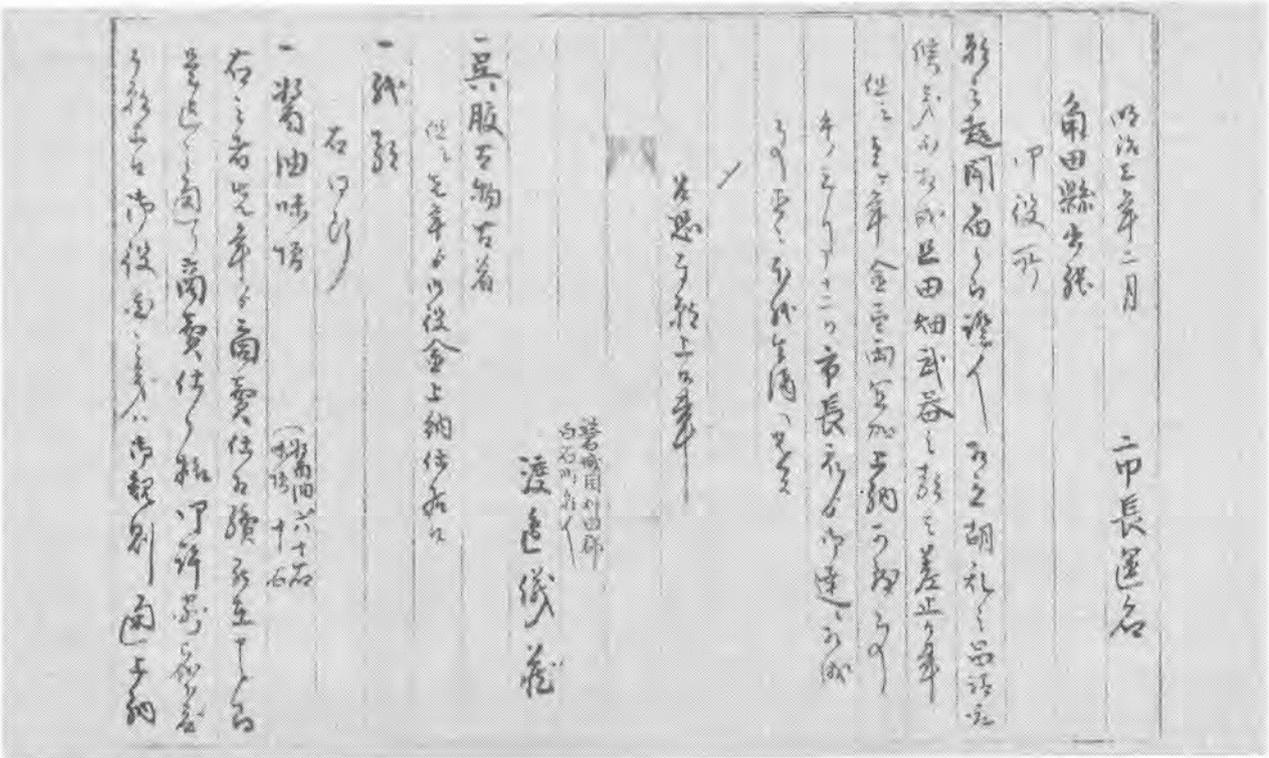
註1 「生酒屋甚藏」本町総本家より分家した三代上西甚藏清辰か。
註2 「阿子嶋彦助」長町角の阿子嶋屋。屋敷南側の細い通りは通称彦助横丁（平成始め頃まで奥道一・二・三号線）と呼ばれた。中町の渡辺佐吉（五代目）は阿子嶋家五代目の三男（宗三郎）。

413

乍恐奉願上候事

私共義

一 仙台旧御領主様より質屋渡世御役御免ヲ以數年来連綿稼相談罷在申候處今般
新二右株式被相立候段御布告之
御趣意御達ニ付奉畏候前申上候通私共
一統江是迄之通り質屋渡世被 仰付被
下置候ハ、重置難有仕合奉存候間願之通り
御慈悲之御吟味ヲ以如願之被仰付被下候様宜
敷被仰上度此段奉願上候以上



416

415

明治三年二月 市長運名

角田県出張

御役所

願之趣聞届候間証人相立胡乱之品請取
候義不相成且田畑武器之類者差止候事

但シ壹ヶ年金壹両冥加上納可致事

午ノ三月十二日市長衆より御達ニ相成

事直々本紙生酒へ遣ス

乍恐奉願上候事

警城国刈田郡
白石町願人

渡邊儀藏

一 呉服太物古着

但シ先年より御役金上納仕居候

一 紙類

右同断

一 醤油味噌

(醤油六十石
味噌十石)

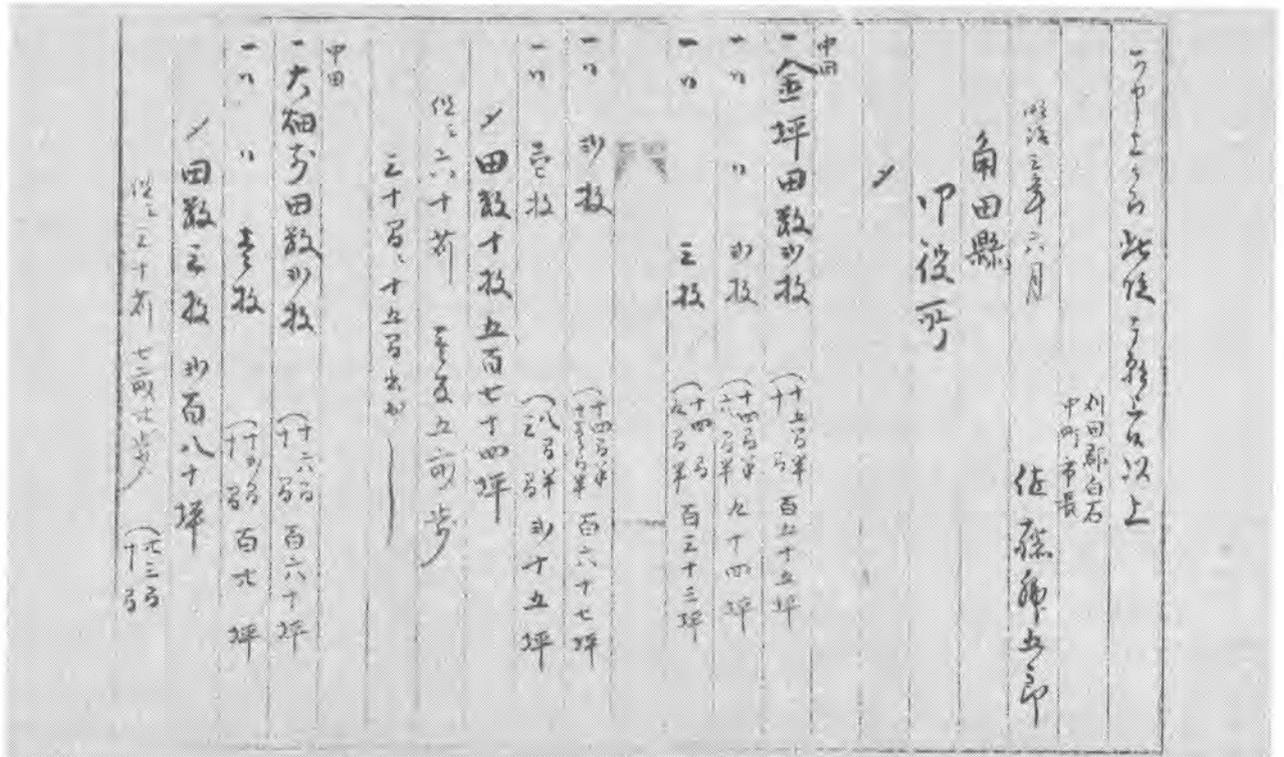
右之者先年より商売仕相続罷在申候間
是迄之通り商売仕候様御許容被成下度

奉願上候御役金之義ハ御規則通上納

註1 「胡乱之品」疑わしい品。

註2 「市長衆」現代で云うと六町の
区長さん達のこと。

註3 「生酒」本町の上西甚蔵。



418

417

可申候間此段奉願上候以上

刈田郡白石
中町市長

明治三年六月

佐藤馬五郎

角田縣

御役所

中田

一金坪田數 貳枚 (十五間半) 百五十五坪

一同 同 貳枚 (十四間半) 九十四坪

一同 三枚 (十四間) 百三十三坪

一同 貳枚 (十四間半) 百六十七坪

一同 壹枚 (八間半) 貳十五坪

ノ田數十枚五百七十四坪

但シ六十疇 卷反五畝歩

三十間二十五間書出し

中田
一大畑前田數貳枚 (十六間) 百六十坪

一同 同 壹枚 (十式間) 百廿坪

ノ田數三枚貳百八十坪

但シ三十疇七畝廿歩 (廿三間)



420

- 一 中田 (三十間 十五間) 卷反五畝歩
- 大畑前

金坪拾枚

改

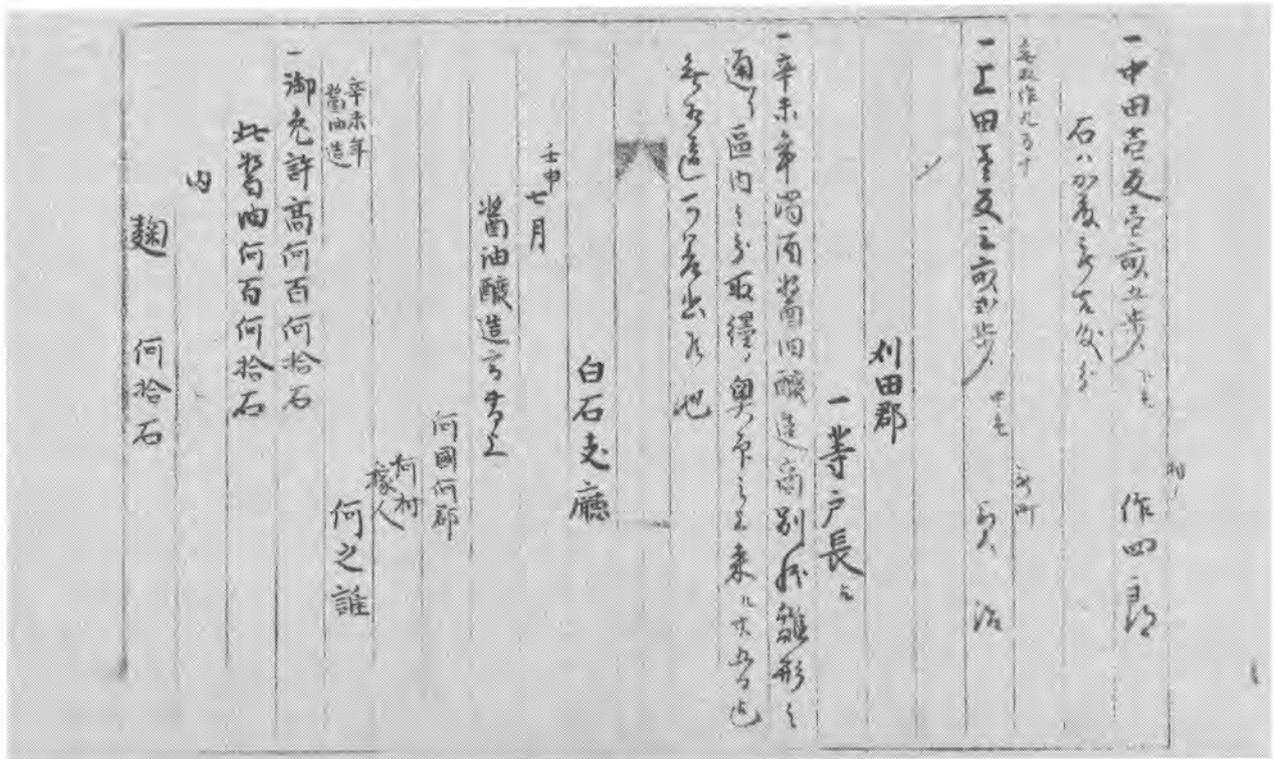
- 一 屋敷三間四尺五寸 式百六坪
- 裏行五十五間

- 一同 同 卷枚 (八間 三間) 四十四坪
- 一 同 同 卷枚 (十六間半 十四間半) 式百三十九坪
- 一 同 同 式枚 (十式間半 八間半) 百六坪

419

- 一 板橋田數卷枚 (十五間 式間) 三十坪
- 一 但し五束蒞 (十四間 式間) 廿八歩
- 一 長町脇中畑卷枚 (十五間 式間) 三十坪
- 一 明神堂前畑卷枚 (十間 三間半) 三十五坪
- 一 屋敷五間間口 裏行五十五間
- 右之通り相違無御座候以上
- 本代百拾六文

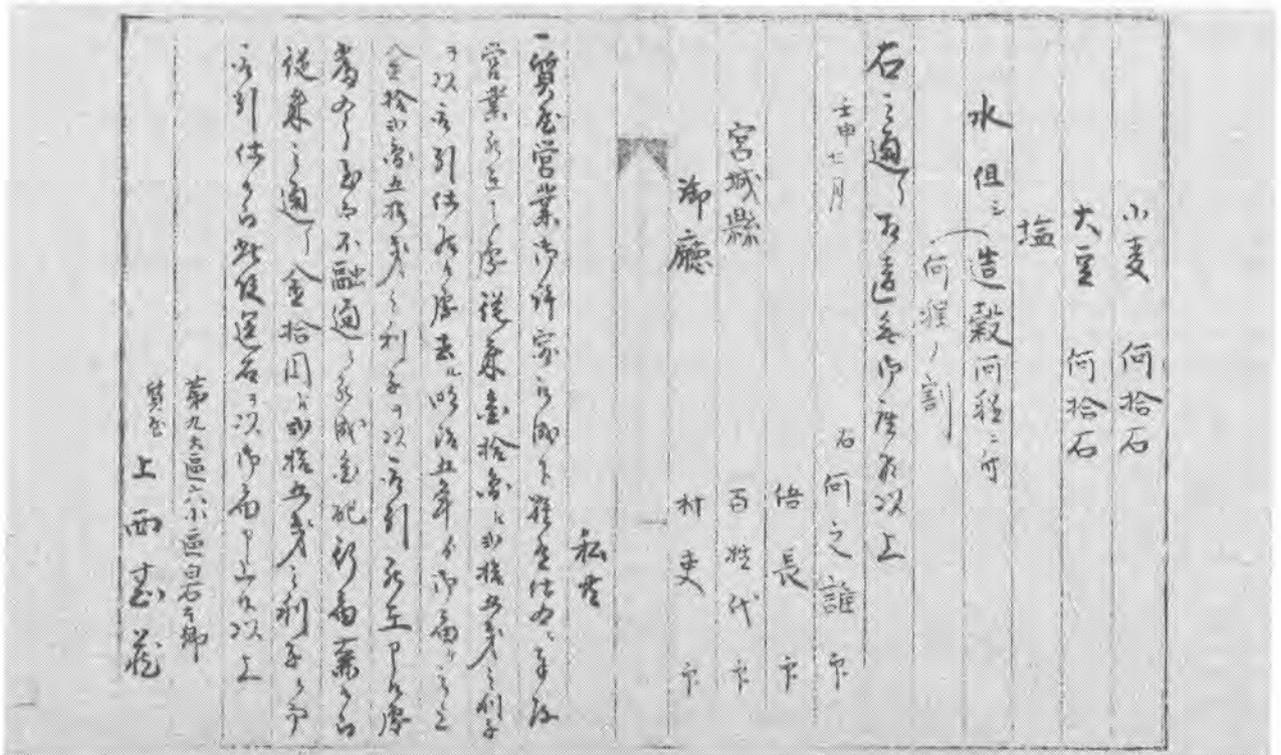
- 一 入生田數式枚 (十六間半 十四間半) 式百三十九坪
- 一 同 同 式枚 (十式間半 八間半) 百六坪



424

423

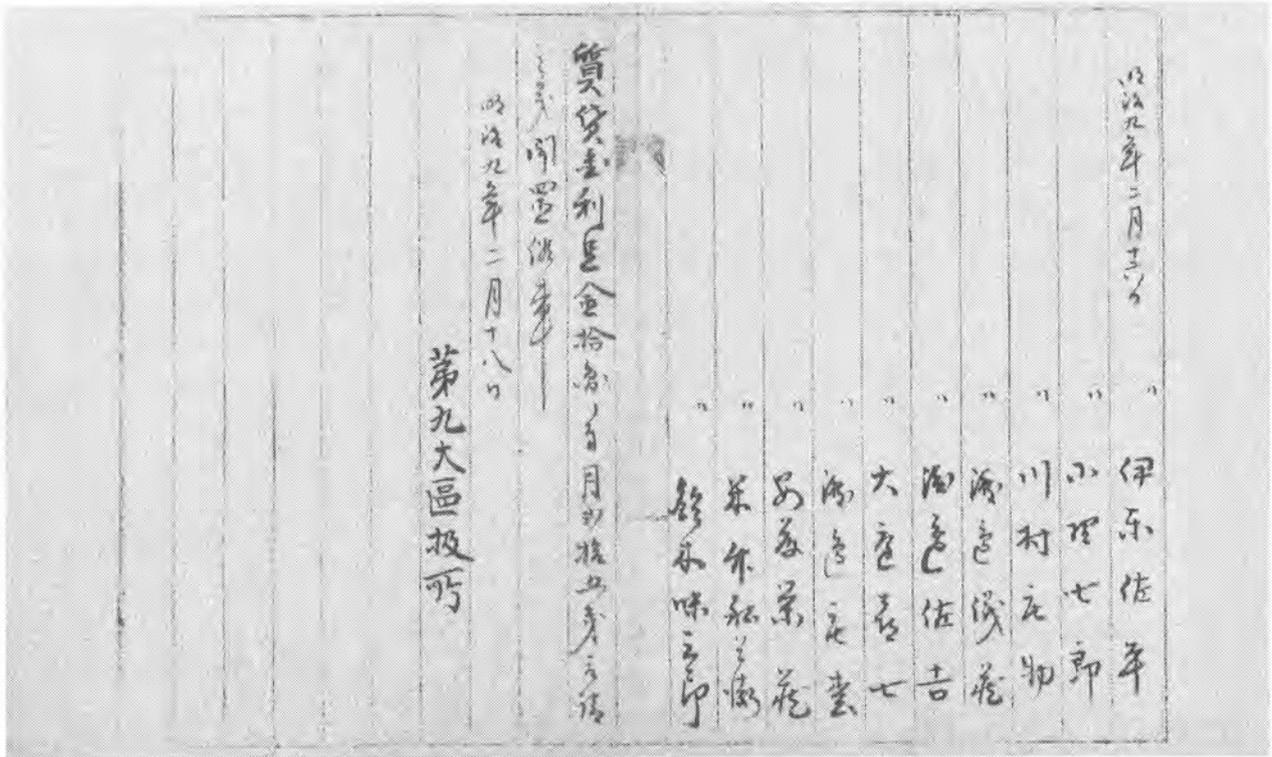
一中田巻反巻畝五歩_{下毛} 村ノ 作四郎
 右八加藤庄吉殿分
 無双作九百十
 一上田巻反三畝式歩_{中毛} 新町 貞 治
 刈田郡 一等戸長江
 一辛未年濁酒醬油醸造商別紙雛形之通リ区内之分取纏メ奥印之上来ル廿五日迄無相違可差出候也
 白石支廳
 壬申 七月
 醬油醸造高書上
 何国何郡
 何之誰
 辛未年 醬油造
 御免許高何百何拾石
 此醬油何百何拾石
 内
 麴 何拾石



426

425

小麦 何拾石
大豆 何拾石
塩
水但シ (造穀何程二付 何程ノ割)
右之通り相違無御座候以上
壬申 七月
宮城縣 御廳
倍長 印
百姓代 印
村吏 印
私共
一質屋營業御許容被成下難有仕合ニ奉存
營業罷成候處從來金拾円江式拾五錢之利子
ヲ以取引仕居候處去ル明治五年より御届ケ之上
金拾式円五拾錢之利子ヲ以取引罷在申候處
当今至而不融通ニ罷成金配行届兼候間
從來之通り金拾円江式拾五錢之利子ニ而
取引仕候間此段運名ヲ以御届申上候以上
第九大区六小区白石本郷
質屋 上西甚藏



428

427

明治九年二月十六日

- 同 伊東佐平
- 同 小野七郎
- 同 川村庄助
- 同 渡邊儀藏
- 同 渡邊佐吉
- 同 大庭喜七
- 同 渡邊庄泰
- 同 安藤栄藏
- 同 米竹和兵衛
- 同 鈴木味三郎

質貸金利足金拾圓二付月式拾五錢取請
之義聞置候事

明治九年二月十八日

第九大区扱所

跋 文

【一】お暇願いについて

現代の私達の日常生活と覚書に書き留められてある暮らし振りとを比べてみますとやたらと窮屈な場面が出てくる事に気が付きます。まず片倉領内即ち白石城下から他処に出掛ける場合、例えば御伊勢参り等は勿論の事、同じ藩内であつても白石城下から仙台城下に登る場合等でも「お暇願い」を届ける事になつていた様です。又隣の本家へ娘を養女として出す時には本家が町足軽と云う身分であり一方養女に出す分家が百姓（商人）と云う身分の場合、まず娘の「永代お暇願い」の届けを大肝入宛に提出し娘の身分を除籍してもらい改めて町足軽の身分に入籍してもらつて初めて本家に養女として向わせる事が可能となつたのです。この様な身分制度は武士階級の特有な制度であると今まで認識していましたが身分の低い一般領民同志の様な場合であつても慣例として行なわれていた事を知り私にとって新たな事例となりました。この「永代お暇願い」については大肝入安部傳右衛門経由で御郡方役人に届けられ代官等の吟味そして決裁により御郡人別から除籍され町足軽の身分とされると云う仕法になつていたと思われまふ。この事柄から片倉領内の町足軽及百姓達の人別については藩として係わつていて片倉家としては別にこの者達の人別には係わりを持っていなかったと考えられます。然し一方では片倉家として城下の侍達を家臣として禄を支給し彼等を士分とする身分関係には係わつていたのではないかと推考しています。もしこの仮説を前提としますと片倉領内での領民の身分制度に關しても二重構造の支

配体制が見えてくるのです。そしてこの体制は片倉領内に止まらず広く伊達藩全域に及んでいたのではないかと思えるのですが今後の解明を待ちたく思っています。この覚書を紐解くにつれ少しずつ色々な所で新しい発見がある様な気がしております。さて前述の通り当家七代渡辺甚蔵が御郡人別では百姓の身分として入籍されながら片倉城下では商人として色々な商いを営んでいます。一方俗に金上げ侍いと云われ片倉家より御番外士格として平士とされ出入司の管轄下に置かれていますし、又いざ戦いと云う時、例えば嘉永四年九月の練兵行軍の資料にもある様に締士とされ後方支援の一員として位置付けられ戦闘要員となつています。即ち渡辺甚蔵は身分的には仙台藩では百姓他片倉領内では商いを生り業とする商人、そして又片倉家より知行三貫七拾七文を頂戴していた下級武士の範疇に含まれていると云うややっこしい姿が見えてくるのです。

先程、支配体制の二重構造について触れましたが渡辺甚蔵のこんな姿にも封建社会における身分制度の複雑さと曖昧さを改めて知らされました。

又当時の百姓（商人）達の中には自分の名前について年令を重ねる事によつて改名する事がしばしば見受けられます。いわゆる後改めや襲名ですがこの様な時にも役人からの許可を得る事に成つていました。それから質屋渡世の御免を申し出る時等もまず同地域の組頭・検断・肝入達の連名にて大肝入へ願ひ出て、この願ひ書を受けて大肝入から役人達へ吟味の願ひ書が届けられます。それを見て役人は更に代官衆や郡奉行衆に

伺いを立てます。その吟味の結果が役人に知らされ今度は役人から大肝入そして検断・肝入と云う段階を経て質屋業の許可が下りてくることに成っていました。弘化三年八月に甚蔵が實際願い出て許可を得たのは十二月に入ってからで実に約四ヶ月と云う期間を要した事となりました。又慶応二年十月には塩問屋の許可申請を出していますがまず甚蔵は塩問屋を譲り受ける為に四名の肝入・検断に許可願いを申し出ています。更にその四名の肝入・検断は連名にて大肝入に願い書を提出しています。一方塩問屋を譲り渡す側も其の地域の肝入・検断達へ願い出て、それに基づいて彼等も大肝入へその願い書を提出しています。大肝入は両方からの願い出を確かめ仙台藩の代官に其の旨を申し出ています。そして今度は代官から片倉家の役人である御塩方本メへ吟味される様に伝えられるとその片倉家の役人である御塩方本メが色々吟味をし、その吟味した内容を伊達藩の代官に報告すると云う手順に成っていたのです。そしてその報告を受けた代官は郡奉行衆にもこの事柄を知らせ、其の上で大肝入に認可を下したのです。それから大肝入から肝入検断へと伝えられ順次本人である甚蔵へ告知された様です。従ってこの件については伊達藩の代官と片倉家家臣である御塩方本メの両方が共に関わっていて当時の片倉領に於いても例外ではなく中々複雑な支配体制と成っていた様に思われます。いわゆるここでも統治体制の二重構造の仕組が垣間見る事が出来るのです。伊達藩内に於けるこの様な体制の話は時折耳にしますが身近な資料で確かめられた事は私としては興味深く感じています。譲り受けが許可され完了したのは慶応二年十二月で約二ヶ月を要していま

すが前例の質屋の許可よりは半分程度で済んだ様です。然しこの様に長い時間を要する原因は先程も振れましたが支配関係が錯綜していたからではないかと思つています。又当家では願い出を申し出た結果認可された暁には通例として関わった諸役人及関係者達へ各々金品を贈りお礼廻りを励行していた記録がこの覚え書にしばしば登場してきます。当時渡辺甚蔵は紙の中揚商として割合手広く紙を商っていた事もあつてかお礼としての金員の他に三拾枚五帳（和紙）等と云う文字が頻繁に見受けられます。この様な行為は現代的な感覚から判断しますと今で云う賄賂性も否定出来ない様に思えるのです。然し当時の領民として殊に百姓（商人）達は封建制度の厳しい環境の基で生き残る為に絶対的権力を握っていた領主及役人達の逆鱗に触れない様常に戦々恐々としながら我が家の安堵と商業活動の保障に神経を使っていたのではないかと思われま

一方受け取る側の立場を推察しますと「菅野圓藏翁卿士史物語」や「渡辺佐吉口伝」等によれば支配体制側の人達の状況も決して楽な暮らし振りではなかった様子が伺い知る事が出来、商人達のお礼廻りも自然に受け入れられる環境が醸成されていた様にも思われるのです。更に「藤迺舎主人実歴譚」によれば幕末の混乱期における片倉領内での支配層の腐敗振りが色々証されていて当時の上層武士階級の乱費や収賄等についても言及されています。いずれにしても商人達のお礼廻りは藩制時代における片倉領内での商習慣として慣例の様なものになっていたのではな

いかとも思われます。そして又、当時代に於いては一般的な風潮として金品等に関係者へ贈る行為又逆に受納する行為についても犯罪的意識と

してはかなり低かったのではないかと以前聞いた事があります。何時の日か、このような事例等についての補足的な資料が発見される事を願っています。

【二】指據旗について

嘉永四年十月、八代渡辺甚蔵は指據旗の勝建願いを片倉家の役人水野治郎左衛門他一名に対し提出しています。其の時の旗印は「け」と云う文字一字でありました。この指據旗については白石市文化財報告書第三集「白石城」の練兵行軍之図資料に「け」の指據旗を指して行軍している甚蔵と思しき姿が散見されます。(本書の前部参照)。又、同書末尾の石清水行幸供奉行列図の諸家の旗印が列挙されている中にも「知行三貫七拾七文」渡辺甚蔵喜則の名前と「け」の文字、そして覚書の願書通りの「四尺三寸」「白地黒紋」とあります。当時この様な指據旗を勝建すると云う事は身分が百姓と云えども将にお城に何に事かある場合身命を以って参戦しますと云う覚悟の証であつたのではないかと推考されます。因に「同書」の九十三ページの配置順列の後方に小荷駄二十五疋締士渡辺甚蔵とあり、万一の戦闘時には後方支援として兵糧を運搬し供給する役目を担っていた様です。そして先程の諸家の旗印が列挙されている所を一見しますと旗印として「義」の文字は渡辺義兵衛の旗印であり「め」の文字は目黒重兵衛のものです。これ等は両家共名前や苗字から指據旗の旗印として採用されたのではないだろうか等と色々と詮索して

みました。その様に推測してみますとなぜ渡辺甚蔵の旗印が「け」と云う文字になつていたかと云う事になります。元々「け」と云う文字は何等意味のない旗印だったか或は何らかの意味が込められて採用されたのか私にとっては数年来の謎でありました。私なりに思いを巡らしてみますと藩制時代終末期のこの覚書に出てくる渡辺家の屋号は「〇」であり先代や当時の名前等にも「け」と云う文字に思い当る人物が見受けられなかつたのです。約百六十年前の渡辺家を選んだ「け」の旗印の理由を解き明かす事は無理かもしれません。然し先祖の事なので何とかこじつけてみたくなりました。全くの思い付きですが、幕末期の渡辺家は一端の商人として紙の中揚商、質屋業、醤油製造業、塩問屋、太物商等の商いを手掛けておりました。この様な商人としてはなんと云つても勘定する事が基本的な行為であると思ひます。そして勘定すると云う行為は正に計算する又は計ると云う言葉と同義語と思われれます。即ち商人として計ると云う動作は尤も基本的で重要な行為であつたと思われるのです。その様な思いから商売一筋の渡辺甚蔵は「計」と云う言葉に注目し「計」即ち「け」一文字を指據旗に掲げ商人としての意地を見せたかったのではないかと推測した次第です。もし私が推考した様に甚蔵がその様な思いで旗印に「け」と云う文字を採用していたら心が通じ合った様な気がして大変嬉しい限りです。然しこの推考は私の勝手な想像でしかありません。いずれにしろ今となつては百六十年前の甚蔵の胸の内を聞いてみる以外に解明する手立てはない様です。

【三】年賀振舞について

渡辺家七代甚蔵の妻於津称と八代喜則の後見人庄奈の妻於巳佐と云う二人の女性の年賀振舞についてであります。年賀と云いますと現代に於いては新年に当つての祝賀の事になります。然し「日本風俗史事典」によりますと本来年賀と云うのは算賀の祝と云つて高年令を賀する事であつた様です。先程の二人の年賀振舞の年令について調べてみますと於津称（通称は津称）が弘化三年二月に三十一才そして於巳佐（通称巳佐）は喜永四年三月に三十二才でありました。共に高年令ではないにも拘わらず自宅で饗応の席に大勢の親類縁者を招待しています。以上の事柄に付いて又私の危うい推測を始めてみますとそれぞれ二人は算賀の祝いではなく厄払いの行事をしてもらつていたのではないかと思えるのです。その理由の一つには津称の招待者席順を見てみますと主賓として千手院様（御祈祷をされる修験者の在家）の名前が明記されており、一方巳佐の主賓には佐藤山城様（神明御飯宮）が明記されておりました。これ等の事情から厄祓いの雰囲気が出てきます。理由の二つ目は当時三十一才と三十二才と云う年令です。先程の事典によりますと厄年とは一般に災厄にあうので忌み慎まなければならないとする年頃であると、又これは陰陽道の説であり近世になつて民間に広まったと云われています。そして男の二十五才と四十二才、女の十九才と三十三才を厄年としている所が多いとされています。とりわけ女の三十三才は「散々」に通ずると云う語呂に合せて大厄とされていて、これには前厄、本厄、後厄として三

年続きの厄年として恐れられたと云われている様です。そしてこの厄落しの行事が色々ある様ですが其の中の一つに厄年の年頭に近隣の人達や親戚等を招いて宴を催したりする事があると云われています。以上の様な諸事が載っていました。弘化三年二月と喜永四年三月の二人の年賀振舞は前述の通り年令的に考えてもそれぞれ二人の厄落しの為の行事であつたと推測出来るかと思われれます。更にこの厄落しの招待者達について調べてみますと女性の厄落しだけあつてほんの一部の男性客以外はほとんどが女性達ばかりの招待者となつており二三人名前を挙げてみますと近所では隣の小閨屋（幕末から大正時代に掛けての絵師小閨雲洋の生家）のおかみさんや五軒隣りの高橋屋甚兵衛（通称高甚本店、現在はスマイル広場）のおかみさんと其の姪子さん等数十名の女性達が招待されています。又親戚、縁者として遠方からは八巻屋澤吉（福島県梁川町の津称の実家）佐藤屋清之丞（蔵王町宮の巳佐の親戚）佐藤祐馬（福島桑折町本陣で七代甚蔵娘君の仲人）の方々も招待されています。この再度の年賀振舞について私なりに思い巡らしてみますと当時は封建時代の閉ざされた社会でその上儒教の色濃い男尊女卑の思想が蔓延していた薄暗い時代と思つていましたが私にはちよつとイメージが変わつた様な気がしてきました。家の隅の方で我慢していた女性達が老いも若きも一同に会して美味しい馳走を食べながらおしゃべりをして楽しい一時を寛ろいでいる様子が目に浮かぶからです。この時の食事はそれこそ料理人達（城下の小林屋儀兵衛、越後屋茂三郎、佐竹屋惣兵衛、五十集屋卯兵衛、萬屋久助）五名が腕を奮つた晴「ハレ」の食事だったかもしれませ

ん。彼女達にとってはめつたにない開放された束の間の心に残るいやしの時間であったに違いありません。数日間に亘るこの催しの費用はそれぞれ津称の方が約十五両と巳佐の方が約十二、三両程の大枚を要しています。因に津称の招待客数は大体七十三名程で巳佐の方は四十七名程の様です。単純に計算してみますと一名当りに要した費用は津称の場合約八〇〇文で巳佐の方は約一、〇〇〇文と思われ将に費用から推察するならば晴「ハレ」の食事の振舞と云わざるをえません。この「晴」と云う言葉は雲を払い除けると云う「はらう」を語源となっていると聞いています。従って「晴」の食事を馳走すると云う行事は厄を祓うと云う意味合いを内包した行為だったのかもしれませんが。依って多くの招待客に「晴」の食事を振舞う事によって多くの方々から厄を祓ってもらい厄落しが成就する事を願ったのかもしれませんが。当家が偶厄落しを大々的に催す事が可能な環境に恵まれていたのかもしれませんがこの様な大金を二人の女性達の為に出費もいとわなかったと云う事実は思いの外当時に於いても女性の立場を理解していた証ではないかとも受け取れます。そしてなぜか男達の厄祓の場面が一度も出て来ないのです。家族の中ではちゃんと内助の功を認め合っていたのではないかとさえ思えてくる場面です。約百六十年前の白石城下での百姓（商んど）達の日常生活や風習の一幕を覗き見る事が出来ました。この様な事例は極日常的な出来事だったかもしれませんが私としては被支配階層に対し常に重圧的な封建制度の下でこの様な実例を見証出来たのは興味深い事です。この覚え書きの面白さが幽かに伝わってくる思いです。さて津称は七代甚蔵の妻と

して明治二十三年九月三日、七十六才で生涯を閉じております。一方巳佐は庄恣の妻として嘉永六年白石中町へ庄恣と一緒に分家して丸角商店（現在当所にて履物袋物等商う）を陰ながら支え明治十年七月十九日、五十九才で此の世を去っております。（江戸時代の平均寿命は推定で十九世紀三十代後半）当時としては両人共長命であった様です。今も昔も女性の方が長生きだったのでしようか、はたまた多くの人達から厄を祓ってもらい、それ故、厄落しが成就し二人共その御利益が効いたのでしようか。蛇足になりますがもし本当に厄祓いの行事であったならば年賀振舞としたのでしようか、全くの推測ですが当時代の片倉領内では一般領民に対する風潮について天明八年（申）六月天満宮のお祭りに対し、巨理町検断山崎圓右衛門より若者衆中に例え子供祭であろうと飾り物、又はさげ花等を付ける事を控える様、厳しい視線が向けられていた文書があり華美贅沢は遠慮すべき時代だったと思われれます。その様な時代背景の中で婦女子達の厄祓いの為の宴会等も事前に届けを役人へ提出する必要があったかもしれませんが。そして同じ頃の嘉永四年五月十四日渡辺家文書の中で次の様な一節を見る事が出来ます。「此度母女中見分被仰付口上書を以つて左に申上候」とあり毎年女性達が届出通り相違ないか一軒々々立入り調査し見分されていた様子が見えてきます。それに対し継母が下疴之症で煩って伏しているので医者診断書を添えて見分の御用立は出来ないの御免して下さいと昨年に引き続いて願ひ出ているのです。この様に婦女子に対し移動や生死等に関し毎年厳しく調べられていたと思われれます。従って体制側からは婦女子達に対して常に厳し

い目が光っていた様です。更に男女を問わずある特定の場所に多くの者達が集会等を催す事も警戒されていた節があったと思われれます。この様な領内での情勢下から察するに年賀振舞の届出は領けるし厄祓いの宴会よりも年賀振舞の方が一般的で且つ慣例的な面からも役人からの容認度は高かったのではないかと色々想像を膨らませている所ですが……。

【四】渡部家の醤油造について

一、沿革

渡部家は藩制時代後期から醤油を造り片倉領民へ供給していただけでなく渡部家の覚書によると天保年間の頃には伊達出しと称して越河宿を越えて他領にも醤油を出荷していました。其れ以降明治二年にも醤油造り人として石津屋、山崎屋と共に三名が検断三名に対し醤油の運上金について願ひ出ています。其の後明治三十九年十二月、十代渡邊儀蔵が寿丸合名会社を設立し醤油醸造部門として営業を継続しています。この時期に恐らく醤油醸造の創業期を天明元年（一七八一年）と定めたのではないかと思つています。又この頃に寿丸印の登録商標も出来たのではないかと推測しています。昭和十一年に醤油醸造部門を寿丸合名会社より分離し寿丸醸造株式会社を設立して醸造部門を独立させ醸造業を引き継ぐ事となりました。そして戦中戦後を経て平成五年（一九九三年）に廃業するまで爾来二二二年の間味噌醤油造りが続けられた事になります。然し渡部家の覚書によれば嘉永七年（一八五四年）四月に醤油造り方年

数書上げとして八代渡部儀蔵が安永八年（一七七九年）に醤油造りを始めたと役人に報告書を提出しています。この事から実際の創業期は二年程溯つて二二四年の歴史を刻んだ事になるのではないかと思つています。

二、醤油屋のある出来事

安政六年末（一八五九年）十二月十二日の事ですが此の年は不作に付醤油室飾義蔵のむろ一室と麴蓋二〇〇枚を使用出来ない様にと役人がやつて来て各々に封印をして行きました。然し次の年万延元年（申）一八六〇年三月十九日、役人により封印が解かれましたが是迄醤油一盃三十六文であったのが一盃二十七文に値下げする様にと仰せ渡されました。

三、醤油造りの原料配分と生産量について。

万延元年（申）五月十三日

（醤油壱石造り原料）及（醤油生産量）

一、大豆五斗 醤油四百七十五盃

一、小麦五斗 内四十八盃免り

一、塩五斗 差引而、四百式拾七盃

（注） 壱石は一八〇立。大豆五斗は約六十五K。

小麦五斗は約六十七K。塩五斗は六〇K。

以上の原料により醤油、四百二十七盃が生産されたと云う資料です。

四、醤油一盃分の量は。

嘉永元年（一八四八年）二月十五日、

醤油造り仕上り一盃 貳拾五文四分六厘、

一、拾盃売 代貳百拾文

一、壹升売 代百四文

一、壹盃 同貳拾八文

以上の資料から製品仕上りの壹盃の製造原価が貳拾五文四分六厘と云う事の様です。次に壹盃の量を推理してみますと壹升が代百四文であるので一合の価格はと云うと壹升が十合でありますから一合は百四文の十分の一即ち一〇・四文が一合の価格となります。これから単純に計算しますと壹盃の価格二十八文を一合の価格で割ってみますと二・六九となり一盃の量は約二合七勺程度となります。然し前述の各々の代価から解る様に売量により多少値段が加減されています。拾盃売と壹盃売とでは一盃分の値段が異なっています。当時の商習慣を察するに売量により単価が加減されている様子が解ります。従って壹升の単価を基に計算した一合当りの単価即ち一〇・四文より単に壹盃だけの少量販売の方が割高になる事は当然の理と思われれます。従ってここであてずっぽうでは

ありますが約八%程（〇・八三文）高く設定して一合を十一・二三文と仮定してみました。依って壹盃二十八文を割る事の十一・二三文は約二・五となり一盃の量は二合五勺と算出されます。もしこの数字が妥当であれば一盃二合五勺の醤油の値段は二十八文となります。この推測は私個人の思惑ではありますがなんとなく思い当る節もあります。それは藩制時代の貨幣制度ですが一両が四分、一分は四朱と云う四進法が取り入れられていた事例です。即ち醤油四盃が一升と云う計算になり商い上便利な度量となっていたのではないかと考えられ補強の材料の一つではないかと思っています。更には「菅野圓藏翁の郷土史物語」の中で多分明治以降の話と思われれますが「本町では十五才になると若者組に入った。その時清酒十杯（二升五合）持って行かなければならなかった」とあり、この事例から清酒一杯は二合五勺であると解ります。清酒と醤油とは異った品物ですが双方共液体の分量と云う点では共通しているのではないかと思います。この事柄も遜色ない補強の資料かと考えております。従って当時の醤油一盃は二合五勺と云っても良いのではないかと考えました。では一盃の量を現代の数量に換算しますと二・五掛ける一八〇ML（一合）で四五〇MLとなります。さて私は約半世紀程前の事ですが昭和三十年代頃寿丸醸造(株)の店先にて、お客さんが持ってきた風呂敷包みの一升ビンに柄の付いた漆塗り木製の四角形の榧で注文の分量を計ってビンに入れて上げた記憶があります。藩制時代にも一盃の醤油二合五勺を木製の榧で計量し片口にてお客が持ってきた貧乏徳利の容器に移し換えて醤油を売っていたのではないかと想像しています。

五、一盃の醤油を今の貨幣価値にすると。

覚書によると嘉永元年醤油の値段は一盃二十八文であり分量を二合五勺としますと現代の価格に換算して如何程になるかと云う事ですがまず文化文政期一文を二十円（一両が六四〇〇文で現代の貨幣価値にすると一二万八千円）とも云われていますが一般的に一文を二十五円（一両が四、〇〇〇文で現代のそれは十万円）と試算している例が多数見受けられますので後者の単価即ち一文当り二十五円で計算する事にします。醤油一盃が二十八文なので一文を二十五円で換算しますと一盃の醤油は現代の価格で云えば凡そ七〇〇円相当の値段になるかと思われれます。一方現在売られている醤油（丸大豆醸造）と比較してみますと価格はまちまちですが概ね一L（一、〇〇〇ML）当り四〇〇円前後かと思われれます。まず一応その価格にしまして一盃の価格を計算してみますと四〇〇円を一〇〇〇MLで割ってみますと一ML当り四〇銭となります。そして一盃（二合五勺）は四五〇MLなので四〇銭×四五〇で百八十円となります。従って当時の価格と比べますと約三・九倍の価格差が生じる様です。依って現代の醤油の値段より随分高価な商品であったと云う事が理解出来ます。その理由について探ってみますと当時の製造方式は大量生産ではなく且つ醸造技術（発酵）も低くかつた上に当時としては大変貴重な穀物類を原料として製造されていた事柄が主たる原因ではなかったかと思っています。そして当時質素節約を旨とされてきた当地方に於いては殊の外醤油と云う調味料は贅沢で高級なものではな

かったかとも思えるのです。従って被支配階級層の貧しい人々の家庭では普段一般的な料理等の塩気は大方塩のみで賄われていたのではなかったかと推測しています。又私なりに一言当時の醤油の品質的な面について言わせてもらえば原料の糖質及蛋白質の利用率が低く旨味や甘味そして香りについても現代の醤油より劣っていてその上塩気の方はやや高め塩辛さが際だった醤油ではなかったろうかと想像しています。その様な事柄を物語る資料として一例を挙げさせて頂きますと天明八年頃いわゆる当家で醤油製造を始めた十年後頃の事です。片倉領内を巡見された古川古松軒と云う人がおりその人が書いた「東遊雜記」に記されておりますが彼等が江戸に戻る途中、水戸領内にて次の様に語っています。料理むき等は取り合わせがよく上方に似ているがただ味噌醤油の味の悪いには困ったものである。そして領主の節約が民百姓の素朴な風潮となつて上等な味噌醤油は控える様な食生活になつたのではないかと書かれています。さて片倉領内に於いてはと云えば天和年中の御制札によりますと「定」として「一萬事修り致すべからず屋作、衣服、飲食等に及ぶ迄節約相守る可き事」とあり質素節約を奨励しています。天明八年十月二日巡見使一行が白石に泊まつた時の白石の味噌醤油の味ははたしてどの様であつたのでしょうか、又当家の味噌醤油も使用されたのでしょうか、等と思ひ巡らしています。

六、醤油に課せられた運上金。

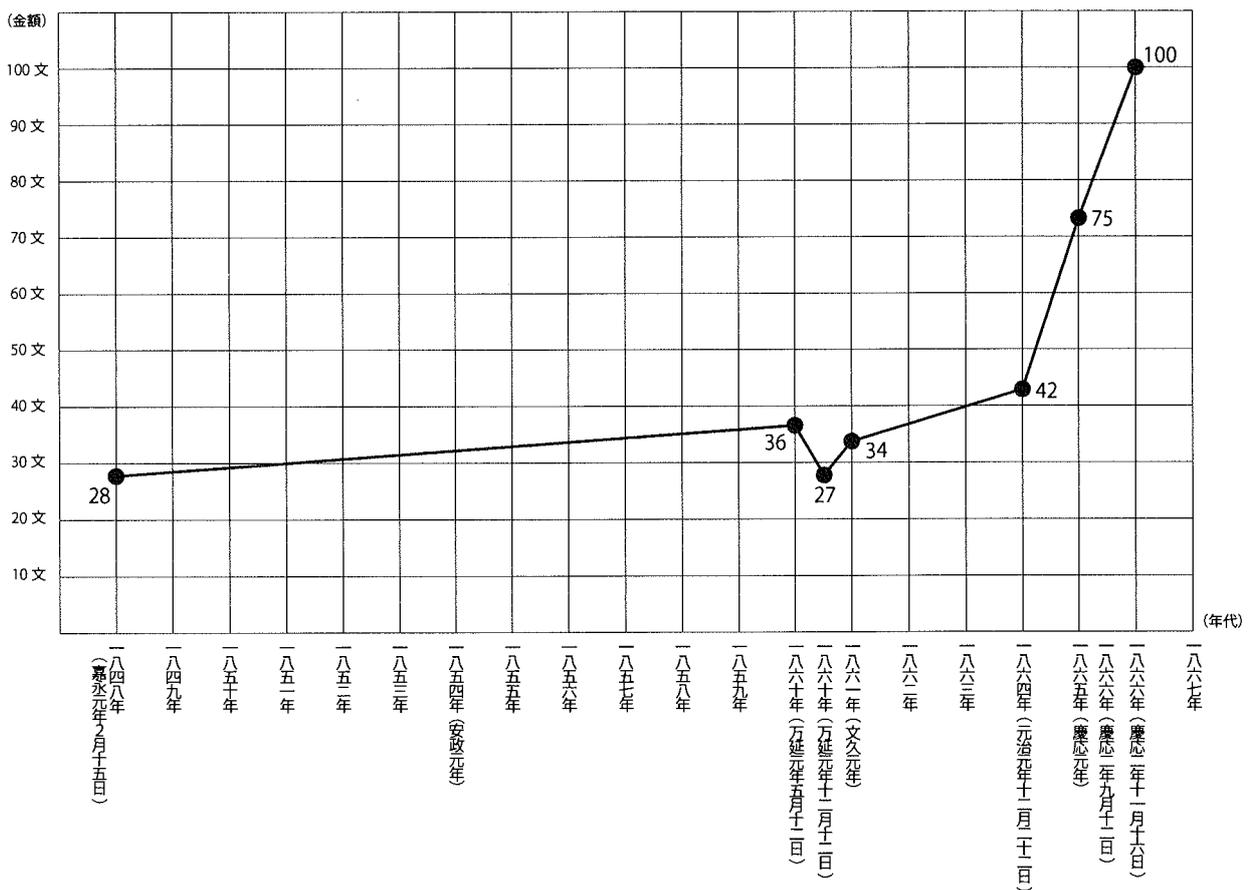
醤油に対しての運上金は当時の課税方法の一種目であり小物成に分類

されると思われます。小物成とは本来の年貢に対する小年貢の意味で田畑以外の山林、原野、河海、池、沼等からの收穫物や商工業その他の生業に課される雑税に当ると思われます。その中でも運上金等は定納ではなくそのつど税額が決められ課税された様です。従って藩境を越えて醤油等が出荷される様な時にも課税されました。その様子が覚書の中に散見されています。前述した天保十年頃当家製造の醤油の伊達出しの話ですが其の時には運上金ではなく御役代となっていました。残念ながら文中に符牒の様な言葉が見受けられ内容が不明です。それから十六年後安政二年十月にも越河境目より伊達出しの事で記述があります。其れによりますと醤油八升入一樽に付銀七分五厘（七十五文）の運上金が課せられ様としていましたが世の中が不景気の上安い方の醤油なので以前の様に銀二分五厘（二十五文）負けて銀五分の運上金にしてほしいと検断に願ひ出ています。さてここで醤油に課せられた運上金の税率について少々考察してみますと嘉永元年には醤油一升の値段が百四文でありましたので七年後の安政二年でも値段は変わらない事を前提としました。先ず八升入一樽の価格は一升が一〇四文なので一〇四文×八＝八三二文となりますが量的な面で微調整をして八〇〇文とさせてもらいます。従って当時の運上金の価格に対する割合は銀七分五厘の場合七十五÷八〇〇＝約〇・〇九四となり約九・四％となり、一方銀五分の場合は五〇÷八〇〇＝約〇・〇六三となり課税率は各々概略九・四％と六・三％となる様です。更には醤油に対する運上金（役代）の他に木村家文書（白石市文化財調査報告書第二十六集）に記載されている上戸沢から伊達出しの時に課せ

られた役代とを比較してみるのも趣味のある事ではないかと考えました。木村家文書に出てくる事例は時代的に特定出来ないのが大きな難点であり又、同じ商品即ち醤油についての記述がないと云う事も不確実性を増幅させています。けれども私的には初の試みとして面白い課題であると思っています。この木村家文書には多品種、多品目の事例による役代が記されていますが其の中から少々拾ってみますと小麦一斗、十文、二十文、小豆一斗、十文、阿く一俵、十五文、志ぶ（渋）一斗、十文等々となっています。この中から小麦を選んでみますと、まず小麦一斗の価格が問題ですが渡辺家の覚書によりますと萬延元年申五月十二日醤油の原料についての記述があります。それによりますと小麦五斗式切壹分とあり式切壹分は文に換算しますと二、〇一〇文となるかと思ひますのでその五分一が小麦一斗の値段四〇二文となります。依って小麦一斗に対する上戸沢での役代は十文から二十文となっていますのでその中間をとって仮に十五文としてみますと十五文÷四〇二文＝〇・〇三七となり約三・七％となります。従って時代は特定出来なかったものの小原上戸沢番所で徴収されていた役代は小麦一斗に対し約三・七％前後の税が課せられていたと推測されます。そして前述の醤油に対する役代及小麦に対するそれ等から考察しますと粗雑な資料抽出であったかもしれませんが藩制時代の運上金（役代）の税率は凡目安として約四％～十％程度ではなかったかと想像しています。又、税率については色々な時代的背景の基で為政者側の懐具合、平らたく云えば財政的に逼迫しているかいか或は地域差や商品価値等により課税率が多少変わってくるのではない

かと思っています。そして時代が新しく成った明治二年五月には伊達出しの醤油に対しての当年分役代として金拾両を又、明治三年分として金十五兩を指上げますのでご免してほしいと亘理町の石津屋十郎左衛門、中町の渡邊屋儀藏そして長町の山崎屋清右衛門の三名が菊地商右衛門、渡邊庄恣、菊地十郎左衛門の三名の検断に対し願ひ出ています。藩制時代であったなら片倉家の役人の方から一方的に運上金（役代）を申し渡されていましたが新しい時代に入り商人達自から運上金の額を決めたり更には来年分の運上金（役代）まで支払い度い等と申し出ています。この状況は為政者側の統治機能が混乱している様子や武家社会が崩壊して町人達の力が少しずつ台頭し始めてきた様子等が窺い知る事が出来るのではないかと思われれます。

七、当覚書を資料として片倉領内での醤油一盃の値段の推移をグラフに表わしたものです。



【五】古老達の口伝が渡辺家文書に書かれていた

「発刊に当って」と云う所でちよつと触れましたが幕末期に於ける片倉家の財政的逼迫についてはかなりの重症を呈していた様に推察出来るのではないかと思っています。然し其の実体についてはお城における当時の歳入歳出関係の資料等を目にした訳ではありませんし、ましてや覚書等を見る限りでは皆目解るはずがないと云つた方が当っていると思っています。然しある故老が口伝の中で次の様な内容を語っています。「殿様（片倉家）は出掛ける時は十萬石ぐらゐの格好をして出掛けました。だから相当費用がかさみ、又、町の商人から寄付を集めたり借入をしたりして生活費にした。」等と云う内容の事を述べています。この件についても検証する等と云う事は難しいかもしれませんが、唯多額の出費と思われる事例について漠然とではあります但其の概要を列挙し、更に私なりに展望しながら覚書の資料と対比してみる事は又とない機会ではないかと考えています。まず最初に、片倉家は藩命による度々の江戸詰めめの為の旅費及諸経費、そして文久三年石清水八幡宮行幸に際し藩主のお供をして京都での役目を執行した事。その上片倉領は伊達藩として地理的に南を固めると云う重要な軍事的位置を占めていた関係上どうしても軍備費（多数の武士達の維持等）が思ひの外嵩む状況になってしまつた事。この様な状況についてある先生は片倉家が遠征する時の兵士等の動員数は七、八萬石の大名に匹敵する程であつたと語っており前述の故

老の話だけではなく軍事的な面からも財政的負担が重く申し掛かつてきたものと推測されます。更に終末期に於ける出来事としては慶応四年二月藩主から会津追討の出陣要請を受け軍備資金の捻出（覚書に記述）や其の後一転して官軍との対決姿勢に転換しての軍資金の再調達、更に片倉領内に於いて二度に亘る奥羽列藩同盟会議の開催地となつた事。其の上輪王寺宮が七月に白石城へ入り奥羽越公議府が設けられた事。その為の経費として奥羽各藩がそれぞれ捻出すると決せられた様ですが仲々思う様に納入されなかつたとも伝えられ従つてその費用の一部は開催地に於いてもそれなりの負担はまぬかれなかつたものと思われれます。更に輪王寺宮随行関係者達の滞在費等もどの様に工面されたのでしょうか。いずれにしろ城内は天地がひっくり返つた様な騒動となつていたものと想像をされます。この様な片倉家としての軍備資金調達による財政的負担の他に先程の恒常的な諸々の過重が加わつて片倉家の財政破綻の危うさが迫つていたのではないかとさえ思えて仕方ありません。一方歳入については片倉家にあつても地方知行制を取り入れていたと思われれますので片倉家による知行地からの年貢の徴集が施行されていたと考えられます。この事象に関する事柄について私の独断と偏見によつて推理してみたいと思います。まず基本的な考え方として片倉家の石高は江戸時代後期で一万八千石と推定出来ます。貫高に換算しますと一、八〇〇貫余りにならうかと思われれます。又、仙台にならつて大体四六六民の年貢の分配率即ち総貫高の内四割が領主側に六割が農民側にと云う割合になるのではないかと考えます。マクロ的に云えば片倉領では一、八〇〇×

○四〇七二〇貫程が片倉家及家臣達に入る収入高になるのではないかと推測出来ます。次にこの七二〇貫の内片倉家分と家臣達の知行高分との概算分配について考えてみますと参考になると思われる資料として前述した「市文化財報告書第三集」があります。その資料の後尾の方に石清水行幸供奉行列図がありそこに家臣達の名前と各々の知行高が列挙されています。それ等を雑と集計致しますと四三三名で約八六二・八一四貫（飛地の大須、廣淵等の貫高や金上げ侍等の貫高も含む）となる様です。従って七二〇貫より家臣達の集計知行高が多く計算上は無理な様です。半ば独善的ではありませんが色々推考してみますと家臣達の総貫高の数字が凡そ相違ないものと仮定しますと、領主側と農民側との年貢分配率の問題が出てきます。又、故老の話になりますが「刈田の百姓（農民）は鉞で頭を剃るか裸で茨を背うか」と口伝で語られている様に仲々厳しい分配率であった可能性が推測出来るかと思われれます。幕府領（天領）は五公五民の割合であったと聞いた事がありますが片倉領も仮に略同率であったのではないかと予測をしてみますと領主側に入ると思われます貫高は九〇〇貫となり家臣達の分を差し引くと辛うじて少ない貫高が残る計算となります。然し差額は約三十七貫では片倉家の財政がはたして成り立っていったのであろうかと素朴な疑問が残ります。従って年貢の分配率が刈田地方の農民にはもう少し厳しい数字になっていたのではないだろうかとも考えられますが別な観点から憶測してみますと片倉家として諸々の雑税等によって五公五民による少ない貫高をカバーし辛うじて片倉家の財政が維持されていたのではないだろうか等とも思え

てくるのです。いずれにても多くの家臣達へ知行を与えていた事によって片倉家は恒常的に財政的困窮が次第に浸潤していったのではないだろうかと考えます。これまでの一連の愚考については将来確かな資料或いは当時の特有な分配仕法等に照し合せて詳しく検証されてもよい課題の一つであらうかと思っております。さて前述した様に片倉家としては年貢による少ない収入の他に各領内に課した小物成（雑税）や富農や商人達から上る諸々の運上金（役定金）と月割上納金や度重なる献金そして色々工夫を凝らしての借入金等々が補足的な収入源となっていたのではないだろうかと考えられます。渡辺家文書によると運上金の一例として弘化三年六月一日には「紙布御役定金先納被仰付候」とあり高銀百五拾両を支払う様課税されております。換金しますと約金三両程で大きい額ではない様ですが紙布を扱っている七名の商人達に割り振られています。又【四】醤油云々の所で出てきますが越河宿を越えて醤油を出荷される時にも役定金が課せられていたり、嘉永元年一月廿八日には役定として一代拾八貫文、壺軒屋敷年貢代とあり「両」に換算しますと四両二分程となる様です。更に安政四年（一八五七）四月十八日付で「御月割合月々上納之分」と云う資料（付表一）があります。それによりますと筆頭として渡辺甚蔵 金三拾五切とあり、最高額は米竹清右衛門の金四拾五切となっていて「両」に換算しますと金拾両以上の額となる様です。以下人数は四十四名の名前が列挙されていて月額としてメ六百六拾式切四十四文と記されています。仮に一年分に積算してみますと約七千九百四拾四切程となり概算金約千九百八拾六両程となります。又、

続いて「壹ヶ年たびに上納半高而御納候」とあって記載金額を半分ずつ二年間で納付せよとの事だろうと読み取れます。筆頭に鈴木藤左衛門以下三十五名の名前と金額が書かれていて、九百廿七切三十七文とあります。その半高即ち半分の金額を安政四年分として上納せよと云う事だろうと思われます。「両」に換算しますと約式百三十式両の半分として約百拾六両程が安政四年分の納税額と考えられます。前段の分としての年額約金千九百八拾六両と合算しますと御月割上納で片倉家に入る総概算額は約式千百両程となります。もし片倉家に完納されれば少ない額ではない様に思われます。さて今様にこれ等の課税を当てはめてみますと差し詰め紙布役定金は物品税、屋敷年貢代は固定資産税、他領出しの醤油に対する役定金は関税、御月割上納金は商人及富農達に対する事業税もしくは所得税とでも云った所でどうか、依って片倉家の財政は先程述べました様に諸々の税込及借入金の補完によって辛うじて財政の維持が保たれていた様子が概略窺い知る事が出来るかと思ひます。そして時には半ば強制的な借金や献金等で富農や商人達は大変な苦渋と経済的疲弊感を味わっていた様に思ひます。殊に一般の農民の人達の生活については村々に課せられた助郷等（課役）も加わって故老の口伝として前述した様に並み大抵な苦勞ではなかつたかと思われます。さてこれよりお城の役人達と主立った商人達との関わりについて探ってみますとお城の財務関係としての資金調達部門に部分的ではありませんが渡辺甚蔵は下働きとして手伝っていた事がこの覚書から解ってきました。覚書の中で文久三年十月十六日、名改め願ひ書として出てきます。「永々番外士格二而

当時御台所御用達主立相勤」と記されていて、この「台所」と云う部署がはたしてどの様な所であつたかと考察してみますとある資料から商家に於ける「台所」とは台所衆を意味し「男衆」や「下男奉公人」を指す事の様である事が解りました。従って「台所」の仕事は本来の台所関係以外に荷物運搬や使い走り等の雑事雑用を行う部署だった様です。お城の中でも当時「台所」と云う部署の人達は商家と同じ内容の仕事に従事していたのではないかと考えても不思議ではない様に思われます。この様に考えてみますと「御台所御用達主立」とは台所の諸々の仕事の内である仕事を主体となつて任務を果たす役割を与えられていたのではないかと思われます。そのある仕事と云いますと具体的には財務関係即ち出入司の管理下での雑用に係わる仕事だったのでなかつたかと思われます。その事柄についてはこれから覚書に書き留められている事例を列挙してみれば「御台所御用達主立」としての渡辺甚蔵の役目が理解されてくるのではないかと思ひます。まず初見として天保十年十二月七日の事です。片倉家の家老と出入司が仙台城下の京屋弥兵衛なる者より金五百両を借金するに当り中町の検断米竹三次郎と同町の百姓渡辺甚蔵に対し借主となる様仰せ付けられ借入の為仙台へ向わされた事。嘉永五年二月十日、御上様（片倉の殿様）が情救構（頼母子講又は無尽に類似）を企画して一口金式拾両の籤三十口（六百両）を城下の百姓商人達十五名にそれぞれ割り当てた事。其の時の係りとして出入司高橋與兵衛他二名が担当していた。嘉永六年十一月廿九日、仙台城下の若松屋兵作なる者が情救構を企画した際に御上様として金壹千両（一本二百両を五本分）に

加入する事となった。其の為米竹清右衛門、手前（渡辺甚蔵）、新宅（渡辺義兵衛）の三名に対し名義を貸す様に出入司平塚儀蔵より仰せ付けられた事。文久二年七月十八日、桑折町半田の早田伝之助（富農）なる者より金千切をお城で借入れる為に本町の上西秀助と手前が借請け持参して出入司片平與左衛門と菊地勇蔵へ渡した事等が挙げられます。これらの事例からも「御台所御用達主立」の役目が見えてくるのではないかと思います。そしてこの様にお城での財政は大変窮屈な状態であった様に見受けられるのです。更にお城へ対しての献金並びに御用立金についての資料を挙げてみますと、弘化三年九月十九日、仙台の片倉家御屋敷類焼に付渡辺儀左衛門（渡辺家七代）他五名が出入司片平與左衛門に対し金貳百九拾切を献金として献上する旨を申し出ています。嘉永五年二月。七年前の弘化二年仙台御屋敷御普請の為金参百壹切を御用立していましたが返還されないで改めてこの金額を献金する様出入司平塚儀蔵に願ひ出ています。嘉永七年十二月廿四日、御郡御備金五十両を御上様へ御用立金として貸出しています。その時の係りは出入司高橋與兵衛となっております。又安政三年正月元旦、御郡方御備金として相頼れ米竹三次郎、渡辺甚蔵、渡辺義兵衛の三名で金七十五両を貸し出して其の時の係りは検断庄右衛門となっています。次に安政三年四月廿八日、西洋流ケヘル炮購入の費用として金百五拾五切を献上しています。そしてこれ以降についての百姓商人達への借入金金の要請や強要等と片倉家の大きな財政的な歳出を伴うと思われる城中での出来事とを対比考察してみても興味湧く内容となるのではないかと思います。さて文久

三年二月〜三月に片倉宗景公が藩主のお供をして京都石清水八幡宮行幸での警護の役目に付き片倉隊は京都に滞在していますが其の年の十月廿四日、お城の御弓場御座敷に召し出され若殿様及家老衆同席にて米竹清右衛門には金千三百切を初めとして他九名に対し四千九百切の御用立金を申し渡されました。次の年元治元年十一月五日には米竹清右衛門には金参百切を筆頭に以下十一名と領内の人達に対して金四千五百切余の御用金を調達する様仰せ付けられました。毎年の御用立金の要請は財政的に益々厳しさが増してきている様子が伝わってきます。いよいよ戊辰戦争が始まる慶応四年を迎えた一月十七日、仙台藩に会津藩征討令が下つた事により二月十六日には白石城弓場御座敷に於て殿様及家老衆、出入司衆御列座にて会津追討出陣の為の軍用金を米竹清右衛門他十三名と村町へ対し金参万切以上の御用金を申し渡されました。それから二〜三月後のお城での出来事を挙げてみますと同年閏四月十一日、白石領内に於いて奥羽列藩会議が開催され再び閏四月二十二日にも奥羽列藩の面々が白石に会し同盟について協議が行なわれています。これ等の出来事は片倉家入城以来の最大のイベントであったに相違なかつたと思われる。恐らくこの会議を仕切ったのは伊達藩や米沢藩の重臣達であつたらうと思われますが再度の会議に要した費用は片倉家の財政にも少なからず影響があつたものと考えられます。それは前述の二月十六日、金参万切余の御用立金を云い渡された三ヵ月後の五月に二度目の御用立金の要請が行われたと云う事情からも想像出来るかと思われます。五月九日、米竹清右衛門金四百五十両を初めとして十四名と其の他村町へ対し御用

立金四千五百兩の借入金を仰せ渡されています。この様に立て続けの借入金の要請に対して当家渡辺儀蔵はすでに金五千三百切程上納しているので金子は持ち合せが無いので粗五斗入式百俵并に味噌百貫目献上しますので勘弁して下さいと願っていますが入りませんが聞かされてもありませんでした。その数日前の五月一日には新政府軍により白河城が陥落し越河本陣に出陣していた片倉家両殿様には内憂外患とでも云う状況であった事と想像されます。財政がままならぬ状況下での領主及片倉軍の越河への出陣そして城内に於いては奥羽越列藩同盟の盟主となった輪王寺宮の滞在や白石公議府（列藩同盟の中枢機関）の開設更には同年七月、二本松城及長岡城が落城し、すぐ足元まで官軍が立ちふさがってきて一刻の猶予もない戦況となっていた様です。その様な状況下で二度目の要請から三ヶ月後の今年三度目の借入金の要請があったのです。同年八月十二日、片倉家老三木庄左衛門より大急ぎ御用の義で旅仕度をして登城せよと云う指紙が届きました。呼び出されたのは米竹和助（米竹清右衛門の嫡子）菊地十郎左衛門、新宅、手前の四名でした。お城に着くと金繰りの事で越河本陣へ行く様に云われ、呼び出された四名と家老三木庄左衛門、出入司杉山彦五郎他二名、統取加藤庄吉等で越河本陣に向いました。翌十三日、御前に於いて御意の上直書を以って米竹和助に金四千兩、渡辺儀蔵に金貳千兩、渡辺佐吉に金貳千兩、菊地十郎左衛門に金千五百兩、合計約壹万兩の金額を片倉家十一代邦憲公、十二代景範公御両人の書判にて仰せ渡されたのです。四名は度重なるしかも法外な金額にさぞ動転した事であろうと想像されます。いかに戦局が切羽詰っていたとは云え

越河本陣での四名は多額の要請に応じる事は出来なかつたろうと思われ
ます。その為四名は軟禁される事となつたのです。渡辺儀蔵は丁重に断
わり以前申し出ていた粗式百俵と味噌百貫目の献上を手配しますので御
容赦下される様にと再び願い出たが思召されずそのまま越河宿に留まる
様仰せ付けられ其の上見張役（御小人）二人が警備として貼り付く事と
なつたのです。次の日も留め置かれ十五日になって金五百兩を帰宅した
ら手配致しますと云う一筆を差し出してやっと四日振りに自宅に戻る事
が出来ました。尚この事件については昭和四十八年七月発行の「菅野円
藏翁郷土史物語」や同年十二月発行の「渡辺佐吉口伝」に各々伝承とし
て伝えられていました。参考までに「渡辺佐吉口伝」に記載されていま
す箇所を抜粋してみますと「殿様の方からして白石町の豪商米竹さんを
初めとして、本家、石津屋それから私の家と四軒に対して、早急に壹万
兩の御用金をいつけられました。その時分は殿様は越河に出ておられ
て、四名が呼び出されたのです。もっともこれまでに二千兩ばかり金を
ださせられたのがなんでそうそう御用金を仰せられましても困り
入ります。と申し上げるとどうしてもそれを承知してくれませんが、出
金せんうちは他人取締りとかいって越河の御小人の取り締りでしたがそ
のものに捕虜にされたのです。四人ともです。米竹さんが三日目ばかり
でいつけられた金を承知なされて家にお帰りになり、本家も承知され
て三日目に帰られたのでした。私の父と石津屋の十郎左衛門様だけは七
日ばかりおられました。それが為に石津屋には御小人が来て土蔵をこと
ごとく封印されました。私の家には幸い慈昭院がお泊りになつた為に封

印をされなかった。どうも压制きわまる時代であったのです。しかし金はどうしても、とにかくお受けだけをするようにという事であったので、その通りお受けをして父も八日目で家に戻れた様に記憶しております。」以上の様な事柄が語られていました。(伝承者は当時十九才であった。)従って渡辺儀蔵は八月十二日に呼び出され十五日に帰宅を許されていたので其の後の新宅と石津屋の動静については覚書の中では記録出来なかったものと思われれます。「渡辺佐吉口伝」とこの覚書とを照合する事で初めて激動の歴史に相応しい事件の顛末が詳しく証される事になりました。この覚書を私が発見したのは平成八年五月寿丸合名会社を中町から現在地に移転する折偶然土蔵二階(事務所)の会社関係書類の中に紛れ込んでいた中から見つけ出したものです。この覚書を読んで両氏の口伝による伝承が事実であった事を確認出来た訳ですが取りも直さずこの覚書が又一つの存在意義を新たにしたい思いが致します。そして越河本陣での軟禁事件から一ヶ月も経過しない慶応四年九月十五日、伊達藩は官軍に降伏し以下片倉家も同様となったのでした。あの四名の商人(百姓)達を始めとして汗水を流しながら抛出した領内の多くの商人達及富農達の多額の献金や御用立金更には逆境にもめげず頑張った農民達の辛苦が明治維新と云う大きな時代の波に飲み込まれ全て水泡に帰してしまっただけです。後世伝承として敗戦から間もない頃渡辺儀蔵は片倉家十一代邦憲公より狩野派画人の三幅対の掛け軸を拝領したと伝えられています。

おわりに

長々と取り留めの無い事柄を気儘にしかも愚考も顧みず書き散らかした様に思えて恐縮しております。折角先祖が覚書として書き留めてくれましたのでそれに肖って一言恥じらいもなく子孫の一人として理屈を捏ねてみたかったです。見当違いや誤字脱字等々ありましたら御容赦頂きたく存じます。前書でも触れましたがこの覚書を世に出す事を強く進めて下さり今は亡き中橋彰吾先生に対し衷心よりお礼と感謝を申し上げます。そしてこの本を先生への冥途の土産としたいと思っております。又、上梓に際し前白石文化財保護委員長の米沢繁先生を始めとする白石古文書の会の皆様方（佐藤、赤井畑、永山、三浦、日下〔秀〕、八幡、日下〔右〕、細田各位）から色々と御教授を頂き誠に有難う御座いました。更にはお世話を頂きました白石市教育委員会の日下和寿氏、桜井和人氏に対し厚くお礼を申し上げます。又、文字入力をしてくれました村上博美さん（寿丸合名会社勤務）には思い掛け無い仕事であり、色々と辛労を掛けてしまいました。万一この本が後生の人達にとりまして様々な視点から鑑み一寸でもお役に立つ様な事でもありましたなら私にとって望外の喜びであります。

平成廿五年 臘月

付 表

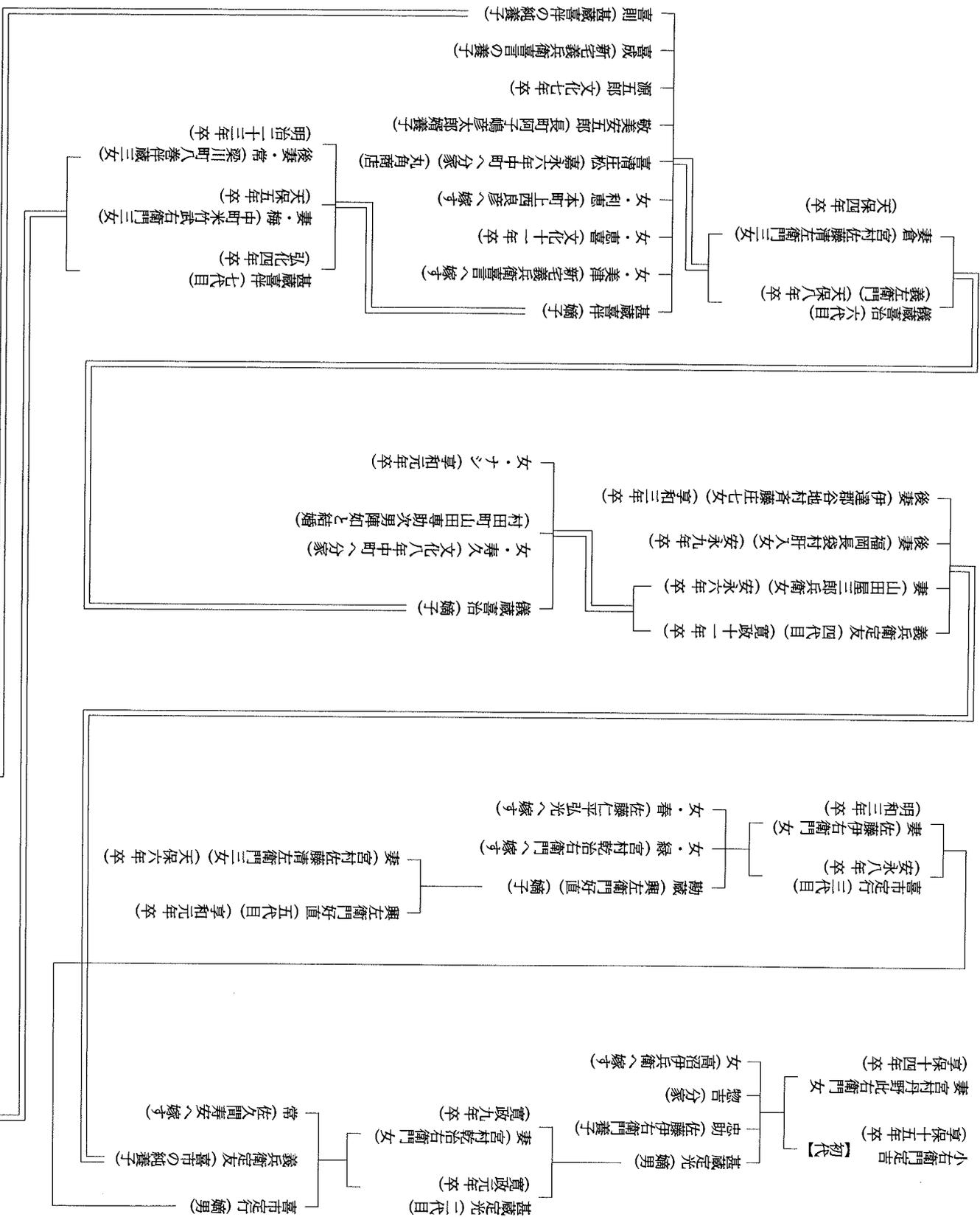
渡邊氏家系図(其の一)

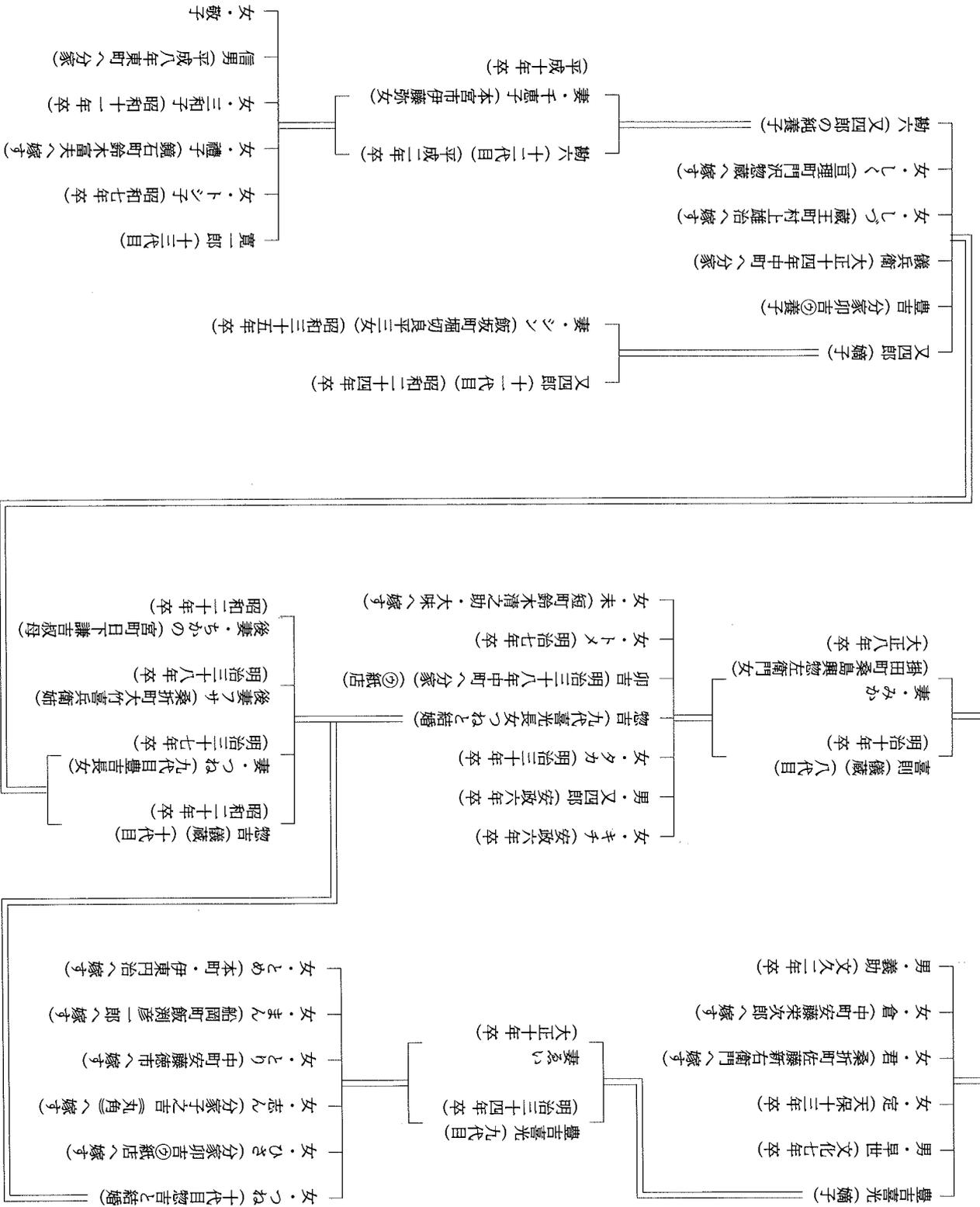
渡邊平左衛門定信父者天正年間伊達晴宗公ニ奉仕ス故在テ仕ヲ辞シ安達郡小濱村ニ退居不仕ニ君為農後定信代移住刈田郡白石中町ニ延寶八庚申年十月十九日卒壽七十八歳時宗白石山常林寺葬定信子文右衛門定成始テ為商ト定信ヨリ五代孫小右衛門定吉為別家定吉ヨリ五代孫義藏喜治為中興ノ祖

渡邊氏家系図(其の二)

喜治者家業ヲ勵頗慈心厚ク一家他門不限貧者ニ金穀ヲ惠片倉家之御用ヲ達屢恩地諸品ヲ賜妹智佐吉ニ邸宅資本金及恩録等ヲ讓リ別家ニ相立外ニ本家ヲ再興シ天保七丙申年三月十四日午後七時頃旧檢所米竹武右衛門長屋平吉ト申者火元ニテ出火折節西風烈ク真向ヨリ吹附居宅者不申及土藏物置等一字不残焼失追々大火ニ相成西側中町板橋ヨリ本町上西甚藏隣迄東側ハ板橋ヨリ當信寺迄不残西側之土藏ハ間々残茂有之得共東側之土藏ハ漸ク四つ計残本郷鷹巢村迄類焼無類大火同年違作大飢饉米穀拂底シテ同八年二、三月ヨリ人多々死其折柄邸宅及土藏數ヶ所ヲ新築シ貧人等江施米シ為其賞仙臺ヨリモ恩賜在是依之大功仰中興之祖

遊邊家代々家系図 (其の三)





参考文献（順不同）

- 白石城下町人譜
菅野圓藏翁郷土史物語
渡辺佐吉口伝
仙台藩歴史用語辞典
仙台藩ものがたり
日本風俗史事典
白石城（文化財報告書第三集）
道ばたの碑
広辞苑
古文書はこんなに面白い
七ヶ宿町史
木村家の古文書（文化財報告書第二十六集）
藤迺舎主人実歴譚（上巻）
東遊雑記
秦姓 山崎氏
白石和紙の伝統
白石における産土信仰
白石城下絵図
天和年中 片倉家「定」書
守貞謄稿図版集成
仲間議定録

渡辺家文書調査報告書

ある百姓の覚書

平成27年12月11日 印刷

平成27年12月15日 発行

発行者 渡辺 信男

〒989-0225 宮城県白石市東町2丁目8番36号

印刷 (株)仙南総合事務センター

〒989-0254 白石市大川町5番6号
